

目 次
第1号（9月18日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	5
出席議員	7
欠席議員	7
事務局職員出席者	8
説明のため出席した者の職氏名	8
開 会	8
会議録署名議員の指名	9
会期の決定	10
諸般の報告	10
町長提出第93号議案	11
町長提出第94号議案	12
町長提出第95号議案	12
町長提出第96号議案	12
町長提出第97号議案	12
町長提出第98号議案	12
町長提出第99号議案	14
町長提出第100号議案	14
町長提出第101号議案	14
町長提出第102号議案	14
町長提出第103号議案	14
町長提出第104号議案	14
町長提出第105号議案	16
町長提出第106号議案	16
町長提出第107号議案	16
町長提出第108号議案	16
町長提出第109号議案	16
町長提出第110号議案	16
町長提出第111号議案	16
町長提出第112号議案	16
町長提出第113号議案	16
町長提出第114号議案	16

町長提出第115号議案	16
町長提出第116号議案	37
町長提出報告第5号	41
町長提出報告第6号	42
町長提出報告第7号	42
町長提出報告第8号	43
町長提出報告第9号	43
町長提出報告第10号	44
教育委員長提出報告第11号	45
議員派遣の件	45
散会	46
署名	47

第2号（9月19日）

議事日程	49
本日の会議に付した事件	49
出席議員	49
欠席議員	49
事務局職員出席者	49
説明のため出席した者の職氏名	50
開議	50
会議録署名議員の指名	50
一般質問	50
8番 青木 克弥君	51
6番 岡田 克也君	69
1番 京村まゆみ君	84
3番 板垣 敬司君	92
14番 後山 幸次君	106
12番 小松 洋司君	125
散会	137
署名	138

第3号（9月20日）

議事日程	139
本日の会議に付した事件	139
出席議員	139

欠席議員	1 3 9
事務局職員出席者	1 3 9
説明のため出席した者の職氏名	1 4 0
開 議	1 4 0
会議録署名議員の指名	1 4 0
一般質問	1 4 0
5 番 道信 俊昭君	1 4 1
1 1 番 川田 剛君	1 6 0
1 3 番 米澤 宏文君	1 7 8
7 番 三浦 英治君	1 8 5
1 5 番 沖田 守君	2 0 2
4 番 竹内志津子君	2 1 8
散 会	2 3 4
署 名	2 3 5

第4号（9月24日）

議事日程	2 3 7
本日の会議に付した事件	2 3 8
出席議員	2 3 9
欠席議員	2 3 9
事務局職員出席者	2 3 9
説明のため出席した者の職氏名	2 4 0
開 議	2 4 0
会議録署名議員の指名	2 4 0
町長提出第93号議案	2 4 0
町長提出第94号議案	2 4 1
町長提出第95号議案	2 4 6
町長提出第96号議案	2 4 9
町長提出第97号議案	2 4 9
町長提出第98号議案	2 5 0
町長提出第99号議案	2 5 3
町長提出第100号議案	2 8 3
町長提出第101号議案	2 8 4
町長提出第102号議案	2 8 5
町長提出第103号議案	2 8 6
町長提出第104号議案	2 8 7

経済常任委員会の請願審査報告について	289
経済常任委員会の所管事務調査報告について	291
議員定数等調査特別委員会の調査報告について	292
決算審査特別委員会米澤委員の辞任の件について	296
決算審査特別委員会委員の補欠選任の件について	299
散 会	299
署 名	300

第5号（10月3日）

議事日程	301
本日の会議に付した事件	302
出席議員	303
欠席議員	304
事務局職員出席者	304
説明のため出席した者の職氏名	304
開 議	304
会議録署名議員の指名	305
町長提出第117号議案	305
町長提出第118号議案	311
町長提出第105号議案	312
町長提出第106号議案	312
町長提出第107号議案	312
町長提出第108号議案	312
町長提出第109号議案	312
町長提出第110号議案	312
町長提出第111号議案	312
町長提出第112号議案	312
町長提出第113号議案	312
町長提出第114号議案	312
町長提出第115号議案	312
町長提出第116号議案	312
発議第8号	327
発議第9号	330
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	340
閉 会	340
署 名	341

津和野町告示第 71 号

平成 24 年第 6 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 24 年 9 月 3 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 24 年 9 月 18 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君	村上 英喜君
板垣 敬司君	竹内志津子君
道信 俊昭君	岡田 克也君
三浦 英治君	青木 克弥君
斎藤 和巳君	河田 隆資君
川田 剛君	小松 洋司君
米澤 宥文君	後山 幸次君
沖田 守君	滝元 三郎君

○9 月 19 日に応招した議員

○9 月 20 日に応招した議員

○9 月 24 日に応招した議員

○10 月 3 日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 24 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 24 年 9 月 18 日 (火曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 24 年 9 月 18 日 午前 9 時 00 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 93 号議案 財産の無償貸与について
- 日程第 5 町長提出第 94 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 95 号議案 津和野町へき地保育園設置管理条例の一部改正に
ついて
- 日程第 7 町長提出第 96 号議案 津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部
改正について
- 日程第 8 町長提出第 97 号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部
改正について
- 日程第 9 町長提出第 98 号議案 津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 99 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 町長提出第 100 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計補
正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 町長提出第 101 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計補正予
算 (第 2 号)
- 日程第 13 町長提出第 102 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計
補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 町長提出第 103 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補
正予算 (第 2 号)
- 日程第 15 町長提出第 104 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補
正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 町長提出第 105 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 17 町長提出第 106 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計歳
入歳出決算の認定について
- 日程第 18 町長提出第 107 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳
出決算の認定について

- 日程第 19 町長提出第 108 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計
歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 町長提出第 109 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
- 日程第 21 町長提出第 110 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 22 町長提出第 111 号議案 平成 23 年度津和野町農業集落排水事業特別会
計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 町長提出第 112 号議案 平成 23 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第 24 町長提出第 113 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計歳
入歳出決算の認定について
- 日程第 25 町長提出第 114 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出
決算の認定について
- 日程第 26 町長提出第 115 号議案 平成 23 年度津和野町介護老人保健施設事業特
別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 町長提出第 116 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決
算の認定について
- 日程第 28 町長提出報告第 5 号 平成 23 年度津和野町財政健全化判断比率等につ
いて
- 日程第 29 町長提出報告第 6 号 株式会社津和野の経営状況について
- 日程第 30 町長提出報告第 7 号 株式会社石西社の経営状況について
- 日程第 31 町長提出報告第 8 号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について
- 日程第 32 町長提出報告第 9 号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について
- 日程第 33 町長提出報告第 10 号 有限会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 34 教育委員長提出報告第 11 号 平成 23 年度教育委員会事業点検評価報告
書について
- 日程第 35 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長提出第 93 号議案 財産の無償貸与について
- 日程第 5 町長提出第 94 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について

- 日程第 6 町長提出第 95 号議案 津和野町へき地保育園設置管理条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 96 号議案 津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 97 号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 98 号議案 津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 99 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 町長提出第 100 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 町長提出第 101 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 町長提出第 102 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 町長提出第 103 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 15 町長提出第 104 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 16 町長提出第 105 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 町長提出第 106 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 町長提出第 107 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 町長提出第 108 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 町長提出第 109 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 町長提出第 110 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 町長提出第 111 号議案 平成 23 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 23 町長提出第 112 号議案 平成 23 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 24 町長提出第 113 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 町長提出第 114 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26 町長提出第 115 号議案 平成 23 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27 町長提出第 116 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28 町長提出報告第 5 号 平成 23 年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第 29 町長提出報告第 6 号 株式会社津和野の経営状況について
- 日程第 30 町長提出報告第 7 号 株式会社石西社の経営状況について
- 日程第 31 町長提出報告第 8 号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について
- 日程第 32 町長提出報告第 9 号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について
- 日程第 33 町長提出報告第 10 号 有限会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第 34 教育委員長提出報告第 11 号 平成 23 年度教育委員会事業点検評価報告書について
- 日程第 35 議員派遣の件

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君	2 番 村上 英喜君
3 番 板垣 敬司君	4 番 竹内志津子君
5 番 道信 俊昭君	6 番 岡田 克也君
7 番 三浦 英治君	8 番 青木 克弥君
9 番 斎藤 和巳君	10 番 河田 隆資君
11 番 川田 剛君	12 番 小松 洋司君
13 番 米澤 宥文君	14 番 後山 幸次君
15 番 沖田 守君	16 番 滝元 三郎君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	楠 勇雄君
まちづくり政策課長	...	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	齋藤 等君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	田村津与志君
商工観光課長	長嶺 清見君	建設課長	伊藤 博文君
環境生活課長	長嶺 雄二君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君	代表監査委員	水津 正君

午前9時00分開会

○議長（滝元 三郎君） それでは、改めまして、おはようございます。大型で、極めて強いという、台風16号、心配をしておりましたけれども、幸いといえますか、大きな被害もなかったようでございまして安心をしているところでございます。暑さ、寒さも彼岸までとよく言ったものでございまして、随分過ごしやすくなってきた昨今でございます。

本日は、平成24年第6回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。

2番、村上議員より遅刻の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は、15名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第6回定例会を開会し、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定のより、10番、河田隆資君、11番、川田剛君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしまして、本定例会の会期及び議事日程等について協議しておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。9番、齋藤和巳君。

○議員（9番 齋藤 和巳君） それでは、議会運営委員会協議報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

議会運営委員会を平成24年9月14日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告します。

今定例会の会期は、本日9月18日火曜日から10月3日水曜日までの16日間といたします。

本日は、まず議長より諸般の報告を受けた後、町長提出の議案説明を受けます。決算については、町長より説明を受け、監査委員より、監査意見の報告をいただき、それに対する質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して休会中の審査とします。その後、7案件の報告を受けた後、散会したいと思います。

19日水曜、20日木曜日の2日間は、一般質問を行います。今回の一般質問は、12人、35件です。

21日金曜日から23日日曜日まで休会とし、24日月曜日は、決算認定を除く議案の質疑、討論、採決を行い、常任委員会及び特別委員会の報告を受け、請願等の所定の処理を行って散会したいと思います。

25日火曜から10月2日火曜日まで休会とし、その間に決算審査特別委員会を開催し、審査していただきたいと思ひます。

10月3日木曜日、本会議を再開し、決算審査特別委員長報告を受け、質疑、討論、採決を行い、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告します。

津和野町議会議長滝元三郎様、議会運営委員会委員長斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から10月3日までの16日間としたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から10月3日までの16日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告書

【6月定例会以降】

6月29日（金） 県立大学支援協議監査 議長

30日（土） 笹山水源祭（笹山） 議長

7月 2日（月） 津和野高校後援会総会（津和野高校） 議長

5日（木） 広報委員会

- 8日(日) 広域消防大会(津和野町体育館) 議長
- 9日(月) 萩津和野線道路改良促進期成同盟会総会(萩市) 議長
山陰自動車道(益田～萩間)整備促進期成同盟会総会(萩市)議長
- 10日(火) 子鷺踊り保存会総会(町民センター) 議長
- 11日(水) 鹿足土木協会総会(松江市) 議長
- 12日(木) 鹿足土木協会要望活動(松江市) 議長
- 13日(金) 広報委員会
- 18日(水) 水曜会 議長
- 19日(木) 原水爆禁止国民平和行進 議長
- 23日(月) 第5回臨時会
- 23日(月) 議員定数等調査特別委員会
- 25日(水) 経済常任委員会所管事務調査
- 8月 6日(月) 経済常任委員会請願審査
- 9日(木) アウトメディアプレス発表(益田市) 議長
- 20日(月) 議員定数等調査特別委員会
全員協議会
- 23日(木) 益田地区広域市町村圏事務組合臨時会
山口線利用促進協議会総会(益田市) 議長
- 29日(水)～31日(金) 鹿足土木協会視察(奈良県十津川村) 議長
- 31日(金) 広報研修会(松江市) 青木、小松、川田議員
- 9月 4日(火) 秋の交通安全推進会議(町民センター) 議長
水をきれいにする町民運動推進協議会(町民センター) 議長

【視察関係】

- 7月24日(火) 愛知県西尾市議会視察(津和野庁舎) 議長
- 8月29日(水) 宮城県加美町議会視察(津和野庁舎) 副議長

6月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要な向きはごらんいただきたいと思います。

日程第4. 議案第93号

○議長(滝元 三郎君) 日程第4、議案第93号財産の無償貸与についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） おはようございます。本日は、9月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には、おそろいで御出席を賜りましてまことにありがとうございました。

今定例会に提案をいたします案件は、条例案件6件、一般会計を初め、各会計補正予算案件6件、決算認定案件12件、報告案件7件の合計31案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第93号財産の無償貸与についてでありますけれども、津和野小学校多目的スペース及び器具室を無償でつわぶきの里へ貸し付けることについて、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、参事から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

〔参事説明〕

.....
議案第93号 財産の無償貸与について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

.....
日程第5. 議案第94号

日程第6. 議案第95号

日程第7. 議案第96号

日程第8. 議案第97号

日程第9. 議案第98号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第5、議案第94号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてより、日程第9、議案第98号津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてまで、以上5案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第94号でございますが、津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第95号でございますが、津和野町へき地保育園設置管理条例の一部改正について議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、参事から御説明を申し上げます。

続いて、議案第96号でございますが、津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、参事から御説明を申し上げます。

続いて、議案第97号でございますが、津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第98号でございますが、津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔教育次長説明〕

.....
議案第94号 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

.....
○議長（滝元 三郎君） 参事。

〔参事説明〕

.....
議案第95号 津和野町へき地保育園設置管理条例の一部改正について
議案第96号 津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

.....
○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔教育次長説明〕

.....
議案第97号 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について

.....
○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第98号 津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

.....
○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

.....
日程第10. 議案第99号

日程第11. 議案第100号

日程第12. 議案第101号

日程第13. 議案第102号

日程第14. 議案第103号

日程第15. 議案第104号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第10、議案第99号平成24年度津和野町一般会計補正予算（第3号）より、日程第15、議案第104号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）まで、以上6案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第99号平成24年度津和野町一般会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ1億2,821万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額78億6,873万5,000円とさせていただきたいというものでございます。詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第100号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ264万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額10億6,756万3,000円とさせていただきたいというものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第101号平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ73万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額13億339万8,000円とさせていただきたいというものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続きまして、議案102号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額2億9,002万円とさせていただきたいというものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第103号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ572万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額5億4,124万1,000円とさせていただきたいというものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第104号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ174万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ予算総額8,106万5,000円とさせていただきたいというものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

[担当課長説明]

.....
議案第 99 号 平成 24 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）
.....

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。
〔担当課長説明〕
.....

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。
〔担当課長説明〕
.....

議案第 103 号 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
.....

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。
〔担当課長説明〕
.....

議案第 104 号 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第 2 号）
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。
それでは、後ろの時計でこれより 10 時まで休憩いたします。
午前 9 時 44 分休憩
.....

午前 10 時 00 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。
.....

日程第 16. 議案第 105 号

日程第 17. 議案第 106 号

日程第 18. 議案第 107 号

日程第 19. 議案第 108 号

日程第 20. 議案第 109 号

日程第 21. 議案第 110 号

日程第 22. 議案第 111 号

日程第 23. 議案第 112 号

日程第 24. 議案第 113 号

日程第 25. 議案第 114 号

日程第 26. 議案第 115 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 16、議案第 105 号平成 23 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第 26、議案第 115 号平成 2

3年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上11案件につきましては会規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第105号平成23年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、別紙のとおり監査委員さんの意見書を付けて、議会の認定に付するものでございます。

一般会計につきましては、歳入総額80億5,784万498円、歳出総額80億168万60円で、差し引きいたしまして5,616万438円の黒字決算となったわけですが、この中に繰越明許費繰越額が1,588万5,000円ございますので、実質収支額といたしましては4,027万5,438円となったものでございます。

続きまして、議案第106号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額10億8,644万7,359円、歳出総額10億8,413万9,165円で、差し引きいたしまして230万8,194円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第107号平成23年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が12億9,188万4,279円、歳出総額が12億7,871万599円で、差し引きいたしまして1,317万3,680円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第108号平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が2億8,019万2,283円、歳出総額が2億8,012万2,783円で、差し引きいたしまして6万9,500円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第109号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が4億1,471万3,014円、歳出総額が4億1,282万5,916円で、差し引きいたしまして188万7,098円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第110号平成23年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が3億2,974万671円、歳出総額が3億2,751万2,379円で、差し引きいたしまして222万8,292円の黒字決算となったものでございますが、この中に繰越明許費繰越額が7万5,000円ございますので、実質収支額といたしましては215万3,292円となったものでございます。

続きまして、議案第111号平成23年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が573万3,838円、歳出総額が567万2,880円で、差し引きいたしまして6万958円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第112号平成23年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が1,386万4,084円、歳出総額が1,386万4,084円で、歳入差し引き0円の決算となったものでございます。

続きまして、議案第113号平成23年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が8,392万9,036円、歳出総額が8,265万7,493円で、差し引きいたしまして127万1,543円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第114号平成23年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が1億1,225万4,326円、歳出総額が9,823万7,098円で、差し引きいたしまして1,401万7,228円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第115号平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が5億628万2,343円、歳出総額が4億8,933万1,140円で、差し引きいたしまして1,695万1,203円の黒字決算となったものでございます。

以上、概要でございますけれども、各会計につきましては黒字決算とすることができましたことを大変ありがたく思っております。

なお、詳細につきましては、出納室長のほうから御説明を申し上げますのでよろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 出納室長、会計管理者。

○会計管理者（山本 典伸君） それでは、議案第105号から第115号の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。説明につきましては決算書総括表を要約して御説明いたしますので、詳細につきましては、これから設置されます決算特別委員会において、各担当課長からお受けいただきたいと思っております。

それでは、一般会計の歳入から御説明をいたします。

歳入総括表の1、2ページをお開きください。決算意見書の次に決算書がありますので、その総括表歳入ページを、1ページ、2ページを御開きください。

歳入第1款の町税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税を合わせた収入済み額は7億4,171万7,248円で、歳入全体の9.2%で、対前年度比1.6%減となっております。また、不納欠損額が1,207万4,874円計上され、収入未済額は1億198万2,408円となっており、収納率は86.7%で前年度と同率となっております。

第2款地方譲与税は、収入済み額7,867万9,096円で、対前年度比2.7%の減となっております。

次に交付金ですが、第3款の利子割、第4款配当金、第5款株式等譲渡所得割、第6款地方消費税、第7款自動車取得税、第8款地方特例、第10款交通安全対策特別の七

つの交付金を合わせた収入済み額は1億532万2,000円で、対前年度比5.8%の減となっております。

第9款です。地方交付税は、収入済み額46億3,777万9,000円で歳入全体の57.6%を占め、対前年度比1.9%の減となっております。

第11款分担金及び負担金は、収入済み額6,014万305円で、主なものとして保育所、児童館の徴収金で、対前年度比53.7%の減となっております。また、収入未済額157万2,990円が計上され、収納率97.3%となっております。

第12款使用料及び手数料は、収入済み額1億3,511万8,273円で、主なものとして住宅使用料、各施設の入館料、バス使用料等で、対前年度比8.7%の増となっております。また、住宅使用料で収入未済額841万7,817円が計上され、収納率が80.5%となっており、使用料及び手数料全体の収納率は94.1%となっております。

じゃ、3ページ、4ページをお開きください。

第13款国庫支出金は、収入済み額5億9,695万8,016円で歳入全体の7.4%を占め、対前年度比45%の減となっております。これの主なものとして、負担金では保育所措置費、子ども手当、生活保護費等で、補助金ではきめ細かな交付金、社会資本整備総合交付金等であります。この収入未済額は4,317万2,000円が計上されていますが、これは繰越明許費の財源分であります。

第14款県支出金は、収入済み額4億9,609万186円で歳入全体の6.2%を占め、対前年度比14.1%の減となっております。主なものとして中山間地域等直接支払事業費交付金、島根県ふるさと雇用再生及び緊急雇用創出臨時特別基金事業費補助金や災害復旧補助金等であります。

第15款財産収入は、収入済み額4,237万4,377円で、対前年度比16.9%の減。

第16款寄付金は、収入済み額1,020万3,000円。

第17款繰入金は、収入済み額791万1,167円。

第18款繰越金は、収入済み額1億950万8,636円となっております。

第19款諸収入は、収入済み額1億6,704万4,194円で歳入全体の2.1%を占めています。

歳入最後の款ですが、町債ですが、収入済み額8億6,899万5,000円で歳入全体の10.8%を占め、対前年度比9.4%の減となっております。また、収入未済額2億3,510万円は繰越明許費の財源分であります。

収入額合計は、収入済み額合計80億5,784万498円で、不納欠損額合計1,207万4,874円で、収入未済額合計3億9,029万5,038円で収納率95.2%となっております。

それでは、ページ6ページの歳出総括表をお開きください。

歳出です。第1款議会費は、支出済み額9,951万4,907円で、執行率99.5%です。

第2款総務費は、支出済み額12億7,647万9,012円、執行率99%で、主なものとしまして総務管理費で11億2,541万106円で、このうち22年度繰越明許事業費分が1,406万2,500円が含まれています。また、繰越額630万円は住基法改正に伴うシステム改修事業費であります。

第3款民生費は、支出済み額13億9,397万4,816円、執行率99.6%で、主なものとしまして社会福祉費及び児童福祉費であります。

第4款衛生費は、支出済み額7億8,601万877円で、執行率99.5%で、主なものとしまして保健衛生総務費、予防費、塵芥処理費、し尿処理費であります。

第5款労働費は、支出済み額3,523万8,001円、執行率99.9%で、主なものとしまして雇用促進住宅の購入費であります。

第6款農林水産事業費は、支出済み額3億2,845万3,726円で、執行率は96.6%、この主なものとしまして農業費の中山間地域等直接支払制度事業費、林業費の林業振興費及び林道費であります。なお、この林業振興費で13万6,500円、林地崩壊防止事業費で421万6,271円が22年度繰越明許事業費であります。また、繰越金18万5,900円が計上されていますが、これは林道新設改良事業費であります。

第7款商工費は、支出済み額2億5,498万6,124円、執行率97.2%で、主なものとしまして商工振興費、観光費、ふるさと雇用再生特別基金事業費であります。なお、商工振興費で500万円、観光費で984万円、観光リフト運行費で1,249万円の合わせた2,733万5,000円が22年度の繰越明許事業費でございます。繰越金472万6,000円が計上されていますが、これは観光費の町営駐車場の舗装費等の事業費でございます。

第8款土木費は、支出済み額6億364万1,094円、執行率98.8%で、主なものとしまして土木管理費、道路橋梁費であります。支出済み額のうち5,493万3,600円の22年度繰越明許事業費が含まれています。また、繰越金136万5,000円が計上されていますが、これは道路維持事業費であります。

7ページ、8ページをお願いします。

第9款消防費は、支出済み額2億4,791万8,022円、執行率86.6%で、主なものとしまして広域市町村圏事務組合消防費であります。また、繰越金3,760万円は消防団安全対策整備事業と事務組合消防費負担金であります。

第10款教育費は、支出済み額8億959万13円、執行率76.3%であります。支出済み額のうち22年度繰越明許事業費が1億8,048万691円含まれておりますが、これは教育諸費の耐震改修事業、美術館・写真館の備品購入費であります。繰越額2億4,227万7,000円、これは学校施設耐震補強改修事業費分であります。

第11款災害復旧費は、支出済み額1億7,406万1,635円、執行率98.4%で、この大部分は22年度の繰越明許事業費でございます。

第12款公債費は、支出済み額19億8,275万4,339円で、元金部分が18億83万8,298円、利子分が1,811万6,041円でございます。

第13款諸支出金は、支出済み額905万7,494円で、第14款の予備費は0円でございます。

したがいまして歳出合計は、支出済み額合計80億168万60円で、翌年度繰越額合計が2億9,415万7,000円、不用額合計5,202万940円でございます。

歳入歳出差し引き合計5,616万438円から繰越明許費繰越額1,588万5,000円を差し引きいたしまして、実質収支額は4,027万5,438円となっております。

それでは、今度は議案第106号国民健康保険特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

決算書総括表の1、2ページをお開きください。

歳入、第1款の保険税は、収入済み額1億6,009万4,564円で歳入全体の14.7%で、対前年度比1.7%減となっております。不納欠損額が82万6,824円が計上され、収入未済額は3,318万3,651円となっております。収納率は82.5%、これは前年度に対しまして2ポイントの増となっております。

第3款国庫支出金と第6款県支出金を合わせた支出金は、収入済み額2億6,533万5,968円で歳入全体の24.4%で、対前年度比24.1%の減となっております。

第4款療養給付費交付金、第5款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金を合わせた3交付金は、収入済み額5億6,178万8,627円で歳入全体の51.7%で、対前年度比38.8%の増となっております。

したがいまして歳入の合計です、収入済み額合計10億8,644万7,359円で、不納欠損額合計82万6,824円で、収入未済額合計3,318万3,651円で、収納率は97.0%となっております。

それでは、3ページ、4ページの歳出の総括表をお願いします。

歳出につきましては、主なものとしまして第2款保険給付費が、支出済み額7億5,489万9,828円で歳出全体の69.5%を占め、対前年度比0.8%の増であります。

第3款後期高齢者支援金は、支出済み額1億343万4,329円で支出全体の9.5%を占め、対前年度比10.7%の増であります。

第7款共同事業拠出金が、支出済み額1億2,223万1,492円で歳出全体の11.3%で、対前年度比2.8%の増であります。

5ページのほうに入りますが、歳出の合計です。

支出済み額合計10億8,413万9,165円で、不用額合計75万2,835円となっておりまして、歳入歳出差し引き残額230万8,194円でございます。

議案第107号の介護保険特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。決算書総括表の1、2ページをお開きください。

歳入、第1款介護保険料は、収入済み額1億4,900万8,800円で歳入全体の11.5%で、対前年度比1.2%の減となっております。また、不納欠損額が75万6,800円が計上され、収入未済額は157万8,700円となっておりまして、収納率は98.5%、これは前年度に比しまして0.2ポイントの増となっております。

第3款国庫支出金と第5款県支出金を合わせた支出金は、収入済み額5億2,046万4,033円で歳入全体の40.3%で、対前年度比0.2%の増となっております。

第4款支払基金交付金は、収入済み額3億5,376万5,000円で歳入全体の27.4%で、対前年度比1.6%の減となっております。

歳入合計です。歳入合計は、収入済み額合計12億9,188万4,279円で、不納欠損額合計75万6,800円で、収入未済額合計157万8,700円で、収納率99.8%となっております。

それでは、3ページ、4ページの歳出の総括表をお願いします。

歳出につきましては、主なものとしまして第2款の保険給付費が、支出済み額11億9,568万5,500円で歳出全体の93.5%を占め、対前年度比3.3%の増であります。

第5款地域支援事業が、支出済み額3,754万8,498円で歳出全体の2.9%で、対前年度比19.4%の増であります。

歳出合計は、支出済み額合計12億7,871万599円で、不用額合計1,546万6,401円となっておりまして、歳入歳出差し引き残額は1,317万3,680円であります。

続きまして、議案第108号後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

決算書総括表1、2ページをお開きください。

歳入第1款の医療保険料は、収入済み額8,351万240円で歳入全体の29.8%で、対前年度比2.0%減となっております。

また、収入未済額は23万3,680円となっておりまして、収納率は99.7%であります。前年度に比しまして、0.2ポイントの減となっております。

第3款繰入金は、収入済み額1億8,747万8,869円で歳入全体の66.9%で対前年度比6.4%の増となっております。

第4款諸収入は、収入済み額912万2,654円で歳入全体の3.3%で、対前年度比45.4%減となっております。

歳入合計は、収入済み額合計2億8,019万2,283円で収入未済額合計23万3,680円で収納率は99.9%となっております。

2ページの歳出です。

歳出につきましては、主なものとしまして第2款後期高齢者医療広域連合会納付金が支出済み額2億7,615万7,871円で歳出全体の98.6%を占め、対前年度0.1%の減となっております。

歳出合計は、支出済み額合計2億8,012万2,783円で不用額合計53万5,217円となっております、歳入歳出差し引き残額は6万9,500円であります。

続きまして、議案第109号簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

総括表1、2ページをお開きください。

この23年度から歳入の款区分が、若干変更となっております。

歳入第2款の使用料及び手数料は、収入済み額1億7,901万2,954円で歳入全体の43.2%で、対前年度比1.2%減となっております。

また、収入未済額は918万287円となっております、収納率は95.1%であります。前年度に比しまして、0.2ポイント減となっております。

第5款の繰入金は、収入済み額1億3,199万5,000円で歳入全体の31.8%で対前年度比6.2%の減となっております。

第7款町債は、収入済み額7,040万円で歳入全体の17%となっております。

収入合計は、収入済み額合計4億1,471万3,014円で収入未済額合計918万287円で収納率97.8%となっております。

じゃ、3ページの歳出の総括表をお願いします。

歳出につきましては、第1款簡易水道事業費は支出済み額2億698万4,465円で対前年度比35.2%の増であります。この事業費の水道管理費に22年度繰越明許事業費が1,681万円が含まれております。

第2款公債費は、支出済み額2億584万1,451円で対前年度比15.8%の増であります。

歳出合計は、支出済み額合計4億1,282万5,916円で不用額合計49万2,084円となっております、歳入歳出差し引き残額188万7,098円あります。

続きまして、議案第110号下水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

決算書総括表1、2ページをお開きください。

歳入第2款使用料及び手数料は、収入済み額4億2,040万4,873円で歳入全体の12.9%で、対前年度比3.9%の増となっております。

また、収入未済額は157万5,591円となっております、収納率は96.4%あります。前年度に対しまして、0.3ポイント減となっております。

第3款国庫支出金は、収入済み額5,271万円で歳入全体の16.0%で対前年度比51.9%の増となっております。

また、収入未済額として1,029万円が計上されてますが、これは翌年度繰越明許事業費分でございます。

第5款繰入金は、収入済み額1億147万9,000円で歳入全体の30.8%で対前年度比7.7%の増となっております。

第7款町債は、収入済み額1億2,410万円で、これは歳入全体の37.6%で対前年度比7.9%の減となっております。

収入未済額として1,160万円が計上されてますが、これは翌年度繰越明許費の財源分でございます。

歳入合計は、収入済み額合計3億2,974万671円で収入未済額合計2,354万5,591円で収納率は92%となっております。

じゃ、3ページの歳出総括表をお開きください。

歳出につきましては、第1款下水道事業費は支出済み額1億6,132万9,852円で対前年度比13.7%の増であります。

第2款公債費は、支出済み額1億6,618万2,527円で対前年度比0.2%の減であります。

歳出合計は、支出済み額合計3億2,751万2,379円で翌年度繰越額合計2,196万5,000円、不用額合計51万6,621円でございます。

歳入歳出差し引き残額222万8,292円から繰越明許費繰越額7万5,000円を差し引きしまして、実質収支額は215万3,292円となっております。

それでは、議案第111号農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入第1款の使用料及び手数料は、収入済み額73万769円で歳入全体の12.7%で、対前年度比0.9%の増となっております。

第2款繰入金は、収入済み額487万6,000円で歳入全体の85.0%で、対前年度5.7%の増となっております。

歳入合計は、収入済み額合計573万3,837円で収入未済額0で収納率は100%となっております。

2ページの歳出です。

歳出につきましては、第1款農業排水事業費は支出済み額165万9,383円で対前年度比34.9%の増であります。

第2款公債費は、支出済み額401万3,497円でございます。

歳出合計は、支出済み額合計567万2,880円で、不用額合計3万120円となっております。歳入歳出差し引き残額は6万958円でございます。

続きまして、議案第112号の奨学基金特別会計をお開きください。歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入第3款の繰入金は、収入済み額624万円で歳入全体の45%で、対前年度比23.9%の減となっております。

第4款諸収入は、収入済み額760万7,000円で歳入全体の54.9%、対前年度比0.6%の減となっております。

歳入合計は、収入済み額合計1,386万4,084円で収入未済額はございません。収納率100%となっております。

2ページの歳出につきましては、奨学金費が支出済み額1,386万4,084円で対前年度17%の減でございます。歳入歳出差し引き残額は0円です。

続きまして、議案第113号の電気通信事業特別会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入は第4款の繰入金は、収入済み額5,488万4,953円で歳入全体の65.4%で、対前年度比101.2%増となっております。

第6款諸収入は、収入済み額2,426万3,514円で歳入全体の28.9%で、対前年度比181.6%の増となっております。

歳入合計は、収入済み額合計8,392万9,036円で収入未済額120万360円で、収納率は98.6%となっております。

2ページの歳出につきましては、第2款地域情報化推進事業費は支出済み額3,729万7,371円で、対前年度比83.8%の減であります。

第3款公債費は、支出済み額4,489万4,202円で対前年度82.6%の増であります。

歳出合計は、支出済み額合計8,265万7,493円で、不用額合計227万9,507円となっております。歳入歳出差し引き残額は、127万1,543円でございます。

それでは、議案第114号診療所特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入第1款の診療収入は、収入済み額9,554万8,589円で歳入全体の85.1%で、対前年度比3.5%減となっております。

第4款諸収入は、収入済み額263万6,520円で歳入全体の2.3%で、対前年度比12.2%の増となっております。

歳入合計は、収入済み額合計1億1,225万4,326円で、収納率は100%となっております。

2ページの歳出につきましては、総務費が支出済み額9,774万4,648円、医業費が支出済み額49万2,450円で歳入歳出合計は、支出済み額合計9,823万7,

098円で、対前年度比9.1%減となっております。歳入歳出差し引き残額は、1,401万7,228円であります。

それでは、議案第115号の介護老人保健施設事業特別会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入第1款の介護老人保健施設事業は、収入済み額4億6,729万9,231円で歳入全体の92.3%で、対前年度比3.0%の減となっております。

第2款訪問介護事業は、収入済み額1,919万2,318円で歳入全体の3.8%、対前年度比8.9%の減となっております。

歳入合計は、収入済み額合計5億628万2,343円で、収納率100%となっております。

2ページの歳出につきましては、介護老人保健施設事業が支出済み額4億6,912万9,340円、訪問介護事業が支出済み額2,020万1,800円で歳出合計は、支出済み額合計4億8,933万1,140円で、対前年度9.3%の減となっております。歳入歳出差し引き残額は、1,695万1,203円でございます。

以上、はしりましたが、御説明を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の審査意見の報告を求めます。一般会計より、順次よろしく願いをいたします。監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） それでは、お手元に配付されております、平成23年度歳入歳出決算審査意見書を読み上げながら、報告させていただきます。

まず1ページですが、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された平成23年度津和野町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに関係諸帳簿、証書類等を審査した結果、その概要及び意見は次のとおりである。

審査の対象であります、平成23年度津和野町一般会計歳入歳出決算書並びに平成23年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、以下10の特別会計であります。

審査の期間であります、平成24年8月7日から8月28日までです。

審査の総括意見。

町長より審査に付された各会計の決算書について、関係諸帳簿、伝票並びに証書類等との照合、関係資料の分析、比較検討等、通常実施すべき審査を実施した。

この結果、各会計とも決算書数値は正確で、かつ合法的であり、関係帳簿、証書類と整合しており、財産運用、管理もおおむね適正であると認めた。

以下、内容について記述する。

ページをめくってください。

あらかじめお断りしておきますが、この資料の中に千円表示の、千円単位の表示の表がございますが、千円未満の端数の処理の関係で多少誤差が生じているところがあるかも

しませんが、お許しをいただきたいと思います。また、金額につきましては、この後、決算審査につきまして特別委員会が設けられると聞いておりますので、その中で執行部から詳細なる説明があると思いますので、重複を避けながら御報告いたしたいと思いません。

それでは、1、決算規模。

一般会計及び特別会計の決算は次のとおりである。

一般会計の合計であります。歳入総額は80億5,784万498円、歳出総額は80億168万600円であります。

特別会計の合計は、歳入が41億2,504万1,233円、歳出総額は40億7,307万3,537円であります。

総合計は、歳入総額が121億8,288万1,731円で、歳出総額が120億7,475万3,597円あります。

次に、2、一般会計決算状況であります。

(1) 年度別決算状況で、次のページをお願いします。

(2) 決算収支状況であります。実質収支につきましては、先ほど御説明ありましたので省略させていただきます。単年度収支では、マイナスの2,754万1,000円あります。実質単年度収支につきましては、4億4,523万4,000円の黒字であります。

(3) 歳入の状況、表の説明は省略させていただきます。

多少の分析でございますが、1、町税は、前年度比1,221万6,000円減で1.6%下回った。市町村たばこ税、固定資産税は、わずかに増加しているが、市町村民税の減額の影響が大きい。2、分担金及び負担金は、前年度比6,014万円減で53.73%下回った。その主な要因は、前年度実施した日原分遣所庁舎の建設事業に係る広域組合負担金7,495万1,000円が事業が完了によりましてなくなったことによるものであります。3、地方交付税は、前年度比、普通交付税が5,416万3,000円、特別交付税が3,332万円それぞれ減となり、合計で8,748万3,000円減となり1.9%下回った。4、国庫支出金は、地域活性化交付金など総務費国庫補助金2億6,373万2,000円減、安全・安心な学校づくり交付金6,215万3,000円減、旧堀氏庭園修復関連事業補助金6,258万7,000円減、ユビキタス関連事業補助金9,197万9,000円減、教育費関係委託金1,043万1,000円減などが主な要因で、4億8,767万2,000円減で45.0%下回った。町債は、臨時財政特例債1億1,341万7,000円減の影響が大きく、前年度比9,001万7,000円減で9.4%下回っております。

(4) 歳出の状況。これにつきましては、表の説明は省略させていただきます。

次に、(5) 性質別歳入歳出決算状況であります。

①歳入について、自主財源は町税以下合計しまして12億7,401万7,000円、依存財源は地方交付税が大きなウエートを占めておりますが、これを以下合計しまして67億8,382万3,000円であります。総合計しますと80億5,784万円です。

次に、②歳出であります。義務的経費につきましては人件費以下合計しますと、48億9,033万4,000円、投資的経費につきましては9億3,675万9,000円、その他が21億7,458万7,000円、合計が80億168万円であります。

7ページをお願いします。

1、人件費は、前年度比で町村議会議員共済制度の改正に伴う負担金が2,609万円増、特別職の特例による給料減額424万9,000円、退職手当組合特別納付金1,194万7,000円減、地方公務員共済組合負担金等2,327万1,000円増、時間外勤務手当1,136万8,000円減、期末勤勉手当957万7,000円減などが主な内容となっている。2、補助金等は、事故賠償金が前年度比増の主な要因となっている。3、積立金は、財政調整基金、減債基金、まちづくり基金、ふるさと津和野基金、地域医療推進基金への積み立てが主なもので、前年度比4,753万3,000円減で10.7%下回った。4、繰出金は、前年度比で、病院事業会計が3,728万8,000円、電気通信事業特別会計が1,719万6,000円、後期高齢者医療特別会計が1,130万1,000円、介護保険特別会計が922万2,000円、下水道事業特別会計が729万6,000円などがそれぞれ増となり、一方、前年度比で減となったのは2会計で、簡易水道事業特別会計が875万7,000円、国民健康保険特別会計が728万6,000円、それぞれ減となっております。

(6) 財政構造の分析であります。経常収支比率86.9%、公債比率31.2%、起債制限比率12.2%、人件費比率20.7%、物件費比率10.8%、実質収支比率は1.0%であります。

次に、(7) 町税の収納状況であります。合計で申し上げますと、調定額が8億5,577万2,000円、徴収額が7億4,171万5,000円、欠損額が1,207万3,000円、未収額が1億198万円あります。

次に、(8) 不納欠損状況について報告いたします。地方税法第15条の7第4項の失効によるものが、合計で見ますと51万4,926円あります。それから、徴収不納によるものが、768万413円、時効によるものが387万9,535円となっております。

9ページをお願いします。

(8) 使用料及び手数料状況。

①使用料で、合計は、調定額が1億1,921万7,000円、収入済み額が1億1,080万円あります。

1、使用料総額は、前年度9,968万4,000円に対し、本年度1億1,090万円増で1,121万6,000円増となっているが、森鷗外記念館及び安野光雅美術館の使用

料が前年度比429万9,000円増、旧堀氏庭園使用料が、これは新たに加わったものでありますが485万円が主な内容となっております。

2、住宅使用料未収額は、前年度941万2,000円に対しまして、本年度841万7,000円で99万5,000円減となっております。

次に、②手数料であります。表の説明は省略させていただきます。

(10)貸付金状況、次の(11)一時借入金状況につきましても表の説明は省略させていただきます。

(12)地方債現在高状況であります。平成23年度末の現在高が113億8,871万8,000円でありまして、前年度と比較しますと9億3,184万3,000円減となっております。今日まで繰り上げ償還されてきておりますが、それによる効果だと思っております。

それから、(13)債務負担行為状況、(14)基金残高状況、(15)滞納額状況につきましては表の説明は省略させていただきます。

12ページをお願いします。

(16)時間外勤務状況であります。表の説明は省略しますが、前年度比で5,317時間減少しておりました。

それでは、13ページに入りますが、3、特別会計決算状況であります。

(1)各会計別執行状況総括表でございますが、この表の説明は省略させていただきます。

(2)基金残高状況、これにつきましても表の説明は省略いたします。

(3)滞納額状況であります。各特別会計合計いたしまして23年度の滞納額は4,708万9,000円となっております。

15ページをお願いします。

(4)奨学基金、①貸付金状況、②貸付金及び返還金状況、これの表につきましては省略させていただきます。

最後のページであります。審査意見。

現下の財政状況は、標準財政規模が前年度比1億5,887万8,000円減少した中で経常収支比率がわずかながら0.1ポイント改善されており、財政計画に沿って年次的に町債の繰り上げ償還が実施された結果、公債比率が軽減され、財政構造は着実に健全化へ向かっていることがわかる。

しかしながら、これまで改善傾向にあった人件費比率、物件費比率がともにそれぞれ0.4ポイント、0.5ポイント上昇していることは今後の課題である。

地方交付税に大きく依存している本町の財政構造上、平成22年国勢調査人口の減少、小中学校の統廃合等による交付税への影響を把握していく必要があり、標準財政規模の縮小も想定される。

また、一般会計から特別会計及び病院事業会計への繰出金が9億1,438万8,000円で前年度比6,652万2,000円増加しており、財政負担に与える影響も大きいことから、中長期的な財政需要の把握が重要となっている。

町長以下、職員が一丸となって財政の健全化、効率化に向けてさらなる努力を求めるところである。

一般会計においては、歳入総額は80億5,784万円、歳出総額は80億168万円で歳入歳出それぞれ減少している。前年度との比較において増減の主なものは、歳入においては、諸収入が5,986万7,000円増、地方交付税が8,748万3,000円減、国庫支出金が4億8,854万円減、県支出金が8,150万8,000円減、分・負担金が6,974万4,000円減、町債が9,001万7,000円減であります。

歳出においては、前年度比増減の主なものは、労働費3,395万6,000円増、消防費1億4,822万7,000円減、教育費1億4,575万2,000円減、公債費1億3,173万5,000円減、農林水産業費3億2,845万4,000円減である。

特別会計においては、歳入総額が41億2,503万8,000円、歳出総額は40億7,307万円となっている。

個別の指摘事項は次のとおりである。

1、収納対策について。

一般会計では、自主財源の基幹をなす町税が1億198万2,000円、保育料及び住宅使用料で999万円が、特別会計では、国民健康保険税、簡易水道使用料及び電気通信使用料等で4,708万9,000円が未収となっている。前年度に対し、わずかながら改善されてはいるが、財政運営の円滑化及び公平性確保の上からも時効による不納欠損に至らないよう法的手続に基づき、また税等滞納整理対策本部を機能させながら引き続き収納強化を図られたい。

2、時間外勤務について。特殊要因を除く通常的时间外勤務時間数は前年度比5,317時間減少しており、その努力を評価したい。引き続き職員一人一人が事務処理効率の向上に努め、健康管理上からも時間外勤務時間の短縮に努められたい。

結びといたしまして、高齢化が進む本町においては、高齢者福祉行政需要が年々高まる中、各種事業について費用対効果も分析しながら、引き続き職員の意識改革のもとに行政コストの低減に努め、安定的な行財政運営を図り、住民福祉の向上に努められることを期待するものである。

以上であります。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

それでは、監査審査意見報告に対する監査委員さんへの質疑に入ります。

まず初めに、一般会計について質疑を受けます。質疑はありますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 一般会計になるものも特別会計も見て調査意見ちゅうのが最後のページにあるんですけども、その中へ特別会計も入っとるかわかりません

けども、物件費と人件費がそれぞれ0.4ポイント、0.5ポイント上昇しているという監査意見の報告書が書いてあります。しかし、6ページの歳出の段階において人件費と物件費の比率が出とります。それによりますと、かなりの物件費が前年度と比べて上がってるんですけども、0.4ポイント、0.5ポイントの構成比率というのは、この表からいうと余りちょっと合点がいかないんですけども、ちょっとその点はどうかということで0.4ポイントか0.5ポイントかという点をお知らせ願いたい。

それともう1点ですけども、物件費が総額で13億円ばかり計上、数字が上がってきます。前年度対比で1億8,260万4,000円、前年度と比べたら増えているということにこの表ではなるんですけども、増えたという要因は余りにも金額がふえ過ぎが多いんですけども、その要因は何だったのかという点をその点聞かせてください。また、物件費の中に人件費的なものがその13億円の中にどれぐらいの数字が人件費的なものが含まれているのかという点、特別委員会でも調査されると思うんですけども、各課において調査いたしますので全般的な物件費の中の人件費率というのが総体的には把握しにくいという形の面も今までの監査の調査の中であるわけですけども、13億円の中に人件費的なものがどのぐらいあったのかという点をお知らせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） それでは、お尋ねの件についてお答えいたします。順序が前後するかもしれませんが、お許しいただきたいと思います。

まず、人件費率、物件費率の関係でございますが、先ほどありました6ページの表との比較の中での御質問であります。6ページのほうは、いわゆる23年度を対前年度と比較増減は構成比の比較でありますので、単純な、いわゆる決算額の比較をしとりませんので、数字はここと見方はちょっと同じ見方はできないと思います。

それから、物件費の中で、いわゆる人件費的な支出はということでありましたが、恐らく臨時職員等の賃金部分かと思いますが、それにつきましては、賃金部分を合計しますと1億3,068万2,000円、約でございますが、これが物件費の中に含まれているだろうと思います。

あと、報償費にですね、248万4,000円ございました。その程度であります。

何か答弁漏れがありますかいね。

○議長（滝元 三郎君） 9番。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 比率のもの0.4ポイント0.5ポイントちゅうのはちょっとこれではわかりにくいんですけども、その中で人件費についてはそのぐらいのもの0.4ポイントの上昇だろうと思うんですけども、物件費が実際には1億8,000万円以上、前年対比ふえとるわけですしね、それに対して0.5ポイントの上昇ちゅう理屈がちょっとわからんのですけども、何と対して0.5ポイントになったかち

ゆうのを、もしわかればお知らせ願いたいと。人件費はある程度想像がつくんですけども、物件費が余りにも、1億8,000万円という、前年対比ふえとるんですけども、それに対して0.5ポイントの上昇というところが、ちょっと勉強不足で申しわけないんですけども。

○議長（滝元 三郎君） 監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） 特別委員会のほうで執行部のほうから決算審査資料が出ると思いますが、そこに財政担当のほうで分析した表がついております。その辺をごらんになっていただくことと、それから物件費が対前年度で大きくふえているのは、いわゆる国の交付金がございましたが、それを大半を施設等の修繕費に回した関係で物件費が上昇しているという説明も受けております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、一般会計に対する質疑を終結いたします。

次に、各特別会計につきまして、一括をして質疑を受け付けます。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、特別会計に対する質疑を終結いたします。

日程第27. 議案第116号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第27、議案第116号平成23年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案件について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第116号平成23年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、監査委員さんの意見書を添えまして議会の認定に付するものでございます。

収益的事業では、当年度純利益545万8,471円に、前年度繰越利益剰余金779万9,137円を加えまして、当年度未処分利益剰余金が1,325万7,608円となったものでございます。

資本的事業でございますが、収入支出差し引き1,775万3,333円の不足額が生じたので、損益勘定留保資金から補填をいたしまして、決算をさせていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

〔担当課長説明〕

.....

議案第116号 平成23年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の審査意見の報告を求めます。監査委員。

○代表監査委員（水津 正君） それでは、平成23年度津和野町病院事業会計決算審査につきまして意見書に沿って報告させていただきます。

ページをめくっていただきます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成23年度津和野町病院事業会計決算書並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1、審査の概要。

(1) 審査の期日、平成24年7月26日。

(2) 審査の場所、津和野町役場日原第2庁舎監査室であります。

(3) 審査の方法、津和野町病院事業経営を、地方公営企業法、その他関係法令の定めるところにより、目的を達成するため合理的に行われたかについて、書類の照合と検証を実施した。

2、審査の結果。

(1) 決算状況。

ア、収益的事業であります。病院事業収益は合計で7億4,050万6,995円あります。内訳は、医業収益及び医業外収益の合計であります。次に、支出であります。病院事業費用は合計で7億3,281万1,401円あります。内訳は、医業費用、医業外費用及び特別損失であります。

イ、資本的事業。収入、資本的収入の合計は6,419万6,234円でありまして、内訳は企業債並びに負担金であります。次に、支出であります。資本的支出の合計は8,194万9,567円あります。

(2) 企業債残高であります。合計で申し上げます。次のページですが6億5,705万円が23年度末の未償還残高でございます。

(3) 資産状況。

ア、固定資産で、合計で申し上げます。23年度中の増減であります。取得額が4,571万9,977円、減価償却額が4,098万398円でありまして、平成23年度末の償却残高が6億2,121万1,487円となっております。

流動資産につきましては、現金預金、未収金合わせまして合計が、23年度の合計でございます。1億4,319万1,701円となっております。資産合計は、固定資産額6億2,121万1,487円と流動資産1億4,319万1,701円を合算しまして7億6,440万3,188円となっております。

(4) 負債及び資本金、剰余金であります。この表の説明は省略させていただきます。

3、総括意見。

年々増加する企業債償還金、今後における機器更新等に伴う新規企業債発行に係る償還金を勘案し、これらに十分対応できるよう、中長期的な企業経営計画を策定するとともに、町民福祉の向上に向けて職員が一丸となって努力されることを望むものである。以上です。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

それでは、審査意見報告に対する監査委員さんへの質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

監査委員さんには、大変ありがとうございました。

それでは、ここで後ろの時計で11時40分まで休憩いたします。

午前11時28分休憩

.....
午前11時40分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

監査委員さんに対する質疑は終了いたしました。ここで、議案105号平成23年度津和野町一般会計歳入歳出予算の認定についてより、議案第116号平成23年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、執行部に対して総括的に特に質疑があれば、これを許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、執行部に対する質疑を終結いたします。

冒頭、議会運営委員長より報告がございましたように、決算認定に関する12案件につきましては、特別委員会を設置をすることになっております。

お諮りをいたします。決算の認定に関する12案件につきましては、7人の委員をもって構成をする決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査といたしたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、決算の認定に関する12案件につきましては、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

これより、各常任委員会より委員の選出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。休憩中に委員の選任をお願いいたします。

午前11時41分休憩

.....
午前 11 時 44 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続いて、本会議を再開いたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、総務常任委員会より、川田剛君、米澤宥文君、文教民生常任委員会より、青木克弥君、京村まゆみ君、斎藤和巳君、経済常任委員会より、村上英喜君、後山幸次君の以上 7 名を指名したいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました 7 人の方を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、決算審査特別委員会に地方自治法第 9 8 条第 1 項の検査の権限を付与したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会に地方自治法第 9 8 条第 1 項の検査の権限を付与することに決しました。

先ほどの休憩中に、決算審査特別委員会の正副委員長を選任をいただき、委員長に青木克弥君、副委員長に村上英喜君がそれぞれ選任されましたので、御報告をいたします。

それでは、ここで選任されました委員長より御挨拶を受けたいと思います。よろしくをお願いします。8 番、青木君。

○議員（8 番 青木 克弥君） ただいま選任をされました委員長の青木克弥でございます。

今回の決算委員会につきましては、非常にタイトな日程になろうかと思います。皆さん方の御協力のもとにこの業務を遂行したいというぐあいに思います。ぜひともよろしくお願い申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

それでは、ここで後ろの時計で午後 1 時まで休憩といたします。

午前 11 時 46 分休憩
.....

午後 1 時 00 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。
.....

日程第 28. 報告第 5 号

○議長（滝元 三郎君） 日程第 28、報告第 5 号平成 23 年度津和野町財政健全化判断比率等についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第5号でございますが、平成23年度津和野町財政健全化判断比率等についてでございます。地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づきまして、健全化判断比率等を報告することになっております。内容につきましては担当課長から御報告をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

〔担当課長説明〕

.....
報告第5号 平成23年度津和野町財政健全化判断比率等について
.....

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第29. 報告第6号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第29、報告第6号株式会社津和野の経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第6号でございますが、株式会社津和野の経営状況について御報告するものでございます。内容につきましては担当課長から御報告をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....
報告第6号 株式会社津和野の経営状況について
.....

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第30. 報告第7号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第30、報告第7号株式会社石西社の経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第7号でございますが、株式会社石西社の経営状況について御報告するものでございます。内容につきましては担当課長から御報告をいたしますので、よろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....
報告第7号 株式会社石西社の経営状況について
.....

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第31. 報告第8号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第31、報告第8号株式会社杣の里よこみちの経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第8号でございますけれども、株式会社杣の里よこみちの経営状況について御報告するものでございます。内容につきましては担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....
報告第8号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について
.....

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第32. 報告第9号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第32、報告第9号株式会社日原リゾート開発の経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第9号でございますが、株式会社日原リゾート開発の経営状況について御報告するものでございます。内容につきましては担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

〔担当課長説明〕

.....
報告第9号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について

.....
○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第33. 報告第10号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第33、報告第10号有限会社フロンティア日原の経営状況についてを議題といたします。

執行部より報告を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、報告第10号、有限会社フロンティア日原の経営状況について御報告をさせていただきます。内容につきましては担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

〔担当課長説明〕

報告第10号 有限会社フロンティア日原の経営状況について

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第34. 報告第11号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第34、報告第11号平成23年度教育委員会事業点検評価報告書についてを議題といたします。

教育委員会より報告を求めます。教育長。

○教育長（本田 史子君） 報告第1号平成23年度教育委員会事業点検評価報告書でございますが、こちらは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20号の規定に基づきまして、報告を差し上げるものでございます。詳細につきましては、教育次長より説明をさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

〔担当課長説明〕

報告第11号 平成23年度教育委員会事業点検評価報告書について

○議長（滝元 三郎君） 特に質疑があれば、これを許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

日程第35. 議員派遣の件

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第35、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付しましたとおり派遣をすることに決定をいたしました。

なお、本日までに受理をした陳情書等は既に配付のとおりでございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後1時26分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員



平成 24 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 24 年 9 月 19 日 (水曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 24 年 9 月 19 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君	2 番 村上 英喜君
3 番 板垣 敬司君	4 番 竹内志津子君
5 番 道信 俊昭君	6 番 岡田 克也君
7 番 三浦 英治君	8 番 青木 克弥君
9 番 斎藤 和巳君	10 番 河田 隆資君
11 番 川田 剛君	12 番 小松 洋司君
13 番 米澤 宏文君	14 番 後山 幸次君
15 番 沖田 守君	16 番 滝元 三郎君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	長嶺 常盤君
教育長	……………	本田 史子君	参事	……………	右田 基司君
総務財政課長	……………	島田 賢司君	税務住民課長	……………	楠 勇雄君

まちづくり政策課長	…	内藤 雅義君	営業課長	……………	大庭 郁夫君
地域振興課長	……………	久保 睦夫君	健康保険課長	……………	齋藤 等君
医療対策課長	……………	下森 定君	農林課長	……………	田村津与志君
商工観光課長	……………	長嶺 清見君	建設課長	……………	伊藤 博文君
環境生活課長	……………	長嶺 雄二君	教育次長	……………	世良 清美君
会計管理者	……………	山本 典伸君			

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続き、お出かけをいただきましてありがとうございます。

これから、2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、12番、小松洋司君、13番、米澤岩文君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、8番、青木克弥君。

○議員（8番 青木 克弥君） おはようございます。それでは、通告をいたしておりますことについて質問をいたしたいと思います。

今、国内は政治の混迷によるところにより、我々が最も憂慮しております地方交付税の先送り等々が、今現在、非常に大きな問題としてクローズアップされておりますし、そしてまた国際的にも、今、領土問題をめぐり、特に尖閣の問題につきましては非常に緊張感、緊迫感が感じられるこのごろでございます。

そうした中で、けさ、山陰中央新報の論説の中に、尖閣問題のいろいろな見方、感じ方というものがかかれてございましたが、その中に現在の対応について、いろいろこういうこともあったんじゃないか、あるいは、いわゆる国有化の問題についてはもっと慎重にやるべきじゃなかったか、タイミングはどうだったのかというような、いわゆる後づけの批評が出てございました。私はそれを見て、そういうことが論評として言われるのなら、なぜその国有化の問題が出たときに、そういうようなことを配慮すべきだというような主張がなされなかったのかというようなことを強く感じたものでございます。

で、そういうことも含めて、この我々の議会あるいは議員もこうして一般質問をさせていただくわけですが、そういうことを十分に肝に銘じながら、後づけの批評はしたくないというぐあいに感じておるところでございます。

そういった意味で、今回質問しますことにつきましては、現在、今津和野町が進めております協働のまちづくり、そういったものが今前面に出て、いわゆる住民と一緒にまちづくりを進めていこうということについては、私も大いに賛同するものですが、それを進める上で、やはり最も重要なことは、執行する役場の中がいち早く変わっていくということが重要だというぐあいに私は思っております。このことについては、私が18年に議員になりましてから、いろいろな角度からこのことについて質問させていただいております。

で、今回はそのようなことで、今現在、町長がお考えになっておりますいろいろな事業の進捗状況、あるいは結果を行政評価制度等々を取り入れて、いろいろな客観的な見方をしようというような動きもあるわけですが、その前にもう少しやるべきことがあるんじゃないかと。つまり、今現在、進めておるそのいろいろな行政を、どう把握し、どう検証し、そしてどうつないでいくか、そのことを少しずつ具体的に進めていくことから始めなければならないというぐあいに思っております。

そこで、今回は、三つの考え方で質問させていただきます。この物事を評価する上で、私は三つの仕方があるんじゃないかというぐあいに考えております。一つは、現象をどう数字であらわすか、二つ目には、事柄を事柄としてどう評価していくかと。三つ目には、それを動かすためには人の動きが大事でございますから、人の動きとしてどう捉えるか、この三つの観点から本日の質問をさせていただきます。

で、事柄については一応担当課的に質問いたしておりますが、決してその担当課についてそのことを言っているわけではございませんで、一つの例示として質問させていただきますので、そのつもりでお聞きいただきたいと思っております。

まず一つは数字の問題でございますが、木質ボイラーの設置効果についてでございます。

この点につきましては、昨年6月の定例会に、私がこの件について質問をいたしました。そして9月には同僚議員が、同じような設置効果についての質問をいたしました。その間、いろいろな質問に対しての答弁の中で、1年間を通じて検証する必要がある、あるいは年間のデータを収集しなければなかなか評価ができない。さらに、投入原料の問題や燃焼効果、あるいはチップ燃焼釜を継続的に使用したらいいんじゃないかというような検討事項等々も、そのときに示されました。そうした中で、そしたら1年を経過したわけでございますので、その後の数値がいかなるように変化したのか、そしてその変化したことに関して、どのような措置をとったのかということについて質問をしてみましたというぐあいに思います。

一つは、年間灯油使用量の削減状況についてどのようになっているのか。それから二つ目には、当然、灯油使用量を削減することによる経済的な効果が求められているわけでございますので、それらに向けての、先ほど申し上げましたさまざまな検討を続けられていったというぐあいに思いますので、その検討事項の結果についてどうなっているのか。3番目に、この機械を設置をしまして、さまざまな、今までに問題が出ております。特に、灯油の削減効果が少し低いんじゃないかということがあるというぐあいに思いますので、それらに向けていわゆる設置業者との協議、そういったものはどうされているのか。それを受けて、最後に今後の取り組みをどう考えているのか、そういうようなことで、この4点についてお聞かせ下さい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。本日から一般質問ということになります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、8番、青木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

木質ボイラーの設置効果に関する御質問でございます。

まず1番目の年間灯油使用量の削減状況についてでございますが、なごみの里の温浴施設にチップボイラーを設置して、稼働を始めたのが平成23年4月からとなっております。平成22年度は灯油使用のみで稼働しており、その年度の年間灯油使用量は14万8,320リットルでありました。これに対し、チップボイラーとの併用による稼働を始めた平成23年度では、年間灯油使用量が9万576リットルで、前年に比べ5万7,744リットルの減量、削減率38.9%となりましたが、残念ながら目標値に掲げておりました削減率80%には届いていない結果となっております。最も削減率が高かったのは9月で削減率68.1%、最も低かったのが2月で削減率16.4%となりました。

続いて2番目の御質問でございますが、平成23年度の経緯を見ますと、チップ投入部のセンサー誤動作によるボイラー稼働停止や投入チップの原状により搬送機をストップさせるなど、ふぐあいが数回発生しておりますが、センサーの調整や投入チップの原状を一定化することで解決してまいりました。また、灯油ボイラーとチップボイラーの稼働開始時間を同時にしているため、特に冬場の灯油使用量が多くなり、冬場の削減効果が低いことがわかってきました。年間を通じて、灯油使用量削減に大きく関係しているのはチップの含水率であり、その対策が大きな課題であると思っております。

三つ目の設置業者との協議状況でございますが、その結果を受けまして、施工業者である東洋熱工業株式会社、チップボイラー納入業者の宇部テクノエンジン株式会社、施工監理をした株式会社荒谷建設コンサルタント、指定管理者の株式会社津和野と地域振興課による合同検証会議を開き、対応を検討しました。対策として、チップ納入業者に対し低含水率のチップを納入するよう指導することはもとより、納入後の対策としてチップサイロの側面に換気口の設置や、天気の良い日はチップサイロの屋根を開放するな

ど、含水率を下げる対策を講じているところでございます。チップの含水率による灯油使用量削減率は、文献によると含水率37%で80%の灯油削減効果が出ると言われており、目標値を達成するためには、さらに対策が必要と考えます。

また、ボイラーの運転方法については、24時間運転等について検討いたしましたが、24時間運転することで循環ポンプやろ過機の電気代が増加することが想定され、電気代を含むランニングコストを低減する方法として、チップボイラーの起動を灯油ボイラーの起動より2時間早めて運転することで灯油使用量の削減効果を期待しており、7月末より試験開始をしているところでございます。

四つ目の今後の取り組みにつきましては、含水率の低いチップ原料の確保が当面の課題となりますが、低含水率の原料確保が可能になるよう、総合特区の中でも検討したいと考えております。

また、低含水率の原料確保の可能性が高まれば、チップボイラーが設置可能な施設に対して、今後も積極的に設置を考えたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは、続いて質問をしたいと思います。

今の答弁の中に、一番大きなのが含水率の問題であったということでございまして、もちろんその含水率については、当初計画では30%から50%が対応できるというような説明がございました。したがって、手元の資料で見ますと、一番多く削減率がうまくいかなかった2月の含水率を見てみると44.3%ということでございます。3月についても44%の含水率という記録が残ってございますが、平均しますと、年間の単純平均でございすけども38%の含水率ということになってるかと思えます。したがって、今の文献によりますとというお話の中の37%で80%の灯油削減効果が出る、ということになりますれば、ほとんどの差がないところで、かなり大きな差が出ているということについて、そうすると基本的にこの機種に問題はなかったのかどうかということを検討されているのかどうなのか、いうことを、まずお聞かせいただきたいと思いません。

それから、今の含水率のところ、さらに対策が必要というぐあいに言われておりますが、さらに対策が必要な、その対策とは具体的に何なのか。それから、今後の取り組みの中で、今、説明がございましたいわゆる5者会議といいますか、東洋熱工業、宇部テクノ、それから荒谷建設、それから当局ということになろうかと思えますが、その5者会議の中で、当然この問題については多く語られているというぐあいに思うんですが、それにしても対策の面が含水率に特化しているように聞こえるわけでございます。そうすると、この機種、あるいは施工そしてまた他材料への転換等々のことについての、いわゆる検討がなされたのかどうなのか、お聞かせを下さい。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） まず、ボイラーの選定であります、今なごみのほうに入っておりますボイラーにつきましては、六日市のゆ・ら・らに入っておるボイラーと同じ機種を使っております。で、うちとランニングがどのように違うかといいますと、ゆ・ら・らでは24時間稼働しております、プールを含む温浴施設の運転のため24時間稼働で行っておると。それから、町長の答弁にもありましたように、今対策として灯油ボイラーよりも2時間早く稼働を始めて、灯油ボイラーの稼働率を下げるということを実施しておるところではありますが、まだはっきりと効果があらわれておりませんので、現在も、この業者によります状況把握のための調査が現在行っておるところでありまして、そういった対策をしながら、本来持っている能力を引き出すような対策を考えておりまして、現在のところでは機種の変更というようなことについては検討のほうはしておりません。

ただ、この答弁の中にもありましたように、含水率をいかに下げていくかという問題であります、いろいろとチップボイラーを導入したところの状況を聞きますと、やはり含水率が一番の稼働率を左右する問題になっておるということでありますので、現在のチップ供給を、パルプ生産用のチップで生産しておられるチップ会社の方々から、含水率を下げると望むのはなかなか難しいということも状況を聞いておりますので、それをどのようにして含水率を下げていくかということ、現在、特区のほうでもいろいろな方面から検討をしておりますが、具体的な方法については、まだ説明できる状況にはなっておりません。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、まず最初に申し上げましたように、数字としての把握といったものが非常に大切だというぐあいに思っております、いわゆる含水率を一つ下げる、二つ下げるといったものは簡単にいかないわけでありまして、現実問題として、いわゆるチップの含水率というのは相当に変動いたしておりますし、技術的にも非常に難しい問題というぐあいに私は認識しております。その中で、その含水率に特化して物事を解決しようということになりますと、非常に困難であるというぐあいに思っておるわけでございます。

今も答弁の中にございましたように、同じような機種が六日市のゆ・ら・らで使われてございますけども、ゆ・ら・らも昨年、一応調査をさせていただきましたけども、現行では大体80%の削減率で稼働されているというぐあいに聞いてございます。そうすると、素人が考えると、やはりその設置に、あるいはそのいろいろな機能の問題があるんじゃないかというぐあいに言わざるを得ない、いうぐあいに感じるわけでございます。

そこで、そのことについて検討がなされていないということになりますと、つまり、この事業効果の責任を、ほんじゃあ一体誰がとるのかということになるわけですから、大体、

こういうことについて誰も責任をとらないというのが現実じゃないかというぐあいには思います。私も、この問題が発生いたしましたから、契約元であります東洋熱工業さんにもいろいろ問い合わせをいたしましたし、現在メンテナンスを行っております宇部テクノさんにも一応電話でお伺いし、その対策等々をいろいろお話をしたところでございます。どこへ電話しても、いや、契約はうちですが施工はここですとか、うちは施工はしましたけど、いわゆる設計はコンサルさんですというようなこの堂々めぐりの中で、町は今も御答弁がございましたように、今から検討して、その具体的な策はないというような返答の中でございます。この点につきまして、既に私は昨年の3月にこの問題を指摘しておるわけでありますから、当然そのところからさまざまなことを動かしてもらいたいというぐあいには思っていたわけですが、残念ながらその方向にいてない、というぐあいには思っております。

数字で捉えるところでお話をさせていただきますと、去年の灯油の使用量が、今発表がございましたように90.576リットル、14万8,000円から、そういうことでございましたけども、この差額を80%の稼働率等々で、いわゆる計画値といいますか14万8,320リットルを使用しておるわけですから、それを計画値で計算してみますと、金額で計算しますと約268万ぐらいになるわけでございます。計画が達成したとしたらですね、そういうぐあいになるわけでございます。そうしますと、昨日もなごみの里の経営状況の発表がございましたが、この欠損部分も補えていったというぐあいな仮説が成り立つわけでございます。

そういったことで、それぞれを検証した場合にいろいろな問題ができていて、そのことを発注者として責任をどう捉えていくのかということは非常に大きな問題ですが、町長として、この問題については技術的に、それじゃあ解決していくのか、あるいはその方向性をもう少し変えていくのか、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回、当初の目標どおり、そういうふうな削減効果が出ていないということであります。これは、お話を否定しているところでありますけれども。やはり、でも私としては原料のチップの含水率の問題がやはり大きいということで、そのところの解決の取り組みというのは、町として諦めてはいけないというのが現在の私のスタンスであります。

と申しますのも、やはりこの木質バイオマスの関係というのは、これから町の将来を考えたときに、どうしてもこれは重要な課題というかテーマだというふうな受けとめているところであります。全国的には木質バイオマスの発電が始まっておりまして、それを国のほうも、新エネルギー政策の中で買い取り制度がもう構築をされてきているというような状況でもございます。

そういう状況の中ですから、今回はこのチップボイラーでありますけれども、今後そういう面ではいろんな発電システム等を含め、これからの木質の原料の活用というのは

大きく期待ができますし、それはこの津和野町だけでなく益田流域にとっても大いに魅力になるものだというふうに受けとめております。

そういう方向性の中で、やはりどういう形であっても、この木質の原料、含水率というのは必ずつきまってくる問題であろうかというふうにも考えておりますので、この含水率をどういう形で低くしていくかということ、町としても、これは活性化のための課題として、これからも解決に向けて努力をしていきたい。その一つのここの取り組みのテーマが、今回のなごみの里の木質チップボイラーであるというふうに受けとめているところでもありますので、まずはここのチップの含水率の低下に向けて、また関係業者、チップ業者や、あるいはこうしたこのボイラーにかかわっていただいている業者さんも含めて検討し、町のテーマとして取り組んでいきたいというのが大きな、まずスタンスであります。

それとともに、先ほどから議員御指摘されておりますことも重要なことだというふうに受けとめておりまして、チップだけに要因を求めているのは十分ではないというふうにも思っているところでもあります。ちょうど同じ業者さんでやっておられる吉賀町のボイラーのほうは稼働しているというお話でもありますので、その辺もまた業者さんとしっかり調整をした上で、津和野の原因というものを考えていきたいというふうに思っております。

町のほうでも、一応24時間の稼働というのでも検討はしてきたところでもありますけれども、実際それで灯油の削減量というのは恐らく下がるんだろうと思います。燃焼効果は高まるんだろうというふうに思いますが、一方で、それをすると、まさに電気代等が上がってくるという、ほかの負の材料が出てくるということで、それをしていないという状況でもありますので、その辺も含めて、もう少し詳しく検証していきたいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、答弁をいただきましたが、これを入れるときに、さまざまな条件の中で検討をされて、その機種を決定しているわけですから、いわゆる含水率の問題につきましても、そのときの答弁で30から50は対応できる、つまり30から50でも80%の効果が約束されるという意味だというぐあいだと思います。そういうことを、今さらのように課題を捉えるということが、既に遅いというぐあいにも思っておるわけでございます。そのときの、今はチップボイラーでございますから、材料が、バイオマスはバイオマスとしても、他のバイオマスを使うことができるのかというようなことを設計した当初に質問いたしておりますが、そのときの担当課長の答弁では、ボイラーの炭化物の対応というようなことについても能力的には対応できますということに答弁をいただいております。そうしますと、その辺の検討も、それを使うとどうなのかというようなことも当然検討されているというぐあ

いに思いますので、そこら辺も含めて、今後の具体的な解決に向けての検討を、ぜひお願いをしておきたいというぐあいに思います。次の課題に移ります。

次に、いわゆる事柄のことをございますけども、この例示として観光計画を例にとって質問させていただきたいと思いますが、この観光振興につきましては再三再四、いろいろな同僚議員も質問してございますように、観光計画そのものは当初平成23年に計画をされようとしたものができなくて、24年3月にできたものでございます。この点につきましては22年の6月だったと思いますけども、この件について質問させていただきました。そのときに、いわゆる観光振興というものにつきましては、23年に観光計画ができるので、それを待つというような御答弁でございましたが、今観光計画ができましたものについていろいろ見てみますと、この中に具体的に計画遂行の手順とといったものが示されてございます。

この中には、基本的に、いわゆる四つの基本条項が挙げられておりまして、その四つの状況の中に、それぞれの具体的なことが示されてございます。この基本的な推進体制といったものが、まず必要だということでイメージ図が示されてございます。この中では津和野町推進連絡協議会というような仮称の中でお示しになってございます。そのもとになっているのが津和野町観光振興協議会といったものがイメージされておるわけですが、この津和野町観光振興協議会といったものは名前ばかりで、実像が全くされていないというぐあいに私は思っております。そうしたものを核にしながらかこの連絡協議会をつくるというのはいかがなもんかというぐあいに思いますが。

それはさておき、この観光推進連絡協議会といったものが今設置できているのかどうか。そうした上で、具体的な施策として示されておりますこの基本的な4項目についての具体的な文言が、それぞれ示されてございます。例えば、1番におもてなし力として、その向上による観光交流の盛り上げということで、それぞれの具体的な項目が四つばかりお示しになられております。例えばそういうようなものが、今現在この観光計画といったものは、既に計画ができております。そして、この計画は当然昨年度にできるはずのものでございました。とするならば、当然この具体的な施策といったものは、観光計画がこの24年の3月にお示しになっておるわけでございますから、当然具体的なものが進行しているというぐあいに思っております。そのことについて、現在の進捗状況はどうか。

それから3番目に、いろいろこの観光の基盤整備の問題では、やはり一番大きな問題として、津和野町の観光の玄関でありますJRの津和野駅前のいわゆる整備といったものが、大きな基本整備の柱になるかというぐあいに考えております。この観光計画を見たときに、残念ながら具体的なランドデザインというのが見えておりません。つまり、津和野町の津和野地域については、こういうことを主眼としてこういう方向で持っていくんだと、あるいは日原地域についての観光資源はこうなるとるのでこういう方向でやっていく、それを有機的にどう結びつけて、どこへ持っていこうとしているのかと

というようなことが、残念ながら、この中では具体的な方策としては、個々の方策は出てございますけれどもそのようなことが出ておりません。

したがって、その中に津和野町のＪＲの駅前の基本的な整備計画については、当然この件について何回も質問しておりますけれども、基本的な整備計画といったものがあって、今いろいろ問題になっております観光協会の移転とかといったものもこの中に含まれようかというぐあいには思いますが、その整備計画については現在どのようなになっているのか、その点についてお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、２番目の観光計画に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

津和野町観光の推進体制であります（仮称）津和野町観光推進連絡協議会につきましては、本年１２月までに組織化すべく準備を進めているところでございます。組織構成や具体的取り組みにつきましては、計画にもありますように本町観光振興の鍵を握る「町民参加」を重点的に考慮し、従来の関係機関団体の枠を超えた範囲のものにしたいと考えております。

次に、計画に位置づけられた具体的施策の進捗状況についてであります。計画では四つの基本方針に基づく１８項目の具体的施策に取り組むこととしております。

このうち、既に着手している取り組みとして、まち歩きや体験など既存資源を活用した新たな仕掛けや、特産を使った新たな「食」の開発、観光サイン類の整備、自然スポットを活用したウオーキングイベント、ホームページの充実やイメージアップキャラクター制作による情報発信等があります。

しかしながら、中心的な取り組みである「おもてなし力の向上」のための意識づくりや人材育成、地域の美化推進体制などのソフト部門や、パーク・アンド・ライドシステム、空き家・空きスペース活用等のハード整備など、一定の時間を必要とする施策もありますので、前述の推進体制の構築に合わせ、各施策のアクションプログラム（行動計画）を作成したいと考えております。

ＪＲ津和野駅前の基本的な整備計画についてであります。御承知のとおり、旧町時代の平成１２年度から４年間、約８，５００万円をかけ道路整備、駅前広場整備、電線類地中化、駐輪場整備など行ってきたところでございます。一部未実施の事業はあるものの、当時の計画は大部分が達成されたと考えております。

しかしながら、１０年を経過した中で、駅前周辺では廃業が原因で老朽化した空き店舗の発生や繁忙期の駅前の交通渋滞等、津和野観光の玄関口としてのイメージ低下や歩行者の安全確保対策の必要性に加え、観光客へのより細やかな情報提供サービスなど、新たな課題が生じていることも現実であります。

現在、具体的な整備計画はありませんが、前述のような課題や津和野駅舎の活用も含め、再度の検討の必要性は認識をしているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 続いて質問に移りますが、計画が3月にできました。

今の答弁では、何にもできてないということになりますね。非常に残念に思います。

この点につきましては再三再四指摘をいたしておりますし、質問もいたしました。その都度、「具体的に検討する」ということを述べられてございます。

この駅前のことについても21年から22年にかけて、この点について質問しておるわけでございますけれども、そのときにも、例えば観光協会前の駐車場がございまして、あそこは段差があって、敷いてある材質が非常に弱いためにいろいろな問題が起こっております。そして、今は善意でプランターに生けた花があそこに置いてございまして、あそこで何人の方が足を滑らせて落ちたり、あるいは車をぶついたり、というようなことが起こっております。その点につきましては、いろいろ質問いたしておりましたが、その点につきましては一応23年度以降に、この点については具体的に進めていくということでお答えをいただいておりますけれども、今の答えをみますと、「現在、具体的な整備計画はありません」というぐあいにお答えになっております。何と情けないことかというぐあいに思います。当然、日々いろいろな問題は把握されているというぐあいに思っておりますので、それをどう解決していくかというのが、それぞれの原課を対応する者たちの責務じゃないかというぐあいに思いますが、これで次はどうつなげていくのかということになるかと思っておりますけれども。

それじゃあ、今具体的なことについては、若干ここで述べられておりますように、文言で説明されたものが、意識づくりは人材育成などのようなものが、いろいろ施策も必要なのでアクションプログラムをつくっていきたい、というぐあいには述べられております。そうしますと計画をつくった段階で、このアクションプログラムといったものは全く考えていなかったということになるわけでございますが、そのようなことで一体、観光振興と言われて、この津和野町が推進できるのかというぐあいに強く言わざるを得ません。一体、ほいじゃったら、現在具体的な整備計画がないこの計画は、いつ検討し、いつ発表するのか、具体的に今のお考えをお示し下さい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 御質問については、最後の駅前の整備計画ということで受けとめましたので、その点について、私のほうから御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

この駅前の整備計画というのは、非常に重要であるということは認識をしておりますが、まだ結論が出ていないがゆえに、まだ何にも取り組んでいないという印象を与えてしまっているということにもなるかと思っております。その点はそのとおりであろうかと思っておりますが、決して町としても何もしてないということではございませんで、どういふものをしていくのかと、その検討に入っている、そういう取り組みについては着手しているという状況であるということでもあります。

じゃあ、なぜこういうふうにかかっているのか。もう少し時間を必要とするというふうにとめてあるわけでありませうけれども、何といたしても、やはり計画をつくっても、今非常に厳しい財政状況で、ようやくその数値は改善をしておりますけれども、今後の合併特例の期限がもう切れる、そういう将来的な予測をしておりますと、まだまだこの財政状況は厳しい状況にありますので、本当に切り詰めた財政運営というものを考える中でやっていかなきゃならん。そういう厳しい財政状況の中でせつかく計画をつくったとしても、財源が伴わず絵に描いた餅に終わってしまったんではどうしようもないという考え方であります、やはり財源の確保をしっかりと同時に考えながら現実性のある計画をつくっていかなくちゃならんというのが我々の現在の考えであります。

そういう中で、その財源を確保していくためには、どうしてもやはり国からの補助金、あるいは社会資本整備交付金、そうした有利な制度を活用して引っ張ってこないと、こうした駅前整備計画というのは、計画をつくっても町の厳しい財政状況の中では絵に描いた餅に終わらせてしまう、財源を伴わないと実現ができないという考えであります。

じゃあ、国の補助制度をしっかりと引っ張ってくる、あるいは社会資本整備交付金をとってくるということは、やはり国の了解が必要になってくるということでもあります。そういうことを踏まえまして、現在町として力を入れておりますのが、歴史的風致維持向上計画、それから重要伝統文化財の保存地区の認定、そうしたことをやってきているということでもあります。特に重伝建等については、もう30年来、町として取り組んでこなかったところを、今ようやく復活させて国のほうへ認めていただく、これが認めていただくことによって町なか整備等を含め、いろんな面での国の財源が引っ張ってこれます。

そして、歴史的風致維持向上計画も、国交省と、これは今現在いろんなすり合わせをしながら進めているところございまして、その中に当然この駅前整備計画も入っている、それを国交省とすり合わせをして、最終的にこの歴史的風致維持向上計画をつくって社会資本整備交付金等を引っ張ってくると、そういう動きを同時にしているという状況であります。

そうしたものの整合性をとりながら、最終的にこの駅前整備計画を出していかなくれば、まさに何度も申し上げましたように絵に描いた餅をつくるという形にしてはいけなくて、そういう考えであります、現在は、それとあわせての計画づくりに現在やっているという状況であります、結論については、それらの認可と同時にもう少し時間がかかるかというふうに思いますけれども、御理解をいただければと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今の町長の答弁に、私の考えと恐らく反対だというぐあいには私は思っておりますよ。物事を進めるのに、もちろん財源は必要ですよ、それは。当然財源がなくては、絵に描いた餅だというぐあいには思いますけれども。まずは

やはり、どういうぐあいにしていくんだというような思いがそこないと、財源を確保しなければ計画ができないというのは、これはもう全く、何のためにそれじゃあ、どういうぐあいに進行していくのかと。物事を進める上で、これとこれとこれが財源がついたので、それじゃこれに基づいて、こういう計画を立てます、それは恐らく反対だというぐあいに思いますね。全体の思い、あるいは全体のまちづくりの計画そのものを思い描いた中で、そしたらそれを具体的に進行させ、あるいは遂行していくためにこういうような方法があるんじゃないかということが、その物事の手順だと私は思います。そういうことも含めて、町長は機構改革の中で営業課をつくられたのじゃないでしょうか。私はその点については、そういうぐあいに思っておるところでございますので。

そしてまた、いわゆる観光といったものは非常に流動的で日和見的なところがございます。当然目についたところから、少なくとも少しずつでも前に進めていかなければならないというぐあいに考えております。具体的なことで申し上げますと、このサイン計画の中で今進められておりますそれぞれの看板の問題がありますけれども、この点についても一つの例示をもとに、今、森鷗外記念館の前の看板と津和野庁舎の高岡通り寄りに看板が立ってございますけれども、これらは「おいでませ山口」の看板でございます。つまり、山口県の地図が載ってるんです。そのことを私は非常に違和感を感じるわけでありましてけれども、そういうことにも、ほいじゃあ全然違和感を感じていないのか。それらの看板は、逐次、今サイン計画の中で整備をされておるというぐあいに言われてますけれども、どこからそれじゃあ手につけていくのかというのも含めて、まず大きな計画を、こういう方向性でいくんだと。残念ながら、財源が乏しいといったことは、当然そのときに説明すればわかる話でございます。

そういうことで思うわけでございますので、今言いましたような事柄の進行につきましては、今、私が申し上げましたことも、ぜひ頭の中に入れて、今後の方向性を決めていただきたいというぐあいに思います。

それじゃ、次の質問に移ります。次は人の問題でございますけれども、現在24年の4月から、いわゆるイノベーション・フォー・ジャパン事業として学生が4名来ておまして、いろいろな活動をされてございます。残念ながら、その活動は一部の人のみに伝わって、なかなか住民に伝わっていないというのが現状だというぐあいに思います。彼らを招いて、そして彼らの感性を利用して、あるいはその感性をいただきながら刺激を受けるというのは非常に大事なことだというぐあいに思いますが、残念ながら、その方向へ今動いてないというぐあいに非常に残念に思っております。

そこで、具体的に次の3点についてお伺いをいたしますが、町からそれぞれに与えられておりました課題がございます。これは恐らくマップづくりだったというぐあいに記憶しておりますが、それらの進捗状況はどうなっているのか。2番目に、彼らがそれぞれの課題を持って、いわゆるその情報発信をしていくというぐあいに聞いてございます

が、4名のそれぞれの個人的な課題とかは一体何なのか。3番目に、それらをどこでどう発表し、どう伝えていくのかと。この3点について、お聞かせ下さい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町長付職員の現況に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、町から与えられている課題の進捗状況についてでございますけども、I F J事業における町から与えている課題といたしましては、津和野町をゆっくりと散策しながら楽しんでもらうことのできるルートマップづくり、フットパス計画に取り組んでおりましたが、現在の進捗状況は、水をテーマとした「水のさんぽ路」については、ほぼ完成をしているところであります。そして、これをベースにシリーズ化させる方式にて、4名とともに町内の有志で結成した津和野燈火会においても議論を重ねながら、食や花、歴史などをテーマとした「さんぽ路」シリーズの原案を作成した段階でありまして、この原案をもとに、今後、関係機関への協議を行い、10月末をめどに三つのルートマップを完成させ、観光協会や各店頭等へ配置していただく予定にしております。その後、12月中には追加して二つのルートマップを作成し、最終的には五つのルートマップを完成させる予定でございます。

続いて、4名それぞれが取り組んでいる課題についてでございますが、まず畔柳君は、空き家の廃材を活用した家具を創作・販売し、資金の循環を図る「廃材で町をつくる」プロジェクトに取り組んでおり、これまでに親子参加での町歩きや家具づくりのワークショップ、納涼イベントなどを開催する中で、机や椅子の製作を行ってきているところであります。今後も引き続きワークショップを定期的に行い、廃材の確保とエリアを絞った中で店舗の看板やベンチ等の製作を計画しておりますが、廃材の確保が課題として浮上しており、解決に向けて努力をしているところであります。

次に福井君は、津和野高校魅力化に向けた取り組みの一つである「津和野夢プロジェクト」を進めておりますが、津和野高校の生徒が全国各地から集まった大学生と語り合う「つわの夢ゼミ」を4回開催するとともに、東京の文京区役所やにほんばし島根館へのパンフレット及びポスターの掲示、東京在住の津和野出身者や遣島使の方々との津和野高校の生徒全国募集を議題とした懇談会への参加など、積極的に活動しております。

坂和君は、町の農業後継者確保に向けた取り組みの一つとして「つわの農業実践プログラム」を立案作成し、農林課や関係機関と連携し取り組みを開始しております。

石川さんは、津和野の自然や食、生活等に焦点を当てた町の人々へのインタビューを積み重ね冊子の発刊を計画しており、10月中には印刷を行う予定となっております。

最後に、事業の進捗状況の報告についてでございますが、随時、文書や口頭による報告を受けるとともに、庁議メンバーにも呼びかけ報告会を実施してきているところでございます。今後、マップの進捗を見ながら、議員の皆様にも別途報告の機会をつくってまいりたいと考えております。

こうした彼らの取り組みが地元住民の皆様とともに行動を起こし、津和野の魅力再発見と情報の発信に努めることにより、町の活性化につながっていくことを期待しております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは、質問に移ります。今、御答弁の中で、それぞれのマップづくりについては原案ができていますので、このことについてはこの原案を関係機関への協議を行いというぐあいになってございますが、この関係機関というのはどういう機関を想定されているのかということ、ぜひお聞かせください。

それから、当然、今最初に申し上げましたように、この彼らの動きが地元住民に大きな影響を与えていくということを期待しなければならないというぐあいに思いますが、それをさせてやる仕組みといったものは非常に大事だというぐあいに思っております。その辺を担当課として考えているのかどうか、その辺もお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 答弁に当たりましての関係機関でございますけども、今、彼らがつくっているのも、観光協会なり等にも相談はある程度はしてきておりますけども、そういった観光協会なり商工会とか、そういったところに、正式にでき上がったものを、ある程度協議といいますか、内容等の確認をしながらというふうに考えているところでございます。

それから、彼らの仕組みづくりといいますか、彼らの今、取り組むに当たっての町民との関係でございますけども、当然、町民の方と何もございませうけども、行政内部のほうが、まず先かなというところも現在でございます。私どもも庁舎が離れておる関係もあって、なかなかその辺がきちっと伝わってない部分もあるかと思っておりますので、まずはそういったところから始めるといいますか、彼らは彼らなりに町内の方々といろんな接触はされておりますので、行政内部がうまくもう少し結びつくと、その辺もつながってくるかなというところで、これについても私たちも初めての取り組みといえますか、もう少し連携を図っていかねばならないなということ若干反省点としては持っております。そういったところは、まず私どものほうで少し庁議等におきまして確認をしていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、マップのことについての御答弁ございましたが、基本的には観光協会や商工会が主な関係機関ということでございますが。この原案を少し、ゲラでございましたけども、私もちょっと見させていただく機会がございまして、若干見させていただきましたが、やはりこれは、いわゆる公共的に発行するものでありますので、中に記載してあることに十分配慮して、もちろん記載をしなければならぬというぐあいに思っておりますので、多くの目をいただきながら編さんをして、ぜひいつていただきたいというぐあいに思っております。当然、利害関係も伴いますし、それ

から若干の場所が違ったりすることもございますし、記載の内容が少しずれていたりというようなこともありますので、その辺のことについては十分多くの目を使っていただきたいというぐあいに思います。

それから、今の行政内部からということでございますが、既に、もう半年を過ぎておるわけでありまして、彼らは1年ということでありまして、当然残りは少ししかないわけでありまして、彼らの動きが十分に本当にけれんみなく伝わっていくようなことを、ぜひ担当課としてもお考えになっていただきたい。私も若干の彼らと接触する機会を得まして、非常に優秀な者たちであります。その動きを十分にさせてやっていくというのが我々の務めでもあろうというぐあいに思いますので、ぜひその辺も御考慮の上、よろしく願いをしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、8番、青木克弥君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で10時10分まで休憩といたします。
午前10時00分休憩

午前10時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
一般質問を続けます。

発言順序2、6番、岡田克也君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、通告に従いまして質問をいたします。
まず、最初の質問でございますが、疾病予防についてでございます。

町民が健康で長寿を保てる環境づくりは町の使命であると考えます。そのためには疾病の予防が大切であり、病気にならないための日常生活や食生活など、住民に対する保健師などの健康指導や相談が重要であると考えます。町内全域の状況を見たときに、町の高齢者や妊婦の方などが保健師に相談しやすい体制であるべきと考えますが、現況と課題をお尋ねします。

また、疾病に関しては早期発見が重要であります。全体の死因の3分の1に上る生活習慣病の予防のための特定健診が重要であると考えておりますが、特定健診の現在の受診状況並びに受診率向上についての対策を尋ねます。

また、疾病の予防や早期発見は医療費の軽減にもつながり、国民健康保険会計の負担軽減にもつながると考えます。あわせて、国民健康保険料は、現状では市町村間で異なっております。島根県で広域化の方針が出ていると思っておりますが、進捗状況をお尋ねします。

また、日原診療所横に発熱外来を建設されましたが、強毒性のインフルエンザを想定したものであるため、現在のところ、全く使用されていない現況であります。国民の税

金を使い建てたものであり、発熱外来をインフルエンザや他の疾病予防のための相談などにも活用できないか尋ねます。

また、あわせて津和野町が行っています「つわの健康ダイヤル24」の利用状況をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

疾病予防に関する御質問でございます。本年の施政方針でも述べさせていただきましたが、町民の皆様が生き生きと元気で心豊かな人生を歩んでいただくために、健康づくりは極めて重要な課題と考えており、「からだの健康」「こころの健康」の両面で、健康で生きがいのあるまちづくりを目指し、疾病の予防についても正しい知識の普及啓発に取り組んでおります。

高齢者や妊婦の方などが保健師に相談しやすい体制ということではありますが、妊婦の方に対しては、安全で安心した環境の中で妊娠、出産、育児に取り組めるよう、母子手帳の交付にあわせた保健指導を初めとし、妊婦からの相談には電話や家庭訪問、妊娠前期の妊婦を対象とした健康教室、いわゆるカンガルー教室、栄養士による栄養指導、乳幼児を対象とした育児相談等を行っております。

また、高齢者の方に対しては、各地で実施されているふれあいの場やさんさんサービスにおいて、季節に応じた健康管理指導や相談、介護予防の視点に立ち、身近な会場を利用しての転倒予防教室等行っております。

現在、健康保険課に4人の保健師と、医療対策課に地域包括支援センターの運営基準により保健師1人を配置しておりますが、相互間での情報の共有化と連携を図るとともに、医療機関を初め、学校、社会福祉協議会等、関係機関や団体とのネットワークの構築を図ることにより、さらなる健康づくり、疾病予防対策を推進していく必要があると考えております。

本年度の特定健診の受診状況は、集団検診は終了しておりますが、町内医療機関では、現在実施中であり、結果を報告することはできません。昨年までの受診状況は平成21年度569人、受診率28.4%、平成22年度537人、受診率26.9%、平成23年度499人、受診率25.6%と年々減少する傾向にあります。今年度は、受診率の向上を図るため、大腸がん検診の容器配付を特定健診の会場で行うことにより、多くの方に特定健診の会場にお越しいただき、特定健診の受診についても、あわせて勧奨を行ったところでございます。

また、各医療機関においても特定健診を受診するよう勧奨していただくことにより、受診率向上を図っております。

なお、特定健診が終了次第、問題点や課題を整理し、次年度以降の受診率向上に向けての対策を検討したいと考えております。

市町村国保の広域化は、県が平成23年9月に広域化に向けた準備期間における取り組み方針としての島根県市町村広域化等支援方針を策定しております。この支援方針は、新たな高齢者医療制度への移行が予定されている平成26年2月28日までを対象期間に、一つ、事業運営の広域化、二つ目として財政運営の広域化、三つ目として標準的な保険料（税）算定方式、応益割合の統一の3点を取り組み目標に上げ、市町村ごとの格差、不公平感をなくして、広域化を推進するための県の支援策であります。

現時点での進捗状況であります。県は情報の共有や各取り組みの検討、推進を図るため、市町村国保広域化等連携会議や作業部会を開催しております。

一方、市町村においては、県方針に基づき、広域化に向けた環境整備に取り組みを開始した状況であります。

発熱外来施設の活用についてでございますが、この施設は新型インフルエンザの発熱患者に対して迅速に医療を提供することを目的に、国の地域活性化・経済危機対策交付金を活用して建設したものでございます。議員御指摘のとおり、設置後、新型インフルエンザの発生はなく、現在まで利用されていない状況であります。

本年3月、県の島根県新型インフルエンザ対策行動計画において、季節性インフルエンザと比較しウイルスの病原性が高い、もしくは病原性が不明な場合には、協力医療機関を中心に診療を行うという内容の改定がなされ、6月には協力医療機関として、インフルエンザ患者の外来診療を実施することができるかという意向調査があり、日原診療所と協議し、協力医療機関として発熱外来施設で外来診療を行うことに同意をしております。

今後、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ発生時の蔓延期において外来診療を行う場合は、日原診療所の医師、看護師等が発熱外来施設に出向き診療を行うこととなります。

現時点では、診療に伴う医療器具や医事会計システム等が導入されておらず、県からの要請に対応できない状況であり、本議会において体制整備をするための予算を計上しているところでございます。

その他の利用としては、緊急時の対応に支障がない、あいたスペースを活用しての健康相談等について、緊急時の体制が整った時点でスタートできるよう検討しているところでございます。

今年度4月より導入しております「つわの健康ダイヤル24」は、医師、保健師、看護師等のオペレーターが24時間体制、年中無休、通話無料にて行う、電話による健康医療相談サービス事業であります。7月末現在での相談件数は33件で、相談内容は、気になる体の症状に関する相談、治療に関する相談、休日・夜間の診療案内、家庭看護に関する相談等で、相談者年齢は20代3人、30代5人、40代7人、50代7人、60代6人、70代5人となっております。

つわの健康ダイヤル24を利用されることにより、住民の不安軽減のみならず、軽症の119番通報者への適切な対応により、医療提供体制の安定にも寄与しているところでございます。これからも、つわの健康ダイヤル24の相談サービスについて、広報等広く周知を行い、住民の皆様方の健康維持の一助となればと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、再質問いたします。

現在、日原地域では多くの方々が、例えば日原診療所の、今、竹内院長が非常に町民の信頼が高く、多くの方が日原診療所に行っておられます。また、増野医院にも町民の方々が非常になじみが深く、この二つの診療所に多くの地域の方々が来ておられます。その際に、健康相談をしようというそういうときに、またバスを乗り継いで津和野地域まで行って保健師に健康相談をするという、高齢者にとっては非常に距離的な問題でも相談がしづらいという、そういうお話を聞きます。

また、民生委員の方でも、保健師の方に御相談をしようと思っても、日原周辺地域の方々は車でも三、四十分かかるということで、これまた非常に、一つの相談をするに当たっても往復1時間以上、そして、相談をすれば半日以上時間を要するという、非常に相談もなかなかしづらいという体制であるという、そんな御意見を聞いております。

疾病予防の観点からも、そして医療費の抑制のためにも、健康維持、健康教室や健康相談などは非常に重要であると思います。例えば、先ほど御答弁のありました発熱外来も、強毒性のインフルエンザは現在のところまで発生しておりませんし、今後発生するかどうかもわからないところであります。そのような施設を、位置的にも使いながら、例えば、午前中半日は保健師が在中して、交代制でも相談窓口を設けて、日原地域の方々の健康相談に乗るなど、そういう方策が考えられないか、お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（齋藤 等君） 健康相談についてでございますが、津和野町合併以来、日原地域、津和野地域の相談につきましては、日原地域につきましては、毎月2回、相談日を設けまして、最近では山村開発センターで相談を行っております。津和野地域につきましては、職員、保健師が庁舎にありますので、特別、相談等は設けておりませんが、それで、本年より——津和野は相談件数も余り多くないということで——津和野・日原両地区におきまして月1回の健康相談を、日原地域につきましては山村開発センター、津和野につきましては町民センターのほうで行っております。感染外来の施設の利用でございますが、インフルエンザの対応等ができました折には、そちらの施設を使いまして日原地域の健康相談等も行っていきたいというふうに考えております。

それから、健康相談につきましては、毎月の相談以外にも、直接電話とか、最近では若い人がメール等もやっておりますので、メール等についても相談について対応してきて

おりますので、なかなか月1回の相談に来られない方については電話等を使っていただいて保健師に相談していただければ、直接本人のところに行って相談等も行いますので、保健師を極力使っていただけたらと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 発熱外来なども使いながら健康相談なども行っていきたいということでございますので、それは非常に、町内全域を見渡したときに、町内の健康増進に寄与すると思っておりますので、ぜひ、答弁にありましたように早急に整備をされて実施されますことを期待いたします。

続きまして、もう一点でありますけども、特定健診の受診率であります、先ほどの答弁にありましたようにどんどん下がっております、特定健診で、やはり疾病の早期予防や、そして疾病に至るまでの各数値などが上昇したときに、これが一番大事なことでありまして、これが疾病の予防、そして重篤な疾病につながる、その予防になると考えております。この特定健診の受診率の一層の低下を受けまして、今後、受診率を図るために、どのような取り組みをしていこうか、と考えておられますか。考えがありましたら、お尋ねしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（齋藤 等君） 特定健診につきましては、議員御指摘のとおり、年々少しずつであります下がっておりますし、率的にも決して高くないというか、低い状態でございます。島根県においても、年々下がっている状態です、全国的にも上向いているような状況ではありません。

そういった中、特定健診の基本項目であります検査内容にプラスして、津和野町におきましても23年度からは貧血関係の血液検査も、本来であれば、医師の判断によった人に対して検査をすることができる項目をふやして健診の中に入れております。

それから、先ほど町長の答弁にもありましたけども、本年は、今まで大腸がん検診は事前に送付して検査をしていただくような方法をとっておりましたが、本年からは大腸がん検診だけを受ける方についても会場に来ていただいて、渡す折に職員から、特定健診も受けていただけないだろうかということを実施しております。少しずつではありますが、さまざまな方法で受診率アップに向けて努力はしておるんですけども、なかなかそれが実績としてあらわれてないということでもあります。

近隣町村の特定健診の状況を聞いても、今回、眼底とか、そういったいろんな項目をふやして、特定健診に魅力をつけて受診率をアップさせるような取り組みをされておるそうではありますけども、やはり受診率が伸びないということを知っておりますので、先ほど町長の答弁にありました医療機関で健診が終わり次第、課の中で再検討させていただいて、来年に向けての、受診率アップに向けての努力をしてみたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 続いて、つわの健康ダイヤル24であります、これも医療負担の軽減、医師や看護師が夜など、いろんな相談の電話などがかかるときの体力的な負担軽減なども目的としながら、また、常に健康の相談ができるようということで導入をされたわけでありましたが、今のところ、1カ月8件弱という、まだ少ない数字でとどまっております。これは、まだスタートして日が間もないという、そういうこともあるかと思いますが。今後やはり、これがもっと活用できるように広報等していく必要があるかと思いますが、その施策等があれば尋ねます。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 今、医療機関に受診された方に、この健康ダイヤル24のパフレット等も先生の方から御説明をいただきまして、どうか住民のほうに周知徹底をしていくように努力している状況であります。

また、健康相談、あるいは地域包括支援センター等が、御相談に行ったときに、このチラシを持って、こういうこともありますということで、糖尿病教室とか、そういう状況の中でも周知を徹底をして、この健康ダイヤルを今以上に住民の方に説明をして利用をしていただきたいと思います。

なお、逆に言うと、利用が少ないということは、それだけ現在の状況の中では相談が少ないのではないかということも考えられますので、その辺を含めて、今後、住民の皆様に、再度、徹底をしていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 特定健診につきましても、つわの健康ダイヤル24につきましても、ケーブルテレビや広報誌などを通じまして、広く、また町民に周知されますことを期待いたしまして、1番目の質問を終わらせていただきます。

二つ目であります。教育の振興についてであります。

本田教育長就任以来、半年が経過いたしました。教育長は文部科学省の職員として、さまざまな実務を経験してこられたと思っております。津和野町教育長として、津和野町の現在の現況を見て、今後どのような取り組みをしていくべきなのか、その取り組みについて考えと構想をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 教育の振興につきまして、御質問にお答えいたします。

津和野町の児童生徒は、どの学校においても明るく素直に成長していると感じております。それは、半年たった今でも変わりません。

また、学校の夏休みの間に開催されましたサマーボランティアスクールなどの体験活動や、勉強をするサマースクールなどにみずから希望して参加した中学生の様子を見まして、目的意識が明確であれば、生徒たちは真剣に取り組み、日に日に成長していくことを実感いたしました。

現在でも、小学校ではさまざまな職業について知り、中学校では職業と自分の生き方を具体的に結びつけるために、職場体験や職業講話を聞く機会が設けられています。中学生の時点で目標を明確にし、高校では希望する職業につくために主体的に努力することができるように、地域の方の協力を得ながら、小学校や中学校でのキャリア教育を一層充実したいと考えております。

このほか、津和野の自然や文化について、体験学習を取り入れたふるさと教育の推進及び郷土読本を活用した指導の充実。コミュニケーション力を高めるため、異年齢や学校間の交流学习の実施。効果的なICT活用や協調学習など、授業方法の工夫ができる教員の育成に取り組みたいと考えております。

また、「早寝早起き朝ごはん」など、子供の生活リズムを整え、読書や家庭で学習する習慣を持つことも大切であると考えております。アウトメディアチャレンジの日も活用し、家庭の御理解御協力も得ながら取り組みたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま答弁のありました中で、津和野の自然や文化について、体験学習を取り入れたふるさと教育の推進及び郷土読本を活用した指導の充実とありますけれども、体験学習を取り入れたふるさと教育の推進並びに郷土読本の内容について、少し、どのようなものかお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） これは予算の中でも、ちょっと事業名が合っているか、あれですが、学びの協働の中でふるさと教育を、各学校が総合的な学習の時間を主に活用してやっております。

高津川の近い学校であればアユをとったり、川を活用して授業を行っておりますし、あとは稲作ですかね、そういうところも植えたりということもございます。あと山のほうですと、畑に芋の苗を植えてみたりということもございますし、自然を生かしているのは、私の知ってる範囲ではそれぐらいです。

文化につきましては、郷土館の近くの学校は、歩いて郷土館まで来て授業を受けて、子供たちがいろいろまとめたりということもありまして、それは恐らく社会科の授業だと思いますけれども、そうこともやっておりますし。日原のところでも、逆に教育委員会の職員が学校のほうに行って、その地域を1日かけてめぐりながら、その地元についての文化の説明をしながら授業をするということもやっております。

そういうことが、その学校の近く、それから自然とか文化をちゃんと考えながら勉強していけるようなこの取り組みは、この津和野町としてはとても大切だと思っておりますので、それは本当にしっかり続けていきたいと思っております。

郷土読本につきましては、今、製作中のものがございますけれども、小学校高学年から中学校ぐらいも、子供たちが見てわかるようなもので、古墳ですかね、そういう本当に初期の時代から江戸ぐらいまでで、どういう遺跡がありますとか、どういう偉人がい

ましたとか、養老館ではどういうことを学びました、養老館はということが行われていましたというようなことを、今、整理しております。

大体、作業的には半分を超えたぐらいのところでございますが、ことし、予算をいただいて作成しているものは、しっかりつくって、早目に学校にお届けをして授業で使っていただければ、学校に来られる先生は、この町出身の方とは限りませんので、先生たちも一緒に勉強していただきながら、児童生徒と同じ、津和野のいい部分をちゃんと歴史を踏まえて生きていっていただければ一番いいのかなと思っております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 続いて質問します。効果的なICT活用や協調学習など授業方法の工夫ができる教員の育成に取り組みたいということではありますが、どのような取り組みをされるか、お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） ICT活用でございますが、全国的に見ても、津和野町には電子黒板等々、機器類は早い段階で設置をされておりました、私が参りましてからは、教員が、いかにそれを効果的に使っていただくかということが重要だと思っております。

教員向けの研修は夏休みと冬休みに機器の使い方と、あと授業でどういうふうに活かしていくかというような研修を企画しております。町内の学校からは、結構な人数が御参加いただいております。具体的な数字は把握はしてないんですけども、そういうことでございます。

協調学習につきましては、今、日原中学校と津和野中学校で、お一人ずつ、それをメインにやっていただく方がおりました、その先生方の授業を見ながら、町内の教員にも自分の授業で取り入れられるのであればということで、特に小学校の先生は、まだそれを見ていただく段階なんですけれども、なるべく、その指導方法の選択肢をふやしていただいて、子供たちに合った指導方法として使っていただければと思っております。

特に子供の数が少ないものですから、津和野町としては、いかに話し合ったり、聞いたり、ちゃんと意図を伝えるかというのは、毎日の授業の中で、どれだけそういうことを入れていけるかということが、成長していく中で物すごく力がつけられる部分ではないかと思えます。それをするためには、先生方にも努力をしていただく。そのためには、教育委員会としても、そういう場を責任を持って設定するというのも必要だと思っておりますので、子供たちが、よく成長していただくように頑張っていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） もう一点ですが、アウトメディアチャレンジの日を活用したいということですが、具体的に考えておられることがありましたら、お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） アウトメディアチャレンジの日でございますが、これは益田市と吉賀町と私どもの津和野町で、1市2町で共同で発表させていただいてる分でございますが、個別にやることと、1市2町一緒にやるものがあります。

現時点で、既に横断幕、これはそれぞれの市と町で、津和野町で申し上げますと日原の山村開発センターの入り口のところに——ちょっと文字が小さくて見えづらい点はちょっと反省でございますが——横断幕を掲げて普及啓発を始めております。

あとは、今後としては広報用のチラシを作成して配布。これは1市2町で。また、標語の募集をしたいと思っております。これは学校というよりは、町民いろんな方を対象にしたいと考えております。

4点目は、研究会や講演会というのものも、これも1市2町で合同実施をしたいと考えております。

5点目は、このアウトメディアに関する書籍があるんですけども、それを学校や公民館等へ配付しまして、ごらんいただいて、この取り組みに一生懸命取り組んでいただけるように啓発したいと思っております。

最後は、学校だけで取り組みはできませんので、どの市も町も、家庭や地域の皆さんの協力を得ながら進めていくというようなことを、今のところ考えております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） アウトメディアにつきましては、私も実際、子育ての中で経験しておりますが、なかなか忙しかったら、テレビに子育てのところの一部というような形になりやすいところがあり、特に家庭全体で、親子の中でいろんな学びを深めて、ともに共同してやっていく必要があるかと思えます。

教育長のただいまの答弁を聞きまして、このことについて、より一層進捗していただきたいと期待いたしまして、2番目の質問を終わらせていただきます。

次でございますが、観光振興についてであります。

高津川が2007年、2008年、2010年に引き続き、2011年も水質ランキングで清流日本一に輝きました。このことは、地域の住民の方々が、清流高津川を大切に守ってこられた、そのたまものだと思います。

また、日原自然の会や日原カヌークラブなどの団体の方々の長年にわたる地道な活動により、高津川や安蔵寺山、日原天文台などが全国的にも注目され大切にされてきたことも、豊かな自然を守るために大きな力になったと考えます。

全国から、高津川のアユを食することを目的に来町される方も多く、全国的にも有名になっています。夏場には、釣り客のみならず、川遊びを楽しむ観光客の人数も、年々、目に見えてふえているように実感をしております。

先日、熊本の球磨川に所用で行った際に、非常に多くの方々が球磨川で急流下りやラフティングを楽しむ姿を目の当たりにいたしました。今や、清流は大きな観光資源であると感じています。当町の高津川などの自然を生かした産業や観光振興について、構想をお尋ねします。

また、高津川や当町を流れる川の河川浄化策、また、既に民間で活用され、また先日講演のありましたEM菌の活用や支援等について、お尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、観光振興に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

高津川流域は、4度目の水質ランキング日本一に輝く清流、貴重な原生林に覆われた安蔵寺山、そしてその豊かな森林と清流がもたらすアユやワサビ、山菜に代表される数々の食材など、「美しい自然環境」という津和野観光の中核的な資源として、さらに魅力的なものにしていかなければならないと考えております。

これまでも町観光協会と関係地元団体が連携し、自然観察会、体験ツアー、天文台を使った願い星宅配便など、さまざまな取り組みを行っております。

また、広域的にも3回目となる「SEA TO SUMMIT高津川」を初め、民間団体での川ガキ講座、巨木めぐり、カヌー体験など、流域全体を挙げた活用、情報発信に取り組んでおります。

町といたしましても、本年度の観光協会の事業である自然体験や散策などのツアー商品化や、PRに取り組むグリーンツーリズム事業補助金を新規に予算化し支援しているところでございます。

高津川を初めとする自然資源を活用した観光振興は、体験、レジャー、グルメ、癒やしといった滞在型の形態であり、確実にリピーターをつくっていく可能性が高く、農林業も含めた流域内の関係する民間団体とも深く連携した着地型旅行のモデルにしていくことが、将来的な幅広い産業の振興につながっていくと考えております。

次に、河川浄化対策につきましては、水質浄化効果の大きい合併処理浄化槽の普及促進や下水道の整備を初め、旧町時代から水質浄化に効果があるとされるEMを活用し、住民の方々により家庭排水路や側溝に散布したり、EM土だんごをためますや川のよどみ、お堀等に投入しております。EM活性液は、水をきれいにする町民運動推進協議会がつくり、希望される住民に配付しております。また、町といたしましても、当協議会に補助をし、支援をさせていただいているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 先ほど、例えに出しました球磨川ではありますが、球磨川流域周辺を訪れる観光客は年々増加傾向にありまして、現在では年間500万人が訪れられ、そして約30%が県外客であるといえます。河川の利用は、平成15年の調査結果からの推移値では約114万人、そのうちの42%が水遊び、舟下り、カヌーなどや釣りの利用客であり、水面の利用が大変多いということでもあります。

そして、この球磨川周辺ではありますが、当町と同じように九州の小京都と呼ばれる人吉市周辺部では、人吉城跡の歴史的薫り深い景観に融合し、関係機関と連携し、心に残る河川空間の創造を図るといふ、そういう目的が述べられております。また、水辺プラザなどの整備を図り、そして雄大、魅力的な景観や良好なアユの生息場となっている瀬やふちの保全といふ、そういうことが述べられております。

そのように、大変この自然というものが、近年、非常に注目されてありまして、当町の観光振興の上でも、これらの水辺の整備なども大変重要なことになってくると思えます。当然、高津川は吉賀町、益田市と連携しながらの保全、また活用が重要になってくるかと思えますけれども、今申し上げましたような水辺の周辺整備、そういうことなどや、また、球磨川におきましては上流、中流、下流とそれぞれどういうふうな活用ができるのかということも、それぞれ考えて活用されております。それが、非常に多くの観光客を呼んでいる、そういうもとにもなっておるように思えます。そのことにつきまして、水辺の周辺整備や、そしてその環境整備など、今、考えられることなどがありましたら答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 具体的な構想といえますか、計画は現在抱えておりませんが、おっしゃいますように流域として総合特区の取り組みも含めて、今後展開するということでございます。

それから、過去、計画とすれば高津川公園化構想という、いわゆるサブプランというものは掲げて、流域としては対応しているところであります。具体的に、スポット的にどういうふうな整備を図るといふことにつきましては、これからそういうふうな総合特区としての流域活用にも、非常に関係してくるところが大きいと思っております。

現在、津和野町的に申し上げますと、シルクウェイ日原の道の駅、その親水空間を使ったような体験というのが一番早くいけるのではないかなというふうに思っております。いずれにしても、流域沿線の環境美化でありますとか、そういうふうな地域の皆様にも御協力をいただくような、町を挙げての取り組みというようなことも必要になってくるのではないかなというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 日原地域並びに高津川流域の方々は、それこそ30年、50年、100年先を見越して、この川を大切に守り、そして本流に大きなダムもなく、非常に全国でも大切な清流として、大切にされております。先ほど申し上げまし

たアユの生息場となるふちや瀬の保全など、この川を大切に守っていける、そういう施策を期待いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

次の質問であります。少年スポーツの振興についてでございます。

先日のオリンピックやパラリンピックを見ておりまして、子供のころからスポーツに親しむ環境づくりがとても大切だと感じました。現在、当町ではスポーツ少年団など、ボランティアの指導者や保護者の方々の尽力により、さまざまなスポーツが行われています。しかしながら、少子化の影響で団員数が減少しております。団員の減少とともに体育施設などの使用料などの運営費が大きな負担となり、団員の加入促進や活動の妨げとなっているように感じております。

当町は、町有の文化施設の町民の入場料が無料となり、子供たちが文化に親しむ環境が向上したと感じております。津和野町の将来を担う子供たちの体力の向上や健康な体づくり、少年スポーツの振興のためにも、当町の学生が体育施設を使用する際の使用料の負担を軽減すべきだと考えますが、所感をお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 少年スポーツの振興についての御質問にお答えいたします。

御質問の体育施設の利用料金についてでございますが、平成17年の合併後から平成19年の9月までは、旧町時代に日原地域が無料、津和野地域が有料であったことから、スポーツ少年団による使用の場合は100%減免で対応しておりました。

しかしながら、平成19年3月に策定された津和野町行財政改革大綱集中改革プランの財政の健全化の項目によりまして、体育施設の使用料減免基準の見直しが図られ、100%減免から50%減免になったという経緯がございます。

議員御指摘の負担軽減ということでございますが、現在、各単位団からも、「町からの補助金が、実質的には体育館使用料として支払うことになるため見直しを図ってほしい」「少子化により団員数も減っているので団費も少なくなり、体育館使用のたびに使用料を支払うのでは活動の存続が危ぶまれる」との意見や要望も一部あるようです。

なお、厳密には、使用料とは体育館を使用した際の照明料として、光熱費の一部の料金を支払っていただいておりますので、昼間に外で行う単位団につきましては利用料が発生しません。体育館を使用する単位団につきましては、光熱費としての利用料を要するという現状があり、実施するスポーツの場所により負担の有無がございます。

津和野町行財政改革大綱集中改革プランは、財政難の打開策の意味もあり、その結果を踏まえて御負担をいただくこととなりましたが、少子化に伴う加入者数の減少で、今後ますます団の存続や活動の継続に支障を来す可能性もございますが、補助金のあるスポーツ少年団体と、同じように健康な体づくりや少年スポーツの振興という目的に合致していても、少年団に未加入のため、補助金のない少年スポーツ団体との差をどのようにするかも含めまして、減免率の見直しや補助金の見直しについて、あわせて検討する必要があると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま答弁がありました。先ほどの教育長の答弁にもありましたように、少子化により団員数も減っているため、団費も少なくなり、体育館使用のたびに使用料を支払うのでは活動の存続が危ぶまれるという、そういう御答弁がありました。私も同様にお聞きしておる次第であります。

特に、少子化が現在進んでおり、体育館を使用するその団体や、また外で使っても夜間にしかできない場合は照明料等もかかります。人数が少ない場合には、これが大変な負担となっておる、その現状があります。

国民生活白書によれば、子供1人に対して1,300万円の養育費がかかるといえます。ただし、この数値は基本的な生活費によるもので、高校や大学への進学費を含めると最低2,100万円はかかるという、そういうように説明されております。そのスポーツ少年団等の活動に際しまして、送り迎え等もありまして非常に負担もありますけれども、何よりも子供の健全な成長を願いながら頑張っておられる、そのスポーツ少年団の指導者や、そして保護者の方々、そしてまた、この活動を一層、この教育委員会も初めとして町全体として考えていくべきだと思っております。

先ほど答弁にもありましたように、スポーツ少年団に未加入の団体との差をどうするかも含めて検討したいということでもありますけれども、早急に検討をされまして、子供たちが人数の少ない状況の中でも、そのスポーツが行っていただけるようになりますことを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、6番、岡田克也君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序3、1番、京村まゆみ君。

○議員（1番 京村まゆみ君） それでは、通告に従いまして、私の一般質問を始めます。

私はこのたび、定住につなげる住宅施策という質問をいたします。6月にも同僚議員が町営住宅について質問し、その答弁の中で、今年度中に公営住宅長寿命化計画を策定されるということで、町の所有する住宅が一元的に管理されることに期待しており、そういう思いを込めて質問いたします。

まず一つ目として、現地調査などで出てきた現況の課題や問題点があると思います。それを踏まえた今後の構想をお聞かせ願います。

二つ目として、各地域に設置されている教職員住宅も一元管理、運営が可能なのでしょうか。

三つ目として、住宅環境の条件整備は、今年度の重点施策である定住に直結する大きな問題、課題だと思います。その具体的な対策案は含まれているのでしょうか。特に、低所得者層や独居の高齢者のニーズに対する配慮、また、若者の流出を食いとめるための優遇策などあればお聞かせ願いたいと思います。

四つ目として、空き家や民間のアパートなどもたくさんあります。それも含んだ総合的な住環境についての情報の一元化の予定があるのでしょうか。

以上、4点について御答弁願います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

定住につなげる住宅施策ということで、まず現況の課題や問題点ということでございますけれども、公営住宅長寿命化計画及び地域住宅計画の策定に当たり、現地調査、入居者への意識調査、アンケート等を実施していくこととしており、その調査結果をもとに今後検討してまいりたいと考えておりますが、現時点では調査段階であり、課題や問題点等をお示しすることができませんので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

続いて、二つ目の教職員住宅でございますが、現在の教員住宅は、木部地域3棟、日原地域2棟、枕瀬地域1棟、左鎧地域2棟、須川地域2棟及び青原地域1棟の合計11棟が設置されております。そのうち、木部地域の2棟、左鎧地域の1棟が老朽化のため使用することができない状況にあります。また、青原地域の1棟につきましては、青原小学校屋内運動場の改築工事にあわせ解体する予定となっております。

津和野町教職員住宅設置及び管理に関する条例の第4条では、「住宅への入居資格は、津和野町立小中学校に勤務する教職員及びその家族とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、期限を定めて他に転用することができる。」と定められております。入居中の全ての教職員住宅につきましては、上記のただし書きの適用によりまして、教職員及びその家族以外の方が入居しておられます。

以上のことから、議員御質問の教職員住宅の一元管理、運営につきましては可能であると考えております。

続いて、住宅環境の条件整備に関する御質問でございますが、住宅の条件整備につきましても、先にお答えしたように、意識調査の結果を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

低所得者層や独居の高齢者のニーズに対する配慮、若者への優遇策であります。低所得者層につきましては、公営住宅入居者の非課税世帯について25%の減免措置を実施しております。

次に、高齢者につきましては、町営住宅のうち平屋建て、集合住宅1階について募集制限により優先入居を行っております。若者につきましては、若者向定住促進住宅星の子団地の入居者に対しまして、入居後3年間、月額家賃の2分の1の額を限度に助成をしております。ただし、他の制度により住宅家賃制度を受けている場合は、その額を控除した差額の助成となります。

四つ目の御質問でございますけれども、津和野町内にある空き家情報につきましては、町のホームページに掲載しておりますが、県内の空き家情報を一元化した財団法人島根県建築住宅センターが管理している、住宅情報ポータルサイト「ゆーあいしまね」でも公開されております。民間のアパートについても「ゆーあいしまね」のページに外部リンクで「民間住宅情報」のページに飛び、空室情報を見ることができます。しかし、津和野町内の民間アパート管理者の方は情報提供されておらず、掲載事例はないのが現状となっております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） ちょっと驚いているんですけども、現時点で課題や問題点を示すことができないということが、ちょっと不思議なんですけれども、調査段階であるということであれば、その調査段階での問題点があるはずですよ。出てきているはずですよ。ただ、今からアンケートを入居者にとるといような話で、入居者の意見を聞くなんていうことは、もう既に終わっていることだと思っております。今ここで課題も問題点も示せないなんていうのは、ちょっと私は考えられないなと思っております。入居者の意見というのはもちろん必要です。これが本当に今住んでおられる方が、どんなに老朽化していても、安い家賃でそこに住み続けたいという方もおられるでしょうし、そういう意見も必ず聞く必要があります。けれども、この一元化の意味っていうのが、ただ入居している、今入居している人たちだけのことではなくって、今からこの町が住宅環境をどう整備して、全町としてどういうふうに整備していきたいかという方向性や構想があって、それに基づいて住宅計画ができるだろうと私は思っております。

で、今年度の重点施策、定住。この定住ということ考えたならば、町営住宅はもちろんですけれども、今、一元化できるという話でした教職員住宅、また、きのうも新しい医療従事者住宅ができて、見学に行きましたけれども、ほかにも町内に設置されている医療従事者の住宅や、県営住宅や民間のアパートなどそういういろいろな住宅について、全て現状把握ができていないといけないんじゃないかなと思うんですけども、その点ができていいのか、どうなのか、そして、今の策定するという公営住宅長寿命化計画ですけども、本当に今年度中に策定できるのか何か不安なんですけれども、その辺がいつできるのかお答え願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 建設課のほうといたしましても、個々の入居者に対しての日々の状況といえますか、困りごと等はそれぞれの入居者から情報がありまして、個々としてはある程度状況はわかっておるんですが、トータルといたしまして、町営住宅に入居されている方の全体としての希望、そういうことについては、このたびの計画の中でアンケートを実施いたしまして、総合的に把握してまいりたいと考えております。この計画につきましては、今年度中の契約となりますので、今年度中には完成する予定でございます。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 今年度中ということは、じゃあ3月の議会ぐらいまでには提示ができるということでしょうか。その辺をもう一度お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 成果品は年度内にできる予定でございますので、成果品ができましたら、お示しできると思います。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 今年度中に必ずできて、その計画に沿って、次、また来年度動かねばなりません。そこに向けての、とても気持ちがあせるんですけども、できるだけ早い段階でつくらないといけないと思いますので、一生懸命努力をさせていただいて、よいものをつくっていただきたいと思いますが。先ほどの答弁の中で、住宅環境の条件整備についての答弁がありましたけれども、この答弁は、今現在やっておられることについての答弁で、私が聞いているのは、今からの、結局、公営住宅長寿命化計画ができていない中で、問題点が示されない中で、それをどのように考えているかということが無理なのかもしれませんけれども。

しかし、今からの住宅施策を考えたときに、定住ということを考えると、つい今まで定住というと、UIターン者優遇策になりがちでしたが、各集落、独居の老人、高齢者がどんどんふえていっています。その周りが高齢者ばかりになれば集落が崩壊します。地元の若者たちは、町営住宅も中心部だけにあればそこに行かざるを得ません。自分たちの地域に残りたくても、地域を残して違う地域へ出て行きます。地元の若者たちをいかに残すか、そういう支える側を残す大胆な政策や優遇策をとるべきではないかという思いで質問しております。

他町村の事例なんですけれども、県内で一番幼児数の増加率が高い町村が美郷町です。で、地区でいえば西益田だそうです。美郷町の場合は、過疎債を利用して、2008年に1戸当たり約1,500万円で定住住宅を新築し、3万円の家賃で貸し出し、そして20年間住めば家を、25年間住めば土地が自分のものになるという制度、つまり900万円で自分のものになるというような住宅施策をとり、これを各集落に分散して建てられたそうです。で、最初の年は5区画でしたが、その後、8区画、4区画、5区画、

6区画と30戸近くつくっておられます。で、そういう住宅施策が効を奏したのではないかということなんですけれども。

海士町も同じように幼児数がふえている地域ですけれども、ここも平成16年から55戸の町営住宅を新築し、リニューアルを25軒、ことしも8戸建設中だそうです。で、また海士町についても、ここも町内のバランスを見て各地区に分散して建てているそうです。

そういう打って出る施策というか、地域に若者を残す施策、UIターンの若者を呼ぶのも大事です。で、医療従事者が来てくれないと困るから大胆な施策をとって、アパートを建てて、安い家賃を設定して、来ていただきたい。それと同じように、地元の若者たちがここへ残れるような施策を大胆に打って出るべきではないかなと思っておりますが、その辺はどのようにお考えか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員御指摘のように、定住を考える上で、UIターンも重要でもありますし、また、地元から定着をしてもらえるとという政策というのもこれも一つの定住要件でもありますから、大切なことであろうというふうに思っております。じゃあUIターンにしても、ここにどまるということにいたしましても、定住していただくためにはいろんなその要因があると、これは、常々申し上げていることでもあります。まさに今回の御質問でもあります住居の、安く安心して住める確保というのも大事だろうと、それとともに、それだけではまた定住に結びつかないわけでありまして、職場をどうするのかという問題、あるいは子育てをするためにどういう、その町が状況が整っているのか、教育でどういう教育が小学校から中学、高校まで受けられるのかと色々な面があって、そうした総合的に一つ一つ、全て完璧にはできないにしても、やはり要因を整えてやってこそ、初めてこの定住というのが成果が上がってくる問題だというふうに受けとめているところであります。

こういうことですから、当然この住宅の問題も議員御指摘のとおり、非常に重要な御提案というか案件でもあると思っておりますので、住宅政策をどうしていくかということも検討していきたいというふうに思っておりますけれども、それとあわせて、やはり雇用の確保や集落の問題、そうしたことも当然進めていかなきゃならないということになります。

先ほど具体例で挙げられました美郷町であります。これなんかも、住宅の例を挙げられましたけれども、かなり地域おこし協力隊の制度にしても、これは、総務省が制度をつくった当初から積極的に取り入れをされて、そして取り組んでこられて、県内では一番の受け入れをされている町であります。それとともに集落の点検もされてきて、そういう一つ一つの段階があって、まさにこの住宅政策があって実を結んでいるという結果であります。

海士町もそうであります。これはもう御承知のとおりだと思いますけれども、いろんな雇用の関係から、十数年にわたり取り組みをしてきて、そういう中に、またこの住宅

政策もあって、まさに現在10年で330人でしたか、UIターンを実現されているというそういう町でもあるということでもあります。

ですので、津和野町としても、この住宅政策をできるだけいいものをつくっていくということを取り組んでまいります。しかし、私も町長就任以来、この、まだ3年でありまして、集落支援員の関係でありますとかそうしたところで、あるいは乳幼児の関係も医療費の問題も取り組んでまいりましたし、教育の分野もいろいろとビジョンをつくり、というところでいろいろこう、どう言いますか、土を耕して種を植えるという作業を、いろいろな面でやってきているというつもりでもあります。ですから、そうしたことをこれからも地道にやっていながら、まさにこの住宅の問題についても、それらの施策とあわせて考え合わせていながら、効果的な対処方法というものを今後つくっていきたいと考えているところであります。できるだけ早いうちに取り組んでいきたいという気持ちは当然持っております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 今、町長がおっしゃられたとおり、定住は住宅ばかりではない、本当に総合施策で、総合的に考えなければだめだというのは本当に重々承知しておりますが、何かから先にやらなければ何も動かないと思います。ぜひ住宅について本気で、来年度、公営住宅長寿命化計画とともに具体的な策を提示していただければと思います。

そして、教職員住宅ですけれども、一元化ができるということで、現在20戸ちょっとぐらいだったと思いますけれども、約半数近くに入居されていながら、1戸だけが教員がおられるということです。現状でも町営住宅のような感じになっている中、今言われましたように、木部地区の2棟、左鐙地区の1棟は老朽化のために使用することができないということですが、そういうものを放置するのではなくて、積極的に何か定住対策に生かしていただきたいと思います。木部なんかも、益田に出ようと思えば仕事場が近いわけで、益田からの定住者を呼び込める可能性もある。また、もちろん地元の人が残るのにも残りやすい、そういうような形でできればいいなと思っています。

それと情報発信のことですけれども、今言った県営とか町営とかではなくて、海士町、美郷町もそうです。邑南町もそうですが、いろんな町村のホームページを見たときに、空き家バンクの中に、一軒家のUIターン用の空き家もありますけれども、町営のアパートがあり、住宅があり、それから民間のアパートがあり、そして県営もありというふうに、いろんな住宅全部が、そのページを開いたら出るようになっているところがたくさんあります。全部の町村ではありませんが、かなり多くの、定住対策に本気のところはそういうふうになっております。で、町内について、民間のアパートの管理者の方は情報提供されておらずということでしたけれども、これは、情報提供呼びかけているかどうか、その辺をお聞かせ願います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長(伊藤 博文君) 建設課のほうでは、そういう働きかけはしていません。

○議長(滝元 三郎君) 地域振興課長。

○地域振興課長(久保 睦夫君) 現在のところ、地域振興課では空き家バンクについては掲載しておりますが、民間、それから公営住宅についての掲載はしていませんが、今後、他町村の状況を見ながら、他課と協力しながら、そういった情報提供もできるように考えていきたいと思えます。

○議長(滝元 三郎君) 1番、京村君。

○議員(1番 京村まゆみ君) ぜひそういう総合的に一目でわかるページがホームページに載るように、よろしく願いいたします。

若者も独居の高齢者も、周辺部に住み続けられる住環境の整備は本当に必要だと思います。今年度確実にできるという公営住宅長寿命化計画、それにのっかって今度、来年度早く動くということは待たないです。かなり、よその町村を見ているとおくれをとっているような気がしています。しかし、他の町村の定住対策の主な対象はUIターン者です。津和野町の場合は、今いる町民、ここに生まれたり、住み続けている人へのサポート、そういうことを中心にした、出ていかなくて済むような定住対策というものを中心にやっていけば、よそにおくれをとったことにはならない、先手を打ったような対策になるのではないかなと期待して、私の一般質問を終わります。

○議長(滝元 三郎君) 以上で、1番、京村まゆみ君の質問を終わります。

○議長(滝元 三郎君) ここで、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時34分休憩

午後1時00分再開

○議長(滝元 三郎君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

発言順序4、3番、板垣敬司君。

○議員(3番 板垣 敬司君) それでは、今議会においては2件につきまして質問いたしたいと思えます。よろしく願いいたします。

まず1点目は、総合特区のことについてでございます。

既に、今まで執行部から説明を受けた中で、高津川流域を含めた特区構想、いろんな、国の支援もいただけるということもあります。そして、規制緩和というようなこともあのように理解しておりますが、今回は国の財政支援を希望する事業として当初示された案では、益田市を事業主体とする宿泊体験型のクライנגルテン構想というようなものが事業としてあり、さらに山林の境界保全事業、壊れない路網整備というようなことが財政支援を受ける事業として計画が出ておりましたが、私は、その時点で計画変更は十分あり得るんだと。

今後24年度に入って、積極的にこの事業計画を策定できるというふうに理解しましたので、今回の質問については、この財政支援を特に希望して、木質バイオマスによる発電というような事業をこの計画に盛ることができないだろうか、このことによって私たちが今日、同僚議員もいろんな角度から高津川の水質のこと、環境のことについても提言しておりますが、私も同様、山林の活用、水質環境改善に大変木質バイオマスが有効活用されるならば有益であると。

また、このことによって非常に就業機会の創出、さらには雇用の確保、最終的には定住対策に大きく寄与するものと考えております。これらの計画が、今日、総合特区構想の中でどのように進めておられますかどうか、お伺いをいたします。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、板垣議員の御質問にお答えさせていただきます。総合特区に関しましての御質問でございます。

高津川流域である益田広域1市2町が、一つの組織として取り組む「森里海連環 高津川流域ふるさと構想」総合特区は、森部会、里部会、海部会の3部会で流域全体の活性化に向け部会協議を進めております。

森部会の研究によると、益田広域では全体面積の89%に当たる森林面積約12万ヘクタールを有しており、年間の森林成長量が36万立方メートルと推測されているにもかかわらず、年間で利用されている森林資源は7万6,000立方メートルにとどまっております。利用率は成長量の20%にすぎません。

国では、再生可能エネルギー固定価格買取制度を今年7月から施行を開始しており、木質バイオマス発電の場合1キロワット当たりの買取価格を、木質バイオマスの種類によって13円から32円で設定されており、間伐材などを利用した場合は最高額での買い取りがなされます。

これを受け、福島県会津若松に建設された5,000キロワットの木質バイオマス発電所は、固定価格買取制度適用1号となり、稼働を始めました。

ほかにも、岡山県真庭市では1万キロワットの木質バイオマス発電所の建設計画が具体化されておりますが、再生可能エネルギーの開発については国も力を入れており、全国から要望を出される箇所がふえてくるものと思われま。

森部会では、流域の木材搬出量を年間成長量の56%まで拡大し、年間20万立方メートルにする目標を立て、目標達成に必要な林地境界確認及び作業道整備を進めながら「高津川流域林業のサプライチェーンを考える会」を立ち上げて、林業事業者の方や製材業、流通に携わる方などとともに、目標達成の可能性について調査研究をしております。

今後の検討により、流域木材搬出量が年間20万立方メートルに達することが可能な場合、5,000キロワットの木質バイオマス発電所に必要な年間6万トンの木材供給が可能となることから、発電所建設を想定したシミュレーションをつくった場合、年間約10億円以上の売電価格が発生し、燃料となる木質資源の買取価格も現在より高値で

安定化が想定できることから、林業従事者を初め自伐林家の生産意欲を高め、流域全体の健全な森づくりに向けて加速化されるものと思われます。

山を活用した事業展開により効果として期待できることは多く、また、まず雇用の場の創出による定住化の促進や需要と供給が流域内で行われることによる経済効果、化石燃料に頼らず再生可能エネルギーによって得られる電気エネルギーは、高津川に現存する水力発電所とバイオマス発電所を合算すると、流域全体の電力消費量に匹敵し、将来にわたり安定した再生可能エネルギーの供給が可能になることなどに加え、高津川流域の知名度もアップするものと考えます。さらに、発電所の余剰熱量を活用して乾燥チップ生産が可能になれば、チップボイラー等への供給により燃焼効率を高める効果やペレット生産にも期待が持てると考えております。

津和野町としては、このように大きな可能性を認めておりますが、さらなる詳細な検討が必要であるとともに、このプロジェクトを実現していくためには、流域が一丸となって取り組むことが重要であり、益田市や吉賀町と共通理解に立つべく話し合いを行っているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 大変結構な計画が進められてると少し安心しましたが、先ほどの答弁の中でも何点か具体的なこととお聞きしたいと思いますけども、先ほど冒頭申し上げましたが、山を生かすために当然隣地境界っていうか保全、隣地の境界を早くして、搬出なり路網整備にそういったものが必要だというのはわかりますが、その辺で最初の説明のときには、平成23年度より山林境界保全事業は前倒しで取り組みたいというようなことも説明にあったように思いますし、作業路網の整備事業も並行して進められてるのではないかと思いますが、この辺について平成23年度の前倒しで何ぼあったのか、そして、24年度現在どのような計画で、面積はどのような事業量がもくろみされてるのか、その辺がわかればお聞かせいただきたいと思います。それから、今その単位がこの答弁の中では現在の流域での搬出は7万6,000立方メートルっていうことで、これを今度5,000キロワットの発電所をつくらうと思えば、流域の搬出量は年間20万立方メートルに達することが可能な場合は、というような表現。さらには、年間6万トンということで、立米とトンとが答弁の中にありましたが、6万トンというのは何立米ぐらいに相当するの、その辺を少しお聞きして、次の質問に入りたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 隣地境界確認ですが、これは23年度より前倒しで取り組むということでありましたが、実際には今年度事業から取り組んでおりまして、津和野町と吉賀町においてそれぞれ約100ヘクタールを対象にして、国土交通省直轄の事業として取り組んでおります。

それから、作業路網につきましては、今の加速化計画にのっかって1市2町で取り組んでおりまして、これにつきましては、前倒しの計画はまだ立てておりませんで、それと並行して壊れない作業路網の整備について、国のほうで単価の高い作業路網の補助金制度を創設してほしいという要望活動を現在続けております。

それから、年間6万トンがバイオマス発電に必要ということですが、約8万立米から9万立米程度は必要になってくると思われまます。ですから、20万立米の木材搬出をして、その約半分を木質バイオマス発電にもっていくと。で、残りについては今までどおりA級材であれば建築材料、B級材であれば合板のほうへ持っていくと。あとC級、それから林地残材については木質バイオマスのほうへ持っていくというような計画で、今、積算を進めているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 先日、昨年が続いて本町がいち早く取り組んでおります「山の宝でもう一杯！プロジェクト」というようなことで、ことしもいろんな角度からの研修会が計画されまして、ちょうど今月の8日に本町で研修会並びに意見交換会がありました。その中で、やはり現在どの市町村もそれなりに悩んでもおられましたけども、それでも東部地区は雲南市、奥出雲町、そして、西部では津和野、吉賀、浜田、邑南町が既にこの事業を展開しておられますし、東部では飯南町、そして西部では大田市、隣の益田市がこの事業を検討段階に入っているというようなことで、非常にこの広がりがある結果的には総合特区構想にもつながるのではないかなと思って、物すごく期待しております。

ただ、今の「山の宝でもう一杯！事業」というのは、山の持ち主がとりあえず伐採して出すことによって、幾らかのお金と地域通貨がいただけるということで、あわせてどの市町村も大体6,000円をめどに3,000円の現金と3,000円の商品券もしくは地域通貨というような形で取り組みを展開しておられますようですが、そのとき意見交換会の中では、奥出雲町の響さんという方で、島根県の林研グループの代表をしておられる方との意見のやりとりの中で、自分もその奥出雲町で積極的に若い人にもこの事業に取り組んでみてもらえんかっていうようなことを相談したところが、どのぐらいのお金になるんかっていうようなことで、3,000円と3,000円の商品券だというような話をしたときには、余りその若者が乗り気でなかった。そういった問題を提起しておられました。

さらに、山の持ち主でない方について、例えばIターンとかUターンの方がこの事業に取り組むと言われても、山林所有者でない限りはなかなかそのメリットが感じられないのではないかなということで、非常にその辺をいかに事業として展開できるかということで、私は発電事業のような形で今年の7月からスタートした固定改革制度ですかね、ことによってある程度木材価格も、先ほどの答弁にもありましたが、消化できるのではないかな。さらにまた、現在地域通貨としてそれぞれの町村で財政の支出をしながら取り

組んでおられますが、このことについても、ずっと続けていくということにも幾らか難しい問題も発生するのではないかということで、その辺をいち早くこの高津川の3つの市町村での問題を共有しながら、そして、先ほどの答弁にありました発電のプロジェクトを、進めていってもらいたいと思いますが、この計画を国のほうに上げる、そういう手順と時間的な制約というものもあろうかと思いますが、3つの益田市、津和野、吉賀の市町村の足並みというか、その辺について少し最後にちょっと共通理解を立つべくとかいうことで、ちょっとまだしっかりもうプロジェクトを進めるんだというところにはたっていないような表現がありますが、3つの町村、さらには森部会の中でその辺の意見交換なりはどのような状況かお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 森部会のほうではこういった内容を検討して、森部会として、こういう方向でのバイオマス発電の可能性が十分ありますよという提案文を作成しまして益田市、吉賀町、それから津和野町長にも部会として提案文を提出させていただいております。その辺のまだ結果と言いますか、御意見についてはまだ伺っていないんですが、その辺につきましては下森町長のほうも、今後両首長についても話のほうをしていくということで伺っております。この辺については、今後下森町長のほうで取りまとめをしていただけるものと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 9月議会でいただいた資料の町長のスケジュールの中に、10月5日ですか、総合特区地域協議会というような予定が入っておったようにも思っておりますが、この地域の中で今森部会から提案がなされたことを協議会として議論する段取りになっておるのでしょうか、どうでしょうか。そして、なかったらなかったで、やっぱり下森町長は、今までの山を生かす高津川流域の総合特区構想を強く意識しておられるような答弁でございます。ほかの同僚議員の質問に対してもそのようにお答えしておられますので、ぜひバイオマス発電を益田市のクラインガルトン構想の次に打ち上げてもらうように、私はぜひお願いしたいと思っておりますが、その10月5日のその会議にそのような段取りになつとるかどうかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、10月5日のことから申しますと、これについてはちょっとその後、日程が延期になっておりまして、きょうはスケジュール持ち合わせませんので、10月の確か後半ぐらいに延期になっているというふうに思って、という状況でございます。

今回このバイオマス発電の関係でございますけれども、やはり私としては、本町にもこれだけ木質資源がございますので、その有効活用にまた大きくつながる事業でもあるという観点から、非常に期待を持っておるのは事実でございます。

ただ、やはりこれを実際事業にしていこうということになりますと、発電事業ってのは大がかりなものになりますので、数十億円という規模の事業になってくるということになります。そういう面におきますと、やはりまだまだどれだけ流域の木質資源が出せて、その出せるまさに体制は整ってるのかということから考えていかなきゃいけませんし、そして、その数十億円投じて本当に採算が合うのかどうかということ、その辺もまだまだ詳細を詰めていかなければならない段階だというふうにも思っております、この辺を森部会やうちの担当課等で、現在調査研究をしてくれているという状況でもございます。

そうしたことを踏まえて、本当にこれが実現性があるものだということになったときに、やはり前に進んでいかなきゃならんというふうにも思っております。

また、それと同時に、当然この木質資源を使うということは、津和野町だけでなく流域で取り組んでいくことでありますから、最後の1回目の答えでお答えしたように益田市さんと吉賀町さんで共通認識へ進んでいくという必要があるかというふうにも思っております。

吉賀町さんとしまして、少し独自で山を生かす事業というのを考えようというそういうこれまで動きもあるというところをお話も聞いてるところであります、そういう中で、本当にこのバイオマス発電という事業で一緒に取り組んでいけるかということは、これから話し合いをしていかなきゃならん問題だというふうにも思っております。

それから、益田市のほうもあまして市長さんがおかわりになられたばかりでありますので、市長としての特区のお考えというのものも、これからいろいろ話し合いをしていかなきゃならんというふうにも考えているところでございます。

そういう中でございますので、最後共通理解に立つべく話し合いを行っているということでもありまして、早速10月のこれまた詳しい日程を覚えておりませんが、10日前後ぐらいのところまで3つの首長と、それから副首長と一緒に会しまして、バイオマス発電のことで集まるわけではありませんけれども、広域組合の今後の取り組みですとか、あるいは益田流域の高津川流域の今後のいろんな全般の話を、ときにはこうして一堂に会して話し合いをしていこうという場を設けるということになります。当然、その中で総合特区の問題が出てまいりますので、その辺でまたこういうところも議題に上ってこようかというふうにも思っているところであります。そういう中で、また今後も話を進めていきたいというふうにも思っておりますけれども、何といたしても、まず、このバイオマス発電事業が本当に軌道に乗せられるものかどうかというのを、まず、詰めをしていくということが第一であろうかというふうにも思っているというような状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） このバイオマス発電の計画を総合特区の流域の構想として計画をするならば、いつまでにその計画を立てることによって国が認定してもら

えるものなのか。まだ今はちょっと時間がかかって来年なのか再来年なのかわからんとそのようなことで、果たして有益な発電事業というものが実施というか計画ができるのかどうか非常に不安なんですけども、その辺計画はとりあえず計画として国のほうへ上げるタイムリミットというものはあるんでしょう。あるとするならば、しっかり部会で首長さんに理解をいただけるような説明をしていただいで、ぜひ夢を我々に与えていただきたいと思いますが、その計画のタイムリミットというようなものはいかがでしょうか。担当課長、ありましたら教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 今、高津川総合特区につきましては、まだ指定の段階でありまして、認定を受けてない状況であるということをお理解いただきたいと思うんですが、この認定というのが規制緩和等を一つでもクリアすると認定をするというふうな形を当初から言われておりまして、今、その認定作業に向けた規制緩和についても交渉を続けておるところであります。

もう1点につきましては、利子補給制度を取り入れるということも一つの認定材料になるということでありまして、こういった事業をした場合に当然借入金等が発生すると。その辺の利子補給をこの特区の中で見ていただくということもあわせまして、この発電計画も早めに提案した上で、認定を受ける必要があるかと思っております。で、国のほう、内閣府のほうの計画変更の期限として今出されておりますのが、ことし末ですね、12月までの間に変更があるものは出さない。ただ、この変更自体は、申請段階で載せてきた事業を変えた変更はできないと言われておりまして、このバイオマス発電につきましては、当初申請段階からバイオマス利用というのは載せてありますので、その事業の中で計画的に大きくしていくという計画変更はオーケーと聞いておりますので、それに向けてある程度の計画変更の形をつくって出していこうということで、現在森部会のほうでは取り組んでおります。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 今のお答えをいただいた資料から見ますと、木質バイオマス利用に関する規制緩和というようなことで、いろいろ3項目上がっておりますが、これをまず規制緩和について、しっかり取り組みちゅうかその緩和を受けるような手立てをした後に初めて財政支援を受けられる、いわゆるバイオマス発電所という計画が認定に付されるという、そういうことでよろしいんですね。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） この高津川流域から規制緩和の項目としては十数項目上げておると思うんですが、木質バイオマスの関係に特化するわけではなくて、その全体の規制緩和の中から一つでもという言い方をされておりまして、今、保安林の利用に関しまして、保安林解除の申請が年4回しかできないところを6回に改定していただけたらどうかという部分に対して、今、森部会としては関係省庁との交渉して

おるところでありまして、木質バイオマスにかかわるものの規制緩和を受けなきゃいけないという、そういうものではございません。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） いろんな角度からのお仕事よろしくお願いたします。

ただ私は、この前9月の3日の朝日新聞ですかね、大々的に島根版で出ておりました高津川ラインガルテン構想というのが、この9月の定例議会に益田市の予算として調査設計費4,435万円を提案されておられる。その内容について少し紹介しますと、市の土地開発公社の所有地2万7,000平方メートル、2町7反、それを活用して農地300平方メートル、滞在施設30平方メートル、それを10区画つくろう。それから、日帰り農園を50平方メートルを50区画つくろう。こういう記事がありました。

これを見ますと、約2町7反の全体の面積の中で、実際に農地とかそういう宿泊2日くらいのところで約30アールですか、この面積でいくと30ともうちょっとですが、随分広大な敷地の中にそういう農地なりちょっとした宿泊施設をつくり、さらに貸出期間は5年ぐらいを目途にということで、そのものを整備するのに6億円ぐらいの事業費ということで、その半額が国の交付金で進められるというような新聞の記事を見ますと、まあ当初の計画の中にもラインガルテン構想というのは10億円構想で出とりましたので、はあこれは現実のものとして動き出したんだな、これはとにかくこういうラインガルテン構想が進むんなら、我々もいち早く発電所の構想というのを具体化して、しっかり国の予算をもらってくる、そういうように官民挙げて取り組まなければならないというのが、私の今の正直な気持ちです。

執行部のほうにおかれましては、首長中心にいろんな懇談会とか協議会の中でそういうお話をされるようではありますが、議会も同志を募り、この高津川流域の山林を生かした産業の創出、さらには定住化につながる事業として、これを積極的に支援してまいりたいと思いますので、ひとつ三つの市町村がタッグを組んでしっかり住民に夢が与えられるようこの事業の格段の推進をお願いして、この項目を終わりたいと思います。

続きまして、もう1点は公民館のあり方ということで、タイトルは公民館の今の体制なりということで大きなテーマになっておりますが、当面する今の町が進めております協働のまちづくりで、それぞれの公民館を単位としたまちづくり委員会を立ち上げて、それぞれ地域から出た課題を解消していこうという事業の中に、公民館の立場は、その直接まちづくり委員会の事務局的な立場にはならないで、側面的な支援をするというようなことで伺っておりますが、現場の私の範疇にある中では、どうもこのまちづくりを進める上で公民館がそういうような外野席でとどまっといういいんだらうかと。

本来は、こういう一番住民との接点である公民館がこれからの課題に積極的にかかわり住民をリードしていく、そのようなあり方を、私は新しい合併後、いろんな議論もありまして、今は常勤制の主事、非常勤の公民館長というような体制を今日整えた中で、一番やるべき仕事、どうも気兼ねしてやってない。この際教育部局だからできないのか、

少し行政の機能として、私は町長が進めるまちづくりに公民館がかかわらないというのは何としても不思議でならない。

この辺について町長の見解を伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、公民館のあり方に関する御質問でございます。

まちづくり委員会は、人口減少や高齢化率の増加等本町の現状を踏まえ、自治会等の単位では解決できない地域課題などを公民館等の範囲で検討する仕組みをつくることにより、地域課題の解決を図る目的で設置しようとするものでございます。

まちづくり委員会に対しましては、地域提案型助成事業等による財政的支援策、職員の地域担当制度等による人的支援等を講じ、町としても最大限のサポートをすることとしております。

公民館につきましては、まちづくり委員会を設置する計画段階において、支援内容の協議を町長部局・教育委員会部局合同で行ってまいりましたが、まちづくり委員会での計画書作成等の業務量がどの程度のものか見込めない中で、現在の公民館の業務量を踏まえると事務局は担えないという結論に至ったものでございます。

議員御指摘のとおり、地域課題を解決する取り組みは公民館の役割として認識しておりますが、公民館につきましては、現時点で町長部局との併任は考えておりません。しかしながら、まちづくり委員会の進捗状況とあわせ、社会教育委員会の答申内容なども参考にし、公民館との関係のあり方については、教育委員会の意向とすり合わせを行いながら、適宜検討を続けてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 実は、私は畑迫地区のまちづくり委員会をこれから進めていこうということで、畑迫の実態を少し紹介いたしますと、畑迫地区には自治会連絡協議会というものがありまして、それぞれ各自治会の会長さんをもって構成しとるわけですが、そのまちづくり委員会が、もとい畑迫地区自治会連絡協議会の組織が、とりあえずまちづくり委員会を立ち上げるべく準備をして、準備委員会に成りかわってやっけていただいております。

その中で、私は公民館の範疇にある青少年育成協議会の会長という立場で、まちづくり委員会への委員の選出について、青少協の会長だからその委員になれというんじゃないくて、青少協の組織の中から委員を選出してくれ、その委員の任期は3年だと、そういうようなことで私どもの青少協の委員会は任期が1年でございますので、3年をまたぐということではどなたかが責任を持ってこのまちづくり委員会に参画せんにゃいけないという認識のもとでございます。

さらに、地元の任意団体でありますふるさと畑迫の会長という立場もあって、私はまちづくり委員会のほうから2つの組織に委員を選出してくれというような話をいただいております、既にその問題は、私めが1人委員になるのではなくてそれぞれの組織

から誰か3年間継続してその任に当たってもらおうということで選出はしておりますが、その組織の現実の今日までの事務局は公民館が中心となってやっただいております。

そういう任意の組織、畑迫では交通安全クラブ、さらには老人クラブ、声かけ会といった組織の代表、さらに農業青年のグループから1人というようなことで委員の選出をお願いして、今度25日に会合がもたれようとしておりますが、そういう一連の私の地元の背景を見ても、一番その地域の課題を認識しておられる公民館が火の玉になってやらにゃいけんことを、どうもどこかが公民館の位置づけについて少し気兼ねをしておるのかなと思ひながら、これからのまちづくりについて、私の思ひはこういうことございまして、これからまちづくりは3年継続事業でございまして、スタートが大切でございまして。そのスタートで何かこう気になるところでございまして。

さらに、地域コーディネーターが3名、さらにこの10月1日から集落支援員という形で4名の方、さらに職員の地域担当制で2人ないし数名の方が、それぞれの地域のまちづくり委員会に出席して地域の課題を集約されて事業を展開されるということでございまして、非常に人的サポート、最大限のサポートということでございまして、少し住民の主体性が失われて、本来の自分たちがやるべきことまでも依存型になるんではないかなというふうに懸念をいたしておるところでございまして。

質問ということでございまして、質問に帰りますけど、事業評価書というものが毎度公民館、教育部局から提出されておられますけども、公民館の事業評価書にある報告書を見ますと、公民館が設置されて人的にも配置され、何かそのあるがゆえに事業をしなければならない、持ってきてやらなければならないというような感じで、もう少し公民館は、それぞれ——8公民館なり9公民館ですか、今配置されているのが、それぞれがそれぞれの事業をやるのではなくて、例えば成人学級とか婦人学級とか、そういった公民館の社会教育部門は、それぞれ2つの中央公民館があるわけですからそういうところに集約して、そこへ生活バスで赴いて活動に参画されるとか、そういうやり方をすることによって、公民館の仕事が多ければそういうような方向も見直していただいて、もっとまちづくり委員会に公民館がかかわってもらえるような体制を次年度からでもとるようにしていただくことが私はいいのではないかと思います。

ちょうど公民館長主事は今年度が一つの任期になつとて、4月以降また新しい人事が行われることになっておると思ひますが、その辺について町長はいろんな表現では言うとりませんが、もう一度公民館の位置づけと、来年以降の取り組みについての公民館のかかわりを御回答いただきたいと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 少し1回目の答弁と重複するかもしれませんが、基本的にはやはり議員御指摘のように、こうしたまちづくり委員会というような性格を考えましたときに、公民館の館長さんや主事さんがこうした事務局等も担いながら積極的

にかかわっていただけるというのが一番理想であろうかというふうには、当然我々も思うわけでございます。

しかしながら、実際の問題として公民館も日ごろから地域にそれこそ溶け込んで、そして地域のいろんな課題等の解決やイベント等で毎日業務をやっておられます。これは本当に一生懸命御努力をされているという状況でもございます。

そうした中において、今回こうしたまちづくり委員会という仕組みをつくって協力をお願いをしたいということになったわけでありましてけれども、その最初の段階でのお話は、受けた公民館の皆さんの立場からいくと、一体そのまちづくり委員会というのは具体的にどういうものができていくのかというのがなかなかイメージとしてつかめずに、また今後どういうふうに進んでいくのかということも説明はいたしましたけれども、それでもしっかり現状等が認識できないというそういう空気があったかというふうにも思っております。

そういう中で、日ごろから業務に一生懸命携わっている中において、これ以上また大きな負担がかかっていくということに、じゃあそのまちづくり委員会も非常に大事な事業ならば、そこに責任が本当に負いきれるかどうかという御配慮もあったというふうにも話合いの中で感じたところでもあるわけでありまして。

我々としましても、今度は町長部局としてまちづくり委員会設置に当たっているいろんな地域に説明に上がりましたけれども、やはり地域もまた委員会がどういう性格のものでどういうふうに進んでいくのかということが、当初はなかなかわかっていただけなかったという問題もございました。

ですので、まずは組織づくりから始めて、できるところからやり始めていこうというスタンスで現在進んでいるところでありましてけれども、これから実際に具体的にまちづくり委員会が設置をされてまいりますので、そしてこの1年度目の動きとして、いろんなまた動きも出てまいります。

そうした中、今回集落員制度ですとかものをあわせて今回提案をしておりますけれども、少し、過剰に対応が手厚すぎるかという御意見もあろうかと思いますが、まずはそういうところからこのまちづくり委員会を動かしていくということが大切であるというふうなところで、こういう手当をしたというところでもございます。

今後、実際のそうした動きを見ていく中で、また公民館の関係者の皆様にも、このまちづくり委員会の具体的な内容というものを御認識いただけるというふうにも思っているところでもありまして、だからこそそういうまちづくり委員会の進捗状況とあわせてという言葉を使わせていただいたわけでありまして。

そうしたことも、また状況を鑑みながら教育委員会のほうともお話をしていかにしていただいて、その中でどこまで協力ができるんだというようなところのすり合わせもしていきたいというふうにも考えているところでもあります。

ただ、基本的にはやはりこれまで公民館というのは教育委員会部局の中でやってまいりましたし、また教育委員会のことにつきましては、教育委員会に組織マネジメントもお願いをしてきましたし、これからもできることならしていきたいという思いも持っておりますので、今回まちづくり委員会というのを町長部局でつくって、それを強引に進めていくうえで公民館を町長部局にというような、そうすると少し強引なやり方になっていくということにもなりますので、現在そういう面で私自身は町長部局へということとは考えておりませんが、今後も教育委員会とはしっかり話し合いをしてやっていきたいということを考えておるところであります。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） ありがとうございます。最後に思だけを言わせていただいて私の質問を終わりたいと思いますが、私は時々公民館のほうにも行かにかいけんということで行きますし、もっと気軽に行きつくり職員の方ともお話をし、お茶も飲みながら、そんな時間が私は公民館が持っている機能の一つだと思っておりますが、どうも最近の公民館は、やはりお金を幾らかもらうというそのことで住民の目線も気になるところだと思います。仕事もしなければならぬし、課せられた業務もあろうと思いますが、教育委員会の部局ですから教育長にもお伺いもしたいところですが、きょうはやめますけど、やっぱり公民館に気軽に、そして土曜日曜日閉めるような公民館が果たして、土曜日曜日あけても誰も来んわね、そういうことも現実はあるかもしれないが、これからの地域の人よりどころとして、土曜日曜日はせめて会館を開けて、どなたかが話し相手にでもなっていたら、そのような位置づけでないと、月曜日から金曜日までしっかりやって、夜は何とかするけどもなかなか限られた時間の中でお客さんと1日何時間も話しとる暇はないわねと、そんな雰囲気では、住民から徐々に徐々にかい離するのではないかなと大変危惧をいたしております。以上で質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、3番、板垣敬司君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで後ろの時計で2時5分まで休憩いたします。

午後1時50分休憩

午後2時05分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序5、14番、後山幸次君。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、通告をしておきました件について逐次質問をさせていただきたいと思っております。

まず1番目に、ヘリポート設置についてお尋ねをいたします。

県の西部地域の防災対策や救急医療対策にヘリポートは不可欠であります。町の防災計画第3章でも自衛隊の災害派遣、救急救助活動、医療や救護等にヘリコプターの使用が採用されておるわけでありましたが、防災対応のヘリポートは喜時雨の町民グラウンド、日原カントリーパークと、町内の各小中高校の12カ所が予定されておるようでありますが、この全場所で離着陸ができる場所とは私は思っておりません。数カ所については災害時、豪雪時の救援物資の投下場所、このように私は理解をしておるんですが、これはまだ置きまして、ドクターヘリについては津和野中学校と何カ所かが許可をされておるようでありますが、中学校では、大変、町の中で危険度が高すぎます。まして学校側も生徒の安全確保、また、消防団による主に町の職員が出ておられるようでありますが、防じん対策の散水、付近住民への連絡等、また、着地目標場所の標識の設置——これは吹き流しか何かを設置されるようでありますが、そして、また、患者は搬送用の防護シートを張り、このような短時間ではありますが大変な仕事であるわけでありますが、今年の6月に島根県内の国道、県道の道の駅交流会が設立されておるようであります。国土交通省に登録されております道の駅は27駅のうち18駅が参加されておるようであります。シルクウェイにちはらも、なごみも加入されておるようでありますが、この事業計画の中に、災害発生時に生活物資の配給や避難場所の提供などを盛り込んだ県や国土交通省との防災協定の締結が検討されておるようであります。

また、災害発生時に活動できる拠点として道の駅の機能を発揮する、と計画にもあるわけでありますが、このことを踏まえて提案をいたしますが、ヘリポートの基地を津和野温泉なごみの里に、河川側の遊休地があるわけでございますが、ここに建設すれば、まず安全で有効利用ができると、このように思っております。ヘリポート上の基準面積は35メートルの円筒形が確保できれば可能であるように聞いておりますが、この場所には幸いに障害となるような電柱や電線もなく、県道よりも河川のり肩まで約60メートル以上の幅があるわけでありますが、救急車の進入路もここでは確保できます。発着場や進入路は舗装すれば散水作業も解消されるわけであります。

また、民家は遠くに離れておりますので、連絡も不要かと思っております。

また、着陸表示の吹き流しのポール等もここに設置は可能であるわけであります。この場所の隅にプレハブ倉庫の一棟でも設置しておけば、用具の収納は、また、できるわけであります。出動の要請時に毎回消防署に用具を受け取りに行かなくても、この基地での対応ができるわけであります。

また、町の防災計画の中には夜間の離発着が可能なヘリポートの整備に努めると、このように記載されておりますが、この場所であれば夜間照明や誘導灯の設置も可能であると私は思っております。

そして、また、消防団員のポンプ操法訓練場所に、日原町は消防署の広場を整備されて使用されておりますが、津和野町は民間の土地を借り上げての訓練や操法の大会が行われておりますが、ヘリポートのこの基地の横に、同様に舗装して整備すれば、津和野

川より給水も散水も可能であるわけであります。消防団の操法訓練場所にもなるわけですが。

また、将来の構想として、この場所に支援物資の備蓄倉庫の建設も視野に入れていたきたい、このように思っております。

町民の命を守るドクターヘリ、災害時の防災ヘリの離着場ができる場所は、この遊休地にしかないと思っておりますが、この遊休地を有効な利用計画を関係諸機関と協議検討をさせていただきたい。このように思っておりますが、町長の考えを伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、14番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

ヘリポート設置に関する御質問でございます。ドクターヘリとは、救急医療用の医療機器を装備したヘリコプターに、医師及び看護師等が同乗して救急現場等に向かい、現場などで患者に救命医療を行うことができる医療専用ヘリコプターでございます。

島根県では平成23年6月13日からドクターヘリの運行を開始いたしました。島根県ドクターヘリは島根県立中央病院に常駐し、地域の消防機関の要請で出動をいたします。消防機関の要請からおおむね5分程度で出動することができるため、医師による早期治療を開始することができ、また、短時間のうちに医療機関へ患者を搬送しております。

ドクターヘリが離発着する場合には、強い風によって洗濯物などが飛んでしまったり、汚れてしまったり、付近住民の方に被害が出てしまう場合がございますので、住民の皆様様の御理解と御協力をお願いをしているところでございます。

津和野町のドクターヘリポート離着陸場は、津和野地域は津和野中学校グラウンド、津和野町運動広場、木部小学校グラウンド、日原地域は日原カントリーパーク、日原中学校グラウンドが許可を受けております。

これまでに津和野町への出勤、出動実績は2件で、津和野中学校グラウンドを使用しております。

御質問の津和野温泉なごみの里の河川側遊休地におけるヘリポートの設置につきましては、搬送時間などを考えれば、好位置、好条件にあると考えております。

平成25年度にはグラウンドゴルフ場の建設を計画しているところでもあり、あわせでの整備も視野に入れることも可能かと思っておりますが、一方で、ヘリポートの設置については、周辺の障害物の状況によって、離着陸方向に対してそれぞれ勾配基準等が定まっておりますので、今後ヘリポートの設置基準をクリアできるか周辺の状況調査を行いまして、検討したいと考えているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 町長、答弁いただきましたが、もう1回お聞きしたいと思っております。

私はヘリコプターのライセンス持っておりませんので、どういう角度で降りていいやら勾配が、こういった基準はわかりませんが、この、町の遊休地でありますなごみの里は、本当に障害物も何もない、素人の私が見ても、本当ここなら大丈夫じゃないかというふうな気がしておるわけでありませう。

平成25年度にグラウンドゴルフ場の計画があると言われてましたが、まずヘリポートの基地の確保が、私は先であるというふうに思っております。これは人命にかかわることでもありますので早急に調査の上、できましたら補正予算でも組まれて、年度末までには完成させていただきたい。このように町長に大いに期待をしておるのでありますが、もう1回御答弁いただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） グラウンドゴルフ場の建設を計画しているという話をいたしましたけれども、これについては平成25年度に津和野地区につきましては、道の駅なごみの里周辺ということで計画をしているところであります。ですので、津和野地域の連合自治会のほうからも、この津和野地域へのグラウンドゴルフ場の要望をいただいたわけでありませうが、その御要望の内容は、現在のボイラー施設の横を使ってというような要望もいただいております。

これについては、本当にどこにつくっていくのがいいのかというのは、また自治会の皆様や、あるいはグラウンドゴルフ連盟の皆様と話し合いをして、本当にボイラー施設の横がいいのか、それとも道路向かいの河川側のあの広大な敷地のほうがいいのかどうかということを検討していこうということでもありますので、場合によってはボイラーチップ側の横というところに決定をするということにもなろうかと思いますが、いずれにいたしましても可能性の問題として、この道路向かいのほうにもつくることも考えられますので、そうしたこととあわせて考えさせていただきたいというのが私の思いであります。

仮にボイラーチップの横にグラウンドゴルフ場がなったとしても、今日御質問いただいております、このヘリポート等については、それはそのときに、また独自に道路向かいのほうへつくるのかどうかということも考えていきたいという趣旨の答弁でもございますので、御了解をいただければというふうにも思っているところであります。

あわせて、最初には触れませんでしたでしたが、消防団の訓練場のことも、今年度もこうして、シーズンには操法大会、訓練にも私も行ったりしまして、団長や、あるいは消防担当の者ですとか、そういった者ともいろいろと話をしているところでもありまして、現在、津和野地域の訓練場というのが、ここでは申しませんが、いろいろさまざまな条件があって、現在余りいい状況でもないわけでもありますので、そうした面で町として、津和野地域に確保することも必要かなというのは、私自身も現在心に思っているというふうな状況でもございます。

ただ、これについては先ほど申し上げましたように、ヘリポートということになりますと、基準をクリアしなきゃならんという問題もありますので、もう少し、いろんなそういうところを総合的に鑑みまして、検討する時間をいただきたいというふうにも思っておりますので、この部分については、何とか早くて新年度というところで、なかなか今年度の補正というのは厳しいというふうに受けとめているところであります。

早くて新年度といいましても、まだ、やる分にはこれから検討の上で決定していきたいというふうにも思っておりますけれども、そういうことを現時点では私自身考えているという次第であります。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） ありがとうございます。なるだけ早い計画をしていただきたい、このように切に希望しておきます。

2番目に、第5期の老人保健福祉の介護事業計画についてお尋ねをいたします。

まず、1番目に、高齢者介護についてお尋ねをいたしますが、津和野町の平成23年度の調査をされておりますが、前期高齢者が1,319人、また、後期高齢者が2,195人おられるわけですが、合わせて3,514人の高齢者がおられます。高齢化率も41.2%であるわけですが、平成26年度では43.8%と推計されまして、2人に1人が高齢者になる、このような予測されておるわけであります。

また、高齢者のいる世帯にいたしましても、2,473世帯もあるわけでありまして、実に67.5%という数字があります。

また、平均寿命にいたしましても、男性が79.3歳、女性が85.5歳で、高齢化社会は確実に進んでおるわけでありまして。

平成24年度より、制度改正によりまして、高齢者が可能な限り住みなれた地区で自立した日常の生活ができるよう、5つのサービスを一体化して提供する地域包括システムの実現に向けた取り組みが今回あらわされておりますが、これについてお伺いをいたします。

また、老人保健福祉介護事業計画の第4期の見直しをされて、第5期を策定をされておるわけですが、これが地域包括ケアシステムであるのか。また、ほかに新しい事業があるのか。そして、津和野地域福祉計画の策定が予定されておるようですが、重点目標をどこに置かれて策定されるお考えであるかを伺います。

また、老人福祉の事業計画が机上の空論にならないように最大の努力をして計画をしていただきたい、このように思っておりますが、町長の考えをお聞かせいただきたい。

次に、認知症対策について質問をいたします。

日本では今、長寿高齢化によりまして、認知症の高齢化が65歳以上が進んでおります。全国で305万人といわれております。平成25年度には、470万人とも予測されておるようでございますが、津和野町も平成23年3月の時点で高齢者数が3,51

4人のうち認知症の方が610人と、高齢者の17.4%が認知症で、年を追うごとに増加の傾向にあるわけでありす。

そこで、認知症の対応型通所介護の方はデイサービスセンター等に通り、健康状態確認、助言、相談は受けられるわけですが、これも家庭の問題等、また、いろいろの問題があり、相談の人数にも制限があるというふう聞いております。

そして、また、認知症対応型通所介護のグループホームでは、家庭的な環境のもとに共同生活を送れます。このグループホームも当町には27名の入所施設しかありません。多くの方が近隣市町村の施設を利用されておりますが、遠くは広島県、山口県のほうに利用されておるようでございますが、大変遠くて不便であるという声も聞いております。

この現在の状況を、今後の対応についてどのように考えておられますか。

また、64名のキャラバンメイトの活動状況についてお伺いをいたします。

3番目に、津和野共存病院についてお尋ねをいたします。

高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる町づくりの実現を目指す基本方針が出されておるわけですが、高齢者のいる世帯が2,473戸、67.5%、先ほども申しましたが、高齢者の単身の方の世帯が882戸、24.1%。また、高齢者夫婦の世帯が592戸、16.1%であるように聞いております。高齢者の世帯もますます増加に拍車がかかって、家庭における現況では介護力はますます低下していく状況にあると思われす。

この現状をしっかりと見きわめていただき、基本理念や方針が、先ほども申しましたが、机上の空論に終わらないように願いたいと思ひます。

今回、ことしの4月に六日市苑が、介護療養型の老人保健施設、療養強化型でありますか、これが一部を、六日市病院の一部を転化して新しい老人保健施設がつけられたわけですが、医療的処置につきましても、患者の導尿、たんの吸引とか、経管栄養の胃ろうなどの対応は可能な施設になったようであります。吉賀町に近い津和野の町民も大いに期待ができるわけですが、それ以上に、共存病院の療養病床の再開は町民に大きな期待がかかっておるわけであります。

今回、県の赤ひげバンク制度によりまして、奥出雲病院には内科の常任医師が10月から着任されるようであります。

また、出雲市立総合センターでも、島根医大の眼科の先生が、非常勤ではあるが行かれるようであります。10月から眼科の手術も可能というふう聞いておるわけですが、この両市町村とも本当に先生が来ていただけるということで期待が大きいと思っておりますが、津和野町も医療対策室が共存病院内に移転されました。また、医療従事者の住宅も完成をしました。準備万端整ったわけであります。

そこで、これからは橘井堂、医療対策室、また、医師確保対策専門官とさらに連絡を密にされて、医師、看護師の確保に期待し、一日も早い療養病床の再開を町民は期待をして待ち望んでおります。

現在の状況についてどのようでありますか、お尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、第5期老人保健福祉介護住居用事業計画に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、高齢者介護についてでございますが、地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすためには、一人一人のニーズに応じて、医療や介護のみならず、さまざまな生活支援サービスが日常生活の場で用意されていると同時に、サービスがばらばらに提供されるのではなく、包括的、継続的に提供できるような地域の体制ができていることが必要でございます。

津和野町では、第4期老人保健福祉介護事業計画を見直し、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、一つ、介護、二つ、予防、三つ、医療、四つ、生活支援、五つ、住まいの五つのサービスを一体化して提供していく地域包括ケアの考え方を念頭に置いた第5期老人保健福祉介護事業計画を策定いたしました。地域包括ケアシステム実現に向けた取り組みといたしまして、在宅医療や訪問看護の充実など、医療との連携強化、健康寿命を延ばすための介護予防に向けた取り組み、見守りや配食といった生活支援サービスの推進を行い、あくまでも、前述の地域包括ケアに沿った事業を計画しております。

今後においては、ボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含め、地域のさまざまな資源を統合し、ネットワーク化するなどの仕組みづくりの機能強化が必要であると考えております。

続いて、認知症対策についてでございますが、全国的に高齢化が進む中、認知症の高齢者も年々ふえており、今後、認知症対策については介護予防を推進していく上で、さらなる取り組みが必要になると考えております。

津和野町でも、認知症対策は第5期計画、介護予防の推進の一つとして重要視し取り組んでいくこととしております。

本年度の認知症予防対策の取り組みとしまして、生きいき脳の健康教室や、地域に向いて行う認知症講演会や、認知症サポーター養成講座の開催をし、地域ぐるみで認知症の人を支える体制づくり等に取り組んでおります。

また、認知症の方を介護されている御家族等の心的負担を軽減することを目的とした認知症介護者交流会や男性介護者の会を開催し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの取り組みも引き続き実施しています。

さらに、認知症サポート医である津和野共存病院の飯島献一副院長や、町内のケアマネージャーを中心とした津和野オレンジの会は2カ月に1回、コア会議と困難事例検討会等を実施しております。

今後の認知症対策として、認知症サポート医である飯島先生の御指導のもと、医療機関、各団体、事業所、行政、キャラバンメイト、民生児童委員等、地域住民と連携し、

認知症予防や認知症の方の早期発見、介護保険サービスについて、広く町民の方に周知しサービスを利用することにより、認知症の介護者の方の負担の軽減に努め、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指していく取り組みを予定しております。

平成24年3月末時点でのキャラバンメイト人数は74名となりました。活動内容といたしましては、数名ではありますが、認知症サポーター養成講座での講師役をされたり、津和野共存病院やせせらぎに勤務されている方は、津和野オレンジの会に出席をしていただいております。

また、認知症サポーター養成講座での講師役以外の方々は、近所や知り合いで認知症のある方への声かけや、勉強会や、研修会等へ参加し、自己啓発をされており、認知症サポーター同様、その方ができる範囲で活動に参加されている状況でございます。

今後におきましては、認知症対策の中で一緒に取り組める事柄に対し連携し取り組んでいきたいと考えております。

また、管内の認知症対応施設として、地域密着型グループホームが2園、27名の定員で現在サービスが提供されております。

第5期の事業計画では、今後の人口やサービス等を勘案し、認知症対応型の新たな施策は必要ないという結果でありましたが、今後、実態等を把握し、サービス提供が必要であれば検討していきたいと考えております。

三つ目の、津和野共存病院についてでございますが、津和野共存病院の療養病棟再開は地域住民の願いであると十分理解しておりますが、療養病床再開に必要な人員の確保にはいまだなっておりません。療養病床の再開には入院患者30名以上でなければ経営的に成り立ちません。必要なスタッフは、医師1名、夜勤可能の看護師9名、同じく夜勤可能の介護福祉士等10名でございます。

本年8月末現在で、橘井堂全体の看護師、准看護師総数60名の内、20代が4名であり、50歳以上の者が33名と、過半数となっております。

さらに60歳以上の再雇用者は12名となっており、大変重要な現場ケアの担い手であるとともに、看護業務内容を考えると心身への負担が過重となっていることも否めず、これらの後継者の育成や年齢構成の若返りが最優先課題と考えます。

より安全で安心できるケアを提供し、町民の生活を支えるためには、現在稼働している施設、その施設の機能、働く職員をいかに維持し、継続、後継していくかが重要な視点となります。

そして、これらの問題は、単に看護師不足というだけにとどまらず、津和野町の医療資源維持のためにも緊急かつ重要な課題であると考えております。

今後においても、医師及び看護師等の確保及び充実を図ることを目的とし、大学医学部や看護学校等を訪問し、津和野町の医療現場を語るとともに、奨学金制度や就学資金制度の説明、また、地域医療を担う医師、看護師を確保するため、医師確保対策専門官を配置して、町と指定管理者の橘井堂が主体となり、引き続き確保に努めてまいります。

また、このたび建設した医療従事者住宅が若い看護師等の確保につながると期待しております。情報収集、紹介活動等、協力をいただきながら、広く募集活動を実施いたします。

厳しい状況が続いておりますが、少しでも住民の御期待に沿えるような病院を目指していきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 認知症対策について再質問したいんですが、答弁の中で、認知症介護者交流会、認知症講演会、サポートの養成講座、困難事例の検討会等の実施を、認知症サポート医であります津和野共存病院の飯島献一副院長の指導のもとに認知症問題が取り組まれているというふうな答弁でありましたが、先生も、内科も診察され大変な激務であると思っております。

そこでお尋ねをいたしますが、認知症サポート医とは、具体的にはどのような医師であるのか。また、この県域では何名ぐらいの認知症サポート医がおられるのか、これについてお伺いをいたします。

また、グループホームが2園あるわけですが、入所されております人の健康管理の診察はどのように対応されておりますか、この対応医師についてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 認知症サポート医は、適切な認知症診断の判断の知識、技術、また家族からの話や悩みを聞く、そういうことを習得されている医師。また、現在、診療所等の主治医、あるいはかかりつけ医への研修・助言を初め、地域の認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う医師のことをいいます。

現在、飯島副院長の場合は23年度に、このサポート医を取得をされまして、東京の国立医療センターのほうで研修を受けて、現在なられております。県域におきましては、現在、飯島副院長を入れて2名であります。1人は松ヶ丘病院のドクターと聞いております。

それとグループホームの、いわゆる27名の、医師の健康管理等は、津和野共存病院の院長であります須山院長先生のほうが月2、回訪問診療を行っている状況であります。以上です。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、3番目に町民の意識調査についてお伺いをいたします。

昨年、第2回の津和野町民意識調査が実施されたわけですが、調査対象者は、20歳から90歳までの中から1,250人を無作為に抽出されて、回答者が503人、281件の自由意見というふうに聞いております。また、有効回収率が40.2%であったというふうなことであります。

この調査項目の中で、合併前との比較で、「合併後、よくなっていると思うこと」「合併後、悪くなっていると思うこと」「転出したい理由」、このような調査をされておりますが、何を目的とした意識調査であるのか、まず伺いたいと思いますが。

私が、前に合併協定項目の再検証について町長に質問したことがあります。町長は、現時点で再び議論を俎上にのせることは、これまでの努力により育まれた町民の一体感の醸成に水を浴びせるものとなり、旧町意識を呼び戻し、まちづくりを逆行させてしまう、このような危険性があるというふうに答弁をされておりますが、今回の調査項目の真意はどこにあるのか。このような調査こそ、町長の意思に反してはおりませんか。これについてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町民の意識調査に関する御質問について、回答をさせていただきます。

平成22年度から実施している町民意識調査は、住民と行政の協働のまちづくりを推進するため、町民の皆様から情報収集を図る目的で実施しているものでございます。町民意識調査の調査項目につきましては、津和野町の行政施策に関する満足度、重要度調査など、毎年度継続的に調査、し進行管理を図っていく項目と、当該年度の重点課題等、単年度に限って調査する項目の二つの視点で項目を選定し、調査を行っております。

議員御質問の合併後の状況に関する調査につきましては、合併後6年間が経過する中で、合併前の比較などについて、平成23年度の調査項目として調査を実施したものでございます。調査結果につきましては、よかった点としましては、電話、インターネット整備や上下水道の整備などが上げられ、悪かった点としては、地元での就職などの働く環境や医療サービスの受けやすさなどが上げられております。

これらの調査結果は、役場内において報告会を開催し、職員に内容の周知徹底を図るとともに、それぞれの事業の検討、推進、評価の基礎データとして活用することとしております。

今後も町民の皆様からの情報収集を積極的に行い、新町の一体感の醸成を目指したまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 町長はよく、町民の一体感の醸成というお言葉を使いはなりますが、今回の調査、合併後6年が経過しとるので合併前の比較などを調査したとありますが、私が前に町長に質問したときも、合併問題を再び俎上にのせることは現時点では、ないと、町民の一体感の醸成という考え方で明確な判断基準は難しい問題であるので、当面10年間は、こういったことは思わない、このように言われたわけでありまして。

今回の調査は、そういった、私に答弁されておるにもかかわらず、6年過ぎたけえ調査したというふうに言われましたが。この中で、町長答弁の中で、よくなったこと、悪

くなったこと、このような調査をされておりますが、日原の4地区で、よくなったことというふうな回答をされておる人は42件あります。悪くなっているというほうに回答された人が75人もおられます。これは日原、津和野、いろいろ回答されておりますが、中には合併して日原は捨てられたと、こういうふうな回答もあるじゃないですか。津和野は全て中心でなくなってしまった、町民の対立意識がひどくなってきた、旧町の溝が深まってきた、このようなアンケート調査されとるんですよ。何のためにこういう調査をされるんか、私は町長の真意がわからないわけでございます。

町長は、この調査をされた結果は、職員で報告会を開いて内容を周知徹底を図り、事業の検討を図って、これをデータとして活用したいというふうに申されておりますが、この調査が町長のいつも言われますように、町民の一体感の醸成、これにどのようにつながっていくと思っておられるのか、私には理解ができません。このようなアンケート調査が今回、全戸に配付されたわけでありましたが、これについては時間がありませんので、また答弁いただけますかいね。はい。ほいじゃあ短く、あとがありますんで。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 恐縮であります。誤解がないように、私の気持ちだけ少しお話をさせていただきたいと思えます。

合併後に統一化をしてきたものもいろいろ項目がありまして、例えば公民館のあり方ですとか、あるいは水道料金なんかも統一化をしてきたという状況でもあります。そういう中で町民の意識というものがどういうところにあるのかというのを、御意見を自由に言っていただくというそういう調査をしようということで、今回やってきたというのが一つの大きな理由であります。

例えば、先ほど体育館の使用料の、前段議員さん出されたわけでありましてけれども、あれなんかも合併のときには減免をすると決めておきましたが、その後、行財政改革の中でまた取るようになって、そしてまた現在、町民の皆さんの意見は、やはり減免をしてほしいという意見が寄せられたりと、いろいろなことがあるわけでありまして。これは、町民の皆さんの声が議員さんを通して、今回のこの一般質問になっておりますけれども、やはり町としても、そういう町民の皆さんの声をやっぱり拾っていかなくやいかんと、そういう思いでこういう意見も出していただくような調査をやったということでもあります。

議員が御指摘になられております合併協定項目の再調査が旧町意識を高めて、気持ちをさらに離れさせるようなことになるかと私が答えたという話であります。あれについては本庁舎の位置の問題として御質問を取り上げられましたので、私はやはり本庁舎の位置という問題については、これはやはり合併にとって、したときに一番大きな町民の感情に影響したようなものであったということでもありますので、それを捉えて申し上げたということでもあります。ですから、この本庁舎の位置というのは、まだまだそういう面でそれを俎上にのせていくと、これは日原だ、これは津和野になるということになり

かねませんので、まだ尚早じゃないかと、議論をするにはまだ早いんじゃないかということをお願いしたということでありまして、ほかの点についてのいろんな調査はしていくべきだというふうに考えている次第であります。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 町長、また12月で、この問題についてはしっかりやり合いたいと思っておりますので、よろしく。

次に、グラウンドゴルフ場の建設についてお尋ねをいたします。

日原地区では、当初計画の説明で芝のコートが2面であったわけですが、当初設計業務が100万ぐらいでありましたかね、工事費が4,800万というふうに計上されて、6月で設計のほうで65万2,000円が追加をされておられるわけですが、今回、図面をいただいたのを見ますとコートが3面になっております。1面を、どういう理由で追加をされたのか。そして、津和野地区にも来年度、コートの建設をされるようではありますが、規模については日原地区と同等の物をつくると、このようなお考えでありますか。それについてお伺いをいたします。

参考までに申し上げますが、津和野地域では現在、鷲原公園や嘉楽園内で練習や大会がされております。当面、この2カ所に芝でも張られて整備されたら、当面は対応できるんじゃないか。鷲原神社は指定公園でありますので、余りいらうことはできんとは思いますが。大きな大会になれば喜時雨という町民グラウンドがあるわけでございますから、こういったとこを大いに有効利用されるのが本当であろうというふうに思っております。

また、両町地域ごとの連盟に登録されております団体数、それから登録人数、これについてお尋ねをいたします。それで、このグラウンドゴルフ連盟は体育協会の傘下に入っておられるのか、単独で運営されて行くのか。これは補助金の関係がありますので、お尋ねをしておきます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、グラウンドゴルフ場建設に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

当初設計では芝生コース2面の整備を計画しておりましたが、津和野町グラウンドゴルフ連盟から、大会運営に当たっては最低3面が必要であるとの要望が以前からあったことを踏まえ、当初予算額の範囲内において詳細設計を行いましたところ、芝生コース2面とクレイコース1面の建設が可能と判断いたしましたので、連盟からの要望を最大限活かす形でグラウンドゴルフ場が整備できるよう計画の変更を行うことにいたしました。これは、シルクウェイにちはら横のことでございます。

また、芝生コースにつきましては、しっかり株を張るまでの養成期間が必要で、翌年9月までは使用できなくなることから、クレイコースを整備することによって工事期間に使用できるコースの確保を行う解決策にもなります。

津和野地域の建設につきましては、現在、候補地の選定を含め検討中であり、その規模は決まっておりません。今年度整備するグラウンドゴルフ場の活用方法を、グラウンドゴルフ連盟の方々と協議を重ね、津和野地域に必要な規模を検討したいと考えております。

鷺原公園等に芝を張り整備することにつきましては、当該地は文化財の指定を受けており、現状を維持することが必要となっていることから、グラウンドゴルフ場として占有するということとはできない上、現況を維持した状態で使用することを前提に許可されているものと聞いております。

大きな大会を開催する場合の喜時雨グラウンドの使用につきましては、連盟との協議を踏まえ検討したいと考えております。

両地域ごとの連盟の登録人数につきましては、津和野地域が92名、日原地域が112名の合計209名が連盟登録人数で、その内容として、日原地域の共栄会、愛好会が50名程度の大きな団体で、他に20名以下の10団体が存在しております。グラウンドゴルフ連盟は体育協会に所属した団体となっております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 町長、当初の説明では芝コースが2面であったんですが、連盟からの大会運営について最低3面が必要であると、このような要望で3面を計画したとこういうふうな説明でありましたが。例えば津和野地区にいたしましても、これは総合的に、町長、計画されておるんですが。木部、畑迫、小川に、体育協会というのもあるわけでございますね。こういったところから要望が出たり、また青原地区、左鐙地区、こういったところから要望が出されましたら、町民みんな平等の立場から受理をしていただけるんですか。無理な一極集中型でなく、ゲートボール場のように地域に分散されて建設されるべきじゃないでしょうか。

登録人数も、92人ですか、津和野町が、日原が112人というふうな報告をされましたが、単純にこれだけの人数で1億円もの事業になるわけで、こういったことを町民がどのように受け取っておるか。町長に、いずれ見せますが、私のところへ6通ほど手紙が来ております。中には料金の足らん手紙も来ておるんですが、これはいずれ町長に見せます。個人名が書いてありますので誰にも見せとうありませんが、こういった苦情のはがきが6件も私のところへ届いております。町長のところにも何件か届いておると思いますが、ありませんでしたか。

こういったことを、いろいろ津和野の町民からも要望が出たときに、町長は、町民皆平等である立場からどのように対応されるのか。一極集中型でここにつくったけ、あとの者はこらえというお考えなのか、そこのところをお聞かせください。

ある地区から、ぜひグラウンドゴルフ場をつくってくださいという要望が来ておるんですが、町長のところじゃない、私んところですよ。それ、町長のところへ陳情してくれとい

う要望があるんですが、私が今、待っていただいておりますような状況ですが、町長の答弁次第では要望に行きたいと思いますが、いかがですか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 財政が許されるのであれば、それは各地区に整備をしていきたいということでもありますけれども、やはり財政状況からも限界があります。そういう中でやれる範囲、今回は日原地区と津和野地区一つずつという形で選定をさせていただいたということでもあります。

その理由としては、もう一つ大きくありますけれども、今回、グラウンドゴルフ連盟からも要望いただきましたけれども、それとはまた別に、日原地区は日原地区の連合の自治会として、それから津和野地区は津和野地区の連合自治会とそういう形で、それぞれ地区を網羅するような形の中での団体から、今回要望もいただいたと、そういうことも背景にあるというような状況であります。

そういう中で、日原地区と津和野地区に一つ、公認コースにもなるようないい施設を整備しておいて、そして普段は、木部地区の方は木部地区の現在のグラウンド、現在練習されているところで、日ごろから小さな大会や練習等もしていただいて、そして将来的というか、そういう整備ができましたら、そこでまた日原地域、津和野地域、あるいは津和野町全体でのそういう大会を開いて、日ごろからの練習の一つの目標にさせていただけるような、そういうつながりができていくとしたならば、津和野町全体でのグラウンドゴルフの振興につながっていくんじゃないだろうか、という考えに立っているということでもあります。

グラウンドゴルフ連盟の数は、登録人数は209名であります。私はもっと、かなり、それ以上に、登録されていない愛好される方も非常に多いというふうにも感じているところでもございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは最後の質問をいたしますが、陸上の公認グラウンドについて。かつがつ、教育長さんに間に合いましたけ、ほっとしとるとるんですが。

鹿足郡の陸上大会が小、中、高、一般で実施されます。この会場が、吉賀町と隔年ごとに運営されておりますが、津和野のグラウンドは排水が悪くて、2年間中止になっております。鹿足郡の陸上競技協会長より、グラウンド整備の陳情書が提出されておると思いますが、校庭全面の排水整備事業になりますと4,000万、5,000万もかかるというふうに推測をされます。このような膨大な整備ができるとは当然思っておりませんが、公認グラウンドとして県より指摘をされております事項については、ぜひ対応していただきたい、このように思っております。当面の対応策として部分的な補修とか、また排水とか、こういったものもあるわけでございます。また、中学校のほうの意見もあると思われまますので、学校ともよく検討されて御答弁をいただきたい、このよ

うに思っております。実施できるかできんか、そのことについてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 陸上公認グラウンドの御質問についてお答えします。

鹿足郡陸上競技大会につきましては、来年度は平成25年6月1日の土曜日に蔵木中学校で実施する予定で進めております。

鹿足郡陸上競技協会と話し合いを行った中で、2年連続で中止になり、3年連続中止のリスクを考えると、来年は、津和野中学校より水はけもよく、公認グラウンドである蔵木中学校で実施すべきという意見がございました。

また、時期につきましては、5月は別の大会と重なる可能性がありますことから、例年より1週間早めて6月の1週目に行うのが妥当であろうという意見でまとまりました。雨天順延につきましても議論いたしましたが、2日間の役員を集めるのが難しく、学校側の授業計画にも影響してくることから、順延は難しいだろうと考えております。

津和野中学校のグラウンドにつきましては、現在は公認グラウンドとして平成25年9月まで認定されておりますが、公認グラウンドでなくても陸上大会は運営できること、2年に1度しか行われぬ陸上大会のために多くの費用をかけて、来年の公認申請をする必要があるかということにつきましては、現在協議をしているところでございます。

また、グラウンドの排水につきましては、中学校の校庭として余りにも水はけが悪く、授業や草抜きなどの管理面からも早急に排水工事の必要があると考えているところでございます。しかし、まだ学校の耐震工事等、優先する課題が多く、その事業のタイミングを検討しているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 御答弁いただきましてありがとうございます。教育長さん、公認グラウンドでのうても陸上大会はできるというふうな御答弁をいただきましたが、公認グラウンドでないと記録は残りません。ただ走って遊ぶ運動だけになります。それで公認グラウンドというのは記録が要るために皆苦労とるんです。そういった意味で、吉賀町と津和野と隔年ごとにやっていくのも、そのところに問題があるんですがね。簡単に、公認グラウンドでのうても陸上大会はできるようなお考えを持っていただいても、私は大変残念に思うんですが。修理されるときはそのことも踏まえて、公認グラウンドとして修理をしていただきたい、このように強く要望をして終わります。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、14番、後山幸次君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で3時15分まで休憩いたします。

午後3時01分休憩

午後 3 時 15 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序 6、12 番、小松洋司君。

○議員（12 番 小松 洋司君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず最初に、日原中学校の寄宿舎についてでございます。

日原中学校の寄宿舎は、御承知のとおり、多いときは 160 人前後の生徒たちが暮らして中学校に通っていましたが、平成 13 年 3 月、最後の寄宿生 4 人を送り出して、33 年にわたるその使命を終了しました。閉寮時のまま、現在まで 11 年が経過しております。

寄宿舎の 1 棟は昭和 37 年、1962 年でございますが、この年に建設され、2 棟あるので、50 年、48 年と。もう 1 棟は 2 年後の昭和 39 年に建設されました。したがって、建設以来 50 年、48 年という長い年月が過ぎております。いずれの棟も老朽化がひどく、とても寄宿舎として使用できるものでございませぬ。合併前のことでありますが、たしか台風のときだったと記憶しております。私も現場に行って確認しましたが、37 年に建った寄宿舎では、雨漏りをした雨が、本当ごうごうといいながら、まるで谷水のごとく階段を流れるというような状況でございました。これは決してオーバーな表現ではございませぬが、そんな状況です。もう、老朽化がひどいというような状況ではありませぬ。危険建築物といっても過言ではないと思ひます。

先ほども申し上げましたが、閉寮から 11 年が過ぎまして、今まで祭りのときに庭を神事場として利用するぐらいで、何も使われてはおりませぬ。このままいつまでもおいでいいというわけにはまいりませぬ。地域にとっては本当に迷惑なものでございませぬ。

そこでお伺ひいたしますが、町としては、今後この寄宿舎をどのようにしたいのか。例えば、危険建築物ではありますが、あえて修繕をして再利用するのか、それとも解体をして、跡地に別の何らかの施設を設けるのかでございませぬ。何度も申し上げますが、いずれにしても、このままの状況でおいとくということは、地域にとっては本当に迷惑でございませぬ。

それと、冒頭申し上げましたが、寄宿舎は昭和 37 年、39 年の建築でございませぬ。当然、アスベストの心配が予想されますので、このアスベストの有無についても、あわせてお伺ひいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、12 番、小松議員さんの御質問にお答えをしてみたいと思ひます。

日原中学校寄宿舎に関する御質問でございませぬ。

この問題は過去にも、さまざまな議員さんから御心配をする声や、また御質問等もいただいております。また、該当地域の自治会のほうからも御要望等もいただいております。こうした中、解体をとということも考えているわけではありますが、なかなか財政的な事情もございまして、そのまま残っているというような状況でもございます。この問題は教育委員会部局にかかわるものでありますけれども、やはり予算づけという面も大きいという中では、町長部局も責任も感じているところでございます。なかなかしっかり対応ができてないというところは、おわびを申し上げたいというふうに思っているところであります。

詳しくは教育長のほうからお答えをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 日原中学校寄宿舎は議員御指摘のとおり、閉寮後、建物については相当年数がたち雨漏り等が激しい状況でございます。敷地につきましては、年間数回の草刈りを行っているところでございます。再利用か解体か、あとはアスベストの件、2点につきまして御質問いただいておりますので、お答え申し上げます。

日原中学校寄宿舎の利用につきましては、もし再利用するとすれば雨漏り等の施設修理や耐震補強工事など、多額の工事費が必要になりますし、現在のところ有効な施設利用の案もない現状でございますので、教育委員会としましては寄宿舎は解体したいと考えております。

ただ、耐震化工事等の、先に優先する課題が多く、どうしても一般財源だけで行う解体事業につきましては後回しとなっております、先ほど町長さんのお話にもありましたが、特に近隣の住民の皆様には申しわけなく思っているところでございます。

2点目のアスベストにつきましては、平成21年度に地域住民の方より、日原中学校寄宿舎にアスベストが使われているのではないかという声が持ち上がりまして、合併前に全国的にアスベスト調査が行われた際の結果がわからない状況であったため、島根県環境開発公社にアスベスト調査を依頼しております。玄関、風呂場、1号室、厨房横等の5カ所より、疑わしい天井材、ボード壁材を採取し成分検査を行っております。その結果、アスベストは「なし」との報告を受けております。この調査結果は自治会長さんに報告し、近隣住民への周知をお願いしたところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） まず、寄宿舎は、どっちにしても解体をするということでございます。それで、現在その跡地等についても、こういったものに利用するかというようなことがないようでございますので、私はその跡地の利用について一つの提案をしたいと思っております。それは図書館でございます。

現在、日原、津和野両地区に1カ所ずつ図書館がございますが、日原については開発センターの一室を利用したもので、とても図書館とは呼べるようなものでございません。あえて言うならば図書室というようなものでございます。

教育ビジョンによりますと、平成24年からの3カ年、27年からの3カ年、そして30年からの4カ年、いわゆる前期・中期・後期でございますが、読み聞かせや公民館への図書の貸し出しなどソフト事業の展開に加えて、ハード事業として、前期に図書館の書庫の整備を行い、中期には図書施設の整備に関する計画を策定して、後期には図書施設の整備をするとなっております。

一方、平成22年度から27年度を事業計画年とした過疎地域自立促進計画、いわゆる過疎計画でございますが、これには平成27年度に概算事業費2億円で図書館を整備するとございます。ただし、これは2カ所の図書館を1カ所に統合して整備するとなっております。場所等の、どこだというふうには書いてはございません。いずれにしても、この両方の計画において、図書館はこのままの状況にはおいておけないといっているようなものでございます。

そこで、どちらの計画が優先するのか私にとってはわかりませんが、いずれにしても、どちらの計画も相当先のことになりますので、できることならば地域の状況等踏まえて早急にこの寄宿舎を解体していただき、その跡地に図書館を設置し、津和野地域の図書館については分館として位置づけ、引き続き存続させるといいと思いますが、いかがでございましょうか。町長、教育長、お二方から、この案についてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、町長、教育長、両方ということでございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

基本的には教育委員会の所管にかかわる分野でもあります。常々申しておりますけれども、基本的に教育委員会の方針に、町長として、余り意見を立ち入るべきではないというのが前提としてございますので、基本的に教育委員会の検討していただいた上で、教育委員会の見解というのを尊重していこうというのが大きな私の考えであるということ、まず御認識をいただければというふうに思っているところであります。

その中で、ただ私の権限としましては、やはり予算づけの問題があるわけでございますが、これは先ほども申し上げたように解体ということだけでも相当大きな費用もかかってくる。その中に、今度は図書館建設ということになりますと、相当大きな、また費用がかかってくるということにもなるわけでありまして。

確かに日原の図書館も規模は小規模でありますけれども、現在は県でのネットワークができておりますので、多少御不便をおかけすることになります。いろいろな蔵書っていうのは、そういうネットワークを通して、町民の方であっても手に入ると、借りられると、そういうシステムもでき上がっているという状況でもございます。

そうしたことも踏まえて、現在の図書館を活用していくやり方がいいのか、あるいは、そのように新しいものをつくっていくのがいいのか、その辺は財政状況も鑑みながら、費用対効果を考えて検討していかなければならないというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 教育ビジョンなどにのせてありますのは、より身近なところで借りたりということのサービスとして、どう提供できるか、その使いやすさというものを——今の視点でも、どちらからでも借りられて、どちらにも返すことができるということではあるんですけども、身近な公民館なども通じながら、たくさん借りて読めるという、そういうところのサービスの向上をきちんとしていきたいと考えております。

建物のことにしましては、跡地の一つの候補の案をいただいているということで、そういうことも含めて、一番、町として有効に使うということは、こちら側の提案というよりも、やはりその地域の方のところも、どうしても避けては通れないところだと思いますので、十分に御意見等はお伺いして、そこは進めていきたいと思っておりますし、建物を建てるのであれば、庁内でちゃんと調整をした上で検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） いずれにいたしましても、今お伺いすると、なかなかすぐのことというようなことにはなりません、ぜひとも、こういったことを念頭に置かれまして、この寄宿舍のこと、一日でも早い解体としていただきたいと思っております。

それとアスベストにつきましてですが、これにつきましては県の環境保健公社ですか、ここが検査して、「ない」ということでございますので安心はいたしました。以前、ある学校で設計してる人が、アスベストがあるよということで、実際に天井を剥いでみたら使ってなかったと。これは手抜き工事で助かったようなものでございます。そういったこともございますので、今後これを実際に解体するということには、5カ所以外のそういった場所も全て十分検査をされて施工していただきたいと思っております。

それでは、続きまして、次の質問に移らせていただきます。次は、ALTの2人体制についてということでございます。現在、津和野町には1人、外国語指導助手、いわゆるALTと呼ばれる外国人の英語の指導助手がおられ、その方が町内の中学校2校、小学校5校を順次回られて、子供たちに英語を教えられております。私の記憶では、合併協議では、たしか日原、津和野に1人ずつ配置するように記憶しておりますが、今日に至るまで1人のままでございます。合併協議にあるから2人体制にしないというのではございません。

私が2人体制をいうのは、大きな理由といたしましては新学習指導要領によるものでございます。英語は、小学校では昨年度から5、6年生が必修化されまして、中学校では今年度から週1時間授業時間がふやされております。そして、学ぶべき英単語も900から1,200にふやされております。高校では来年度入学の生徒から、英語の時間は原則英語のみで、日本語を使わずに授業を行うというふうになっており、単語も1,300から1,800にふやされております。

さらに、最近になって文科省では、社会のグローバル化に対応して、より早い段階から英語の発音に慣れコミュニケーション能力を高める必要があるということで、小学校4年生以下でも英語の必修化を図りたいと、このような報道がなされております。私自身も、中学校から七、八年ばかり授業を受けたことになっておりますが、勉強しなかったこともございまして、読み書き、会話、いずれもできません。この年になって、改めてまずかったなと後悔しているところでございますが、後悔先に立たずといったところでございます。

世界の共通語は間違いなく英語でございます。国内の企業でも、社内の公用語として英語を採用した企業が既に出てきております。教育ビジョンにもありますが、全国及び世界で活躍できる学力を養うためにも、早い段階から英語に慣れ親しむことが必要です。そのためにも小学校低学年から、ALTによる生の英語に触れることは有効でございます。来年度から、ぜひともALTを1名増員されまして2人体制とされますよう、お伺いいたします。

それと、ALTは原則、先ほどから申し上げておりますように、学校の子供たちが対象でございます。現在、ALTの好意によりまして、一般の方への英会話教室も行われてはおりますが、町民の方との触れ合いや津和野町の国際化を図るためにも、町長部局に国際交流員を配置されれば、よりベターなことと思っておりますが、あわせてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） ALTの体制につきましてお答えいたします。

ALTの体制につきましては、現在1名体制となっております。

先ほど御指摘のありましたように、新学習指導要領では平成23年度より、「外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う」ことを目標に、小学校第5学年及び第6学年において、英語を取り扱うことを原則とした外国語活動が新設されました。また、教育ビジョンでも外国語教育の充実と国際理解教育の推進を図ることとしております。

ALTの職務としましては、――八つ述べますが――一つ目に、中学校における外国語科等の授業の補助、二つ目に、小学校における外国語活動等の補助、三つ目に、外国語教材作成の補助、四つ目に、外国語科担当教員等に対する現職研修への補助、五つ目

に、特別活動や部活動等への協力、六つ目に、外国語担当指導主事や外国語担当教員等に対する語学に関する情報提供、七つ目に、外国語スピーチコンテストへの協力、八つ目に、地域における国際交流活動への協力などがございます。

合併後、中学校3校、小学校7校の10校を対応しておりましたが、今年度からは中学校2校、小学校5校の7校の対応になりまして、学校数が減ったことにより、学校によっては訪問回数がふえた学校もございます。議員御指摘のとおり、ALTの2名体制を確保することは望ましいことではあるとは思いますが、現段階では、まずは各小中学校でのALTの有効的な活用について考える必要がございますので、その上で、必要であれば増員に向けて協議をしたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 続きまして、町長部局に国際交流員を配置してはどうかとの御提案についてでございますが、国際交流員の役割といたしましては、例えば冊子の翻訳や編集の監修、外国語の学習援助、国際交流プログラムの計画や構想の支援、海外からの来客の接待、国際イベントにおける通訳など、地方自治体が担当する国際活動に関連する事業の補助、続いて公務員の語学習得の支援、次に国際交流に参加する地域の組織活動への助言、参加、そして文化的な活動の支援や地域住民の語学習得の支援などが挙げられております。

津和野町は御承知のとおり、ドイツ、ベルリン市ミッテ区との交流を行っており、またインバウンド対策としての観光振興にも取り組む方針であることから、今後の地域振興を考える上で、特にヨーロッパ系の国際交流員の配置については魅力を感じるころでもございます。実際の配置に当たっては、国等の関係機関との調整も必要でありますので、制度の詳細な研究も含め、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） まず、ALTのほうでございますが、ことしの8月、ALTは交代しております。当然、前任者の評価等もされていると思います。そういう状況なのに、何を今になって、まずは各小中学校でのALTの有効な活用について考える必要がある、こういうようなことが出てくるのか。非常に、私にとっては生温いといいますかね、そんなことを感じております。

先ほど言いましたが、そのALTの活動に対して、実際、各小中学校からどのような報告、あるいはその要望等がなされているのか。これについて、まずお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 要望自体は直接、私は伺ったことはないんですが、ただし前任の方、最後の授業を拝見しておりましたので、それは、3年間授業をするために、その学校の教員と連携をとって一つの授業をするわけですし、それはやっぱり3年間やってきたからこそできる授業と、今度新たに來られた方が——またチームティーチ

ングで2人で授業をするものですから、そこをすり合わせて——すぐ前の方と同じレベルの授業がすぐできると思わなかったものですから、どれぐらいの質が担保されていて、次の方がどの程度の実力かと、その組み合わせと、その授業研究を、どういふふうなことをしなければ、その授業が維持できるかどうかというのを見るために行きました。

幸いなことに、前任の方も後任の方も日本語が達人なんですが、それは決して、授業の中でそれを物すごく多用することは決していいことではないんですね。ですので、2人で授業を進めていくときのやりとりの中に、日本語をなるべく使わないというような事前準備ですとか、小学校の外国語活動が義務づけになって、中学校も中身が変わります。中身が変わるといことは教科書も変わり、先生方は、そもそも自分たちが何を教えるかっていうことを、学校の教員は、まずそこを研究して、今度は相手と、どういふふうに教えるかというのをすり合わせるの、これは物すごい時間のかかることなんです。そこは、なるべく意味のある授業を準備していただくために、最初から授業の時間なり人をふやしたからといって、すぐ子供たちに力がつくとは限りませんので、その限られた、決められた中で、ちゃんと充実した1時間1時間を積み重ねることのほうが私は重要だと思いますので、そういう体制に持っていけるような努力は教育委員会としてもしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 何か非常にうまく逃げられたなというような感じがしてなりません。とにかく、次代を担う子供たちのためにも、早急に2人体制の実現に努力していただきたいと思っております。

次に、国際交流員でございますが、先ほどの回答をお聞きしますと、どうも私には、それは津和野町の行政にとっての交流員かなというような気がしております。私が配置を要望するのは子供からお年寄りの方々、そういった方がこの触れ合い等によって、町民の方の、いわゆる国際化が図れるというような感じで私は交流員の配置を要望したわけでございますが、どうも、町の行政にとって、こういう人がおったら都合がいいなというような感じで、どうも受けとめられます。

私が申し上げた、子供から老人のための、町民の方との触れ合いと、そういった触れ合いを求める国際交流員と、そういう観点について再度お伺いをしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 御質問のほう町長部局にという、そういう前提での御質問でございましたので、町長部局のほうで活用をするとしたならば、そうしたことが考えられるんじゃないだろうかという中で地域振興という面で考えましたときに、非常にメリットもあるかもしれないなという思いでこういう回答を書かせていただいたというところでもあります。

小・中・高校生との触れ合い、あるいは社会教育としての高齢者の皆様とのふれあい、そうしたことでこうしたことの、この国際交流の活用ということも当然考えられるかもしれませんが、そうしたことになりますと、今度は町長部局がいいのか、教育委員会部局がいいのかという考え方にもなってくるというふうにも思っておりますので、また、そういうことも含めて、今後、教育委員会とも協議をしながら——置くとしたならばであります——そういうことも検討していく必要があるかなというふうには思っております。

ただ、私は、国際交流員というのを今回御提言いただいて、私なりにこれまで調べてきた中では、むしろ、こういう地域振興のほうにいろいろ役立てていきたい。というのも、これまでもいろいろ、やはりインバウンド対策でもヨーロッパ系に非常に津和野が知名度があるということで、実際多くの方々が、ヨーロッパ系が、多くこの津和野に訪れていただいております。そういう中で、やはり言語の問題というのは非常に大きな課題にもなっておりますから、そういう背景がある中で、例えばこういう国際交流員というのはいらっしゃると、ホームページでも英訳のようなもので、例えばフランスの方が津和野に行ってみたい——これはもう、ブルーガイドに載って以来、非常に潜在需要もあるわけではありますが——そういう中で英訳されたホームページがヨーロッパ語とかでも載っていると、そういうことの、非常にその活用面というのが考えられるんじゃないかなという思いで、この回答を述べさせていただいたという気持ちであります。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 国際交流員につきましては、旧日原町時代に、多分これは島根県内の市町村の中でも最初ではなかったかと思っておりますが、平成3年から3カ年、町単独で国際交流員を配置して、町内はもとより、そのころは近隣市町村等々とも随分活動していただきました。日原の国際化といいますか町民の国際化に、彼女は本当に大きな活動をしてくれたと思っております。

先ほど、ヨーロッパ系の国際交流員に魅力を感じておると言っておられますので、やろうと思えば単独でもできる話でございますので、ぜひとも、こちらのほうも早急に配置をしていただき、町の国際化に進んでいただきたいと思っております。

それでは次の、最後の質問に入らせていただきます。

町の医療関係者から待望久しい医療従事者用住宅が完成して、10月から供用が開始されるということでございます。昨日も見学会に行かせていただきましたが、供用開始時の入居者数と入居者の職種についてお伺いしたいと思います。ただし、その入居者の職種については、個人情報というようなことで、だめだということがあれば、入所者数だけでも結構でございますので、お教え願いたいと思っております。

さらには、年間を通して、今、看護師さん等の確保に鋭意努力をされておりますが、現在どのような状況になっておるか。例えば来年4月から何名が採用になるというようなことについても、あわせてお伺いをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、医療従事者住宅に関する御質問にお答えをさせていただきます。

医療従事者の住宅環境の整備は、新規就労者や若年世代を中心とした医師、看護師確保の取り組み、医療提供体制の安定に寄与する重要な施策であります。平成24年2月に工事着手した住戸数12戸の共同住宅が8月末をもって完成し、10月初旬からの供用開始を予定しております。

医療従事者住宅の入居対象者は、公的医療機関の津和野共存病院、日原診療所及び公的介護施設である介護老人保健施設せせらぎ、訪問看護ステーションせきせいに従事する医療法人橘井堂の医師、看護師等職員、また、大学病院や県立中央病院等から派遣を受ける非常勤医師や島根大学医学部等の地域実習生でございます。

入居予定者数の現状につきましては、医師1名、看護師3名、医療技術職3名、研修生・実習生受け入れ用としての2名で計9名であります。

新規看護師等の確保状況については、町の奨学金貸与者の採用予定者数が平成25年度に看護師2名、平成26年度に看護師4名、平成27年度に医師1名及び看護師2名となっております。地域医療へ根づくべく、津和野町の医療に貢献したいという強い使命感を持った意欲ある若手医療従事者の人材確保に、今後も努めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 職種についても公表していただき、ありがとうございます。とりあえずは12室のうち9室が埋まったということで、あとの3室が今後新規に採用される方への部屋ということでございますが、スタート時としては順調なところだと思っております。

昨日の見学会で、現地で確認させてもらったのですが、要は単身者が12室ということでございます。当初は妻帯者といえますか、家族用というようなことも、何かちらっと聞いたような記憶があるんですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） このたびの医療従事者住宅はあくまでも若者の、いわゆる新規採用ということで、町外の看護師等を、職種を雇用ということでありますので、当初から単身者用の住宅と考えておりました。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） どうも、そういえば私の記憶違いかということでございます。いずれにしても、この12室が有効に使われるように、さらなる努力をお願いしたいと思っております。

それから、奨学金貸与制度など、いろいろ医療従事者の確保対策等で行われておりますが、先ほどお聞きしますと、非常にその成果もあらわれてきていると思っております。

今後とも町民の医療の守るために、さらなる努力をお願いして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、12番、小松洋司君の一般質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 本日の会議はこれまでにしたいと思います。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後3時52分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成24年 第6回（定例）津 和 野 町 議 会 会 議 録（第3日）

平成24年9月20日（木曜日）

議事日程（第3号）

平成 24 年 9 月 20 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（16 名）

1 番	京村まゆみ君	2 番	村上 英喜君
3 番	板垣 敬司君	4 番	竹内志津子君
5 番	道信 俊昭君	6 番	岡田 克也君
7 番	三浦 英治君	8 番	青木 克弥君
9 番	斎藤 和巳君	10 番	河田 隆資君
11 番	川田 剛君	12 番	小松 洋司君
13 番	米澤 宕文君	14 番	後山 幸次君
15 番	沖田 守君	16 番	滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	楠 勇雄君
まちづくり政策課長	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	斎藤 等君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	田村津与志君
商工観光課長	長嶺 清見君	建設課長	伊藤 博文君
環境生活課長	長嶺 雄二君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めましておはようございます。引き続きまして、おそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。これから3日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、御手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、14番、後山幸次君、15番、沖田守君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。発言順序7、5番、道信俊昭君。

○議員（5番 道信 俊昭君） トップバッターでございます。おはようございます。

本日、取り上げました2点に関しましては、決算とか、それから予算とかということに基づいてるわけじゃございませんので、私と町長との間で認識の違いというようなことを時々聞きますけども、今回もそういうふうな形になるかもわかりませんが、お互いの認識がどういう形になっているかということ、ぜひ町民の皆さんにも見てもらいたい。

それで、最初の定住・定着というところの、I F J——イノベーション・フォー・ジャパンという問題に、まず取りかかるんですけども。私も、最初に彼らに接触していろいろ話をして、いい子たちだなという認識はしておりました。そして、私が知り得る情報というのは、公式ホームページ「燈火記」というもので彼らの活動を見るしかございませんので、それを最初のうちは楽しみに見ておりました。楽しみに最初は見てたんですが、いつまでたっても同じパターンだなと。で、はや半年が過ぎます。このままの状態です、私、何にもしゃべらないでおると、あと12月と3月の議会で終わってしまいますんで、彼らがいなくなってしまうので、そのときに、何でもっと早く言うてくれなかったんかいというようなことになると彼らにとっても不幸だろうと思いますので、私の認識を入れながら質問をさせていただきたい。これは私だけではなくて、やっぱり町民の方から声が出てきたというのもあります。したがって、多少厳しい意見になるかもわかりませんが、そういうところの問題を解決するということを含めて一般質問の通告を、まず入っていきます。

町外の男性3人が、地域おこし協力隊の委嘱を受けた。町の非常勤職員として、空き家の有効活用や町が特産品化を進める冬虫夏草の生産に関する業務に当たる。この目的は、地域外の人材を積極的に誘致し、定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を図っていくとある。任期は来年3月末まで。同じような活動として、イノベーション・フォー・ジャパン（IFJ）がある。首都圏の大学生が1～2年間の短期限定で就任し、町長と一緒に町の活性化に取り組むプログラム。希望する学生には、地方自治体に残って地域活性の取り組みを続けることもできるとなっている。両者とも、ことしの定住・定着の目玉であると言われております。

ところで、先日、NHKが「島根県内では、地域おこし協力隊の任務を終了した人の7割が定住・定着を果たすことなく出身地に帰った」と報道した。いわゆる、最初の計画より大幅にずれてるということをNHKが報道しておりました。

そこで、1、IFJの活動状況をホームページで見ると、冒頭でも言いましたように、体験談話の域を出ていない。経験をもとにして分析をし、改善のための提言をし、みずから実行してみることがイノベーション——改革なのだが、町はどこまで要望しているのか、期待をしているのか。

2、定住するためには、事業終了後、独立あるいは起業、または就職のいずれかを行わなければならないが、町として受け皿づくりの体制をとっているのか。まず、ここから入りたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、皆さん、おはようございます。一般質問2日目ということになります。本日もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、5番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきます。

定住・定着に関する御質問でございます。

IFJの活動状況についてであります。4人は来町して以来、全員が勤務時間以外にも、夜間、休日を通して毎日のように積極的に地域へ出かけ、イベントに参加をしたり、町民の皆様と交流をすることによって、津和野を知ろうと努力をしております。町民の皆様からも、若い人との交流が地域に元気を与えてくれるとの好意的な声を多く寄せられておまして、その活発な活動ぶりは評価したいとも認めているところでございますが、しかしながら、彼らにはそれらの活動はあくまで過程にすぎず、最終的には目に見える成果を期待していることを、折に触れ、厳しく伝えております。

フットパス計画は、以前の調査で津和野観光の課題として浮き彫りになっている滞在時間の短さと、若者世代の知名度の圧倒的な低さを解決するために、町側より取り組み課題として与えているものであり、都市の若者が津和野を知り、その上で出される提言について期待をしているところでございます。

4人それぞれの自由課題については、就農問題や津和野高校魅力化など、本町が抱える喫緊の課題にテーマが絞られてきており、それは、これまで彼らが休日、昼夜を問わ

ず地域に出かけて、津和野での経験を積んできた成果のあらわれでもあると認めております。本町にとっても、これらは今後も重点的に取り組んでいかなければならない重要な課題であり、我々とは違う視点から提言がなされることを期待をしているところでございます。

続いて、地域おこし協力隊に関する御質問でございますが。地域おこし協力隊は総務省の制度であり、御指摘のとおり、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とする取り組みでございます。

一方で、当制度を活用する自治体の考え方はさまざまであろうかと思いますが、津和野町の場合は、特に I F J 事業にて導入している 4 人については、定住に重きを置くというよりも、地域力の維持・強化を図ることを主目的として活用しております。彼らはそれぞれの大学を休学して、原則 1 年間、津和野で働く契約であり、その後は再びそれぞれの大学に帰ります。I F J 事業は地域外の人材を誘致して地域活性化に活用する取り組みであり、そうした観点から、今後、彼らが津和野を離れた以降においても、津和野にかかわり、外部の人材として活躍をしてくれる仕組みづくりを現在検討しているところでございます。

次に、このたび農林課に 2 名、商工観光課に 1 名配属した 3 名の地域おこし協力隊員についても当制度を活用したものでありますが、彼らについては定住・定着にも重きを置いているところでございます。この 3 名については、原則 3 年間の制度活用を視野に入れているところであり、まずは 1 年目に当たり、本町においてさまざまな農林業務や商工観光業務を経験していただき、その上で自発的な意欲において、みずからの取り組み方針を見出していただくことを期待しております。その後、それぞれの考え方を聞きながら、町としても支援策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5 番、道信君。

○議員（5 番 道信 俊昭君） それでは、2 回目の質問をしますが、大体今の回答に沿いながら、その内容に関して、もうちょっと詳しく教えていただきたいというふうに思っております。

まず、上のほうからずっといきますと、「努力をしている」とか、「若い人との交流が元気を与えてくれるものと好意的な声を多く寄せられて」云々と書いておりますが、昨日の同僚議員の質問の中で、まだ認知度が足りないのじゃないかということに対して、まずは行政内部で認知をしてもらう、知ってもらう、よく活動を知ってもらうということから始めたいという答えがありました。ということは、今書かれている「多くの町民から好意的な意見を」というような、何かすごいあれですけど、何かそこ矛盾があって、町民の方はほとんど知らんということのあらわれが、きのうの答えではなかったかと。

で、私のところに寄せられる声というのは、観光客の延長線上じゃないかと、お金をもらってやってることに非常に疑問を持つ。今、津和野の経済の落ち込みとか、それから過疎化であえいでる人、商売人とか、特に私の身の回りはよく商売人の声を聞くんですけども、そういう人から見たときには、何と悠長な事業だというのがあるんですよ。で、この好意的な声を多く寄せられておるといことというのが、本当にそういうふうに思っておられるのか、きのうの答えと重複するかもわかりませんが、どのように思っておられるのかということをもまず一つ。

次が、その下に「最終的には目に見える成果」というふうに書いてあるんですが、目に見える成果というのは一体何を意味しているのかというのが、私にはよくわかりません。ですから、ここを、目に見える成果とは何なのかということ。

それから、三つ目は、それからもうちょい下で、「以前の調査で津和野観光の課題として浮き彫りになっている滞在時間の短さと、若者世代の認知度の圧倒的な低さを解決するため」と書いてあるんですが、この原因ですね。こういうふうになったという原因を、町としてはこれをどのように認識され、どういう原因でこういうふうになったのかと、認識されているのかいないのかということが、まずあるんですけども。認識していないから、I F Jの学生さん、あるいは地域おこし協力隊の皆さん、よろしくというふうに思っておられるのか。このあたりが、ちょっとこの文面ではよくわからないので、以上3点をまずお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、好意的な声を多く寄せられておりますということもございますけれども、これは実際、私の耳のほうに、いろいろと私も地域を出歩いていきますので、そういう地域の方々から私自身に声をたくさんいただいているということをも率直に書いたということでもあります。

彼らは本当に、繰り返しになりますが、土日とも休日、それから夜間も関係なく、いろんな地域へ、この半年間、出向いていっております。で、例えば中山間地域へ行きます。そうすると、中山間地域のいろんな高齢者の方々と触れ合いをするわけでもあります。そうしたときに、今度私がまた町政座談会等でその地域に行ったりしますと、そこで触れ合いをされた方々が、本当に久々に若い人と話をしたと。その話をするので——その方が言われるわけではありますが——非常に元気をもたらしたような気がするんだということを、本当にいろんな地域で聞いてきたということがありますので、私はその率直な思いを、この文章にしたということでもあります。

ただ、やはり、そうはいいまして彼らの活動も限界がありますので、全町全人口の皆さんに会って、そしてやるということは、とても物理的にも無理な話であります。ですから、まだまだそうした活動も限られておりますので、なかなかそういう触れ合いが普段からできない方には、やはりそういうふうにも、まだまだやってることが見えないと

いう声も、また一部、一部ではないかもしれませんが、議員さんのほうにも行っているということじゃないかなというふうに受けとめているところであります。

何度も繰り返しになりますが、ただ彼らが、地域に本当に元気をもたらってありがたいという言葉も、私もそれも彼らに伝えておるわけでありましたが。ただ、それらは今回の目的の達成ということではないので、やはりそれは余り油断することなく、その活動の成果は認めるけれども、やはり与えられた課題、自分たちが見つけ出した課題、これをしっかりやり遂げるということを最後の成果として、責任を持って、給料をもらっとるわけだから、その辺のプロとしての自覚はぜひ持って頑張ってもらいたいということも厳しく、常日ごろから伝えているという状況でございます。

その目に見える成果というのは何なのかということでもありますけれども、やはりこれは、まずフットパスというもの。これは何なのかといいますと、津和野の町を、しっかり町歩きをしてほしいということでもあります。それは三つ目の御質問にもかかわってくることでございますけれども、要は滞在時間が短いということが――あれは何年前、リクルートでしたか、じゃらんでしたですか、その調査で、その分析もしっかり出されておるといことでありまして、どういう要因でそういうことになってるのかということ。そうしたことを踏まえながら、じゃあ津和野で個人客の方が来てもらって、そして津和野をより長く町を歩いてもらうためにはどういうことをしていかなきゃならんのか、そういうことを考えたときに、やはりこれまでとは違う観点から、この津和野の町を歩いてもらえる、そういう提案をしていこうというのが、このフットパス計画であります。

きのうも、別の議員さんの中で少しお答えしておりますが、その第一弾は水の散歩道ということでありまして、これは津和野町も過去、歴史文化のまちづくりの基本構想等をつくってきた中で、全国から大学の教授でありますとか有識者の方々に集まっていたいて、そしていろいろ御意見もいただきながら、この構想をつくっとるわけでありまして、そういう中で出てきた意見の中で、津和野のこの水というのは非常におもしろい、町に水路が張りめぐらされていて、そういう保存の仕方もあるんじゃないかということも伺ってきているということ。

そうしたことも踏まえながら、今回、一つ目のシリーズは、この水路を歩くと。水路を歩くというのは、ちょっとおかしいかもしれませんが、水路をテーマにいろんな人や町を紹介していただきながら、楽しんで観光客の方に歩いてもらうと、そういうテーマで、まず水の散歩道が出てきたわけでもあります。そうすることによって津和野を、半日であるくかもしれませんが、あるいは1日であるくかもしれません。ほかにもシリーズ化をしますので、いろんなルートをつくってまいりますので、そういう中で通過型の観光から、できるだけ滞在型の観光へ生かしていこうと、そういうことでこのフットパスに取り組んでいるということでもあります。そういうことがやはりまず、作り上げていくということ。それを、まず目に見える成果として考えているということでもあります。

同じような考えで自由課題についてもそうでありまして、長くなりますので一々申しませんが、そういうことを目指しているということでもあります。

それからもう一つ、若い人のやはり認知度が非常に低いという、これも2年前か3年前の調査の結果で出てきているということでありまして。なかなかそうはいっても20代の方がそう簡単にじゃあと言って津和野に旅行するかというと、もう少し所得の面もあると思いますので、すぐには津和野に観光につながっていくということにはならないかもしれませんが。しかし、もう少し、彼らが30代、40代になったときに、じゃあ観光という余裕も出てきたら、どこに行くかというときに津和野の選択肢になっていくためには、やはり早い段階から津和野の知名度を上げていく必要があるということでもあります。ですから、まずはそういう意味で津和野の名前自体がもう50代以降になると非常に知名度が高いわけでありまして、20代、10代という、30代というところになると、本当に津和野の名前さえも知らない、そういう世代がふえてきているということでもありますから、やはりこの、まず津和野の名前を知ってもらおうということをやっいていこうというふうに。これが、まさに、I F Jの取り組みそのものが、まさにこの若い人たちに津和野の名前を知ってもらえる、そういうことを期待をしているということでもあります。

もう少し、いいですかね。（「いいです」と呼ぶ者あり）できれば、基本的には、どういうんでしょうか、私にも回答権があるので、私にやっぱり、どういいんでしょうか（「要因を」と呼ぶ者あり）

○議長（滝元 三郎君） ちょっと先に言うてください。

○町長（下森 博之君） 議長にとめられるということであれば、私もそうですけれども。

で、そういう中で、若い人のこのI F Jの取り組みが、そもそもこういう事業をやること自体が、やはり首都圏の大学生に広く募集をかける。今、本当ありがたいことに、SNS、それからフェイスブック、そうしたもので非常に情報発信手段が、特に若い人には有効に使えるということでもあります。今回、この4人の募集をする、もう既に過程の段階から、そうしたものをツールとして首都圏の大学生に津和野の名前を広げていけるということです。そして、この1年間を取り組みをしていくというその行動そのものが、またそうしたものをツールを通して、より首都圏の大学生に広く情報発信ができると、そういうことも期待をしながらやっていくということでありまして。そして、このフットパス等も、また若い人にとって、津和野にとって魅力的なフットパスというものにもつなげていきたいと。そういうようなことで——大変長くなって恐縮でありますけれども——考えながら、現在進めているということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今私が聞いたのは、どういう原因でそういうふうになったのかということを知りたいわけですので、まあ、今まさにあれですね、最初の

質問なんかはまさに認識の違いという、あるいは行動範囲、周囲を取り巻く環境の違いということで認識の違いでいいんですけども。ほとんど知られてないだろうなというのが私の感想であるということと、それから今の、どういう原因で津和野がこういうふうになったかというその原因が、私も長いこと観光業に携わってきたんで、原因というのはもう明白なんですよ、何でこうなったかっていうのはですね。

これは私、いろんなところでブログに書いたりなんかしてるんですけども、大体、観光地っていうのは、まず大学生が動きますよね。私もそうでしたけども、まず学生が、昔だったらカニ族って言われたんですけど、学生が動く。それを見て、マスコミがそれに飛びついて話題にして動き出すと、トレンドに非常に敏感な若い女性が、その後を追っかけて動いています。これは、かつてはアンノン族と言われたんですけども。そうすると旅行社が、今度は各地に、そういうところに宿泊施設をつくろう、あるいは交通の手段をきちんとしようとか等々ということで、それから次に、そこで成熟期にだあっと入っていくんですよ。団体が来て、そうしてそれがグループになって、そうすると、そこがピーク時で落ちてくると。で、大体、津和野だったら広島、北九州ナンバーの200キロ圏内が、いわゆる行楽客として来でした。事実、もうほとんどのナンバーがそうだった。200キロ圏内。で、それが一段落すると、こんどは50キロ圏内のピクニック客になってくると。だから今、津和野観光で多いのが、お弁当を持って、河原で子供たちと遊んでという。だから、これが要因だよと。

で、この要因を、もう一回、若者に結びつけるためにはどうしたらいいかと。これが先ほど言われた、いろんなツールを利用しながら云々となるんでしょうけども、こういうふうな旅行、ファッションですけどね、旅行もファッションですから、サイクルがあるんで、そこを的確に押さえて認知されてるかどうかということが知りたかったわけなんです。今のことでこれを長々やりますとあれになりますんで、それから、次に行きます。

次の質問で、最初に私が、いわゆる現状分析がっていうことで、現状分析をしたら当然、提言になってくるわけですけども、提言になるというところで、提言には二つ種類があると思うんですよ。新しい、津和野の町民が気づかないような新しいアイデアを出していくという一つの提言。この形ですね。もう一つは、現状の打破をする。現状の打破っていうのは、今の状態じゃいけんよという。

ということは、これは、町長が I F J のホームページの中で書いておられるんですけども、この中で現状の、全部読むと長くなりますんでね。「そうはいつでも、私一人ができることは限られております。津和野町を本質的に変えていくには、現状のあり方に危機感と問題意識を持ち、私とともにビジョンを掲げて迷わず進み、周りを動かす熱意を持って」云々と書いてあるんですが、今の現状をいかに打破するかということは、現状を批判せにゃいけんようになるんですよ。で、最初に言った新しいアイデアを出すのは、これは出して後ですね、「ほお、そうか」という形で終わってしまうんですよ。

どうも、今までのを見てますと、これからやろうというところを見てますと、この新しいアイデアというところに偏重してるなというふうに思えます。で、あとの2人がどういう形で取り組むか知りませんが、今取り組んでおられる人も、やっぱり新しいアイデア。アイデアというのは、若干軽い言葉になるんですけどね。

で、現状の打破というところで、彼らもこの現状に対するあれを持ってるんですよ、読みますと。で、どういうことを書いてるかという、まず4月24日でユビナビを使っています。「最後に、帰ってからユビナビでわかったことや問題点等を話し合いました」。どういうことが話し合われたんだろうかと非常に興味持ったんですよ。それから全く何もない。

それとか、津和野高校、今出てますけど、津和野高校というところに、この中で「なかなか簡単にはいかないしがらみや縦割り行政の弊害、各関係機関の体質などを全て受けとめて」云々と。だから、彼らが困難に陥った部分というのも、彼らも体現してるんですよ。その体現したことを打破して行って、新しい形に変えていくということが、私はもう一つの大きな要因じゃないかと。で、町長もこの中で言われてるのも、そういうものも含んでるんじゃないかというふうにあります。

それから、海士町に行かれた人なんかも、これ海士町ってのは、よく出てくるんですけども、改めて海士町がすごいと感じた点、同時に津和野町が見習わなければいけないと感じた点は二つありますと、職員が縦割りの課を超えて仕事を行い云々と、1、2があります。で、彼らはここで半年の経験の中で感じたことがあるんですね、行動しながら。これとか、あと子鷺に関しても出てます。子鷺に関してもね。

だから、これは言葉を厳しく言うと批判になりますよね。だけど、私、途中で言ったことはあるんですよ。現状打破するときには必ず抵抗が出てくるよと、その覚悟はあるんかいということ言うたら、「あります。」ということ言ったんですけども。彼らにはこの言葉の中に書いてあるようにあると思うんですよ。ただ、町の側が、それをどういうふうにしてオープンにしていくかという仕組みが、まだ、今ホームページの中で見る限りにおいては出てないし、途中の議会報告で、議会に対しても何ら発表がないから、あるのかもわからんですけども、私たちにはわからない。で、わからないわからないで1年が過ぎたら、結局わからんで終わったというその怖さっていうのを、危険というのがあったんで、冒頭言いましたように、あえてここで出したということです。

それで、質問ですから、そこの今私が言ったような提言2のほうですね、新しいアイデアはいい、2のほうの提言を受けとめる余裕、キャパというか、そういうものは当然お持ちでしょうかということ、まず一点、それをお聞かせください。

それから、地域おこし協力隊は、まだ時間がたってませんので、これが定住に結びつくかどうかというのは時間を見て、経過を見たいというふうに思っております。

それで、この方たちが定住していくためには、先ほど言いましたように具体策、こうこういうことがあるから、具体的にこうこういうことを用意してるから定住せんかとい

うのが、私は順序じゃないかなと。定住してみてその後終わって、さあ今から考えましょう、検討しましょうと、これでいくとそういう感じに受けとれるんですよ。これじゃあ、最初に、多分職をやめてくる人にとって、間がばかんとあいてしまう。結局、検討したら何もなかったじゃあね、これじゃ生活する人が困ってしまうんじゃないかと。で、そういうような策が具体的にありますかということ、まだこの中にちょっと書いてないんで、どうですかということ。

ほんで具体例出しますと、沖縄なんかはIT産業を育てたい。特にSOHOですね、ショートオフィスっていう、そういう個人でやる。だから、これらと同じようなパターンですよ。この人たちがそういうような事務所を持つときには、電気通信代——ITですから通信でいきますからね——電気通信代を安くしますとか、事務所代を安くしますとか、だからここでやりませんかという具体的なものあって定住を呼びかけていると。ですから、こういうような、今の順序が逆じゃないですかということが具体的に、ちらっとでもええですけども、ありますかっていうとをちょっとお尋ねしたい。まず、それでいきましようか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、提言ということでございまして、そのことは新しいアイデアを出したり、それから現状を打破するという、ここについては、その考え方というのは私も全く同じでございます。ですから、そうしたところを今回のIFJの皆さんにも期待をしているというところであります。そういう中でございまして、要は、その中で最終的にこの成果を出してもらえるように頑張ってもらいたいということで申し上げているわけでありましてけれども。

例えば、この就農問題、自由課題のほうでやってきていることであります。それから、津和野高校の魅力化という問題もそうであります。実は、彼らがこの問題に取り組む当初はこちらにきた時点では、こういうところは余りそこに考えが及んでおりませんでした。ただ、この半年間、地域のいろんなところへ出かけて行って、いろんな方々と話をし体験をするという中で、やはり津和野にとって本当に大事な、しかも困難なテーマは何かということを考え始めたときに、この就農問題、あるいは津和野高校のこうした魅力化問題というところに焦点が絞られてきたということであります。

私としましては、この問題というのは、これまで町としても取り組んできた問題であります。しかし、じゃあ就農のこと一つにとりましても、これまで取り組んできたところが、実際なかなか町だけの取り組みでは成果が上がってないという実情もあるわけがあります。ですからこそ、ここに今までにない人材でありますから、津和野に全く今まで縁がなかった都市部からの、しかも20代の若い人間、その辺のその視点というもの、感覚や視点というものを、やはりこれからの津和野の事業に取り入れていくということをも期待しているわけがあります。

彼らは、ただ単に頭だけで思い浮かべようとしているのではなくて、この就農の事業も、いよいよ実際彼らが企画をして、そして今、事業を実施をします。そういうことを体験をして繰り返していきながら、また来年度以降、津和野町がこの就農問題を取り組むために、こういう視点も取り入れて続けて、彼らは残念ながら3月で帰ってしまいますので、そういう中で、まず体験に基づいて新しいアイデア、現状打破をしていただくということを期待をしているというところでもあります。その辺のところはなかなか、十分、本当に議員さん初め、伝わってないというのは確かにあると思います。実際、そうした今の彼らの、ブログなのかフェイスブックなのかちょっとわかりませんが、体験談に終始しているというところもあろうかと思えます。

実は反面、私は、ここはちょっと道信議員さんと私の考えが違うところかもしれませんが、道信さんは、とにかく情報は何でも出せという、——今までのお話を聞いてますと——考え。私のほうは、やはり町として出す以上は、ある程度責任を持って正確な情報を出していかなくちゃいかんというのが、私の考えであります。そういう中で、彼らは体験談というのは、最初の御質問のときにも申し上げましたように、この事業そのものが首都圏の大学生にも興味をもっともっててもらいたい、津和野をという、そういう意図もありますので、彼らが出す情報発信というのは大事にしてあげたい。ですから、せめて体験をした談話というか、まさに体験談なんかは情報発信をしてもらっていいという私のスタンスであります。

ただ、それに基づいて具体策、今から提言されるもの、これは、やはりしっかり検討して、そして精査をして、そしてこれということが出てきたときに、やっぱり初めて出すべきだというのが私の考えでありますから、余りこの提言に当たっての過程の段階を情報発信するということは、むしろ私のほうで管理をしていると、とめているという、そういうところの結果にもなっているという状況でもありますので、決して彼らがそこを談話だけで、彼らにとっても多少不満があるんだろうとは思いますが、そういう中で、現在こういう状況になっているという実情も御説明をさせていただければと思っております。

それからもう一つ、地域おこし協力隊の関係でございますけれども、これも先ほどもちょっと申しましたように、我々も今まで就農ツアーですとか、それから津和野の体験、1日で体験をしてきたりとかそういう、反面やってきたことって、割と迎える方々にとって至れり尽くせりのような、いろいろ提案をしながらやってきたということがあります。けどなかなか、じゃあ大きくそういう定住に結びついているかというところでもない。

で、今回は少し、この地域おこし協力隊の制度を使わしていただくに当たっては、今までとはちょっと、我々としても切り口の違うやり方をやっていきたいというのを思っております。彼ら、できれば3年やってもらいたいという思いがあります。これ1年契

約ですから、今回は来年の3月までという契約をしておりますが、当然、契約の延長ができますので、3年までは。

そういう中で、やはりまず彼らが田舎に住みたいという、そういう思いは持っていらっしゃるわけでありまして。じゃあ、その田舎で住むためにどういうふうに住生活をしていくのかということ。これはまず、みずからの意思で決めてもらえるような、今回の取り組みはしていきたいという思いがあります。ですから、一通り、例えば農林課であれば冬虫夏草の関係も当然やってもらいますが、そのほかにももう少しクリの関係を紹介していったりとか、そういういろいろ津和野の農業のほうの関係を紹介をして、まず彼らが1回体験をしてもらいたいという思いを持っております。

そういう中で、彼らがいろんな選択肢の中から、みずからがこの町で生きていくために、それは本当厳しい世界でありますから、やはりその厳しさを感じながら、本当にこれにかけて生きていくんだということ、それをまず見出してもらいたい。そういう思いの中で現在この農林課と商工観光課の地域おこし協力隊も導入をしているということ。そして、彼がこの分野で生きていきたいということを決められたときに、町としてもどういう支援ができるのかというのを、また、彼らの実情に合った形で取り決めていきたい。そういう今、スタンスの中でやっているということでありまして、まだ——8月からでしたかね——本当にまだ今からなので、もう少しそういう面では見守っていただけないかなという思いを持っております。当然、支援をしていこうという気持ちはしっかり持っているということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） それでは今の提言と、それから現状打破のところはしっかり今聞いておりますので、ぜひそれは出していただきたいということ。

で、IFJの関しての最後ですけれども、コンサルですよ、運営主体というか、これはどこにお金を支払っているのか。何か最初からややこしいなあみたいところが、わかったようなわからんようなところがあったんですけども。現実問題として、お金を、そのコンサルはどこに払っておられるのか、あるいは払おうとしておられるのか、これをちょっとお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） ささつな自治体協議会の事業でやっておりますので、ささつな自治体協議会のほうに支払いはしております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） IFJの運営主体を見るとWINPEACE LLPじゃないんです。WINPEACE LLPが運営の主体という形に書いてあるんですけども、これ違うんですかいね。今ささつなというのは、あくまでもそれを支えているのはNPO WINPEACEであって、お金はささつなへ払うって行って、ささつなは事業としてちゃんと届けをしとるんですかいね。私は、あのホームページの中

で見ると、今回のこのIFJの事業は運営主体WINPEACE LLPと、それからもう一つ何かありましたけども、まあ二つの共同体でやっとなというふうに書いてありましたよ。さきつなに云々と、全く書いてない。

それと、WINPEACE LLPを辿っていくと出てこないんですよ。それでLLPをクリックして、いろいろLLPが出てきますからね。「指定したページへのアクセスは禁止されています」と、これしか出てこないんですよ。だから今のお金、どこに払っているか、ちょっとわからないんですけども。まあ、そこまで追求はしませんけども。LLPはどんなポジションにおるんです。そこだけ、ちょっと教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 前にもちょっと言ったかと思いますが、さきつな自治体協議会の事務局をWINPEACEとWINPEACE LLPが関連したWINPEACEという、NPOのWINPEACEを入れてもらってますので。そういったことで、それとこれをさきつな自治体協議会の事業としてやっておりますので、会計としてはその名を通すということで、それをそのWINPEACE LLPが実質的にはやっていますんで、またそのほうに、お金の流れとすれば行く形にはなりますけども、事業のもとというのは、さきつな自治体協議会ということになっております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） そのあたりはもうちょっと、もう一回見といてください、よく。結果が出たらわかりますから。

それで次、ちょっと時間がなくなったんで、次に行きます。次は、幼い子供たちという題なんですけども。これ町長は「つぶやきを形に」というのがキャッチコピーがあるんですけども、それでいくと「声なき声を代弁して」というキャッチコピーをつけるんですけども。私が経験的に、お店をやってて、これにも書いてあるんですけど、幼い子供連れの観光客から「遊び場所はありませんか」、それから「授乳させたいのですが」としばしば聞かれます。島根県は2年前、赤ちゃんほっとルーム施設整備事業の制度を設け補助金を出したが、津和野町では使われた形跡がない。

ところで、幼い子供は自分の要望を出すすべがない。つぶやきにもならない。1、授乳できる町の施設はどこか。2、民間に施設設備を依頼し、簡易な設備に補助金を出すつもりはないか。カーテンレールでぴいっと引く程度ですよ。それから、3、施設の案内図や掲示板をつくらないか。ここの店は授乳できますよというステッカーですよ。それから4が、子供の楽しめる場所、施設の建設を考えないか。これは、津和野町民の中でもそうですけども、子供の遊び場所がないと。特に、子供を連れてきたら、どこで遊ばそうというので来るんですよ。で、そのときに、この子供たちが、もう一回津和野に来たいと思うかどうか。これが、先ほども言いましたように若者というところへ帰っていくんですよ。だから、観光地が最初に出発するのは学生だといったと。だけど、その前は幼児ですから、この幼児たちが津和野に行ってみたいと思うか、あんなところは行

きとうもないと思うか、これが学生へつながっていくサイクルになりますんでね。だから、私はこの子供たちの存在ってのは大きいというふうに考えて、4番目。

それから5番目が、県の子育て施策をスムーズに町民に伝える方法はっていうところで、県の情報は、あんたら勝手に見んさいということじゃいけないあと。だから、先ほどの赤ちゃんほっとルーム云々というようなことも、県は出してるんですけどね、町は出してないなあみたいなの。そういう勧誘もしてないなあちゅう感じがしたんで、これを書きました。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、幼い子供たちに関します質問についてお答えをさせていただきます。

まず、授乳できる町の施設はどこかということでございますが、本町においては、道の駅津和野温泉なごみの里と道の駅シルクウェイにちはらにございます。

続いて、民間に施設設置を依頼し、簡単な設備に補助金を出すつもりはないかという御質問でありますけれども、そうした要請、御要望が実際にあるようであれば、県の事業の継続要望とあわせ検討してまいりたいと考えております。

続いて、施設の案内図や掲示板、ステッカー等をつくらないかということですが、さきの二つの施設は、現在のところ観光案内図には明記されておられません。次回発行分より明記できるかどうか、関係者と協議してまいりたいと思います。ステッカー等の掲示板については、町単独での作成は協力施設の数ともかかわってくると考えますが、県作成ステッカーの活用とあわせ、関係者と協議し検討してまいりたいと考えております。

続いて、子供の楽しめる場所、施設の建設の考えはないかということですが、施設の建設については、現在のところ計画はありませんが、既存の他の施設においても、例えば安野光雅美術館では図書館に多くの絵本が置かれております。道の駅津和野温泉なごみの里には遊具が備えられている場所が設けられております。また、民間の施設でもさわって遊べるような子供たちに人気の場所もございます。このような施設を周知することから、まず始めていく必要があると考えております。

そのほかでは、現在、子育て支援センターを利用する方が多くなっており、例えば北海道から里帰りをされた方が子供さんを連れてこられ、他のお母さんたちと一緒に1日過ごされておられたというような事例も出てきている次第でございます。

最後の、県の子育て施策をスムーズに町民に伝える方法はということですが、子育て世代は若い世代であるため、ホームページ等のITを活用した情報提供が有効ではないかと考えております。現在、町ホームページのリニューアルを行っているところであり、よりアクセスしやすいページづくりに努力するとともに、本年度より開始して

おります町公式フェイスブックの活用なども今後の取り組みとして検討したいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 最初にも言いましたように、この声なき声というものを、要望があればというふうなパターンでいくと、永久に要望なんか出てこないですからね。だから、こここそ、こちらのほうから手を差し伸べて、そうしてあなたたちの要望を取りまとめましょうというスタンスでないと、大きな声で要望としている、今までいろいろ出てきたでしょうけえ、そういうようなところは幾らでも出てきます。ですけども、こういう人たち、こういう子供たち、子供たちということはお母さん方なんですけども、これは行政のほうから、どうですか、何かありますか、このことに関してどうですかっていうことを働きかけていかん限りは、絶対出てきません。そのあたりを、そういう気持ちがあるかないか、まず。ないとは言わんでしょうけども、そのトーンの高さをちょっと聞きたい。

それから、ホームページで云々と書いてあるんですけど、これ具体的にわかったようなわからんような形ですけども。これは、例えば町にやったら、すぐリンクできるようにするとか、そういうような具体的なことがほしいと。リニューアルとかじゃなくて、そのリニューアルするときに、すぐ飛んでいけるようなですね。私が見るときには県に行って、それから子育て世代に行って、どうとかこうとかってずうっとたどっていくんですけども、町のここに行ったときには、すぐにそこへ飛んでいけるリンクを張れますかということの具体的な言葉をお聞かせ願いたい。

それから、ちょっと戻りますが、3番のところですけどもね、ステッカーなんですけども、ステッカーを張るぐらいのことを明記できるかどうかというようなね。やってくださいよ、これぐらいのことはというように思うんですけども、このあたりのどうかっていうのは、どちらの方向を向いてるのかということをやっと、2番目の質問です。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） まず最初の質問であります、民間から要請があればという、そういう消極的ではということがありましたんで。町として、こういうことはありませんかというふうなそういう、例えば要請というか、皆さん方に聞いていく、そういう積極的な態度を見せることについては、私もそういうふうにしたほうが良いというふうに思っております。

それとホームページについては、今後、内部で検討させていただいて、今言われたようなことは確かに必要なというふうに思いますんで、そういうことはできるかどうか、検討させていただきたいというふうに思います。

それとステッカーについてなんです、この二つの施設については、実際、ステッカー、あるいは誘導もあります。特になごみの里については、今ここにありましたような赤ちゃんほっとルームの施設であると、そういうステッカーも張っておりますし、それ

については、もしそういう方がおられれば事務室へ伺ってくださいというふうなそういう表示もしてあります。

もう一つ、日原の道の駅のほうについても授乳ができる場所という形で、私も、女性のシャワールームの中にありますんで見てきたんですが、そのことがわかるような表示はあります。ただ、私が思ったのは、道の駅おりられて、すぐそれが、今のなごみの里もそうかと思いますが、それがわかるかどうかという辺があるんで、そういう誘導するものは必要かなというふうな気持ちを持っております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） まず、ホームページの件ですけども、リンクを張るぐらいは簡単にできますから、一発で行くように、その課として一発で行けるようなリンクを張って、ぜひ、もらいたい。何でもかという、さっき言った県の赤ちゃんほっとルームの件ですけども、これなんかは、あのときは10万円出してくれて、全部県が出してくれたんですよ。だから、そういうような情報がどうも津和野に入っていないなど。どうも入っていないという原因が情報を流していないというのと、私から見たら、ちょっと本気じゃないな、仕事に対してという感じがしたんですよ。だから、そのあたりを形で示すためには、やっぱりどんどん課として、ぜひ積極的にやっていただきたいというふうに思っております。

それと、質問ですけども、この4番目のとこなんですけども、こんなものありますよ、こんなものありますよというのが、子供はこんなんで喜ぶんだろうという何か上から目線的な感じで、来とる子供たちがどういうものが喜ぶんだろうかっていうことの調査っていうものも聞くべきじゃないかなっていう。こういうものを与えとけば喜ぶんだろうみたいな、こうじゃなくて、1回調査をしてみる気、どうですかね。それこそアンケートじゃないですけども、アンケートじゃないにしても何らかの形で、子供たちがこんな、特に子供連れは、SL使って来ますからね。だから、うちの前なんかだったら、本当たくさん歩きますよ。だから、駅でやればかなりの人数が把握できますんで、だからこういうような子供たちの声、それこそ子供たちの声をいかにして聞くかというようなことをやってみる気は、どうでしょう。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） そうしたこともやるということもいいことだろうというふうに思いますけど。今、既存の施設の中でこういうふうな施設もあるわけですし、まずは駅におりられた方々に、例えば観光協会も含めてだと思いますが、こういう施設もありますよというふうな紹介をまずはして、実際にその民間施設で——最後に書いてある——さわって遊べる場所もあるんですが、それについては非常に人気があって、子供たちが修学旅行っていうたでしょうか、そういったときに真っ先に飛んでくるの

がそこだというふうに言っとられましたんで、恐らくそういう場所がわからないというのが、まず最初にやることではないかなと。

当然、そうした施設をつくっていくということも必要かと思いますが、やはりこれも予算が絡むことでありますんで、まずは、せつかくそういう施設が町内にあるわけですから、そういうところをみんなで紹介をしていくということから始めるのが一番いいんじゃないかということで、こういうふうな書き方をしておるわけでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） わかりました。一遍に全部ができないちゅうのはわかっておりますが、今の参事が言われたように、まずはそこから手をつけると。で、各商店の方も、ほいじゃあちゅうて今のようなことが確かにわからないんですよ。私も、え、どこにあるんだろうみたいな。ほいで、うちの裏のところで、ここでどうぞみたいなことをやりましたんでね。だから、そこにある意味で全力で、まずは今回、どっかから手をつけんといかんので、ここをやって具体的になっていくということ、ぜひ、見ておりますんで。うちにそういうものが来るかどうかということが、一つの大きなあれになりますからね。やったなっていう、やってるなっていうのがわかりますから、ぜひそこから始めていただきたいということを申し添えて、終わります。

ありがとうございました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、5番、道信俊昭君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で10時10分まで休憩といたします。
午前9時59分休憩

午前10時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序8、11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 議席番号11番、川田剛でございます。

通告に従いまして、3点ほど質問させていただくわけですが、このたびこの通告する前に質問を書いておりますと、どうしても一つにまとめたかったんですけども、内容が重なっておりますので、三つになっております。一つにする場合でしたら、この質問の聞きたかった内容というのは地域活性化ということでございます。今、どの市町村も抱えております少子高齢化の時代に、この津和野町が取り組まなければならないことは何なのか、それに向けてどのようなことをしていかなければならないのか、その一つのキーワードが地域活性化だと思っておりますが、このたびはこの三つに分けて質問させていただきますので、明快な御答弁をお願いいたします。

まず、地域提案型助成事業についてお尋ねします。この事業は地域の課題解決のため展開されていると思っておりますが、一方で町長は地域を訪ねられ、町政座談会という形で多

くの方々と接し、また、さまざまなアンケート調査を実施され、町民の方々からさまざまな形で意見や要望を耳にされ、それを集約されていると思います。そして、それは時に町政に反映されていることとっております。

この地域提案型助成事業では、まちづくり委員会の設置や集落支援員の設置、職員の地域担当制、未来づくり会議の設置がなされ、そして計画されてできる事業は一つの地域で30万円と。地域の課題解決に向けた姿勢は大いに賛同するものではありませんが、制度が繁雑化し、できるものもできなくなっている感が否めないのが実情ではないでしょうか。既存の公民館や自治会連合会等を活用し簡素化すべきと考えますが、わかりやすい制度にする考えはないか、まず、お尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、11番、川田議員の御質問にお答えをします。

地域提案型助成事業に関する御質問でございます。3番議員さんにもお答えをいたしましたとおり、まちづくり委員会は人口減少や高齢化率の増加等本町の現状を踏まえ、自治会等の単位では解決できない地域課題などを公民館等の範囲で検討する仕組みをつくることにより、地域課題の解決を図る目的で設置しようとするものでございます。地域提案型助成事業は、この仕組みづくりを構築するための財政的支援策として位置づけているものでございます。

町といたしましては、まちづくり委員会の設置や地域提案型助成事業の制度内容等に関する説明会を町主導によるもののほか、自治会や自治会連絡協議会等の要請に基づく説明会、商店会役員との説明会など平成24年5月末から今日まで約40地域において開催してまいりました。

議員御指摘のとおり、説明会では制度の繁雑さや人的支援必要性などの御意見を数多くお寄せいただいているところであり、町といたしましては当初計画を見直し、地域担当職員数の増員やまちづくり委員会の事務的作業等をサポートする集落支援員の設置など人的支援策の充実を図ってまいりました。

まちづくり委員会設置状況につきましては、現時点で1地域が設置、9月末までに5地域が設置する見込みとなっております。今後につきましても、まちづくり委員会が事業主体となって地域提案型助成事業が有効的に活用され、地域課題の解決が図られるよう、町としても柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、再質問させていただきますが、この事業なんです、私が聞くところによりますと多くの方々が不満といいますか、いわゆるこれは、ばらまきじゃないのかといった声も耳にしております。

今まで、こういった地域が主体となって予算を編成していくというようなことっていうのは、今までなかったのではないかと感じておりますが、地域課題に向けた取り組みというものは評価するものではありませんが、これは恐らく町長が公約で掲げられており

ました1%条例の制定を目指されたものの発展した形だと思っております。その公約を見たときには素晴らしい内容だと思いましたが、これがだんだんと時がたつにつれ繁雑化し、どういった形で計画が上がってくるのか、私にはまだ絵が描けないような状態になっております。

こういった中で、9月末までに5地域が設置するということですが、本年度事業として残り半年を切る中で、まだまだ設置されていない地域が多々ある、この現状をどう捉え、この半年間でどう解決していくのか。また、設置されなかった場合、来年度どのような形で実施されるのか、それをお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） まちづくり委員会の設置についての御質問かと思っております。

先ほど町長が答弁いたしましたように、5月末から40地域出かけて行きまして、この制度的な説明を行ってきました。携わった方々も約600人ぐらい出席をしていただいて、いろんな話し合いが行われたということで聞いております。町長の答弁にもありますように、この地域提案型助成事業、これにつきましては、いろんな制度の複雑さ等お聞きをしているところでございます。

まず最初に、このまちづくり委員会ということで、皆さんに御提案をしているこの部分につきましては、基本的にはその自治会、そういった単位では今後解決できない課題がどんどん出てくるというような状況の中で、公民館等のエリアでそういったことを解決していく仕組みをつくるということで、まず組織運営に対する課題をこの説明会ではいろいろお聞きしたところでございます。

この組織をまず、自治会あるいは若者代表あるいは女性代表という形で今つくられようとしているところについては、参加をしていただいているような地域課題を解決する仕組みに持っていくということにしております。

もう一つ、このまちづくり委員会、計画をつくっていただきたいということで、説明をしてきました。最初に計画をつくることでいいますと、集落計画をつくるということにしております。これは、このまちづくり委員会を構成するそれぞれの団体の計画であります。ここで、この集落計画をつくることで、それぞれの地域の課題を洗い出す、この作業をまずしていただく。それから、まちづくり委員会としての計画、まちづくり計画をつくっていくというような順序立てでいこうということにしております。そういった意味で言いますと、まずこの計画づくりについても、どういった形でつくるんかということで、いろいろ御質問等もいただいております。このまちづくり計画ができて初めて、この地域提案型助成事業が受けられるということになります。

このまちづくり計画をもとに行政のほうに財政的な支援の補助金交付申請というのを上げていただくということで、その地域づくりで、その地域提案型助成事業を生かしていただくという仕組みが、今回の仕組みということになっております。

現在1地域が設置をし、9月末までに5地域が設置されるという見込みになっています。10月に入って、さらにまた3地域で設立が予定をされております。残る3地域がまだいろいろ地域の中でお話をされているということでございます。

私どもとしましては、やはりこういった仕組みをつくることによって、将来的に地域で、少子高齢化でなかなか課題が解決できない状況というのを、こういった仕組みの中で解決するという事なので、将来的にもできない地域については、どんどん入っていきながら、地区での説明会等も行いながら、つくっていただくようなことで取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まだ聞きたいことはちょっとあるんですが、大きく一つで、また小さく三つということで、次の質問に入らせていただきます。

交流人口施策について御質問いたします。

今年度のグラウンドゴルフ場建設事業に関しては私は賛同するものであります。来年度は津和野地域に建設すると発言されておりますが、2カ所も必要なのか、まずこの所見をお伺いいたします。

そして次に、高津川周辺では多くの鮎釣り客が訪れ、中には車中泊されている方もいらっしゃいます。道の駅ではキャンピングカー等が停車している光景を目にいたしますが、道の駅でオートキャンプができる水場整備等行い、施設の利便性の向上を図るべきだと考えるが、いかがでしょうか。

その次に、子育て世代の息抜きの場や子供の遊べる場所が少ないとの声が多々ございます。ハード、ソフト面、両面で対応されるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、今年度のグラウンドゴルフ場建設に関してということでございます。

グラウンドゴルフ場の整備につきましては、子供から大人まで誰でも手軽に楽しめるスポーツレジャー施設として利用いただくことにより、生涯スポーツの振興及び町民の健康と福祉の増進、世代間交流の促進を図ることを目的としており、その目的を達成することは、本町にとっても重要な施策であり、両地域に必要であると考えております。他の市町村においても複数の整備がなされており、本町においても町民の皆様に身近に参加し、楽しくプレーしていただきながら競技人口をふやし、先に述べました目的の達成を図りたいと考えております。

特に津和野地域の建設に関しましては、温泉施設を有するなごみの里周辺地への建設を予定しており、施設との相乗効果の高い活用を期待しております。今年度整備するグラウンドゴルフ場の活用方法を連盟の方々と協議して、建設コストを低く抑えることも必要ですが、維持管理経費も考えた上で必要な規模を検討したいと考えております。

続いて、道の駅シルクウェイにちはら周辺では、近年鮎釣り客の宿泊が多くなっており、テントや車中で宿泊をされております。釣り客以外にもオートキャンプ場を求めて来られる観光客もおられ、道の駅の芝生公園を活用した整備計画を検討してはりましたが、グラウンドゴルフ場の建設工事があることから、配水管等の整備工事が終わった来年度に向け、オートキャンプ場としての利活用について再度検討したいと考えております。

最後の子育て世代の息抜き場や子供の遊べる場所というようなことであります。

これにつきましては、5番議員さんにお答えをしたとおりでございますけれども、さらに、ハード面においてはどのような整備が考えられるのか、財政状況も考え合わせながら検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、グラウンドゴルフ場についてお伺いをいたします。確認したいんですが、このグラウンドゴルフ場の建設については、まずグラウンドゴルフ連盟からの要望、そして津和野地区の自治会連合会からの要望があつてのことによろしいのかどうかを、まずお尋ねをします。

それから、このグラウンドゴルフ場の建設、私のところにはやはり反対という声が多く上がっております。この日原に1カ所つくるといふ部分はいいにしても、二つも必要なのかという声をよく聞きます。きのうも同僚議員の質問で、同様な質問があつたかもしれませんが、この声の中にどういった声があるかといいますと、グラウンドゴルフ場を1カ所づくり、もう一つは文化ホールをつくったほうがいいんじゃないかという声もありますし、また医療、介護、必要とされる施設がある中で、そういったものを優先的につくるべきじゃないのかと、こういった声もございます。それは本当に、ごもっともだと思います。ただ、今回このグラウンドゴルフ場、何度も町長は説明されております。2カ所目もつくるといふことでありますが、こういった声に対して、それでもやらなければならないんだという理由、明確な理由、理解していただける理由をお願いしたいと思っております。

次に、オートキャンプ場でございますが、来年度、グラウンドゴルフ場の配水管整備が終わった後、オートキャンプ場としての利活用を再検討していただけるということなんですが、これは前向きに考えてもよろしいのかどうか確認をさせていただきます。

3番目の子育て世代の息抜き場、子供の遊べる場所ということなんですが、前段同僚議員が質問し、回答がございました。確かに子供も遊べる場所かもしれませんが、視点が私は若干違っていると思っております。子供が喜んで遊ぶ場所ではありません。私が言っているのは、子育て世代、親御さんが子供を引き連れて町中を歩く中、またUターンで帰省の日に実家に帰って来て、どこか息抜き場として遊べる場所はないのか。子供を引き連れて親も行ける場所、何かに入場してとか、どこかに入ってという施設ではなく、具体例を上げますとアクアスの横にありますような遊具がある施設ですとか、益田市で

ありますような万葉公園の施設、あそこまで大きなものとは言いませんが、ただ子供が手をつながなくても自由に遊んでられる、そういった時間を共有できる場所、遊ぶ場所というのは、そういうことであります。親と子供が同じ時間を手放しで共有できる場所がないかということでございます。そのあたりを御回答お願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、私からはグラウンドゴルフ場の関係でございます。あ、あして、きのうも一般質問のほうで二つ必要かと、無駄ではないかという御質問もいただいて、大変重く受けとめているところでもあります。

今回のグラウンドゴルフ場のこれまでの経過ということ、これまでも全員協議会等で御説明はさせていただいておりますので、議員の皆様、御承知のことだとは思いますが、いま一度経過を振り返ってみますと、当初グラウンドゴルフ連盟から要望いただいた形で我々としましては、道の駅シルクウェイにちはら、こちらへのゴルフ場の建設を計画をしておったわけでありまして。その後、また一般質問で別の議員さんから、そのグラウンドゴルフ連盟の意思というのが、いま一つ統一化されていなかったんじゃないかと。そういう中で、もう1回、津和野地域側も含めてこのグラウンドゴルフ場建設については、検討するべきじゃないかと、そういう御質問をいただいたということでもあります。

それを受けて我々も、もう1回、グラウンドゴルフ連盟にお伺いを立てまして、こうした意見が出ましたが、本当にその意思統一が図れた上での要望であったんでしょかということをおっしゃると、そうすると、グラウンドゴルフ連盟さんでもう1回検討されて、そして連盟としては、最終的に日原地域側と津和野地域側で一つずつつくってほしいという要望をいただいたということでもあります。

そしてさらには、その後、日原地域の連合自治会、それから津和野側は津和野地域の連合自治会、それぞれがそれぞれの地域へということで、また要望もいただいてきたということでもあります。

そうしたことを踏まえまして、私のほうとしては、やはりこの連合自治会というのは、それぞれ全町の自治会のほうをおまとめをされている団体でもありますので、そういうところから、やはり欲しいという要望が出てきたということ、非常に強く受けとめているところでありまして、そうした経過も踏まえて何とか財政的にやりくりがつけるようであれば、それじゃ、できるだけそうした御期待にも答えていこうという気持ちの中で、この平成24年度シルクウェイにちはら、そして平成25年度になごみの里の周辺ということでの計画を立てているというのが、今回これまでの経過であります。

その理由は、先ほど申し上げたことではありますが、町としても、やはり特にこの健康面というのは、これから非常に力を入れていかなきゃならんわけでもあります。そういう面も含めて、現在医療も含め、福祉も含め町の機構改革を行ったり、これからのそうした在宅の医療、福祉、介護、そうしたところを目指していくという取り組みもしているところでもありますし、また、そういう面から健康づくりというのは非常に重要にもなっ

てくるという、そういう取り組みの中でも、このグラウンドゴルフの競技人口というのは、登録者数はまだ200人ちょっとでありますけれども、実は登録されてない方もたくさんおられまして、そういう中で、非常にその競技人口もふえてきている。そしてまた、いいコースをつくって、より楽しく過ごしていただければ、また町内への競技人口もふやしていく、それが身軽に体を動かして、そして無理なく体を動かして、そしていろんな話し合いをする、心の健康にもつながっていく、楽しくやってもらえるということ、そういう面でのやはり大きなメリットを感じているところで、じゃあ、二つの地域につくろうじゃないかという結果になったということでもあります。

ただ、そういう中で、今回もこうやって無駄ではないかという御質問をいただいているということでもございます。私どもとしまして、本当に必要とされてないものらをわざわざ強引につくろうという、それほど無駄なことはないわけでありまして、本当に必要とされてないんなら、それはつくる必要はないというふうにも思っているところでもありますので、今回こうやって議員から、こういう御意見をいただいたということ、もう1回、特に津和野地域の連合自治会、それからグラウンドゴルフ連盟にも投げかけをしてみまして、そして本当に必要とされているのかどうかということも検討していきたいというふうにも思っているところでもあります。

その上で、やはり非常に熱望されている方がやっぱり多いんだということになれば、またそこの辺の建設を進めていきたいと思えますし、いや、やはりそれは本当にあまり必要とされてないということになれば、それは計画の中止ということも十分考えられることだというふうに思っているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） オートキャンプ場の件であります、現在道の駅のほうに芝生公園を設けておりまして、そこでも釣り客の方がキャンプ等されている状況はあるんですが、まだ明確にオートキャンプ場としての体をなしておりませんので、トイレ、シャワー等につきましては、道の駅を活用していただくということであれば、流し等の炊事ができる場所を提供すればオートキャンプ場として活用できるのではないかと考えておりますので、積極的にそういう形をつくれるように、来年度になりますが、そういう方向で考えていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 子供の遊べる場所についてでございますが、5番議員さんにも申し上げたとおりでございますが、実は、なごみの里を建設のときに私もそれに携わっておりまして、実は、子供が遊ぶ場所があったらいいなという気持ちを持っておりまして、当時500万以上の金額がかかったわけですが、バーベキューハウス、あるいはレストランの近くにそういう遊び場をつくらせていただきました。これは、そういうふうな気持ちもあってつくったわけですが、ただ、先ほどもちょっと言いましたが、もうちょっとやっぱり周知をきちっとしていかにやいけんのじゃないかな

という気持ちを持っておりますので、そのほかのハードな施設については、予算も伴いますので、今後検討課題とさせていただきますが、それも含めて今から取り組みを
してまいりたいというように思います。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） グラウンドゴルフ場に関しましては、いわゆる町長の
言葉で言いますと、精査していただけるということで受けとめたいと思います。

また、なごみの里の遊び場所が確かにございますけれども、そういった大きな遊具も
大事なんですが、津和野町の公園には昔からあった遊具、老朽化したせいもあるかと思
うんですけれども、ほとんどが撤去されてしまっております。本当に土だけの公園とい
うのがあります。せめて滑り台一つでも十分遊べることができますので、そういったこ
とも検討していただければと思ひまして、次の質問に入らせていただきます。

定住施策についてであります。次世代育成支援行動計画の後期計画における課題に対
する取り組みの進捗状況を伺います。

定住促進住宅の現状と今後の課題は何かについて伺います。

三つ目に、医療従事者住宅の工期は8月31日までということでもございました。先日、
皆さんと一緒に見学もさせてもらったわけですが、順調に進んでいるのかという質問で
ございますけれども、この現状についてお伺いします。

四つ目に、医療従事者住宅の入居者については、どのように募集をかけるのか、お伺
いをいたします。

五つ目に、医療従事者住宅に今週入居予定であった方はどうなっているのかについて
お伺いをいたします。

六つ目に、町有地や休耕田、耕作放棄地の一部に住宅を設置し、津和野に魅力を感じ
ていただける町内外の方々に積極的な定住策を行うべきと考えますが、いかがかお伺い
をいたします。

七つ目に、定住財団等が募集するものや営業課がメールマガジンなどで発信する各種
支援制度について、このたび設置される集落支援員を活用し、各種事業の支援を行い地
域の発展を支えるべきと考えますがいかがでしょうか。

最後に、地域おこし協力隊が任期を迎える際、隊員が越年を希望、または津和野に定
住を希望した場合、どう対応されるのかお伺いします。

なお、地域おこし協力隊は、この協力隊の制度にのっとったイノベーションフォー
ジャパンの4名も含めた意味で質問しておりますので、それも踏まえて御回答をお願い
いたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、お答えをいたします。次世代育成支援行動計画の
後期計画における課題に対する取り組みの進捗状況に関してでございますが、子供を
取り巻く現状と課題で生活環境についての乳幼児の相談体制、医療体制については、

決して十分な体制でないながらも取り組みを行ってきております。その中で、出産に係る交通費の助成については実施をしているとおりでございます。

人口及び人口構造の推移についてであります。人口の減少を食い止めるための定住施策については、当初予算においても計上しているとおりで重要課題として位置づけております。

産業人口の推移による家計における経済的負担の増加についてであります。中学校までの医療費の助成、保育料の第3子以降軽減を行うなど家計における経済的負担軽減のための助成を行っております。

家庭や地域等園児を取り巻く現状と前期計画の検証についてであります。母親への支援について子育て支援センターが大きな役割を果たしてきております。離乳食についての講座、地域から講師を招いての研修会、フィットネス体操等さまざまな取り組みを導入しております。その結果、昨年は益田市を初め、他の市町村からも積極的な利用があり、延べ利用数が2,400人を超え、交流の場ともなっております。

また、放課後児童クラブや学童クラブでも、通勤が早い保護者から要請の強かった夏休み等の開所時間を30分早め、7時30分にする特例も始めたところでございます。

続いて、定住促進住宅の現状と今後の課題でございます。現状につきましては80戸中42戸の入居があり、内訳といたしましては、旧雇用促進時代からの継続入居が21戸、4月以降の新規入居が21戸であります。新規入居が21戸のうち、行政関係の借り上げ8戸、消防分遣所借り上げ2戸、一般入居が11戸となっております。

今後の課題であります。この定住促進住宅は公団住宅のつくりのため、階段のみの昇降で階段も勾配がきついため高齢者の利用が難しく、入居に際し敬遠されがちであることや家族数の多い世帯では手狭な間取りとなっていることなどが考えられます。

これらの課題については、解決に向けた検討を行い、80戸に近づけ入居者をふやすべく、今後も努力をしてまいりたいと考えております。

続いて、医療従事者住宅に関するものであります。医療従事者住宅建設工事の現状といたしましては、竣工検査を8月30日に実施し、9月3日に引き渡しを受けたところでございます。供用開始は10月初旬を予定しております。

津和野町の医療に貢献したいという強い使命感をもった意欲ある若年世代を優先しますので、募集については行いません。入居者については、12番議員へお答えをしたとおりでございます。

指定管理者である医療法人橘井堂から今週入居予定であった職員は、現在自宅または借家からの通勤であると伺っているところではございます。

続いて、町有地や休耕田、耕作放棄地の一部に住宅を設置してはどうかということになりますけれども、津和野町内には数多くの空き家物件が存在しており、空き家バンク登録件数をふやすため、本年度は新たに各自治会に対しての支援事業を始めるなど空き家情報の提供を呼びかけているところでございます。

しかし、空き家はあるものの盆や正月に帰省する方や家財道具が片づけられていないなどの理由から、なかなか情報提供いただけない状況が続いております。

議員が提案される住宅建設も一手段であると思いますが、まずは空き家を有効利用することを主眼に置き、情報提供のさらなる呼びかけや家財道具の解決方法、空き家改修事業の活用等について検討を考えております。

津和野町での暮らしを望む方には、家庭菜園や半農半X等を望まれ、農地を必要とされている方もおられます。議員から御提案がありました休耕田や耕作放棄地の活用につきましては、農地を含めた住宅提供が可能になるよう、関係各課と協力して情報の提供方法を検討してみたいと考えております。

集落支援員の活用に関する御質問でございますが、平成24年10月1日から設置する予定の集落支援員は、まちづくり委員会の取り組みを支援するため設置をするものでございます。

具体的な業務内容につきましては、集落計画・まちづくり計画の作成支援、地域提案型助成事業補助金交付申請書等作成などの事務的作業のほか、地域担当職員と連携を図り集落の活性化につながる情報提供なども行っていくこととしております。

議員御指摘のとおり、地域課題解決のために行う事業に係る各種支援制度につきましては、まちづくり政策課、営業課、地域振興課等関係する課が連携し、集落支援員や地域担当職員を通じて情報提供を図ることで、まちづくり委員会の取り組みを支援させていただきたいと考えております。

最後の地域おこし協力隊が任期を迎える際に関する御質問でございます。

本町の地域おこし協力隊の任期は任用日から来年3月末日となっており、町及び本人の同意のもとで最長3年間を限度に延長することが可能となっております。8月1日に隊員として任用し、わずか1カ月ばかりでございますので、隊員は関係者の顔と名前を覚えながら業務内容を把握し、業務を行うなどのほかに津和野のまちを知り生活することに精いっぱい状況です。

このような状況の中で、月1回のペースで打ち合わせ会等を持っておりますが、現在のところ隊員の能力や適性等を把握する段階であり、任期終了後の隊員個々の意向を確認する段階ではありません。

今回の隊員募集の要綱上では本町への定住を条件としておりますが、議員御質問のように隊員が本町へ定住を希望する場合、事前に住宅のあっせんや職業紹介等について、地域振興課定住対策係へ照会し対応するとともに、就農を希望する場合、農業担い手支援センターが窓口となり、本人の意向を確認しながら連携して対応することとなります。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、1点確認でございます。長い質問で長い回答をいただいたわけなんですけど、この隊員募集の要綱上では、本町の定住は条件としていないということによろしいかと思っております。

まず、この定住施策ということなのですが、次世代育成支援行動計画の中でも、この定住の施策などもうたわれておりますけれども、出産にかかる交通費の助成ですとか、これはもう産科医がいないということで、やむを得ない措置だと思っております。

ただ、中学校までの医療費の助成や保育料の第3子以降の軽減など、これ結構大胆な施策で他市町村では珍しいといわれるような施策、子育て支援に関しては十分されているのではないかと思っております。ただ、まだまだできるであろうというようなことがあります。例えば、ワークライフバランス、これは時間をずらしてフレックスタイム制何かにしまして、子供たちを、子育てに当てる時間をふやしたりですとか、父親も子育てに参加するだとか、そういった施策もまだまだ十分できると思います。そういったところは十分に活用していただきたいと思うんですけれども、定住施策といいますとどうしても住宅について、このたび聞いております、どうしても住宅を建てれば人が来るのではないかとというような感じで質問しているように思われてはいけませんので、それは違うということをまず申しさせていただきます。

この定住施策というのは、一番、この地域活性化の肝であると私は感じております。承知のとおり津和野町は、どんどん少子高齢化が進んで来ておりますし、子供たちも少なくなってきた。そこで、若い人を呼び込まなければいけない。一昔前であれば大企業を誘致して働く人をふやせという発想があったかもしれませんが、今はそういう時代ではなくなって来ている。

そこで今、津和野町として大きなビジョンを掲げている。それが例えば「山の宝でもう一杯！プロジェクト」、この山の木を、廃材を出して、そこで林業事業体を主体として雇用の場を生み出し、そして流通の過程でまた雇用の場を生み出し経済発展を図っていく。そして、出てきた廃材を使って再生可能エネルギーに使っていく。そしてこの津和野町の抱えるこれから残さなければいけない問題、それが山であり、川であり、そして、つながっていく海である。それが総合特区に生かされている。これは単独自治体ではできないからこそ、益田市と連携を組んだ定住自立圏構想の協定が結ばれようとしているわけだと、私は感じております。

じゃあ、地域の経済の活性化は無視しているのかと。そうではなく、「山の宝でもう一杯！」事業では、それでできたものを地域通貨として生かして外にお金が流れるのではなくて、この津和野で地域通貨を回していこうという発想だと考えております。

そうであるならば、じゃあ、人をどうやって呼び込んでいくか。今までであれば、この津和野にただ人を呼ぶだけ、家を建ててという発想でしかなかったかもしれませんが、この津和野をなぜそういったふうにしていこうかという、今までの産業では成り立たなかった部分がこれからどうやって津和野を生き残らせていくかという、そういった山、海、川、自然を生かしたもの、これが津和野の第一の魅力だということだからこそ、このビジョンが掲げられていると思います。その魅力を感じてもらえる人にこの津和野に来てもらわなければ、嫌いな人に来てもらってもこの津和野には住んでもらえない、

定着してもらえない、だからこそ、これからの世代にはそういった人たちに来てもらう、そういった若い世代に来てもらって新しい津和野の魅力を発見してもらって、どうか発信してくれといった制度が地域おこし協力隊だと私は思っております。であるならば、その地域おこし協力隊が定住を希望しないのであれば、これは魅力が出なかったということにもつながってきます。

でまた、津和野に来たいと思って来た地域おこし協力隊、魅力があると思った、森があつて里があつて、そして川があつて、きれいな自然に住みたいと思って来たその地域おこし協力隊が住んでいるところはどこですか。今、定住促進住宅、いわゆる雇用促進住宅に住んでいる。これは本当におもてなしの部分で言いましても外部から来て、この津和野の魅力を感じて来た人に対して、大変失礼ではないかなと思っております。

そういった意味で、休耕田を生かした定住施策はできないか、これは美郷町の受け売りでございますけども、美郷町なんかは本当にきちんとビジョンを描いていると、きのうも町長おっしゃられていたように、本当に美郷町はさまざまなビジョンを通して、その中で定住施策を打っていらっしゃる、そして地域おこし協力隊が今、見つめているものは何か、地域おこしを通り越して村納め、村が、集落がなくなっていくかもしれないといったところにたどり着いているわけでございます。

この今、津和野町が同じ道といいますか、似たような道を歩いているわけです。中山間地で少子高齢化が進む中、若い世代に託そうとしているこの大きなビジョンが各課の分断によって、一つの事業、一つの事業とばらばらの事業に見えます。そうではなくて、今後の未来を変えていく事業なんだということをはっきり申しただけなければ、地域を支える、地域の課題解決につなげていく提案型助成事業も全く見えないんです。これだけ大きなビジョンがあるにもかかわらず、課が分断しているからわけがわからなくなってしまう、繁雑化してしまう、そのあたりビジョンをきっちり明確にすべきではないかと思うんですが、そのあたり町長、まず明確にすべきビジョンではないかというところをお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 御質問の具体的なところで趣旨が、いま一私しっかり把握できないというところもあるので、どういった回答になるかどうかわかりませんが、基本的におっしゃられていることはそのとおりでございますので、そうした中で各課もそれぞれの立場の中で、現在定住に向けてやれることを具現化し、事業化をしてきているということでもあります。それが、先ほどからの乳幼児の、中学生までの医療費の無料化であり、またその辺が保育関係でもありますし、また農林課の関係、商工観光課の関係、そうしたところで事業を進めているということでもあります。

当然その部分が分断をされとるとまでは、とても私は思いませんが、そういう中で定住を推進していくためのグループを役場の中にもつくっておりますので、そうい

う中で、ひとつ同じそれぞれの課が方向性を向いていけるようにやっていくということであるという状況で進んでいるわけでございます。

当然、そうした中でこのビジョンづくりということもあるわけでありまして、またこの点についてもしっかりやっていきたいと思いますが、ただ今はやはり正直言って私も町長に就任をしております、定住に関するやるべき一つ一つの手段が余りなかったという、駒がまだ実行に移されてなかったということが感想としてもっております。それを今、一つ一つ各課で取り上げてやってきてるということでもありますので、またビジョンづくり等、私の仕事にもなってくるかと思いますが、これまでようやく一つ一つ動き始めておりますので、そうしたことをまたひとつ私自身が武器のように考えていきながら、それらをつなぎ合わせ、またさらに新しいやるべきこと考え合わせながら、このビジョンづくりというものをしていきたいというふうに考えているところであります。

それから、一つだけ定住促進住宅の関係でありますけれども、地域おこし協力隊がそこに入られているということが失礼ではないかということでもありますけれども、基本的には、それは今の彼らにとっては仮の住まいであるわけでもありますから、それも彼らがこの1年間、あるいは3年通してということになるかと思いますが、いろんな農業体験、あるいは商工観光体験を通して、いろんなその町内全域をこれから回って行くわけでもありますから、そういう中で、やはり自分が住むべきところ、それは自分の仕事とともに、やはり見つけていただくということを大事だと思っております。

私は今まで、こういう就農関係、定住関係というのは本当に町が、先ほども議員さんからも言葉が出ましたように、至れり尽くせりでやってきたという感覚があります。それは、ちょっと私はもう反省すべき点じゃないかと思っております、やはり住むということは、定住って言えば非常にきれいなことでありますが、しかしそこで生きていくということでもありますから、本当にその本人の決意というか覚悟が一番大きな根本になるというふうに思っておりますから、まずその部分をしっかり彼らが、その農業の厳しさであり、そういうところからまず感じていただくということから始めていただくことが大切であろうと思っております。雇用促進住宅にまずは住んでいただく、そしてその中で、また本来の自分の生活のあり方、あるいは住まいも含めてまずは皆さんに、地域おこし協力隊の皆さんに考えていただきたい、そのように思っているというところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 先ほど申しましたように、そのビジョンというものは本当に大きなものだと思っております。ただ、かいつまんで見てしまえば、それでどうなるんだと、それが目に見えて発展していくものなのかと。あした、あさって変わるような施策ではないかもしれませんが、10年後、20年後、30年後の津和野町を変えていくビジョンだと私は感じております。それを繁雑化することによ

って町民がわからない、ついて行けなくなってしまうと絵に描いた餅になってしまう。私も最初、本当数日前まで意味がわかりませんでした。いろんな方の意見をお聞きしてやっと、そういうことなのかというふうに理解したわけであります。

この集落支援員の活用方法についても、さまざまな支援ができると思います。ただやはり定住財団がとか、さまざまな財団がいろんな支援を行っていても住民の方がそれを簡単に扱うっていうことがなかなか難しいわけです。地域の方々が手を出したくてもなかなかできない、そういったときにやはり役場の職員さんであれば、活用する方法出てくるかもしれないんですが、なかなかその時間も割けない。であればやはり集落支援員の方々、身近な方々にそういった計画書ですとか申請のやり方とか、そういった支援をしていただくことで地域の活性化にもつながっていくと思いますので、ぜひ、そのあたりを検討していただきたいと思います。

また先ほど、ちょっとかいつまんだ話で地域通貨という話がありました。この定住施策で、やはり一番大事なのは地域を残していく。そして経済を活性化もさせていかなければならないという中で、この通告にはないんですけども、もし議長、だめだったら止めてください。地域通貨の中で電子通貨、いわゆるウォンを使った地域通貨なんかは今、全国で出ているわけなんですけれども、それが、使った一部の利益が津和野町にも自治体にも配分されるというような電子自治体、電子通貨というのがあるわけなんです。その地域通貨の中で電子通貨を使っていこうという気はないでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 使ってみる気はないかと問われましたら、それはやはりいろんな可能性を求めて、町のためになることであれば、それは導入していくべきというスタンスでありますから、検討していくという価値は当然あるかというふうに思っております。ただ、それは私、今これから申し上げることは想像にしか過ぎませんけれども、じゃそれを導入していくために相当なやはりコストがかかってくるだろうというふうにも思います。それから、まさにそうした電子っていうかICTといいますか、そうしたものを活用していく上では、非常にそのセキュリティーが大変な重要な問題になってまいります。で、特にこのやはりお金を扱うものに通じるということでもありますから、なお一層このセキュリティーの問題が重要になってくるわけでもあります。

そうした中で、このセキュリティーに本当にできる人材がいるのかですとか、あるいはそのセキュリティーのためにどれぐらいの経費がかかるのかということ、そうしたことも含めた中で、やはり検討していかなくやならん問題だろうと思ひまして、まさに費用対効果の問題になるんじゃないかというふうにも思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 唐突に聞いたのにもかかわらず、御答弁いただきましてありがとうございます。またちゃんと精査して別の機会で通告をしたいと思ひます。

これで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、11番、川田剛君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で11時10分まで休憩いたします。
午前10時56分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序9、13番、米澤宥文君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 13番、米澤宥文でございます。通告に従い質問をいたします。

まず、観光津和野の景観ということで2点質問をいたします。観光津和野は、昭和50年前後の観光客であふれた活気の復活を願ひまして、景観問題として2点質問をいたします。

まず1点目は、旧国民宿舎青野山荘についてであります。

津和野町の動脈道は三つあると思います。一つは鉄道のJR山口線、二つ目に国道187号線、三つ目に交通量が最大の国道9号線、その9号線沿いにあります津和野町所有の旧国民宿舎青野山荘の再活用、または解体の計画はあるのでしょうか。

旧国民宿舎青野山荘は、今から47年前の昭和40年2月に新築された鉄筋コンクリートづくり4階建て、延べ面積1,841.81平方メートル、敷地面積は8,900平方メートルあります。平成15年3月31日に閉鎖までの38年の間には、大きなことといたしましては昭和42年10月に現在の天皇皇后陛下が御宿泊をされておられます。またこの間、多くの従業員の雇用や観光客の誘致で町の活性化に大きく貢献された施設だと思っております。

しかし、閉鎖から9年がたち、昔の面影は今は全くありません。今後ますます朽ち果てていくことは明白であります。そろそろ解体も考慮に入れるべきではないでしょうか。

以上、質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 米澤議員、2点目もいいでしょうか。

○議員（13番 米澤 宥文君） 2点目といたしまして、空き家条例制定について質問をいたします。

津和野町空き家条例の制定の考えはあるのでしょうか。空き家は雑草による景観の悪影響や防犯面で不審者の侵入、そして放火のおそれがあり、また風で瓦の飛散やトタン板の飛散、積雪で屋根の崩れ等のおそれがあり、また倒壊のおそれもあります。このような住民の不安解消のため、全国的に制定する自治体がふえております。9月2日の新

聞報道で、県内では松江市は既に施行済みとあります。現在、益田市を含む4市2町が制定を検討中とあります。

津和野地区の国道9号線に、使用されていない雑草の生い茂った店舗等の建物が幾つかあります。観光津和野の景観としては好ましくない状態となっております。津和野町が住宅を含めた空き家の持ち主の方に適正な管理を求め、また指導や勧告、そして危険になった空き家に対し強制的に解体撤去を命令するには空き家条例の制定が必要であります。このためには、まず町所有の旧国民宿舎青野山荘を適正管理、または解体して模範を示す必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、13番、米澤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

観光津和野の景観に関する御質問でございます。空き家条例制定の考えはないかとの御質問でございますが、近年、全国的に空き家がふえ、住宅密集地における倒壊や放火などの問題が発生をしております。本町におきましても、御指摘の物件以外にも町内各所に個人所有の空き家が点在をしております、老廃し倒壊のおそれのあるものなど対応に苦慮しているところでございます。

御提案の旧青野山荘の件でございますが、昨年来、緊急雇用対策事業での業務として内部の不用品の廃棄処分や敷地内の草刈りなどを行っております。差し当たり、現在のところ雨漏り等の問題もありませんので、当面一部を倉庫等として適切に管理を行い活用したいと考えております。

空き家対策条例につきましては、調査によりますと空き家の所有者に管理を求めたり撤去を命令したりする「空き家対策条例」を6都道府県31自治体が制定しているところでございます。

今後、景観や防犯・防災上危険な空き家の現状を把握するとともに、部署横断の「空き家対策調整会議（仮称）」等を設け、他市町の取り組みなども参考に、空き家の適正管理につきまして具体的な検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） まず1点目の青野山荘解体についてであります。青野山荘は国道9号線からは少ししか見えません。しかし、県道柿木津和野停車場線からはよく見えます。答弁の中で、当面、倉庫として適切に管理を行い活用したいとの答弁でありましたが、このことにつきましては消防法等の規制が発生し、大きな検討課題が生じると思います。

先日、山口市で大きな建物を解体中の作業員の方、これは実は経営者の方でありましたけれども、鉄筋コンクリートづくりの解体除去費用を聞きまして、実物を見ないとわからないけれども1平方メートルが1万円くらいであろうと、養生が1,500円くらい。養生といいますが、周囲をシートなどで覆うことであるそうであります。

1,800平方メートルの建物なら概算2,000万円であろうとのことでしたが、先ほども言いましたように実物を見ないとわからないとのことでもあります。概算を聞いたわけでもあります。解体には多額の自主財源が必要となると思います。

津和野町として解体跡地を活用予定がないのであれば、観光津和野の景観向上のためにも、延べ面積1,841.41平方メートルの解体費用と引きかえに敷地8,900平方メートルを交換する条件で希望する方を募ってはいかがでしょうか。これはあくまでも一案であります。

そして、きのう同僚議員が質問されました日原中学校寄宿舎解体についても、跡地利用とかの計画がないようであれば同様の条件で、解体費用と土地を交換という方がおられましたら募集されてみてはいかがでしょうかと思っております。

次に、2点目の空き家条例制定についてであります。9号線沿いの雑草に囲まれた建物の光景を、多くの町民の方から、観光津和野のために何とかならないものかとよく聞きます。津和野の観光客の流れが変わる危機と私が感じていたものは、昭和63年4月に岡山県倉敷市と香川県坂出市を結ぶ瀬戸大橋開通であります。これによって随分変わるんじゃないかという皆さんの意見もありましたけれども、それと同時に同年に、東京ディズニーランド開園がありました。それでもなお、各関係者の御努力により、年間100万人以上の観光客が津和野を訪れておられます。

9号線沿いから津和野の城下町を一望できる見晴らし一等地の位置にあります先ほど言いました建物ですが、今でこそ廃業をされておられますが、昭和40年、昭和50年、このころはスキー客でレストランがいっぱいであったということも、私、見ておりますけれども、残念ながら雪も少なくなり、スキー客もかなり減りました。そして昭和60年、平成10年のころまで、多くの町民の憩いの場として、また観光客誘致や通行客の食事の提供の場としてにぎわい、そしてまた多くの従業員の雇用をされ多額の税金を納められて、町の活性化に二役も三役も買われた施設であります。津和野町の活性化と景観向上のためにも、ぜひ復活してほしいものであります。

答弁で、空き家対策調整会議——これは仮称でありますけれども——これを設け検討されるとのことではあります。津和野町は平成22年度の国勢調査で、県下で人口減少率が1番最高となっております。現在もありますけれども、今後ますますふえると思われる危険空き家の解体除去を進めやすく、また促進となるような、そして観光津和野の景観向上を図るためにも、津和野町独自の空き家条例の制定をすることが、ぜひ必要ではないかと思っております。

津和野町には津和野町景観条例というものがあります。何か、これに当てはまりそうですが、ほとんど当てはまるころは、残念ながらありませんでした。景観条例制定の必要があるのではないかということで質問をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） それでは、空き家情報、そして旧青野山荘の動向といいますか処分について、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

最初に、町長お答えいただいておりますけども、青野山荘につきましては、一部をあまして倉庫等で使っているのが現状でございます。これにつきましても、議員御指摘のとおり相当な経年を経ておりまして、先ほど答弁の中で緊急雇用の対策事業でやる前は非常に、言ってみれば若干みすぼらしい状況にもあったわけでございます。若干改善されたと申しましても、そう長く使えるわけではないというふうに思っております。せつかくの御提案、2,000万が高いか安いということも、財政的な問題も含めて検討をしてみたいというふうに思っております。

それから、9号線の沿線にある空き家でございます。常時無人の状態の町内の建物というところがございますけども、これにつきましても申し上げるまでもありませんが個人所有というところがございますので、その辺の対応に本当に苦慮しているわけがございますけども。それぞれの建物については、議員御説明いただきましたような、これまで住民にとりましても貴重なファミリーレストランであるというふうに思っております。

ここに、町長答えましたように、今31自治体ぐらいが制定になっておりますし、今後もこの傾向は、状況を鑑みましてふえるのではないかなというふうな背景もありますので、答弁のとおり、まず、どこの部署に所管をして考えるかということにつきましても、まだ十分な検討もなされておられませんので、とりあえずそういった関係部署調整会議と申しますか、そういったものを設けながら、町内に点在します空き家の適正管理につきましては具体的な検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 観光津和野の景観、そしてまた観光津和野がこれ以上に栄えるように、このような条例、また持ち主の方をお願いをするのが——お願いの後には、もちろん指導、勧告も要りますけれども、当面はお願いをされたほうがよろしいのではないかと考えております。

次の質問に移ります。津和野町取引業者登録要綱について質問をいたします。

平成17年9月25日告示の津和野町取引業者登録要綱の登録申請書第4条第3項の「納税繰越等がある場合は、事前に当該担当課と協議の上、納税誓約書を担当課に提出し、その写しを添付することにより申請を行うことができる」とあります。大きく公平性を欠く、この登録申請第4条第3項の削除はできないものでありましようか。

参考までに、近隣の益田市総務部契約管理室、山口市の総務部契約管理課、そして吉賀町の議員と職員の方に確認したところ、市民税や町民税の滞納があれば、まず登録申請はできないこととなっておりますと確認しております。ということでありまして、この項の削除はできないものでありましようか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町取引業者登録要綱に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

町との取引においては、町税等との納税意識の高揚と徴収率の向上を図るために登録制度を採用しております。要綱では、滞納繰越等がある場合には納税誓約書等を提出することにより申請ができることとなっており、取引登録をしているのが現状であります。その期間を原則1年間としており、納税誓約書が履行されない場合は、当然のことながら継続しての登録ができないこととなっております。

議員の御指摘のとおり、他市町の要綱には納税誓約書に関しての文言はないかもしれませんが、当町においては町内業者を育成する観点からも、納税誓約書によって納税を履行していただけるとの意思表示のあらわれでもあると理解をしているところでございます。

また現在、取引業者登録要綱についての見直しを行っているところであり、滞納繰越等につきましても検討課題として取り上げていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 津和野町が税金で発注する物品や工事などの公共事業に、町税等を滞納されておられる方が津和野町取引業者に登録できることは好ましくないと考えます。納税誓約書提出で登録できるということは、答弁にもありましたように何らかの事情で困っておられる取引業者の方の救済策、または援護のようにも見えますけれども、安易な滞納の促進になりかねないと思っております。正当に納税しておられる方が納税意識を失いかねないものではないかとも思っております。

津和野町所有のチャイルドシート、そしてベビーシートは、税金の滞納があると貸し出してもらえません。また、5月と8月の農林速報のチラシで米パン焼き器、通称ゴパンといいますけれども、1台の購入経費補助上限2万円も、「町税等の滞納がない者」と厳しい条件がつけてあります。町民の方の中には、やむを得ない事情で滞納されている方もおられると思っておりますけれども、津和野町取引業者の方が滞納していても登録できるというのは、少し無理があるのではないのでしょうか。

平成23年度津和野町一般会計歳入歳出決算の津和野町監査委員の意見書と、平成22年度津和野町議会決算審査特別委員会審査報告書の意見でも、町税の滞納については「税の公平性の観点から、最終的には法的の手段も駆使し、断固とした徴収姿勢で挑むべきである」とされております。この二つの機関の意見に、納税申請書で登録できるということは、この二つの機関の意見に逆行するものではないかと思っております。

答弁では「現在、取引業者登録要綱について見直し中であり、滞納繰越等についても検討課題として取り上げていきたい」とあります。ちょっと難しいかもしれませんが、この検討課題の結果が出る時期はいつごろとお考えでありませうか。お答えがいただければ、いただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 滞納者につきましては議員御指摘のとおりだと思いますが、町長も答弁しましたように、町としましては業者を育成する観点もあります。今現在、見直しを図っている段階でございますので、このことにつきましては関係各課との協議の議題として上げていきたいと思っております。ですから、基本的には第4条の3項の件については、詳細には申し上げることはできませんが、時期にしましては今年度中に結論を出して、来年度以降、反映できるようにしていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 津和野町の滞納解消と税の公平性のためにも期待いたします。

そしてまた、取引業者の方も納税に御協力をできるだけいただきますようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、13番、米澤宥文君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時38分休憩

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

発言順序10、7番、三浦英治君。

○議員（7番 三浦 英治君） それでは、7番、三浦英治です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、工事の入札についてなんですけども、今回10番目という発言順序なんですけど、たまたま質問が多く出てる中で、この入札について、また後で11番に行われる議員と、この入札についてダブったというのは、議長のくじ運のよさかなと反面思っております。

まず、入札についてなんですけども、4項目あります。まず1番目、入札の参加資格として、請負金額が2,500万円以上になると管理技術者または主任技術者を専任で配置することになっています。また、複数の工事に同一の技術者を配置予定として申請することは可とするが、他の工事の落札者となったため、本件工事に技術者を配置することができなくなった場合は、本件工事の落札者になることはできないとなっているが、資格審査はどのようにされているのか。

2点目は、県工事では予定価格を公表しているが、町としては公表しないのか。

3点目に、落札業者の自社施工率は、どの程度を町として考えているのか。

4点目に、町に対して賠償提訴している業者が入札に参加しているが、問題はないのか。また、町に対して訴訟を起こしている業者を指名している状態は過去にもあったのか。

この4点を、まずお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、7番、三浦議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず一つ目の御質問でございますが、入札実施要綱の規定では、申請時に配置予定技術者調書を提出することとなっており、調書の項目の中で配置予定技術者の手持ち工事の有無を記入する欄のチェックに加え、コリンズ・テクリスWeb検索システムを利用し、申請のあった配置予定技術者の手持ち工事の有無について確認をしております。

二つ目の御質問でありますけれども、予定価格の公表には、入札前に行う事前公表と入札後に行う事後公表及び非公表があります。これらの公表については、総務省や国交省より事前公表を行うことにより、その価格が目安となり適正な競争が行われにくくなることや、建設業者の見積もり努力を損なわせること等の弊害があることなどを踏まえ、予定価格等の事前公表取りやめの対応を行うとの指導がありましたので、当町においては予定価格について事後公表としているところでございます。

三つ目の御質問であります。落札業者の自社施工率とは、工事を請け負った建設業者が施工において下請に請け負わず、請負業者で施工する割合ではないかと思いますが、建設業法で禁止されております工事の丸投げ、一括下請に該当はせず、工事目的物が竣工するのであれば制約を課するものではありませんので、その割合について明確な数値を示すことはございません。

四つ目の質問でございますが、入札参加者の選定については、それぞれの案件に対応する選定基準を満たす業者を指名しており、特定業者のみを除外することはしておりません。指名から除外する場合は、建設業法違反、独占禁止法違反等、法律に抵触するか、不誠実な行為により町の要綱の規定に反する場合には、審査会において審議し、必要であれば指名停止を行うこととなります。

なお、島根県から指名停止の通知があった業者については、審査会で審議することなく指名停止としております。

このことから、町に対しての訴訟を原因に入札参加を拒むことはできませんので、賠償提訴している業者が入札に参加することについては一概に問題があるとは言えないと思っております。また、過去にもこのようなケースはなかったものと理解をしているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 1項目めの入札の参加資格についての再質問ですが、コリンズを利用して手持ち工事の有無について確認後、落札業者に通知した事例はありますか。また、落札したが、ほかにも落札したので業者からの工事の辞退があったことはあるか、これをお聞きします。

2項目めの予定価格の件ですけれども、予定価格公表については、答えられたデメリット以上に情報公開に資することや、予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能になるとのメリットがあるとされております。議会での承認についてですが、現在、平面図と立面図、契約書で承認の是非を問われます。内訳明細書までは提出する必要はないのですが、工種別内訳書をあわせて提出できないのかをお聞きします。

3項目めの、これは確認になりますけれども、工事全体を下請に出すのが一括であり、工種別に下請に出せば丸投げにならないと理解していいのか。県は、99%外注に出しても、落札業者に施工管理するものがいれば構わないとっていますが、町も県に準ずるということですか、お聞きいたします。

4項目め、発注者を訴えていて、同一発注者からの入札に参加しているが、どう理解すればいいのか、ちょっと私自身わからないところがありますので。訟が解決してれば問題ないんですけれども、係争中の行為としては理解ができません。指名することも、参加することにも理解ができません。ちょっと、私のこのかたい頭を理解させてほしい、改めて思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） まず1点目のコリンズを利用しての業者への通知でございますが、今年度よりコリンズ・テクリスを利用しまして、必ず確認をして落札業者に通知はしております。

2点目の辞退の件ですが、これは申請が誤りになりますので、その時点で申請自体が違反となってしまいますので、そういうことは、まずありません。

工種別の内訳書につきましては、今後検討させていただきたいと思います。それと自社施工率については、町としての特別な割合はありませんので、県に一応準じているということになります。

それと4番目の質問ですが、審査会では、町に対して不誠実な行為等があった場合は審査会で判断して指名停止をするようになってますので、今のところ審査会でそういう事例を取り扱っておりませんので、今のところ入札に参加させているという状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 明確にお答えして、ありがとうございます。

予定価格、工種別内訳書についてですけれども、現状では落札率をお聞きして承認するかしないかしか、私らの立場からするとできないんですけれども。ぜひ工種別内訳書、これがあれば、例えば経営比率とか、そういった部分も、ある程度の違いとか、そういうこともわかるのではないかとあって、ぜひ検討してみてください。

先ほど不誠実な行為というのが出ましたけれども、例規集をひもといて、新しくなって、これは本当に見にくい、小さい字で書かれてるもんなんですけれども。不誠実な行為とい

うのがちょっと気になっていたもので、それが全般、とくに例規集で言うとコンサル関係、設計コンサルに関しての記述が11条にありましたので、これが全般に適応するということなので、これで了解しました。

この入札制度に関連しまして、入札の状況は津和野町のホームページで公開されています。最低価格より1,000円プラスで落札された案件には感嘆な声を発せざるを得ませんでした。最近になって、最低価格に100円プラスで落札された工事がありました。業者の情報力とといいますか、見積もり精度が高くなっているとは思いますが。ただ、狭い価格帯での受注競争は、もう激しさを増しております。くじ引き落札も日常化していくように思います。運任せの入札では将来の経営の見通しも立たないし、技術力を磨く動機も生まれません。根本から入札制度の見直しが必要になっているのではないかと感じているきょうこのごろなんですけども、総合評価落札方式を採用したことがあるか、また今後採用していく気があるのかどうかを、最後にお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 総合評価方式の入札に関しましては、県、国からの指導もありまして、昨年まで年間で1件ずつではございますが、今まで実施してきております。

今後のことなんですけど、こういう小さい町では総合評価方式をすると点数の高いところは一つしかありませんので、ちょっとどうかなという感じは持っていますので、今年度は今のところ取りやめとするような状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 入札制度に関しては大変難しい問題が、いろいろからんでいっていると思います。さまざまな方式があり、例えばプロポーザル方式とか新しいものが出てきたり、コンサル関係に適応したりと、地方自治体それぞれ工夫していろいろやっているようなんですけども、今後も引き続いて、この件については質問を進めていきたいと思っておりますし、いずれは公契約条例についてまで引き延ばした中で、いずれの機会に質問したいと思っておりますので、公契約条例、またILO94条に関する部分の、いつかまたやらせていただきますので、そのとき入札に関連して質問したいと思っております。

それでは、続きまして次の質問に行きます。清流日本一の高津川についてですけども、3点あります。

1点目、国土交通省の1級河川水質調査で2年連続1位となった高津川ですが、これを堅持していくためには何が必要と思われるか。

2点目、川べりや中州に木が茂って、増水時の水の流れの妨げになっています。また、アシが生い茂り、火災時において川べりに消防車両が近づけない箇所もある中で、伐採する予定はないのか。

3点目、堤防の上部をイノシシによって壊されてる箇所が見受けられます。増水して洗われると大変危険な状態になると思われませんが、町として認識しているのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、清流日本一の高津川に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

私たちのふるさとの宝である高津川が、このたび、国交省発表の水質ランキングにおいて日本一に輝きました。過去5年間で4度の栄誉であり、全国に誇ることのできる結果であるとともに、これまで高津川の水質を守るため取り組んでこられた全ての皆様に、この場をお借りし心からの敬意とお礼を申し上げる次第でございます。

高津川は、源流から河口まで全流域が益田圏域内に位置しており、1級河川水質ランキングの指標とされる定点観測地は下流域の国土交通省直轄管理区域内にあることから、その活用や対策において、今後も変わらず圏域が一丸となって取り組んでいかなければなりません。

対策の一つには、生活雑排水や事業所排水の適正処理が考えられます。現在、各自治体とも下水道整備や合併処理浄化槽の設置促進をしておりますが、圏域の汚水処理施設普及率は県下でも低位にありますし、下水道については加入利用していただくことが何よりも重要と考えております。

また、稲作を初めとする農業においては、過剰な施肥や代かき等のため水の励行による水質汚濁の抑止、河川等へのごみの投棄禁止等について啓発を行っているところでございます。

さらには、安定的な河川の水量確保や土砂流出防止につながる森林整備等が考えられますが、いずれにしても行政と住民が協働し、また個々においても水質浄化と環境改善意識を持ち、継続、向上を目指すことが必要と考えております。そして、高津川の水質が常に1位であり続けることの自信と誇りが、何よりも大きな財産になると思っている次第でございます。

続いて2番目の御質問でございますけれども、近年、全国的に大規模な浸水被害が相次いでおり、安全で安心な暮らしを実現するためにも河川の維持管理が必要であることは認識をしております。

御質問の高津川については県の管理体制となっておりますので、火災時の対応のこともあり、今後現状を把握していただき、維持管理を効率的に実施していただくよう要望を行ってまいりたいと思います。

三つ目の御質問でございますが、高津川につきましては県土木事業所の管理下にありますので問い合わせをしましたところ、河川巡視員2名を配し、出水期前後、長期の休み前等に点検パトロールを実施しているとのことでありました。しかしながら、完全に把握を行うということには限界がありますので、地域住民の皆様の情報提供をお願いしたいとのことでありました。

町管理河川におきましては、体制上、出水後の情報により点検確認をしているところでございます。こちらにも完全な把握には限界がありますので、異常等発見された折には、情報提供の御協力をよろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） まず1点目の中で生活雑排水、事業所排水の適正処理が考えられるということですが、その中の水洗化率でいいますと、津和野処理区は22年度が44.9%、23年度が48.4%の3.5%の増。日原処理区は22年度が82.5%、23年度が83.2%の0.7%増となっております。津和野処理区における水洗化率の低迷は何が原因と思われるのか、これをお聞きしたいと思います。

2点目、現在、自治会によっては河川愛護団を組織して、一部アシ等の草刈りは登録した範囲は刈られています、その範囲外に生えている木が増水時に妨げになり、所によっては田畑への浸入、もしくは家屋への浸入が起きてしまうので伐採する予定はないのかという質問なんです、これもう一度お聞きします。県の管理体制なので、町としては県には要望するが、勝手に県と協議して伐採すればいいのかというふうに理解していいのかどうか。

それと3点目です。堤防の上部が壊れている箇所が見受けられるというところの再質問ですけども、町としては管理外なので認識してないということだと思います。県土木に問い合わせられて、地域住民の皆様の情報提供をお願いしたい、情報の提供の御協力をよろしくと答えられても、私も困るんですけども。以前、教育長が着任のときの挨拶だったか、私が教育委員会を訪ねたときだったか、どちらか覚えてないんですけども、国から出たものが県を通じて市町村に来て、なぜこういう変化をするのかというのを精査したいという言葉をいただいたことがあります。

これ、教育委員会に対しての質問じゃないんですけども、これが今回やっぱり違う、この件に関連するんですけども。この件に関しては場所を特定しなかった質問で、ちょっとわかりにくかったのかもしれないと思うんですけども、ただ質問が要望になってもいけないと思って、場所を特定しないで通告をしたわけですけども。これは青原共同会、自治会が、国交省に来てもらって、その堤防の状態を見てもらったことがあります。写真も撮って、以前。私も立ち会ったわけですけども、数年前になります。そのとき、これは県の工事かなというので、県のほうに伝わっていると、こっちは解釈してしまいました。それでちょっとこういうふうな形になったんですけども、防災にも関連するので、これを言っておきたいなと思います。

これは日原から益田方面に下ると青原の旧道に入ったところ、平野建設がありますけども、そのちょっと手前になります。その堤防が随分荒らされております。なぜ、これが気になったかというのが、過去に、これは昭和47年ですけども——堤防から50センチのところまで水が来たことがあります。当然、今壊されているところです。それ以降、そこまで増水したことはありませんけども、この47年というのは左鑑小学校の

校庭が河原になって、青原の近くの小瀬地区では、橋を水が超えて欄干に物がひっかかって、みんな床上浸水になったという。青原でも避難を随分しました。町なかを膝から上に水が流れて、溝と水の区別がつかないような状態の中で避難したわけですけども、50センチぐらい来たときに、一気に水位が下がりました。というのは木原隧道が——益田市ですけども——そこが決壊したから一気に下がったのです。ですから、木原は大変でしたけども、逆に上は助かったというところなんですけども、そういう危険性が出てくるのではないかと。

また、今、護岸が整備され、水の流れが大変早くなっております。以前は六日市の雨量から、青原まで来るのに大体4時間と聞かされておりましたが、今は3時間、ただ感覚的には2時間で来るんじゃないかなというぐらい早くなっております。それだけ強固になったということは、被害が出れば、もっと大きくなるということも言えるのではないかと考えております。

この質問は防災の基本的な流れの中の、自助、共助、公助の、公助としての備えを問題にしているわけなんですけども、今、自主防災組織とかいろんな形で動いておりますけども、備品をそろえるだけが防災ではないのは、もう当然執行部もわかっていると思います。あらゆる復旧を考えるなら、減災に関して、町としてもっと進めてほしいな、また現状を把握してほしいと思います。

この関連は、また、まちづくりにも出るんじゃないかなという気はするんですけども、まだまちづくり委員会も中途なので、この件に関しては置きますけども。まず、それまで言った1番の伐採する予定はあるかないか、それだけを先にお聞きしておきます。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 下水道の接続率についての御質問でございました。

議員さん、先ほど数値を申し上げられましたが、日原処理区については平成10年に供用開始をし、現在83.2%の完了率。これは加入人口率でございまして、そのほかにも公共施設を初め事業所の方で人口に加味されない施設についても多く、日原、津和野両方とも加入していただいたことを先に述べた上での人口比率の説明をさせていただきます。それで津和野については48.4%ということでございます。

それからもう一つ、汚水処理率、これは単独浄化槽以外の合併浄化槽、それから農業集落排水、こういったものを含めた、要するに生活排水の処理した人口比率でございますが、津和野が34.2%、それから日原が57.5%、こういう数字が23年度末の数値でございます。

下水道や加入率にこれだけ差異があるのはどういうことかという御質問だったと思いますけれども、現状の状況からの私の感じたところでございますが、日原処理区については水路は、側溝はあるけども、常に水が流れる水路ではなかったということで、皆さん方は汚水が流れることで、当時、下水ができるまでは、夏場は毎週、冬場は月に1

回ぐらい溝掃除をされておられたと。そういうことが軽減化されるということも一つはあったのではなかろうかと思えます。

ところが、津和野におきましては先ほどの一般質問にもありましたように、町内に水路が張りめぐらされておりまして、それも豊富に、一部分で、ある箇所では水量が夏場は少なくなりますけども、大抵の場所は豊富な水量で汚水が下流へと流されていくと、こういう実態がございます。そういった差異があるということでございます。

それから、津和野地域においては観光地もあるということで、単独浄化槽の設置比率が、日原よりも相当高いのではなかろうかというふうに思います。ということは、トイレだけは何とか、家の中の環境整備は幾らか進んでいるという部分もあるのではなかろうかというのも考えられます。

それから、説明会や加入促進を行う場合の皆さんの声であります、津和野地域におきましての声であります、高齢化世帯になって後に住む者がいないので、今設備投資をしても空き家になってしまうという声、それから一番多いのが、資金がないので接続工事ができないという声が多々ございます。こういった声も聞いてはおりますけども、環境、あるいはそういった日本一の川を保つためには、やはり汚水処理というのは、これは後世においても現在においても課せられた課題として、下水道事業導入に当たりましても、これは義務として、その処理区域内に住む者の義務として課せられておるわけでございます。

そういった観点から町としましては、こういう実情はありますけども、ぜひとも観光地にふさわしい環境、そして清流高津川を後世につなげるためにも、下水道への加入をお願いしたいというところではございますが、至って率は低迷をしているというのが実態でございます。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 河川の伐採の件でございますが、やはり高津川は県の管理下でございますので、まずは県のほうへお願いをしたいと思います。協議してだめなようならば、一緒に現場を確認させていただきまして、町のほうでできるようなら検討していきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 堤防の壊されてる箇所についてでございますが、全般的なお答えは、町長がしたような状況でございます。議員さんが言われる個々のところにつきましては、今回そういう情報を得ましたので、県のほうにも、そういう箇所があるということをお伝えしまして、現場のほう確認していきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 伐採については、自治会によっては自分らで切ってもいいという、言っているところもあります。また、これも相談しながら進めていきたいと思えますので、またそのときはよろしく申し上げます。

水質の浄化ですけども、これは意識の違いになるのかな、普及率もそこにいくのかなという気がいたします。私の原風景としての親しんだ高津川は、もっときれいでした。年配の方にとっては、もっともっときれいだったと思います。私が小学生のころ口ずさんだ俳句を思い出します。川柳ですが、「高津川浮いて流れる馬のくそ」これが半世紀、もう近く前です。青原小学校こればかりじゃなく、日原小学校、同年代の小学生が比喻してたわけですよ、四十数年前。まあ、そのころから見ると随分よくなったとは思いますが、まだまだという感は否めません。

また、津和野川に対して言いましたけども、今度は下流域ですけども、清流日本一と言われる中で、高津川本流の中で、清流と一番言いがたい箇所が存在します。これは、添谷地区のＪＲ東青原駅の少し手前になります。大きなよどみがあります。高津川の本流でありながら、流れることなく醜態をさらしております。添谷自治会によって要望が出ているのではないかと思ってるんですけども、それを聞いてるんですけども、添谷自治会では２年に一度、川ペリを伐採清掃しています。そこは大きなふちになっていて、住民にはどうにもできない場所です。

また、集落の中で、家が密集しているところでありながら川におりる道がなく、火災防御に関して不安を一番感じているところでもあります。

「高津川清流日本一」という垂れ幕、看板があちこちありますけども、あすこに高手から垂れ幕を垂らして写真を投稿すれば、いいニュースになるのではないかなと思っております。この箇所について知ってますか。これだけです。場所が理解できますか。理解できないならまた詳しく言いますけども。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 位置につきましては、今課長に教えていただきました、大体わかりましたが、そういう要望というのは、私は聞き覚えがありません。

○議長（滝元 三郎君） ７番、三浦君。

○議員（７番 三浦 英治君） 添谷で政治懇談会があったときにちょっとこれ触れたと思うんですけども、ぜひ見てください。ガスも出てるんじゃないかなっていうぐらいのところです。ただ、対岸が益田市になります。この前ちょうど熊が出たところでもあるんですが、熊が出て、飼い犬がきゃんと蹴られて入院したという場所にもなります。ぜひ確認して、これは本当少々の水では流れません。上得という言葉が昔からありますけども、例えば、私、小学校のときに、思い出すのは、授業で、こやしとか、せんちんといいますが、抱えたのを川上で洗って、川下で大根洗ってるという図を小学校のころ見た記憶があるんですけども、これは授業で習ったと思うんだけど、そういった部分もありますけども、もっと益田側、河口域になるともっとそれが流れるということになるわけなんですけども、ちょこっと、ちょうど東青原駅に歩いて行けばすぐ見えるところで、特にことしは大水が思ったより出なかったということもあるかもしれないが、大体に常によどんでおります。私の立場からして、県とかに

いろいろ声かけはするんですけども、やっぱり行政として、また「高津川清流日本一」という看板を掲げる以上、そういうところの改善を進めていく努力はしていただきたいと思います。それをお願いしたい。ええよ。（笑声）

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 先ほどから御指摘いただいております問題につきましては、町政座談会のほうにも御要望として出ておりますので、把握をしているということでございます。

まあ、ただ、こういう言い方をするとちょっと誤解を受けるようなことにもなりますが、基本的に高津川は県の事業ということでもありますので、県のほうに伝わっておりまして、県のほうでとりあえず解決をしていただけるという、そういう認識に立っておったということでもあります。

ただ、改めてそういう御指摘もいただく中で、やはり一番住民と近い自治体行政というのは町でもありますので、町としてもその辺は、全てを県任せで頼ってしまうということではなくて、また、しっかり県とも連携をとりながら、またそうした解決に向けての努力をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 堤防の壊れたイノシシの件、が壊したと思われる堤防にしてもそうなんですけども、私の、まだ、たかだか2年ちょっとしか議員やっておりますけども、改めて立ち位置というのをちょっと気づかされたような気がします。町として、またそれぞれのルートで、私は私なりに進めていきたいと思ひますので、またよろしくお願ひいたします。

それでは、次の質問にまいります。

3点目は、買い物弱者についてです。

高齢化や人口減少などの影響で、身近な場所から買い物をするための店が撤退する地区がふえた中で、高齢のために自動車が運転できないなどの理由で、出かけることが困難を感じる人が多くなっています。現状をどのように捉えているか、また、今後も高齢化や人口減少が続くため、早期に解決への糸口が必要です。買い物弱者を支えていくために、町としてどのように考えているのかをお聞ひいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、買い物弱者に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

高齢者を初めとする、いわゆる買い物弱者対策につきましては、国の省庁におきましても経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省などで、それぞれモデル事業等の取り組みを行ってきているところでございます。

本町におきましても、平成20年度及び21年度で、国交省の調査事業を活用して、買い物不便対策を中心とした「生活まるごとサービス」の実証実験を行いました。内容的には、複数のモデル集落のヒアリングによる実態調査や、タクシーを使った買い物代行、買い物客の町商店街への輸送、出張散髪などを行い、利用者の声を集約したところでございます。

また、町ではこれまでも、独居老人に対して配食サービスによる食の提供、ホームヘルパーによる訪問介護、町営バスの路線網整備、障害を持つ方への福祉タクシーの助成などの福祉施策を行ってきておりますが、さらに高齢化が進むにつれ、他の面での問題もあらわれてくると考えております。

一方、地域の商店は売り上げ減少や後継者不足に加え、卸業者の配送業務撤退によって、小規模商店の商品仕入れができなくなるなど、予期せぬ外的要因も新たに発生し、地域の商店の存続が危惧される状況が起こっております。

買い物不便対策につきましては、小規模商業対策として今定例会で提案させていただいております「住み続ける中山間地域生活サポート事業補助金」により、移動販売車の巡回と仕入れ商品の配送代行、さらには高齢者に対する地域見守りサービスなど複合的なサービスを構築したいと考えております。

しかしながら、この取り組みが大幅な売り上げ増に結びつくものでもなく、既存の事業者との競合関係をつくってしまうなどの課題も認めているところでございます。

いずれにいたしましても、移動販売の仕組みができたとしても、一軒一軒を回ることは不可能であり、個人的に異なる多様なニーズに对应していくことは困難であり、むしろ地域の事情に合った買い物の仕組みを、地域みずからが取り組んでいけるような提案をしていただきたいと考えております。そういう観点からも、本年より取り組んでおりますまちづくり委員会の設置と地域提案型助成事業を推進し、各地域の課題解決に向けた取り組みを軌道に乗せていく重要性を認めているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 国交省の実証実験の結果として、利用者の声を集約したもののなかから生まれてきた支援策はどれなのかということをお聞きしたいと思えますし、それぞれの省庁、経済産業省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省それぞれモデル事業がありますけども、どれがどの事業に当たるのかというのがわかれば、今実施している事業で、わかればお聞かせ願いたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まず、実証実験でございますが、これにつきましては、2年間、日原地域の4集落ということで、シルバー人材センターさんの御協力いただきながら行ってまいりました。その中で、いろんな結果を踏まえての、さらに住民の皆さんの御意向というものも把握をしております、非常に、まあ、本当に、先ほど町長答弁申し上げましたような、ニーズは本当に多様化しているということで、

一つは自分で見て買い物がしたい、それがまずやはり一番大きな要因でございます。それで、そのことに対してどう応えていかってというのは、またこれからのことになるんですけども、そこで我々が思ったのは、これ原則ですが、やはり買い物に対する支援のあり方というのは大きく分けて2つあると思っております、1つはまず、自分で買いに行くために移動手段を確保するのが大きな1つ、それから、それ以外だと、配達するということが2つ目、これをどういうふうに機能させていくかということだろうと思っております。で、もちろん、そういうふうな町営バスなり乗り合いタクシー等、できれば自分で買い物に行けるということがありますので、これが一義的だろうと思いますが、次にどうするかということになると、今度、配達というふうに、だんだん順番を、段階を経ていくんだらうと思っております。

で、我々としても、そういうふうな実証実験踏まえて、いろんなステップを踏んできました。で、そういう経過を踏まえて、22年度には、ああして指定経済対策の交付金を活用しまして、この日原地域に、いわゆるバスの待合所をつくって、町営バスを待って、行くときに利用してもらおうというようなことも、「すわろう家」というバスの待合所もつくって、そういうふうな利便性も、この計画に基づいてやってまいりました。

で、23年度につきましても、そういうふうなことをさらに検証しながら、その22年度当時でありますけれども、24年度には今度は移動販売、そういったようなものができる車も直接導入しながら、実際にそういうふうな対応をしていこうということで、そういう意味では一応、当初描いてたような段階を踏んで、現在に至っておるところでございます。

長くなりまして恐縮なんですけど、各省庁につきましては、これは、それぞれの省庁ということで、経済産業省であれば、私のところが所管しておりますように、これはもう、いわゆる商業対策というふうな視点でなっております。

それから、厚労省でありますと、福祉の観点として、買い物だけではなくて、生活支援、そういったものを含めた事例というものがいろいろございまして、例を挙げれば切りがないんですが、観点としてはそういうことでございます。

で、まあ、国交省当然ですが、これは、いわゆる移動手段をどう確保するかということでございますので、我々が行ったのは、タクシーさんの協力を得まして乗り合いタクシーをやったり、そのタクシーの運転手さんに買い物の代行をお願いするといったようなことも行いました。

農林の場合は、農水の場合は少しちょっと、まあ特異でもないんですが、むしろ農業生産物、そういったようなもので、ちょっと名前忘れたんですが、野菜をちゃんととらなきゃいけないというような、そういうふうな観点からも農水が乗り出しているというような事例がございます。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） これは、さまざまな方策があると思いますし、さまざまな支援策が出ております。私も、これも社協がことしから、買い物ツアーというのを実施しております、1件5,000円出して、まだ満杯にはなっていないって聞いているんですけども、これこそ、自分が見て買い物したいというものに対応しているのではないかなと思います。

それから、この買い物ツアーの各自治体、福祉会などに募集があった時点で、ちょっとこの買い物弱者について以前から気になっていたのも、私なりにちょっとインターネットで引っ張ったりいろいろしてみました。主には経済産業省、その中には「20の事例と7つの工夫」といって全国の事例が随分出ております。その中で、空き店舗の利用、小売業者との提携、運送会社との提携、また公民館の活用、先ほど言いました乗り合いタクシーからさまざまなことが出ております。気になるのは、バスの路線にある人は、その近い人はいいです、歩いて行ければ。でも、そうでないところをどうするか、これは福祉に関連してくると思うんですけども、ただ初めに回答されたところに、これも予想していたんですけども、まちづくり委員会の設置、これの、まちづくり委員会でこれは出てくると思います、当然。そのときに、こういう出てきたニーズに対して、こういう方法がありますよと答えられるだけの幅を行政が持っているのか、また職員がそれだけの勉強会をしているのか、それが不安になりましたので今回この質問をしました。

また、地域の商店、大分疲弊しております。本当、町なかでありながらも買いに行けない人も現実には多くいます。それと反面、その中でグループを組んで、交代で買いに行ったりという話も聞いておりますし、また、民生委員やボランティアの人、それが、これは病院に連れていくこともそうなんですけども、本当無理をしているんな面で携わっております。逆に、やり過ぎて、というよりか、それだけの要望があるからなんですけども、断り切れないという状況もありまして、それがまた民生委員のなり手がいないところにつながっていくという点も考えられますし、小売業者によったら、本当数百円、本当小さい商品で持っていく業者も現実にはいます。でも、これもやっぱり、後継者不足、答えられたように、売り上げの減少等で、本当数年後にはもうできなくなるんじゃないかなっていう危機感すら感じております。

そうした中で、例えば公民館に関しても同僚議員からの質問もありました。まちづくり、教育委員会と町長部局との差はどうかとか、そこでちょっと教育委員会に突然お聞きしますけども、平成7年に文部省の通知によって、一定の要件のもとであれば営利事業者が公共的利用することは可能との見解が示されております。以前は、もともと社会教育のための施設であり、特定の事業者に対して営利目的での使用を認めることは制限がありました。この通知によって、この買い物弱者もかかわるんですけども、全国的には、地域の商工会が活用している事例があったり、指定管理者として民間企業が運営している公民館も出てきております。それだけ、公民館ていうのが、すごい多様化して

いるわけですね。同僚議員の意見、御回答聞いていると、もっともっと前へ進むべきじゃないかなと思っております。

今言った要件で公民館の活用、忙し過ぎる、これ6月に私、質問もしたんですけども、このまちづくり委員会とのバッティングですけども、もっと館長シフト精査して町長部局にするよう、するようにつちやおかしいか、教育部局として、この福祉に関してどう捉えているか、ちょっと答えにくいかもしれませんが、買い物弱者を救うための公民館の役割はいかに考えられるか、思いつけばお答えしてください。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） まずは、公民館の機能としましては、この町の中では結構な数があると思うんですけども、数が多いということは、よりその地域でニーズに応えるべき、それは可能だということで思っておりますので、それがまず公民館の役割として思っております。

ただやはり、私も公民館のやってる内容見るんですけども、結構同じようなことがあったり、その近いからというよさと、少しニーズに応えられているかどうかというところは、少し精査をする必要がありますし、逆に、こういう内容は、この公民館がすごく中心になってやっているというふうに、少し特徴が出てきてもいいのかなと、これは自分のほうで持っている教育ビジョンの中でも、より、どうせ機能するためであれば、ニーズに合ったもの、それから公民館側からちゃんと情報を発信していけたり、引っ張っていけるという機能は必要だと思っております。

まちづくり委員会との兼ね合いでございますが、当然、集落で希望されることの中には、公民館が軸になったほうがより効果的というか、そういう要素も含まれておると思いますので、事務局云々というところはともかくとして、その地域が活性化するためには、当然その場にありますので、場を提供するなりその物事を協力していくということは十分に考えられることだと思っておりますので、部局内の話というよりは、その地域から見てどういうふうに協力がし合えるかということが一番大事だと思っております。お答えになったかどうかはあれですけど。

○議長（滝元 三郎君） 7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 無理を言って済ませません。

当初公民館体制をつくる、今方向少し若干変わってきておりますけども、地域の振興っていう見えないものを当時、委員同士で随分話したことがあります。これ、まちづくり委員会もそうだと思うんですけども、ぜひ、まだ、9月いっぱい5件でしたか、まだまだ道は長いかと思っておりますけども、さまざまなニーズが出てくると思います。その問題解決のために、もう公民館も重要な、私は、まあ事務局云々じゃないですよ、教育長が言われたように、大変な位置を占めてくると思います。連携して、今住んでる町民に対して、生活が向上するよう努力していただきたいと思っておりますし、またこの買い物弱者については、全国で600万人という推計も出ております。もう、津和野町も随分人口

減からいろいろ出てくると思いますので、今後ともしっかり見ていきたいと思っておりますので、行政としてよろしく願いまして、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、7番、三浦英治君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で2時10分まで休憩といたします。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。一般質問を続けます。発言順序11、15番、沖田守君。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 議席番号15番、沖田守であります。

通告を3項目しておりますので、随時質問をいたします。

最初に、役場の中の行政組織機構の改革についてお尋ねをするわけであります。

平成17年の9月の25日に津和野、日原両町が合併をして、この9月定例会で、7カ年が経過しようとしております。歳月の過ぎ去るのは、光陰矢のごとし、まことに早く感じます。過去の両町の、言うなれば、公共投資というふうなものが大きく起因をして、両町の財政状況が極度に逼迫をしたと、したがって国や県は強い指導のもとに、平成の大合併は進められてまいりました。

以来、本町も歴代の町長、初代中島町長、そして今下森町長も緊張感の一体感の醸成というものに努めながら、そして、行財政改革に積極果敢に取り組み、今日ではその成果が如実にあらわれ、私は毎たび申し上げておりますが、当時合併時の借金、あるいは基金、特に起債残高、借金残高も当時に比べて約半減をして、110億円台にまで残高を縮小された、そして基金も、合併当時両町2億ずつの財政調整基金の持ち寄りでありました。それが、財政調整基金を中心として17億円、あるいはその他基金、特会の基金等も含めて、今や30億円台に上ろうかとしております。

申し上げましたように、合併初代の中島町長、そしてその後を引き継がれた2代目の下森町長、本当にこの行財政改革というものに本腰で取り組まれたことに敬意を表し、あわせて、当時から財政を担当してこられた諸課長あるいは担当課の皆さん方、それらの英知の結集が今日の状況になったと思ひ、本当に御苦勞であったと思ひ、改めて敬意を表するものであります。

職員の定員管理面につきましても、合併時から20人程度が減少してまいりました。本来、2町が合併をすれば、私の持論であります、相当数の職員が削減できて、初めて合併の効果が出てくると、そのように考えております。職員が2町でそれぞれの職員が、現行、まあ、20人減ったわけですから、大幅な減りとは思いますが、職員の減が町民のサービス低下には決してつながらない、私は常日ごろからそんなことを思

っておりますが、現在の津和野町の役場の中の組織機構に、いささか問題があると考えられるわけであります。

本来は、組織機構あるいは人事、こういうものに我々議員が余り口出しをするべきではない、これは、時の首長の権限であると、このように私は思うわけでありますが、あえて今回はいささか触れさせていただきたいと思っておりますのは、今思い起こせば、町長、新町長、2代目町長就任をされた翌年の22年の3月定例会で、課の設置条が例議案として提案され、そのときの議論を思い起こしましたとき、けんけんごうごう、さまざまな議員の意見がありました。特に反対意見がかなりあったわけでありますが、しかし、町長は、町長に就任される時、あるいは、立候補されて町民に訴えられてきたときに、私が町長になったらこういう町をつくりたい、こういうことをやってみたい、このようなことを力説をされ、そして多くの町民の負託を受けて、圧倒的な勝利で町長に就任された経過があります。そのようなことを思い、私どももいささか反対意見をたくさん述べましたが、結果として現在の組織機構図というものが、その課の設置条例が可決のもとに、今日を迎えておるといふ、このような状況下であります。

合併をして我々も、大課制にすべきである、行政改革を思い切ってやるためには大課制にすべきであるというようなことを申し上げたりして、一時期、課の統合が少しなされたわけでありますが、申し上げたような経過の中で新町長は、22年3月の定例会に、課の細分化をされた課の設置条例を提案をされたとき、こういうことでありまして、結果は可決をして今日になっております。

ですが、我々はそれはあくまでも、それまで合併以来取り組んでこられた行財政改革に真っ向から逆行しますよというて、町長に苦言を随分呈した記憶がまざまざと浮かんでくるわけであります。私を初め、数人の議員が反対をいたしました。結果は、先ほど申し上げたようなことであります。

そして、本年に入って、医療対策課が新設されました。このことは、津和野共存病院内に移転新設であります。したがって、今日的な対応としては、極めて適切な対応であると受けとめました。

しかし、余りにも細分化した課は、町民にとっては非常にわかりづらい、我々議員でさえ、いまだに、津和野町の役場の組織機構を一口で言うてみいと言われても、なかなか課の名前さえ出てこないというような状況下にあるということでもあります。

職員不足というものを絶えず口にされる。確かに、国や県、特に国は、地方分権だ地方主権だいうふうなことで、各市町村にさまざまな事務的な仕事を押しつけてまいっております。したがって、非常に多岐にわたる事務量をこなさなきゃならんと、こういうような状況下でありますから、確かに、おっしゃることはよくわかるわけでありますが、しかし、町長就任して、この9月が過ぎますと、この定例会が終わると丸3年ということになると存じますが、ここらでいま一度、大課制あるいは部制というものを検討され

て、職員の効率的な運用を検討され、懸案諸事業を積極果敢に展開されるべきではないかというようなことで、今回の質問をいたすわけであります。

現在は、町長部局、1福祉事務所がありますから1福祉事務所、そして11課、出納室と、1室と、何と複雑千万であります。あわせて教育委員会部局でありますから。本町いよいよ8,300人程度の人口と相なりました。このような小さな町で、余りにも複雑であると、多いと、このように感じます。

本年度から、町長の新しい事業展開が本格的に始まりました。私は、一例を申し上げますと、同僚議員がきのうきょうと質問の中に入れておりますように、集落再生のため地域支援をしていこうという地域提案型事業、支援事業、これには大いに町民ともどもに私は期待をしておるわけでありまして。このことが軌道に乗れば、必ず集落再生につながるというようなことを思い、この事業に大いなる期待をしておるところであります。残念ながら、まあ、私一人が心配しておるのかも存じませんが、余りにも細分化されて、小さな課にしてしまった、そこにこの大事業をお任せになると、こういうふうな経過から、担当課では非常に具体化、具現化するのに今日御苦労されておるのではないかと、きのうきょうの同僚議員の一般質問の中にも随所にでてまいりましたが、少しずつ展開の糸口が見えてまいりました。しかし、御苦労は大変だろうと、このように思うのであります。

課の統配合をここらあたりでいま一度お考えになって、このような事業が、活発に、積極果敢に展開できる仕組みづくりが必要ではないかという思いで、今回の質問をするわけです。

特に、申し上げた、この集落再生地域づくり事業、地域提案型の事業、このものは、町長おっしゃるように3カ年継続でおやりになると、こういうことでありますから、本来は、本年度三千四百数十万、私は、次年度、その次には相当思い切った予算措置を講じて、この事業を軌道に乗せていただければ、必ず、疲弊し切った各集落の再生につながると、このように期待をしておりますので、頑張ってお考えをさせていただきたいと、このように思うのであります。

で、いささか余談になりますが、実は6月の定例会で、町道高田線の改良新設に関する請願書が提出されて、我々経済常任委員は、現地調査、現地審査を赴きました。その折に、高田自治会のあの自治会長さん、堀さんとおっしゃいますが、こんなお話を頂戴した。それは、あの高田地区の水田は、キーレックスという会社が事業撤退で、そう遠からず閉鎖をされるというお話も頂戴しておりますが、キーレックスの会社の敷地内を通らないと、水路の入り口に行くことができないと、要するに、まあ、軽四、普通車等々でありましようが、が行かれない、したがって、我々は、自治会員が出役をして、農道づくりを実はしておるんだと。

実際に我々にその現場もお見せいただきましたが、相当長い距離であります。集落自治会でもって農道づくりをしておいでになる。

そのときに、自治会長いわく、我々で道づくりはするが、いささか経費もかかると、そのようなときに資材等の役所からの提供があれば、わざわざ町の工事発注という形をとらずしても、我々の手で道づくりはしていくんですが、というようなお話を聞いたときに、まさに、今回提案された、地域提案型の補助事業というのは、集落支援事業、町長が目指す町づくりそのものであります。町が大きな投資をしないでも、我々の力で何とかそういうものはこなしていくんだという、こういうようなお話を聞いたときに、町長の目指す、町民とともに協働して町をつくっていくんだというような、まことにぴったしであります。

そのためにも、そういう事業が積極果敢に各集落から、そういうこともできない集落も現実として限界集落としてたくさん出ておりますが、それはそれなりにまた別の方策を考えながら、このような事業が積極果敢に各集落から計画書として上がってきて、そうしてまちづくり委員会等できちっと把握をして、そして対応できるという、こういうものに仕上げてもらいたい、こういう思いでありますので、私は、今回の組織機構改革の中で、そういうことも念頭に入れた役場の組織機構というものを、いま一度御検討される時期に来ておるのではないかと、そして町の総力が、町長の思いが、役所の課長以下全職員に伝達が十分なされて、総力がそこに結集されるということを願ってやまない、そういう意味で今回の組織機構改革については、御提言を含めて申し上げる次第でありますので、町長の所見をお伺いしたいと存じます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、15番、沖田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

行政組織機構の改革に関する御質問でございます。

御指摘の大課制については、私も決してその意義を認めていないわけではありませんが、町長就任時、公約を実現していくためには、目的に即した課を設置し、私の方針を強く示し邁進していくことが必要と考え、負託を受けた私の信念において議会にもお願いをし、まちづくり政策課や営業課などの少人数課を新設させていただいたところでございます。

新しい課を設置後、この間、まちづくり政策課においては、公約の柱であります、住民と行政との協働のまちづくりを政策として構築し、今年度、各集落の維持活性化策を進めているところであり、行政評価制度についても、仕組みづくりを行い、今年度より、試行的な取り組みへと移っているところであります。

営業課においても、ふるさと納税制度において、飛躍的に件数を増加させ、制度を軌道に乗せるとともに、I F J事業を初めとする各種新規事業に取り組み、さらには、これまでの営業活動を通して、都市部との連携のための人的なネットワークを財産として蓄積してきたところであります。

以前の一般質問において、町長就任以来2年が経過しての感想を求められた折、これまでの2年間は田を耕し、種を植える作業であったが、残りの2年間はさらに水や肥料をやり成長させるとともに、幾つかは花を咲かせる期間とする私の思いをお話しさせていただきましたが、新設の課を設置して今年度で3年目を迎える中、これらの課の内容も、これまでの政策構築などの準備的なものから、いよいよ実践へと入ってきていることから、次へのステップとして、機構改革を行うことを中心とした組織マネジメントの必要性を認めているところであります。

また、本年6月には医療対策課を新設し、さらに課を細分化したところでありますが、本町の今後の人口動態や社会構造を見据え、医療・福祉の充実を図る上で、さらには産業振興面においても、農商工連携の重要性を鑑みるなどの観点からも、さまざまに組織力の強化を行う必要があると思っております。

こうした中、本年度は、第2次津和野町行財政改革大綱実施計画の策定を行い、これまで議会にも御報告をさせていただいたとおり、この中で組織の統合、再編を実施項目として掲げております。今後、行財政改革推進本部において具体的な機構改革の検討を行っていく予定であり、そうした過程を経て、来年度より新しい組織体制のもとで、さらに邁進をしてみたいと考えております。

次に、定員管理計画についてであります。当計画の見直しについても、第2次津和野町行財政改革大綱実施計画に実施項目として掲げ、その是非も含め、検討する予定であります。合併以来、定員管理計画に従い、これまで約20名の人員削減を行ってまいりましたが、その間、県からの事務移譲に伴う福祉事務所の設置や、医療危機に伴う医療対策室の設置などを初め、事務量はむしろ増加しており、職員一人一人の負荷が限界のところまで大きくなっているのが現状であります。

一方で、合併の最大の目的は行財政改革にあったと言っても過言ではなく、安易に事務職の増員を図ることは慎まなければならないことを自覚しておりますが、さきに申し上げましたとおり、将来の本町の人口動態や社会構造を見据えたとき、医療・福祉の充実を図るための人材の確保は不可欠であり、専門職である保健師や社会福祉士、栄養士等の増員と適正配置は非常に重要であります。

しかしながら、これら専門職の増員が、現行の定員管理計画との整合性を保つために、一般事務職の減員へとつながるとしたならば、一般事務職の負荷も限界を超え、組織マネジメントが困難となることも考えられると心配をしております。

こうした観点から、行財政改革推進本部において、専門職の増員が一般事務職に与える影響とともに、定員管理計画の見直しについて、その是非も含め、検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 御回答を頂戴して、まあ町長の就任、ちょうど3年を迎えて、もう少ししたら、もう少しという表現が正しいかどうかわかりませんが、

町長自身も大課制等の必要性というのは認めておると、したがってそういう段階を踏んで職員の定員管理計画も踏まえて、いささか検討していきたいと、まあ、このようなお答えでありますから、それで、ある意味では結構かと思いますが、私は、職員の定員管理計画の中で、御回答にもありましたように、要するに、表現としてどういう表現がいいのか存じませんが、保健師あるいは社会保健福祉士、そして、まあ、保育園の先生方もそうだろうと思うんですが、そういう特別な専門職、これはやはり定員管理計画外にお考えにならないと、役所の事務職、通常事務職という方々と、員数計画、職員の定員管理計画と一緒に考えると、職員が非常に手狭だというふうに絶えずお思いになる、こういうふうに思う。

時代が時代でありますから、お話しになられた、御回答いただいた、そういう専門職の方々ってというのは、これを補充しない、あるいは拡充しないで、これからのこの社会構造の中でやっていくってというのは非常に問題がありますから、そこはそこできちっと、そういう定員管理と一般職の定員管理は、まあ、そりゃ、役所のほうでどういうその規定があるのか存じませんが、その職員定員管理の中で、そのこの区分をしながらお考えになる必要がある、そういう意味で、我々にも、御提案ができるんなら提案していただきたい、そう思います。

で、そうは言いながら、申し上げたように、町長部局で、今日これだけの課をお持ちになると、こういうことでありますと、職員の総動員というのが非常に難しいと私は思うんです。町長の手腕ではありますよ、町長の手腕ではあります、課をできるだけ、分散をしてしまいますと、人間というのはとかく我が部署を中心に物を考えるという、ま、こういうことにもなるわけでありますから、できるだけ大きくして、そうして総動員をかけるときには総動員をかけるという体制づくりというものをつくっていくということは、ぜひとも実行願いたい、ま、このようなことをあえて申し上げておきたいと思えます。

それから、実は、今年の12月定例会で、我々議会は議員定数等調査特別委員会を立ち上げました。以来、数回にわたって論議を重ねて、次回改選時、平成26年の4月になると思いますが、次期改選から議員数を4名定数減にして、現行の16名から12名で議員定数を定めるという、こういう報告をこの9月定例会の24日に、私が不肖特別委員会の委員長に就任をしまして、私が議長宛てに報告をするわけであります。

で、いずれにしても、12月議会等で、条例改正等の案が議員発議として出てくると、こういう状況下にあります。というようなことを申し上げて、私は、思い起こせば合併をしたあの当時、旧津和野で18名、いや、16名、旧日原で12名、28名の議員でありました。そして、前回選挙のとき、28名を18名にいたしました。そして前回選挙で2名減の16名にしました。そして今回、申し上げたような24日の報告に相なります。次回から12名と、こういうことであります。

特別委員会の議論は、さまざまにございました。確かに人口は減ってくる。8,300の町になって、一方、人口が減る中で、限界集落や、本当、集落が疲弊し切ったと、そういう町民の方々の声を町政に届ける、そういう役割というのは非常に大事ではないだろうか、と、ま、こういうような意見もたくさん出てまいりました。

しかし、終局的には、人口の減少率や過疎高齢化、限界集落は確かに続出をしておるが、今日の町民の声は、少し議員の数が多いのではないかというのが大勢を占めるのではないか、して、あわせて町は行財政改革、特に財政改革に本腰を入れて合併以来取り組んでおると、そういうような状況下の中で、我々はある意味では、テレビが入っておりますから、町民がどのように受けとめられるかは存じませんが、議員は断腸の思いで、4名という大幅の議員定数削減に踏み切ったと、こういう経過でございますので、町当局におかれても、今、回答のように、第2次の行財政改革大綱の中で、これからの行財政改革を進めていくという御決意を頂戴しましたので、我々のこの思いも含めて、ぜひともその計画が、できるだけ早い段階で津和野の町がひとり立ちできる、そういう財政基盤なり、職員もあわせてさまざまな事業展開、町民の要望に応えられる、そういう体制づくりを一日も急いでいただきたい、このようなことを申し上げて、町長の最後の御決意を頂戴したいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、定員管理計画の少しお話からさしていただきたいと思っておりますけれども、この定員管理計画っていうのが、そもそも類似団体を参考にして、本町の場合も決められておられるということですから、全国の同規模の団体、自治体との比較の中で、現在のこの定員管理計画が定められているということでもあります。

ただ一方で、やはりその地方分権、地域主権という、これからは、そういう社会の中で、やはり地域がその自治体それぞれが個性を持って、その町の実情に合ったまちづくりをしていく必要がある、そういう考え方の中に立ちますと、やはり同じ定員管理計画っていう数合わせの中でやっていくということになると、やはり特色あるまちづくりはできないというのが私の思いでもあります。

で、そういう中で、やはり、まあ、これは津和野町だけではないと思いますが、本町も高齢化率が41%を超えてきている、これからやはり高齢化がさらに進む中で、特に高齢者を中心としたこの医療・福祉、これは大変重要な課題であるというふうに感じているわけでもあります。

そうした中で、厚生労働省等の国の動きを見ましても、もう、完全にこの方向性というのは、医療・福祉関係で言いますと、在宅の医療・介護、こうしたところへ方向性がもう進もうとしているということが読み取れます。そういう中で、今回の私どもの機構改革もその中の一つとして、あったわけではありますが、で、さらに今後、やはり、厚労省等の動きを見ておりますと、その、在宅での医療・介護を充実していくためには、

地域に人がいないといけない、で、そういう中で責任者を設けていこうという制度を、今から始まろうということが考えられております。

で、そうしたときに、じゃ、その責任者っていうのは何なのか、誰が担うのかっていう話であります、それは医師であつたり保健師でもあつたりするわけではありますが、もう一つ医療ソーシャルワーカーというものが非常に大切になってくる。じゃあ、その医療ソーシャルワーカーとは一体何なのかと考えたときに、やはりその社会福祉士のこの位置づけっていうのが非常に重たくなっていくというふうに認識をしているという次第であります。

しかしながら、この社会福祉士というのは、数年前に津和野町も募集をかけましたが、応募が一人もいなかったということで、なかなか人材が見つからないという状況でもありまして、ことしも1名募集をしているという状況でもあるわけではありますが、ただ、その1名が増員されてもまだ足りない状況でありまして、それは現行の今の津和野の役所、職場をやってく上で必要な増員であります、今後の在宅の医療と福祉を見据えてやっていきますと、できるだけ早いうちに、この社会福祉士を確保しておかなきゃならんということが一つあります。

また、保健師も、実は、本来ならもっと町内の高齢者世帯、独居世帯、そうしたところを回ってもらって、本当に日ごろからの顔のおつき合いをする中で、それぞれの町民の皆さんの健康を守る対策を立てたりということをしていかなきゃならんわけではありますが、現在この5名の保健師の体制では、それもまだ足りないという状況でもありません。

そして、あわせて健康づくりの面から栄養士も私は必要だというふうに思っております、なかなか、これらをふやしたいんですが、ちょっと繰り返しになってしまいますが、定員管理計画、今までは、私自身壁に阻まれておって、それができてこなかったということでもあります。

しかしそれでは、やはり、今後の津和野町の将来を見据えて、そして特色あるまちづくりをしていく上でも、いつまでたってもできませんので、やはりここは、定員管理計画をもう一回考え直していくということを決断していかなければならない時期に来ているというふうに考えているところであります。

実際、もう邑南町さんは昨年見直しをされておりました、計画から5名の増員計画をつくっていらっしゃるというような状況であります。

それとともに、やはりそういうふうに行財政改革の中で定員管理計画を仮に見直して、増員を総体的にしていくということになりますと、やはりその面で、さらなる組織の効率化を図っていかなきゃならんということでもございます。

もう長くなりますので、重複しますから申しませんが、そういう面からも、やはり今後も、その組織の機構改革というのはやっていかなきゃならんというのは、私も

議員と同じ思いでございますので、しっかりこれから努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 町長の強い思い、確かに拝聴しました。したがって、くどいようではありますが、専門職は、少し、本当、町長がおっしゃるとおりでありますから、そこはちょっと外して、そして定員管理計画をきちっとお立てになると、こういうことも必要ではないかということをお願いして、この質問は終わります。

次にまいります。これまた、町長には耳ざわりで、またか、とおっしゃるだろうと、私が推測するわけではありますが、いつも、契約、工事契約案件が上程されるたびに、特に建築問題に問題があると思って、きょうもそのことを質問の趣旨にして質問するわけではありますが、町長には、またか、という感じでお聞きだろうと思うんであります。

これまた平成22年の9月の17日の議会全員協議会でもって、その年の9月1日から、公共工事4,000万円以上の工事については、従来の指名競争入札から一般競争入札に切りかえるという情報が入りましたが、そのことについて、本当でございますかという私の質問にお答えになったというのであります。確かにそうであると、こういうことで、今日に至っておるわけではありますが、これまたこの規約等々については、議会の議決事項でございませぬので、我々がとやかく言うというのはいかななものかと思いつながら、昨今の入札状況等を、契約案件が出てまいりますたびに不審に思ったりしてお尋ねを今回するわけであります。

ちょうどその年の9月の14日に、今、日原分遣所の改築工事が予定されて、入札が27日に実施されると、ま、こういう状況下のときに、そういう9月1日から指名競争が一般競争にかわりますと、こういう情報でありましたから、いささか唐突ではありませぬか、業者も戸惑うと思いますし、我々も非常に唐突に感じますよというような質問もしたわけではありますが、ずっと以来そういうことが続いてまいっております。

特に公共工事の建築関係においてであります。直近の事例で申し上げますと、津和野中学校の校舎の耐震工事が落札をされて、その工事契約案件が出てまいりました折に、説明のときに、参加業者は2社であったと、予定価格は2億919万円でありましたが、落札価格は実に99.43%の落札率でありました、こういう報告を受けました。

町長のいろんな説明の中で、土木工事と建築工事はいささか違いますよと、落札率は、かなり高いところで落札されるというのが昨今の状況ですよというような説明もいただきました。確かに、いろいろ調べてみると土木工事よりは、いささか落札率は高どまりになっておるといのが実態でもあります。

しかしながら、余りにも、入札業者が2社で、まあ町内業者は3社しかおらないという事情でありますから、まあ、ここに私は問題があるとは思いますが、2社で果たして競争原理が働くだろうかというのが非常に疑問に感じますので、今回あえて耳ざわりだろうと思いますが、またか、という思いもすると思いますが、ここらあたりで、この一

般競争入札のあり方を改める必要があるのではないかということを町長に質問をし、所見をただすわけではありますが、町長は、非常に厳しい雇用情勢の中であると、したがって町内業者に雇用を守っていただくというのも、大きな意義があるんだというふうなことを、大変日ごろ我々に聞かしていただいております。確かにそれは間違いなくそうであります。

しかし、申し上げますが、町内の雇用というのは町内業者だけではないんであります。益田市を初めとして、吉賀町まで門戸を開いて、そのさまざまな業者の方々が、本町の雇用を守っていただいておりますから、そのようなことももう少しお考えになって、門戸を開いて、もう少し競争力がある、透明性がある——一般競争の原理というのは、透明性が望まれるから、というような意味合いも説明の中にあつたわけですから、門戸を開いて、そして入札をする、という方向に改正されてはいかかかと、こういうふうを考えます。

あわせて申し上げますが、同僚議員がこの益田広域圏でもって、総合特区構想の中でバイオマス発電所の計画をという質問をいたしました。それに対する答弁もございました。この圏域で、この事業というのは、今日的にあるいは将来的に非常に、私は、魅力のある事業であるというふうにも思っております。で、益田圏域、益田、吉賀、本町含めて、首長が本当に腹を一つにして取り組まないと、幾ら構想として上がってきても、成就するという道は開けないと思います。そのためにも、益田の市長も吉賀の町長も、津和野町の公共事業等については門戸を開いてくれて、大いに業者の受け入れをしてくれるという、そういう道を開くのも、この圏域を一つにまとめる大きな要素になるということを、私は申し上げます、このように思います。

町長の所見をお伺いするわけであります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、公共工事の入札制度の改正に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

本町では、平成22年より、公共工事4,000万円以上の工事については、一般競争入札を導入しておりますが、地域要件をつけ、町内の業者に限定して入札への参加を認めております。主な理由といたしましては、人口減少が本町における重要な課題となる中で、定住の主な要因である雇用の確保のために、町内業者へ公共投資を配分していきたいとの考えからであります。

一方で、公共事業は税金を財源とするものであり、議員御指摘のとおり、町内業者へ限定することが、競争原理を著しく低下させることにつながる結果となっているならば、一考しなければならないとも認めているところであります。

ただ、町内に格付等級の業者が存在せず、益田市の業者も参加し入札を行っておられる吉賀町の一般競争入札建築工事を参考にしても、決して益田市の業者を入札に参加させることが、落札率の低下につながるとは言えないと認識をしております、その前提

に立つならば、さきに申し上げた理由から、公共事業が減少する一方の中で、町内業者へ資金を循環させ、地域経済の活性化と雇用の確保につなげてまいりたいと考えております。

また、入札の信頼性を高める観点からも、一回ごとの落札結果により、入札方法の変更という影響を受けてはいけないとも考えております。直近の入札の落札率は、99.43%でありましたが、それ以前のは89.39%、89.79%、89.87%、96.72%と、ほぼ80%台の落札率が続いており、競争原理が働いている結果であるとも受けとめているところであります。

基本的には、設計に基づく予定価格以下、最低制限価格以上の範囲内で決まった価格は、談合の疑いがない限り、どの価格であっても適正な結果として、粛々と受け入れていくことが、入札の執行者として、適切なスタンスと考えておりまして、そういう観点からも、また議員からの御指摘も貴重なものとして心にとどめながら、いましばらく現行の方法にて入札を継続し、結果を注視してまいりたいと思いますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 問題点については、いささか、そう私と町長の見解が違うということではございませんが、申し上げましたように、多額の税金投入ということですので、謙虚にお考えいただいて、ほどほどのころには適正な入札方法に改正されるように願い、さらに、前段、余談で申し上げましたが、この圏域が一つになるというのは何よりも大事である、これから新しい事業の展開というのは、1市長と2町の首長が腹を一つにあわせないと、大きな事業は決して成就しないということをつけ加えて、御参考にしてもらいたいと、このように存じます。

次にまいります。教育長には初めての質問になりますが、まあ、きょうはささいな質問ではあります。

質問の要旨は、実は各種、まあ、学校も含めてであります、各種施設に入浴、まあ、本当は、お風呂場というような表現ではないわけではあります、シャワー施設等はぜひとも必要ではないかという意味で質問をさせていただくわけではあります。

中学生、大学生、まあ、一般も含めて、夏休み等におきましては盛んに合宿が行われております。で、まあ、県外からのいろんな、この申し込みがあるかどうかというのは私が調査したわけではございませんが、特に中学生やなんかになりますと、夏休みを利用して合宿やります。合宿をやるけども、残念ながら、浴槽までは必要ないけども、せめてシャワー施設ぐらいは各施設に整備をしてほしいという、父兄やなんかの意見を耳にしましたので、今回初めて新教育長にお尋ねをするわけではあります。

特にですね、私は、今、耐震工事やなんかやっておりますから、そこそこには整備されるんではないかと存じますが、学校跡地、廃校になったというふうな跡地が、公民館

として利用されておったりします。そういうところは非常に合宿の適地だそうであり
ます。

例えば、日原地域でいいますと須川の小学校跡地、ここは体育館も立派であります。
そこで合宿をしたいと、こう思ったときに、今申し上げたように、シャワーの施設も何
にもないと、こういうような状況の中で、非常に困るとい、こういうことであります。
多分、津和野地域の名賀の小学校跡地等についても、同じようなことが言えるのではな
いかと、その他木部の、まあ、木部中学校は今いろいろ検討されておるようでありま
すが、畑迫であろうと左鐙の公民館であろうと、それぞれの学校、あるいは公民館的な設
備、あるいは池河カントリーいうふうなところ、こういうふうなところは、運動場やそ
の他、相当すばらしいものが整っておっても、合宿をしたときに、まあ寝るところはあ
る、しかしシャワーの設備も何にもないと、こういうような状況下の中で、非常に使い
にくいと、こういうことでありますから、ぜひとも随時、この施設整備について御検討
をお願いたいと、御検討という意味じゃございません。検討っていうのは随所に出てま
いりますが、実行していただきたい、ま、このようなことで教育長にお尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 議員御質問であります合宿については、町外からの問いあ
わせについては、現在のところは伺っておりません。

学校施設につきましては、本来、学校教育の目的に使用するのが原則でございますが、
「津和野町立小・中学校管理規則」の第34条には、「校長は、学校教育上支障のない
限り、教育財産の使用を許可することができる。」と定められております。

教育委員会といたしましては、合宿の有無よりも、教育的配慮が必要な状況の児童・
生徒への対応や、災害時の避難施設になることを想定し、現在、少しずつではございま
すが、設置が可能な施設から、体育館の耐震化工事等の施設改修にあわせてシャワーの
設置を行っているところでございます。今後も、できるだけ施設改修にあわせて検討し
てまいりたいと考えております。

また、公民館施設につきましても、災害時の避難施設の観点から必要な設備であると
考えますが、耐震化工事等の優先すべき課題もあり、施設の規模や構造及び財政面を考
慮し、随時、可能な範囲で検討してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 前向きに検討、検討というのは、教育長、私、余り
好きではありませんので、ぜひ検討は、実施をしてまいりたいと、このようなことで
受けとめたいと思いますが、申し上げるように、さまざまに公民館施設、まあ、学校
も含めてであります。御回答頂戴したように、防災計画の見直し等の中では、必ず
この、こういう施設は避難場所になったりするわけでありますから、ぜひとも必要で
ある。それから、来年度の話であります。青原体育館の改築工事が始まってまいり
ます。ここには、津和野の、今、中学校の耐震工事では、シャワー施設等が整備され

るというお話も頂戴しておりますが、必ず、青原の体育館の改築には、そういうものを完備して、完成時をお待ちしたいと、このように思いますので、そのようなことを期待をし、期待じゃない、それをお約束していただいたと、このように解釈をして、今定例会の私の質問にかえさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、15番、沖田守君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で3時15分まで休憩といたします。

午後3時01分休憩

午後3時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序12、4番、竹内志津子君。

○議員（4番 竹内志津子君） 今議会、最後の一般質問になります。私は4項目の質問をいたしたいと思います。通告に従って質問いたしますので、よろしく願います。

最初は、消費税増税による町財政への負担についてです。

通常国会の終盤、8月10日に参議院で消費税増税法案が可決され、成立しました。大多数の国民の反対にもかかわらず、民主党、自民党、公明党の賛成により成立しました。平成26年4月からは消費税8%に、平成27年10月からは10%になります。家計への負担がふえ、消費は確実に落ち込み、中小業者は経営そのものが脅かされるなど、景気低迷が懸念されます。家計や業者の収入減により、町民税や法人税が減少するのではないのでしょうか。また、税の滞納もふえるのではないかと予測されます。また、町が行う事業や購入する物品にかかる消費税負担も大きくなります。町財政への消費税増税の影響はどのぐらいになるのでしょうか。

次に、町に入ってくる地方消費税はどのぐらいになり、どのように影響するのでしょうか。

3番目ですが、消費税増税は、町民の暮らしや町財政に大きな負担になると考えられますが、社会保障と税の一体改革の廃止に向けて、全国町村会等で何らかの動きがあるのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、4番、竹内議員の御質問にお答えをさせていただきます。

消費税増税による町財政負担に関する御質問でございます。

まず一つ目に御質問であります。1989年に消費税が導入され、所得税や相続税、法人税などは逆に減税されました。また、税率が3%から今の5%に引き上げられた1997年には、所得税や住民税などが減税されております。このように、これまでは消

費税の導入や引き上げのときにさまざまな減税措置を行っておりますが、今回の税率改正についても、今後、減税等が検討される方向のようであります。

大和総研では、家計への影響について、40歳以上の夫婦でどちらかが働き、小学生の子供が2人という4人世帯の場合で、税率が10%に上がっている2016年の時点では、負担が今よりどれだけふえるかとの試算をしております。これによると、年収300万円の場合、1年間で新たにふえる負担は10万6,700円。500万円の場合、16万7,000円。800万円の場合、24万9,200円の負担増と予測をしております。

景気への影響は、これだけ負担がふえるとなると、当然、個人消費や景気全体への影響が懸念されます。過去の例から見ますと、消費税の引き上げ前には駆け込み需要が起きて経済は一時的にはよくなりますが、引き上げた後は、その反動で逆に消費は減り、経済は落ち込みます。消費税の増税が町税の減収、滞納にどの程度影響を及ぼすかは、その時点での経済状況や個々の家計の状況がかかわってくると推測されます。現時点での税収の影響額を算出することは不可能であり、町財政への影響を予測することは難しいと考えております。

二つ目の質問でございますけれども、現行の消費税につきましては、国分4%とあわせて地方分1%が徴収されており、地方分の2分の1が都道府県に、残り2分の1が人口と従業員数の割合で市町村に配分され、国から県を通じて、町に地方消費税交付金として交付されております。税率につきましても、現行5%のうち、1%が地方消費税となっており、8%に引き上げられたときは、そのうち1.7%、10%のときは2.2%となります。町への影響といたしましては、平成23年度決算額で約7,450万円が交付されており、平成27年10月からの消費税10%で消費動向や人口等を考慮しないで単純に試算すると約1億6,400万円配分されることになり、約8,950万円の増収となる見込みで、貴重な財源になり得るものだと思います。

一方、現行制度の地方交付税において地方消費税交付金がふえるということは、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額が増額となり、その分、交付税が減額になります。現段階においては、交付税の制度が明確に打ち出されておらず不透明な部分が多いことから、本町の財政にどのような影響が出るか試算できる段階ではございませんが、その影響が出るであろうということは考慮しておかなければならないと思っております。

三つ目の御質問でございますが、社会保障と税の一体改革法の廃止に向けた全国町村会の動きに関する御質問ですが、8月10日に社会保障・税一体改革関連法が参議院本会議に可決されたことを受けまして、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会、そして全国町村会の地方六団体の共同に声明を発表されております。

その内容の主なものとしては、一つ目として、少子高齢化の進展や国、地方ともに厳しい財政状況において、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められている

ことを踏まえれば、安定財源の確保は避けることのできない課題であり、今回の法案成立を評価するということ。

次に、消費税率の引き上げについては、東日本大震災の影響や厳しい地域経済の状況等に配慮するとともに、消費税の逆進性を踏まえた低所得者への対策を講じることが必要であるということ。

次に、今後の社会保障制度の改革に当たっては、企画立案段階から、国と地方の緊密な連携、協力が不可欠であり、社会保障制度改革国民会議での検討に地域の現場の意見を反映させると共に、「国と地方の協議の場」において真摯に議論することにより、真に国民が将来を託し得る、持続可能な社会保障制度の実現を求めるといような以上のとおりでございます。

また、8月30日に開催された「国と地方の協議の場」においては、全国町村会藤原会長が出席をされ、野田総理に対して直接、声明と同趣旨の発言をされております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私が質問した中で、ちょっと答弁漏れがあると思いますので、お願いしたいと思うんですが。町が発注する工事とか、それから役場やその他公共施設で使う備品や消耗品等の購入などにかかる経費は金額が大きいので、消費税もかなりの額になると思います。また、津和野共存病院や日原診療所、老健せせらぎ等で使う医療機器や医薬品や消耗品等の購入にも、消費税がかかります。町から交付金として出されなければならなくなります。消費税が10%になれば、これらをあわせ、どれぐらいの町の負担になるのか、その辺の試算があればお答えいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 歳出の面の性質別分析上では、物件費、維持費、普通建設費等が対象になると思います。しかしながら、臨時雇い賃金とか対象外もありますので正確には試算はできませんが、10%で平成23年度の決算額を参考に試算すると1億円ばかりふえるものと思います。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 医療法人橘井堂のほうに交付金として、病院、介護老人施設、日原診療所、3施設で、全体で23年度決算では約12億7,800万円払っておりますけど、その中では不課税の部分が、人件費等含めて約8億5,200万、そして課税部分が4億2,596万ということになりますので、工事費等も含めて影響額は2,130万円ぐらいが、10%になった場合は影響が出ると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） これまでも、工事請負とか物品購入については議会に諮られ、大きい額のものには議会に諮られていますので、10%の消費税になれば、相当の負担が町にかかってくるということは予測されておりますが、地方消費税等で交

付されるものに比べてみましても、やはり町の持ち出しのほうが多くなるというふう
に考えます。そして、町税として入るものがどれぐらいかという試算は難しいという
ことですが、それはそうだと思いますけども、景気低迷になりますと、やはり税収が
減ってくるということは考えられると思います。というようなことで、やはり町への
負担は相当に大きくなるものと思います。そういうことも考えて、やはり町村会あた
りが消費税増税の問題点というものを挙げながら、国へこの廃案を求めていくことが
必要ではないかと思うんですけども、やはりその財源難の中から、国民が安心し希望
が持てる社会保障の実現が求められているので、財源の確保は避けることができず、
この法案の成立を肯定するというようなこと、評価するというふうに答弁がありまし
た。これは町長の答弁ではなくて、全国知事会、町村会等の地方六団体の共同にて声
明を発表されてる、その内容のようですけども、決して容認できるようなものではな
いというふうに思います。

それから、この消費税増税が、いかにも福祉目的税のように、国民の福祉が向上する
ような感じを出されておりますけども、消費税増税直後、もう早速、大型公共事業を政
府のほうで提案したりというようなこともあります。たとえ、福祉目的税であったとし
ても、これまで一般財源等から福祉に充てられたそのお金が、今度消費税として充てら
れるようになれば、その部分はほかのところへ使われるということになりますので、そ
れよりもやっぱり、国民の負担が大きくなるほうを考えたならば、この消費税には、決
して賛成をしていってはいけないんじゃないかなと。今後、やはり、これを廃案にする
ような方向で働きかけをしていただきたいというふうに思いますけど、町長はどのよう
に、この消費税について考えておられますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 大きな流れといたしましては、これだけ国の厳しい財政状況
——国、地方ともにしてのということになるかと思っておりますけれども、そういう状況
があるということでもあります。

これまで、こうして公共事業等を主体にやってまいりまして、おかげで、こうした津
和野町のような田舎におきましても、道路の改良も大体よくなってきております。それ
から、上下水道も整備がされております。また、ケーブルテレビのようなものも整備を
されてきているということで、そういう面では我々の生活というものは非常に便利にな
ってきたということでもあります。ただ、その一方として、こうして借金が残ってきてい
るわけでありまして、そうした代償も、また負っているということでもあります。

ただ、やはり、いろんな社会資本整備の恩恵を受けている現代に生きる我々が、今度、
後世にツケを残していいのかという問題が出てくるわけでもあります。そういう面におい
ては、やはり現在を生きる者としての責任というものも果たしていかなきやならん。そ
ういう広い意味の中で、こうした消費税等も考えていかなきやならない問題ではないだ
ろうかと思っております。

ただ、議員も御指摘のとおり、今回のこの消費税の部分が、まさにその社会保障という形の中でしっかり使われていく。そういう中で社会のいろんな制度が構築をされて、そして、それをまた後世へ持続可能な中でつなげていける、そういうところにしっかり使われていくような部分というのは、しっかり見ていかなければならないというふうに考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 先ほどの答弁で、もう一つ。国民の負担が軽減されるように税制の改正が、また行われるのではないかというような御答弁がありましたけども。ある程度の収入のある家庭については、これは税金を払われますけども、非課税の家庭もかなりあるわけです。非課税のところには、そういう税制改正があっても影響がないということで、本当にこの消費税というのは逆進性という問題があって、生活が苦しい、収入が少なければ少ないだけ影響が大きいという、そういう非常に問題のある消費税増税ですけども、その点についてはいかがでしょうか。ちょっと御答弁に対して、私は私なりのそういう意見を持っておりますけども。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 議員の御指摘と全く同じ思いでございます。そういう観点からも、これは全国町村会として出したということではありますが、消費税のこの逆進性を踏まえて、低所得者への対策というのをしっかり講じるということを文言としても盛り込んでいるという状況でもあろうと思っておりますし、それは私も同じ思いであるということだということでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 10%になりましたら、影響が少なくなるようにと願っても、これは影響は、もう当然出てくるものですので、これから私たちの運動としても、この法律が廃案になるような方向で頑張らなければいけないと思っております。やはり低所得者から取るのではなくて、もっともっとたくさんお金を持っている人、富裕層からお金を取る方法、それから大企業なりからもっと、法人税の減税をするのではなくて、当たり前にと取るということを、そういうようなことを求めていかなければならないと思っております。外国の富裕層は、自分たちからもっと税金を取ってくれというふうに言っているわけで、日本もそういう社会になっていかなければならないなというふうに思っておりますので、みんなでこういう運動というのは進めていかなければならないというふうに思います。

では、次の2項目めですけども、アメリカ海兵隊の垂直離着陸機MV 22 オスプレイの飛行訓練について質問いたします。

アメリカ海兵隊の垂直離着陸機MV 22 オスプレイを沖縄の普天間基地に配備するのに伴って実施される低空飛行訓練のルートが明らかになっています。現在は岩国基地にオスプレイ12機が運び込まれ、近いうちに試験飛行をしようとしています。そして

普天間基地に移動後、10月にも運用を開始しようという予定があるようです。中国山地を貫くブラウンルートの使用を、在沖縄海兵隊は認めております。島根県も、そこに含まれています。現在でも、米軍の訓練機が頻繁に津和野町上空を飛行しています。オスプレイを普天間基地に配備の後、低空飛行訓練が行われる可能性がありますし、低空飛行の目的地に向かうために津和野上空を通過することも予想されます。オスプレイは開発段階から相次いで墜落事故を起こしていますし、騒音や衝撃波も大きいと聞いています。飛行ルートに含まれている自治体として、このように住民に危険と恐怖を及ぼすようなオスプレイの飛行をさせないよう、政府関係機関に働きかける必要があります。何らかの働きかけをしておられるのでしょうか。しておられないとすれば、関係する自治体と協力して早急に働きかけをする必要がありますが、町長の御意向をお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、米海兵隊の垂直離着陸機M22オスプレイの飛行訓練に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

オスプレイについては、米軍普天間飛行場での本格運用に当たり、岩国基地を拠点に実施する試験飛行が計画されており、そのルートとして、いわゆるブラウンルートも可能性として浮上していることから、私といたしましても、その動向に高い関心を持っているところであります。

具体的な対応としましては、7月に開催された島根県町村会において議題として取り上げていただき、その結果、7月26日付で、島根県町村会として緊急声明を発表し、政府は安全性に対して不安を抱いている関係自治体や住民に対して、早急に説明し理解を得るよう努める必要があるということ。次に、もともと県西部はエリア567と呼ばれる米軍の訓練空域が存在し、騒音や安全性への懸念から、米軍機による低空飛行訓練中止を求める地域住民の声が上がっており、本会としても必要な要望活動を行う予定であること。続いて、今回のオスプレイ問題は、以前からの諸問題に加え、新たな機種、飛行ルートなどによる飛行訓練が実施されようとしているものあり、関係自治体の意向を無視して実施に移されることのないよう、政府において迅速かつ真摯に対応がなされることを要望する。以上のような趣旨の声明発表を行うとともに、その後、同趣旨の国に対する働きかけを県知事に要望しております。

これを受けて溝口知事におかれましては、8月8日に防衛省中国四国防衛局長に対して、県としての意見を申し入れていただいております。

私といたしましても、今後も十分に関係自治体と情報を共有し、連携を密にしながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） まだ現在オスプレイは飛行していないわけですけども、米軍の訓練機が、この近くでも旭町などでは本当に低空飛行して、幼稚園の子供とか、

こども園の子供たちとか、それから小学校の子供たち、そういうところへ本当に恐怖を与えているというようなニュースも聞いております。そういうことで溝口知事なども動かれているようですけども。このような危険なものがアメリカでは、実際ハワイなどでは住民の要望によって飛行訓練が中止されているわけです。それなのに日本でどうしてされるのか。日本政府は本当に国民のこういう飛行しないでほしいというような気持ちを無視して配備を強行しようとしていますけども、やはり、地方からの声を上げることが必要だというふうに思いますので、津和野町も関係自治体と情報を共有するというふうに御答弁がありました。これまで何らかのそういう連携等の動きをされたのか。また、これから具体的にはどういうことをされる予定なのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 関係自治体ということになりますと、基本的にはブラウンルートにかかわってくる自治体であろうかというふうに思っております。吉賀町から津和野町あたり、そして中国山地のその部分もルートになっておりますので、そこにかかわる町村も出てくる、市も入ってくる、それからエリア567のかかる部分もかわってくるというふうなところであります。そういう中で関係自治体ということで、より強い声をとということから、島根県町村会としてこうした動きをしていただいたと。これは、まさに県西部の大きな声を県町村会として取り上げてくれたというような状況でございます。

そういう中で、残念ながら、きょうの報道でいよいよ試験飛行が、もしかしたらきょうから始まるんじゃないかというような状況にもなっているわけで、これは報道等によりますとということになりますが、日米の合同委員会の中で、低空飛行訓練については高度を150メートル以上に制限をし、夜間や早朝の飛行を必要最低限に控えるということ、また、飛行モードの切りかえを含む転換モードの飛行は可能な限り短くすることによって合意をされ、安全宣言を受けて、森本大臣が——午後7時に——山口県を訪れられて試験飛行の開始を通知をするということでございますので。とにかく、そういった状況の中で、今後もまた、それを注視していきながら、時と場合によって、必要に応じて、そうした関係自治体とも連絡をとって対応を考えていくということが考えられるんじゃないかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 日本政府、特に防衛大臣等は、本当に日本国民のための大臣なのか、アメリカのための大臣なのか疑わざるを得ないような、そういう発言が聞こえてくるんですけども、本当にきょうにもあすにもというような状況の中で、私たちは関係する自治体として危機感を持って、何かあればじゃなくて、ないうちに、やはり機敏な行動をしていかなければいけないのではないかなというふうに思いますので、常にいろんな情報に敏感になっていただきたいというふうに思います。

それでは、3項目めに移ります。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 失礼します。先ほど答弁の中で、一つ訂正をさせていただきたいと思います。

ちょっと、報道内容を読むときに読み間違えまして、「森本大臣、午後7時に山口県を訪れ」と申しましたけれども、「19日の午後山口県を訪れ」ということでございましたので、訂正をし、おわびを申し上げたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 19日の午後ですから、きのうですね。ですから、きょうがわからないという状況です。皆さんも、多分気づいておられると思うんですけども、夜中の10時ごろでも、これはまだオスプレイではないですけども、米軍の訓練機が飛行しているということをお気づきだと思いますけど、オスプレイもそういう夜間までも飛行する可能性はあるということをお考えおかなければならないというふうに思います。

では、次に空き家対策について。

○町長（下森 博之君） ちょっと済みません。もう一回いいですか。申しわけありません。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） ちょっと、これは報道をコピーしたものですので、「午後山口県を訪れ試験飛行の開始を通知します。」これは20日のことではないかというふうに、前後の文章から感じているところであります。19日ということで、今確認のようにおっしゃられたので。その辺はまた、しっかり確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） また今晚、帰ってからニュース等見て、その点は確認をしたいというふうに思います。

では、3項目め、空き家対策についてです。前段の議員の質問にもありましたが、ここでは老朽化した空き家、特に民間の、一般の家庭の空き家についての処理に関して質問したいと思います。

自分の家を新築したり他へ移住したりして空き家が老朽化しても、それを処分するのにどうしたらよいかわからないとか、解体費用がかかるとか、隣家が老朽化した空き家で、いつ倒壊するか不安でたまらない、どうしたらよいだろうかというような相談を受けたことがあります。しかも、家主が亡くなっていたりすると相続の問題を解決しなければならず、他人の力では、なかなか処理するところまでは進めません。また、その当事者に、その空き家に関係のある人たちも、どのように処理したらよいかわからないというようなこともあって放置されてるというようなこともあります。また、家主が遠方

に住んでおられると連絡もとりにくいなど、空き家のそばに住んでいる人たちは、本当に不安を抱えながらの生活が続いています。

最近、町内にも老朽化した空き家が放置された状態で置いてあることがあり、倒壊による被害が心配されています。しかし、個人ではなかなか解決できない問題です。こういうときこそ行政の出番だと思います。町が所有者の意向を聞いたり、解体までの手続を助言したりすることで、解決が早まるのではないのでしょうか。また、解体費用が相当かかるので、町が補助するというようなことも必要ではないのでしょうか。

浜田市では9月議会に、「空き家等の適正管理に関する条例」と「老朽家屋等対策事業」を提案しているようです。津和野町も早急に老朽化した空き家に関する条例をつくり、具体的な対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 副町長。

○副町長（長嶺 常盤君） 一部は13番議員さんにお答えしたとおりでありますけども、議員さんおっしゃるように、先ほどと同じことを繰り返すようでありますけども、町内にも、そういった御指摘のとおり相談を受けた経緯があります。情報によれば、島根県が一番、一定期間の中で空き家がふえているというふうなレポートもあるわけでございます。そういう意味からすれば、これから、先ほども申しましたように、島根県においても、こういった条例整備が進んでいくものと考えておりますので、先ほどお答えさせていただいたとおりでありますけども、部署間でそれぞれの課題も持っておりますので調整会議等を設けて、まずは空き家の状況を、どの程度、どういったものがあるかというふうなことを、まずは調査を進めながら、他市町の動向を見たいと思いますし。

ただ、財政的にも、解体費用の助成とかそういうふうになりますと、非常に負担ともなります。私が調べた中でも補助を出してるというのは、31団体の中で2団体あるのかなというふうなものも確認をしておりますけども、それと同時に、松江なんかにしても代執行によって、その辺のところも補っていくというふうな条例制定もしているところもあります。それぞれ、まちまちでございますけども、それぞれの市町を見ながら検討を加えていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 松江市で出されている条例案の中身を見ますと、市の対応としての調査とか、指導、勧告、命令、支援、緊急措置、関係機関との連携、罰則というような項目になっているようですが、具体的な事業として、老朽危険家屋等対策事業に係る概要説明書によりますと、事業は大きく二つに分かれております。一つは空き家対象事業で、空き家とその土地の寄附を受け、市が建物の除去処分をし、跡地を地域活性化のために活用するという。で、もう一つは除去促進事業で、市内の業者を利用して使用されていない老朽危険家屋を除去する場合に、工事費の一部を補助するというようなものです。

そのほか、前段の議員の質問に対しても言われましたけども、他の市町村でも老朽家屋対策をとっているところがいろいろあると思いますので、津和野町でも参考にして、ぜひ具体的な対策を講じていただきたいと思います。財源の問題もあるということも言われましたが、まずは条例をつくっていただき、実際に代執行にしても、やはり条例のようなものがないと、それが難しいのではないかなというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 条例づくり等も検討していきたいという現時点での思いであります。

きのうのほかの趣旨の御質問のときにもお答えしたこともあるわけですが、今年度というのは割と、いろんな街並み整備等の、非常に説明になるような年でありまして、現在、歴史的風致維持向上計画、それから重伝建保存地区の国の指定を受けるためのそうした計画づくり、こういうのに現在、鋭意取り組んでいるところであります。実際、この両計画というのが文化庁や、あるいは国交省等に認めていただくようになるわけですが、そうしたことによって社会資本整備交付金等、いろんな有利な財源を取り入れていけるというようなことにもなっているわけでありまして。実際、この歴史的風致維持向上計画の中にも、こうした廃屋の対策ということも項目として現在、挙げているところでありまして、それをもって国交省等との、いろいろ今協議に入っているというような状況でもございます。

こうしたことを踏まえながら、また本町についてのこの空き家対策の関する条例というものも考えていきたいというふうに考えているところでありますので、どうぞ御理解をいただければと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 浜田市の場合も、やはり国の補助を相当受け入れながら取り組んでいかれるというような方向のようですので、十分御検討いただきたいと思います。空き家というのは、本当に時間を待てない、今すぐ、本当にもう早急に手をつけなければ危険な状況で危害が住民に及ぶというようなところもありますので、早急に条例制定等の検討に入ってください、実際に動けるのは何年か先になると思うんですけど、まずは早めに着手していただきたいというふうに思います。

それでは、最後は家庭のエコ診断とリフォーム助成事業についてです。

これは提案になりますが、これはつい最近、私も初めて耳にしたことなんですが、島根県の委託事業である島根県地域の省エネ診断員育成事業というのを企業組合労協しまね事業団というところが独自に受けて実施をしていて、これに大田市と大田市地球温暖化対策地域協議会が協力しているようです。何のことかちょっとおわかりにならないようなことだと思うんですけども、実際、その省エネを進めるために、家の構造上、省エネになってないというような、そういうところを診断をしてもらって、診断の結果、

住宅によっては改修が必要になってくるということで、その改修をするために、次の提案ですけれども、町独自のリフォーム助成制度をつくり一定程度の改修費の助成をするようにすれば、省エネ住宅への改修が進むのではないのでしょうか。県の助成制度や介護保険など、それもあわせて使って改修などを組み合わせてやれば、かなりの改修ができると思います。省エネ住宅リフォーム助成制度の創設を検討していただけないのでしょうか。

で、これは私、過去には、このリフォーム助成制度は2回ぐらい提案をしているような、多分していると思いますが、この改修を町内の業者に頼んだ場合に助成をするというような条件をつければ、関連する業者に仕事が回り、経済波及効果も上がると考えます。全国的には、かなりの自治体リフォーム助成制度というものをつくっておられて、それが本当に経済波及効果を生じさせているというような実績も上がっているようですので御検討いただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、家庭のエコ診断とリフォーム助成事業についての御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の御質問でございますが、議員が御指摘になっている島根県地域の省エネ診断員育成事業は島根県の委託事業となっておりますが、島根県環境生活部環境政策課に確認いたしましたところ、本年度のみの事業となること、また、県として広く各市町村に委託先を募集することも予定しない旨の回答を得ております。しかしながら、省エネを家庭から進めることは大切なことと考えており、津和野町内には現在、島根県地球温暖化防止活動推進員として委嘱された推進員4名が活動されておりますので、町も協力しながら省エネに取り組みたいと考えております。

二つ目の御質問でございますが、本町といたしましては、省エネ、新エネに関する補助制度として太陽光発電施設導入助成やエコ給湯等省エネ機器導入助成、今回補正要求しております木質燃料を使った暖房機器導入助成を活用いただきながら、化石燃料に頼らない生活環境づくりを推進しているところでございます。

議員御指摘の省エネ診断が、どのような診断結果を出して、その改修費に対する助成を町として行うことの是非等、現時点では不透明な部分が多いと感じておりますので、今後は調査研究を続けながら検討させていただきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 県としても地球温暖化対策とか、それから原発ゼロに向けて再生可能エネルギーの問題とか、そういうようなことも関連づけながら、今回、試行されたことだというふうに思いますので、今後、事業として予定をしてないということでしたけども、町村からの働きかけがあれば、あるいはまた考えてもらえるということもあるかもしれません。

ちょっと、そのエコ診断の、この件についてどういうものかというのを簡単に言ってみますと、エコ診断員が専門ソフトを用いて、エネルギー消費量や家庭のCO₂排出量

などを、平均的な世帯との比較やランキング情報で、わかりやすくして見せるということ。それから、家庭のどこからどのぐらいCO₂排出がされているか、その家庭の人と一緒に見ていくとか、各家庭に合わせてオーダーメイドの省CO₂—「しょう」ちゅうのは「省略」の「省」ですね—それから省エネ対策を提案し、CO₂削減量や光熱費の節約効果を一緒に考えていくというようなものです。

津和野町として、省エネ、新エネに関する補助制度として太陽光発電施設導入助成、エコ給湯等省エネ機器導入助成、それから木質燃料を使った暖房機器導入助成—これは今回の補正で出てるわけですが—そういうものに対する、機器に対する助成ですけども、このエコ診断でいえば、もちろんそういう機器に関してもあるわけですけども、家の構造上を診断をして、例えば暑さ対策として換気をよくするとか、暑さ寒さ関連ですけども、壁に断熱材を入れるとか、それから明かり窓をつけて照明をできるだけ減らしていくとか、そういうような診断も含まれているというようなことで、リフォームに関係するというようなことだというふうに聞いております。

ですので、これは町内の建設業者、それからまた、それに関する水道工事、電気工事、いろんな業者への関係する事業となりますので、ぜひとも御検討いただきたいというふうに思いますけども、財源難の中で、なかなか、こういう助成制度をとすることは難しいかというふうに思いますけど、検討の余地はあるのではないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 私の課のほうでお答えするのがいいのかどうか、ちょっとわかりませんが、一つ、これは一般社団法人環境共生住宅推進協議会というところがネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業というものをしております。今年度の募集は終わっておるんですが、1戸当たりの改修、それから新築に当たる助成が2分の1補助で上限が350万というそういう制度があります。で、この制度を見ますといろいろ条件がついておまして、先ほども言われました断熱とか、そういった住宅にしなければならないとか、それから断熱効果、それから1次エネルギー消費量が正味ゼロであることというのが、太陽光発電を設置することが条件になっておって、その発電によって家庭内で消費される電力量が全部賄えると、年間通してですね、そういったものを条件にされておるんですが、太陽光発電とか蓄電施設については補助対象ではないというふうに、この制度には明記されております。

ですから、こういった助成を受けようと思うと相当な改築を覚悟した上で、2分の1の、上限が350万しかないという中でこの制度になっておまして、例えば、各家庭で、この家は断熱効果が低いねということで断熱効果がある改築をした場合に、果たして町がどこまで助成するのが適正であるかということ等は、もう未知数の可能性がありますので、いろんな条件をつけないと助成制度にはなり得ないのかなと。こういった財団が行っておる助成制度を見ても、かなりハードルの高いものになっておりますので、そう

いったことを勘案しながら、他町村の事例等も参考にさせていただきながら、今後、検討させていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 津和野町はリフォーム助成制度というのは、まだ実施されてないわけですし、これは一つの例として、私、提案したんですけども、いろいろハードルも高いということですけども、その気になれば制限をかけながら、いろいろな条件をつけながら助成をするということも可能になると思いますので、ぜひとも省エネに関しての住宅等の改修が進みますよう御検討いただいたらというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、4番、竹内志津子君の質問を終わります。
一般質問を終結をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。
本日はこれにて散会をいたします。お疲れさまでございました。

午後4時06分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 24 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 24 年 9 月 24 日 (月曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 24 年 9 月 24 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 93 号議案 財産の無償貸与について
- 日程第 3 町長提出第 94 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について
- 日程第 4 町長提出第 95 号議案 津和野町へき地保育園設置管理条例の一部改正に
ついて
- 日程第 5 町長提出第 96 号議案 津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部
改正について
- 日程第 6 町長提出第 97 号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部
改正について
- 日程第 7 町長提出第 98 号議案 津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の
一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 99 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 9 町長提出第 100 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計補
正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 町長提出第 101 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計補正予
算 (第 2 号)
- 日程第 11 町長提出第 102 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計
補正予算 (第 2 号)
- 日程第 12 町長提出第 103 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補
正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 町長提出第 104 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補
正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 町道高田線の改良新設に関する請願書 経済常任委員会の請願審査報告
について
- 日程第 15 経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 16 議員定数等調査特別委員会の調査報告について

追加日程第 1 決算審査特別委員会米澤委員の辞任の件について

追加日程第 2 決算審査特別委員会委員の補欠選任の件について

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 93 号議案 財産の無償貸与について

日程第 3 町長提出第 94 号議案 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給
条例の一部改正について

日程第 4 町長提出第 95 号議案 津和野町へき地保育園設置管理条例の一部改正に
ついて

日程第 5 町長提出第 96 号議案 津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部
改正について

日程第 6 町長提出第 97 号議案 津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部
改正について

日程第 7 町長提出第 98 号議案 津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の
一部改正について

日程第 8 町長提出第 99 号議案 平成 24 年度津和野町一般会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 町長提出第 100 号議案 平成 24 年度津和野町国民健康保険特別会計補
正予算（第 2 号）

日程第 10 町長提出第 101 号議案 平成 24 年度津和野町介護保険特別会計補正予
算（第 2 号）

日程第 11 町長提出第 102 号議案 平成 24 年度津和野町後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 2 号）

日程第 12 町長提出第 103 号議案 平成 24 年度津和野町簡易水道事業特別会計補
正予算（第 2 号）

日程第 13 町長提出第 104 号議案 平成 24 年度津和野町電気通信事業特別会計補
正予算（第 2 号）

日程第 14 町道高田線の改良新設に関する請願書 経済常任委員会の請願審査報告
について

日程第 15 経済常任委員会の所管事務調査報告について

日程第 16 議員定数等調査特別委員会の調査報告について

追加日程第 1 決算審査特別委員会米澤委員の辞任の件について

追加日程第 2 決算審査特別委員会委員の補欠選任の件について

出席議員（16 名）

1 番 京村まゆみ君

2 番 村上 英喜君

3番	板垣	敬司君	4番	竹内志津子君
5番	道信	俊昭君	6番	岡田 克也君
7番	三浦	英治君	8番	青木 克弥君
9番	斎藤	和巳君	10番	河田 隆資君
11番	川田	剛君	12番	小松 洋司君
13番	米澤	宕文君	14番	後山 幸次君
15番	沖田	守君	16番	滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	楠 勇雄君
まちづくり政策課長	...	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	齋藤 等君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	田村津与志君
商工観光課長	長嶺 清見君	建設課長	伊藤 博文君
環境生活課長	長嶺 雄二君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君			

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続き、お出かけをいただきましてありがとうございます。

これから4日目の会議を始めたいと思います。

5番、道信議員より、遅刻の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番、京村まゆみ君、2番、村上英喜君を指名いたします。

日程第2. 議案第93号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、議案第93号財産の無償貸与について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第93号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第93号財産の無償貸与については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第94号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、議案第94号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 集落支援員の制度についてちょっと伺いますが、この国の制度そのものは、私は大変よい制度だと思っておりますが、今年度の町が進める協働のまちづくりをスムーズに進めるためには、余りにも複雑になり過ぎるんじゃないかなということで、有効なのかが大変疑問です。

先日、同僚議員が一般質問でも言われましたけれども、公民館というものがあって、そこが本来なら事務局を持つのが一番、この協働のまちづくりということを考えたときによいんじゃないかなと思ってるんですけども。この集落支援員という制度は最長3年間使えるということですけども、今年度に限り、今立ち上げのなかなか難しいというところでだけ、だけというか、この集落支援員制度を導入して軌道に乗せたいと。で、来年、再来年度について、またこれを使うつもりなのか。それとも、来年、再来年については、もう一回いろんなことを考えながら、公民館とかそういうところとの兼ね合いを考えながら進めるつもりなのか、その辺をお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 集落支援員についての御質問であったかと思
います。この協働のまちづくりにつきましては、5月末から地域説明会を開催してま
いりました。本来、議員御指摘のとおり、当初からこの集落支援員を設置して、この
協働のまちづくりを実施するという考えはなかったということでございます。5月か
ら6月にかけて地区説明会を開催する中で、いろいろ組織の運営に関する部分、それ
から集落計画とそれからまちづくり計画等をつくっていくということで、地域課題も
その中で拾い上げる仕組みをつくつとるわけなんです、そういった計画づくりに関
する分、そういった部分でそういった支援をする人が必要であるという結論に至った
ということ。まちづくり委員会自体は先般の一般質問でも御説明いたしましたが、
それぞれ各地域で御議論いただいて、12地域でつくる予定のところ、今、6地域が
設置する予定になっております。9月末のところ設置をしていただきたいというこ
とで、地域説明会、回ってまいりました。10月から、実際にそういったところで走
っていくということになります。

今回、先般の全員協議会のところで御説明させていただいて、10月1日から集落支
援員を設置するというので、今募集をかけ、採用内定者も今決まっているところなん
ですが、この御質問にありました今年度に限ってどうするかというようなところにつ
きましては、今回10月1日から来年3月31日までを任期としまして、この集落支援員
を設置するということになっております。で、先般から公民館等のあり方等、地域でもい
ろいろ御意見をいただいているところです。そういった部分を踏まえて、最初の半年間
というのが計画づくりを一番最初にやるというようなところもありまして、こういった
部分の計画づくり、あるいは公民館との連携が図れるかどうか、そういった部分を年度
内のところで検証しながら、次年度、その次の年度については配置するかどうかとい
うところは検討していきたいというふうに考えています。ここの辺は、やはり議員御指摘
の部分、あるいは地域からも同じような意見というのは出ていますので、そういったと
ころで計画づくり等の進捗状況等を把握しながら、この集落支援員については対応させ
ていただきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 文化財保護審議会のほうですけども、もう既に伝統
的建造物群保存地区の条例はでき上がっておりまして、その審議会、わざわざ今回こ
ういうふうに出されたというのは、そういった報酬が決められてなかったのかなとい
うことをお伺いしたいのと、次の指定文化財委員会文化財調査指導員等もこういう
ふうに出されたということは、過去にあった審議会はどういうふうな、無償でやって
いたのか、それともどういうふうな処理をしていたのかということをお伺いします。

それと、一番上の伝統的建造物群等については、大体、条例がありますからわかりま
すけども、指定文化財委員会の文化財調査指導員というのはどういうふうなことをす
るがための委員さんなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） ただいまの御質問についてであります。まず伝統的建造物群保存地区保存審議会につきましては、議員さんおっしゃられますように6月の議会のところで制定をさせていただいております。当初は、条例のほうを見ていただいたらわかりますが、表の一番最後のあたりに審議会・協議会の委員という項目がございます。それで、一応支出をしておったわけでありましてけれども、今から長い年月、この審議会はやっていくような状況になるであろうということで、改めて出させていただきました。で、先ほど言われました以下の今までの審議会、委員会の中で条例化されてない部分については、その項目を適用させていただいております。

今回こうやって改めて上程したのは、指定文化財がここ数年でいろいろと国等の指定を数多くいただいております。今からその整備計画を随時進めていくようになっていくと思います。で、その部分に対応するために、特定の名前でなくて指定文化財という形での委員会を立ち上げて、こういう形で載せております。で、実際には要綱の設置を、教育委員会の要綱として設置をして、その委員会を立ち上げるような形をとっております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 非常に学術的な知識等々が要る委員会ですので人選も大変難しいと思いますけれども、あくまでも文化財保護の部分と、文化財の中に住まわれている町民の人たちとの間に亀裂が多少あると思いますが、そういった点を考慮して委員会の選定はするというお考えでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 指定文化財の審議をする項目によって内容は変わってくると思いますけれども、当面、今この指定文化財の該当になるのは城山の関係の整備事業を今、視野に入れております。その関係には一応専門の先生方を3人、それから地元で文化財審議会の会長をされておられる方、それから地元の代表として、今回は観光協会長を中へ入れております。そういった形で委員の選定をしております。

今から、ほかのいろんな委員会を立ち上げることになると思いますが、その部分はまたケース・バイ・ケースで委員の選定をしていきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 先ほどの集落支援員のことなんですけれども、この前の説明をいろいろ全協でお聞きしたんですが、青原地域ではこの前、まちづくり委員会を、まだ正式に発足ということではないんですが、役員になるだろう者が集まっているいろいろ相談したんですが、そのまちづくり委員会の中で、この集落支援員のこといろいろ出てきました。一番、そのまちづくり委員会として求めているのは、やはり会計担当とかそういうところなんですけれども、勤務日数20日程度で16万円出して、一体どういうことをするのだろうかというような疑問が非常にたくさん出ました。で、

大変な会計担当とかそういうところを、会計担当は地元で決まったとしても、そういうのを援助できるのだろうかとかいろいろ疑問が出て、ただ、その計画書とか補助金交付申請書等の作成とか連絡調整とかそういうようなことだけではなくて、もっと地元に入り込んでの支援がほしいというようなことが本当に声として出てきてるんですけども、その点はいかがでしょうか。やはり今、町民の家計が苦しい中で、この16万円の給料が出されるのに、一体どういう仕事があるだろうかという非常に疑問的な、これだけ出していいのだろうかというような声が多いんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（内藤 雅義君） 集落支援員の役割につきましては、地域にとってはなかなか不透明なところもあろうかと思えます。私どもで考えたところでいきますと、先ほど議員が御説明されたような集落計画の作成とか補助金の交付申請書とか、そういった部分のお手伝いから始まって、先般の一般質問でもありましたような情報提供という部分で、各種補助金等の部分を使ったまちづくりというようなところも役割としては持たせたいというふうに考えています。

で、集落支援員だけでなかなか対応しきれないものではないというところで、地域担当職員というのを9月から配置をしたということで、現在59名、先般、第1回目の研修会を終えたところです。で、この地域担当職員と、それから集落支援員が連携をしながら、その集落計画づくりから始まってまちづくり計画をつくり地域提案型助成事業の交付申請書等、そういったところの部分へ持っていきたいというふうに考えております。

で、会計の役割については地域で要望も上がっているところなんですけど、これについては地域でやっていただきたいということで、その辺の資金の関係の流れという部分については担当職員と、それから集落支援員等がアドバイス等もしながらやっていくということで、地域も、皆さんいろいろ日中も仕事をされて、そういう中で役も割り振らなければならないということで、そういったところでいろいろマンパワー的な人的支援策というのは要望されております。

今回のこういう計画の中で、地域で入っていく、地域に入っていく、それぞれやり方によっては改善する部分もあろうかと思うんですが、そういったところについては随時改善をしながら対応していきたいというふうに考えています。当初については、青原で出たような会計とかは担うというような役割は持ってないということでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第94号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第94号津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第95号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、議案第95号津和野町へき地保育園設置管理条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） これは地元の承諾も得ているということなんですが、この保育園設置管理条例の一部から削除した後の扱いはどのようになるのかということ、御説明をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 今、行政財産でありますので、それを一応廃園という形になりますと県へ届け出をして、その後は普通財産にかえさせていただきたいというものであります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 普通財産になった後、どういう用途かということなんですけども、具体的に案があるのではないかと思うんですけど、私も地元のいろんな要望を聞いておりますので、そのことに合致するかどうか、そこの辺が知りたいと思っていますんですけども。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 一応、普通財産という形になりますと貸し付けができる関係が出てくるわけですが、どういう用途で貸し付けるかについては、今後検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） ええですか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 少し参考までにお聞かせいただきたいと思いますが、やはり、この保育園というような施設が町からなくなるということになれば、また交付税措置というようなものも影響があつて、町におりるものが少なからず減る、そういう状況にあるのかどうか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 交付税につきましては、保育園の数は関係ありません。園児数が関係してきますので、ここが廃止になっても交付税には影響ございません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。ありませんか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 僻地に保育ということで、10年経過したのでこれを削除するというのには、10年というのは余りにも経過が長過ぎての処置ではなかったかっちゅうような懸念はありますけども、僻地という名前を使うといろんな有利な財政措置が講じられるだろうと思います。辺地債を該当するところというように私は解釈するんですけども。今、津和野町において、辺地債が活用できる地域がどこどこどこが、この事業は有利な辺地債を使って事業をすることができるという有意義な地域があると思います。私は今、木部地区の中山地区は辺地債を使ってのいろんな事業ができる地域と思ってるんですけど、まだほかにも町全体において辺地債を使われる地域があるのなら、こことここが一応対象になりますちゅうのがあれば教えてほしいとこのように思っております。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 津和野町で10カ所程度、辺地地域というのがあるんですが、現在ちょっと資料を持ち合わせておりませんので、後ほど御回答いたしたいと思います。

○議員（9番 斎藤 和巳君） その明細地区がわかったら、その資料を出していただけるようお願いしたいと思いますが、いかがでございしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 後ほど、御要望にお答えできるように出していきたいと思えます。よろしいですね。ほかにございますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 済みません、先ほど続ければよかったんですが。地元の要望としては、須川地区には町営住宅が2戸ですか、今現在、いずれも塞がっているということで、保育園を住宅として使わせてほしいというような要望があるんですけども、住宅として使うためにはいろんな内部の、構造上、十分ではありませんので手を加えたりしなければいけませんけども、住宅としての用途に検討していただけるようなそういう可能性があるかどうかお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 先ほど参事が申し上げましたけど、今後検討していきたいと思いますが、なるべくなら住宅の関係で前向きに検討したいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 長い間使っていないので、もう老朽化も進んでるんですけども、やはり用途を変更して、これが本当に有効に使われるようにしていただきたいということを思いますので、賛成いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第95号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第95号津和野町へき地保育園設置管理条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第96号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第5、議案第96号津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第96号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第96号津和野町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第97号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第6、議案第97号津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第97号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第97号津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第98号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第7、議案第98号津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） これを見ましたときに、一番最後の津和野駅前医療従事者住宅、これが1万9,800円というふうにありました。新築で、普通、常識的に考えますと3万5,000円かそこら4万近いので、そして本人負担が半分、居住手当等が雇用主から支払われて半分・半分、折半のような感覚だなというふうに思っておりましたけども。1万9,800円となると、手当がついたとすれば約1万円程度で入れるのかなというふうに思いましたけども。まあ、手当がついてるかどうかは確認しておりませんが、余りにもちょっと安過ぎると思っております。どのような積算根拠をもってこういうふうに出されたのか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） このたびの家賃算出の根拠は公営住宅法の基準を参考にした、現在の、20年3月に制定しました現条例の利用料を設定した際の根拠を基本としております。家賃算定式は、家賃算定基礎額3万7,100円に対しまして、市町村立地係数、これは津和野町の場合は0.7であります。規模係数、これは65平米の面積に対して、このたびの駅前住宅は38平米でありますので0.58461、そ

して経年係数、これは経過年数でありますので1、利便係数0.7から1.3の上限であります。これを1.3を乗じて算定しております。

議員さん言われましたけど、このたびの医療従事者住宅の目的は、津和野町の医療に貢献したいという強い使命感を持った医師、あるいは看護師等の医療従事者を確保するための目的であります。当然そういうことであるなら、いわゆる病院に勤めている人というのは社員住宅のような考え方でありまして、町はこの医師住宅を公営住宅の算定基準に基づいた形の中で以前より条例設定をしておりますので、そういう根拠の中で、このたび1万9,800円を設定をしました。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 従来の橘井堂における悩み事というのは、夜勤をしていただける看護師が少ないということでありました。だとするならば、ここへ入居される方というのは、今の御説明のように医療従事者に対してすごく高い意識を持っておられるということですので、夜勤をいとわずという意志のもとに入居ということと理解をさせていただいていいんですね。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 当然、地域医療へ根づく医療従事者でありますので、正規職員の中で、当然これは夜勤ができる看護師等、優先的な住居と考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） このたび家賃が1万9,800円ということで設定されて、同じ独身寮であります栄町が9,900円、後田の長屋が1万700円、そして他の市町村の看護師等の寮につきましても、民間でありましたら無料というところもたくさんあるわけでありまして、他の市町村等と比較し、また今後の、経年はしておりますけれども、今までの独身寮と比べまして倍という金額でありますけれども、今後看護師を募集していく、そしてまた医師に来ていただく上で、これは他と比較したときに十分宣伝といいますか、戦っていけるような金額であるのか、その点についてお尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） この金額が高いか安いかわかりませんが、そういう状況の部分ではありますけど、やはり公営住宅の現条例の参考基準にのっとった算定をしております。我々も町営住宅の一環としてこの住宅の部分を持っておりますので、算定根拠におきましては、あくまで、それじゃこれを安うしましょうかという算定根拠ではありません。利便性も、今言いましたように上限のRCコンクリートの3階建てでありますので、以前の木造と違って1.3の利便性の上限をやっております。

私個人といたしましては、この金額が高いか安いかわかりませんが、いろいろな状況を踏まえて、やはり社員住宅の一環であるという目的、そして医療従事者を確保するためには町は何らかの形で町外から従事者を呼び込むという、特に若者の状況の間では、やは

り初任給においても低い位置にあります。その中で、やはり1万9,800円という部分が公営住宅の参考の数量をもとにした部分でありますので、妥当な金額ではないかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 1点、お聞かせ願います。今回の条例でございますけれども、医療従事者住宅そのもの全般ですが、今現在、今年度中に作成されます住宅全般の管理計画でございますが、広義の意味で、その中にこの住宅は含まれるのか、それとも別なのか、その点をお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 一括管理の枠の中には、今のところ含まないという考えでおります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 1点ほど確認させて下さい。このたび、医師住宅から医療従事者住宅に改められるんですが、ここでいう医療従事者の範囲を一応確認させてください。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 条例の第3条にあります医師住宅に入居ができる者は、いわゆる津和野町事業第1条第2項に規定する病院に勤務する医師等でありますので、いわゆる橘井堂のほうに医師、看護師、あるいはそれを含んだ医療従事者住宅の関係者であります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありませんか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） そうすると、例えばそこに派遣等で、派遣社員みたいな感じでよそから入ってきとるという人らは対象外ということによろしゅうございますか。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） いわゆる医療法人橘井堂が委託をされとるという人でしょうか、派遣というと。

○議長（滝元 三郎君） もう一回、正確に。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 例えば、今、日清とか、給食とかいろんなことで、受付とか事務でおられますよね。そういった方はもう除外ということでもいいですよ。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 除外でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第98号津和野町医師住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第99号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第8、議案第99号平成24年度津和野町一般会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 13ページ、予算書の13ページですが、商工費補助金のところで、説明に、住み続ける中山間地域生活サポート事業費補助金ということで、これは移動販売車の購入だというふうに、たしか説明があったと思うんですが、これ具体的に説明をしてください。町が購入するということが、その移動販売をどのようにするのかということがひっかかってくると思います。

それから、51ページ、商工振興費の津和野町プレミアム商品券補助金のことですが、これは今までにも何度か出ていて、町民のいろいろな声が出ております。お年寄りが使いにくいとか、それから山間部のほうからわざわざ券を買いに出るのが大変だし、使いに出るのも大変だというようなそういう意見も出てるんですが、そういうようなことをどのようにクリアして、今回この補助券を使うというふうなことが考えられているのか、具体的にあれば御説明願いたいと思います。

それから、51ページの下の方なんですが、観光費です。観光費の委託料の中に、津和野川桜石垣ライトアップ工事設計管理委託料とあるんですが、桜並木のところをライトアップするというようなんでしょうけど、具体的にこれを説明してください。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） まず、住み続ける中山間地域サポート事業についての事業内容ということでございまして、このことにつきましては若干、一般質問等で触れさせていただいた部分もございませけれども、主体は買い物不便対策でございます。それから、この事業、縦割りでいいますと、県庁でいいますとしまね暮らし推進課というところで、いわゆる商工労働部系ではございません。この事業名にもありま

すように買い物不便対策に加えて、例えば地域の見守りサービスでありますとかそういうふうな声かけとか、安否確認もそうなんですけれども、そういうのとあわせて買い物の対策もするというございまして、事業主体につきましては町ではございませんで、例えば大きく考えると社会福祉協議会あたりでやるということも考えられますし、一定のそういうふうな組織をつくって、そういうふうな事業に取り組んでいくというような、事業主体とすれば地域コミュニティー、商工会、社協等、いろんな団体を含めて事業主体を設定して、先ほど申し上げましたような事業をしていくということでございまして。一番大きな事業内容については、今回は移動販売車の購入が一番大きな事業であります。あと、それに付随する移動販売のその仕組みづくりと申しますか、そういうふうなソフトの部分も含めて、この事業に集約をしていこうという内容でございまして。

次に商品券の件でございまして、これは毎年いろんな御意見をいただいております、商工会のほうでも、常に実施の後はアンケート調査を行っております。どうしても位置的なハンディキャップと申していいのでしょうか、そのような気軽に買いに行けない立地条件の方については、そのような声が一番大きく出ますが。障害とすれば、いわゆる出張販売等も公民館、そういったようなところで複数回行っております、そのような機会があれば、わざわざ行かなくても買えるということ、それから代理購入という、どなたか近所の人なりお願いができるような方がかわりに購入をできるというようなことも取り組んでおりますので、そういうふうなことで、その商品券を買うこと自体の利便性を近づけていきたいというような考え方を持っております。

さらにライトアップでございまして、これにつきましては津和野川の津和野大橋でございまして、あの右岸側、いわゆる代官丁の通りになりますが、そこを、代官丁津和野大橋から下流側について考えています。左岸側は、ああして地元のコミュニティー組織の皆さんが自主的にライトアップを、ことしから取り組んでいただいております。対岸につきましてはかなりの大がかりな工事になるということで、今回町のほうで事業をして、そういうふうな夜の景観もつくり出そうというようなことで、今回御提案をさせていただいたものであります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） それで、移動販売を購入してからのことをお聞きしたいんですが、今、団体もまだ決まってないようなんですし、もしその主体が決まったら、その移動販売を使って販売をされるということなんです、ちょっと具体的にその販売の様子等が見えないんです。車を買ったけど、どのように使うんだろうかということが。

それと、町内には既に移動販売をしておられる業者さんがあって、それが非常に、例えば青原などはその方が毎週決まった日に来られるので、それを頼りに、特に高齢者の

方が買いに集まってこられるというようなことがあるんですが、そういう業者との折り合いというんですか、お客さんの取り合いとか、そういうことは起こらないのかというようなそういう心配もあるんですけども、その辺はどのように検討していらっしゃるのでしょうか。

それから、商品券の購入についてはわかったんですが、購入はしても、それをどう使うかということがまた問題になってくると思うんですが。その買い物をするのに車を出していただけたらとか、何かそういうようなことでもあれば利用できるかなと思うんですが、高齢者世帯で車のないところもあり、非常に不便なので買い物に出にくいというところもあるんですが、その点の配慮はどのようにされてるのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 移動販売の件につきましては、今年度に入りまして商工会さんのほうで、このような町としての取り組みをしたいということで説明会等を開催してまいりました。

記憶なんですけど、たしか4業者さん、あるいは地域の直接商業を営まれてない方も、そういうふうな取り組みがあるんならやってみたいということで関心を示されたところがございます。具体的には1件、もう既にこの移動販売に参入したいという御希望の事業者の方もおられまして、商工会としても、ぜひそういうふうな形で取り組んでいきたいので支援をしてほしいというところがございます。

で、既存のその移動販売に関することでございますが、これにつきましては町のほうで別途調査を行っております、既にどこの地区にどこの業者さんが何曜日に行っていることを、詳細は私のところではないですが、営業課のほうの一つの地域づくりの取り組みということで実態調査を行っております。で、当然ですが、そうすると、いわゆるフリーでいきますと競合関係ができてきますし、既存の業者さんにつきましても決して大幅な収益を上げているわけではございませんので、当然やるとすれば、今回希望された方もそうなんですが、今まで回っていたところがあるところについては、それはもう入っていかないというところで、競合しない地域を想定をしていくということ。

それから、若干触れさせていただきましたけれども、いわゆる卸の配送業務も益田から卸業者さんが撤退されるというようなこともありまして、それも商品のお店までの配送業務を賄うというようなことでありますので、先ほど議員が御指摘いただきましたような既存の業者さんとの競合は行わない地区で考えています。

それから、商品券ですが、これはいつもそういうふうな御指摘をいただいておりますのでございまして、今のように買ったはいいいけど、使うときに、例えばバス賃が要るんじゃないかとかタクシー代も要るんだというふうなことも重々承知をしておるわけですが、これにつきましては、どうしても我々の部署というのは大きな意味でいうと経済対策という形で、この一定期間の中で、例えば1億の消費を短期間で生んでいこうというような施策で取り組んでおるわけですので、なかなか買い上げまでの全ての経

費に対して、じゃあ公平性をどうするのかというところまでは正直言って対応できないというところもございます。

今のような形で、例えば、その業者さんに当然入っていただければいいと思うんですが、移動販売とかそういう中で、事前に予約をしたりしてそこでも商品券なんかを有効に活用していくという方法ぐらいしか、我々のところではないのではないかなと思います。単純に買い物バスを仕立てるとということにも、なかなかならないと思います。そういう意味でも、今回の地域提案型の中で、それぞれの課題として集約をして解決策を見出していかなければいけないというふうに考えています。

ちょっと今答弁になりませんが、なかなか具体的に買い物までのフォローというのは、現実的にはちょっとできないというようなことが実態だろうと思います。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにごございますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 関連で、今の住み続ける中山間地域の件についてお尋ねをいたしますけども、基本的には日原で行われた社会実験、それから出発をしているのだと思っておりますが。限界集落等々における高齢者の買い物が非常に厳しさを増しているというところからの発想と思っておりますけども、移動販売等々、販売車、商工会で数度にわたり会合を持って、もう引き受ける人がほぼ決まってるような状態となっておりますが、そのときの社会実験のときの反省部分は、御本人は、その物を見て買いたいというのが非常に多かったような報告を受けております。ですから、生協さんのようにカタログでどうでしょうかというのはなかなか難しかったという答えでありまして、そこから出発しますと、どうしてもお客様の目に触れる商品、だけでも、先ほども御説明がありましたように、なかなかスーパーのような商品が業者さんの手元に届かないというところがあるわけですね。代替品は手に入るけども、この商品が欲しいんだというお客さんに対してはなかなか難しいところがある。その欲しい部分を、どういうふうにして商工会さんがあっせんをして手に入れるのかなというのが一つ疑問でありますし、一つの業者さんに頼れば商品が狭まってくるというふうに思っておりますが。

今までの説明だと何かぴんとこないんですけども、移動販売車という私たちがイメージをする、田舎のほうに、基本的にはお魚屋さんが附属なミカンとか果物を持って歩くのか、それとも別の果物屋さん野菜屋さんを中心とした人たちが、お魚を一部ちよろっと持って歩くというイメージなのか、その辺がちょっとわからないんですね。普通、移動販売をされる方というのは大体お魚屋さんが多くて、お魚中心で、プラスアルファな部分を持っていろいろなところに行くというのが、私はほとんど、回られる方を見ますとお魚中心だなというふうに思っておりますが、どのような移動販売を想定しているのか、今の説明だとちょっとわからないので、もう少しお聞かせを願いたいと思います。

それともう一つ、石垣ライトアップについてですが、昨年それをやられて、この春です、あれとい屋という津和野の地元のグループが発案をし、やった。で、町民の一部

の人たちは、いいことだね、きれいだったねということで、あれはどこがやったの、あれとい屋がやった。後から商工観光課に聞いてみれば、金は商工観光課が出したんだということでありました。とするならば、あれとい屋がやったんじゃない、町がやったんであって、左側の、今度は代官丁側をライトアップするという。

ただ、町としての想定したものがないと、例えば昔のことを言いますと津和野のカトリック教会がライトアップされた。その当時は皆がええね、きれいだねと言った。けれども今、誰もそれに気づく人すらない。もうついとるのが当たり前だという感覚でおられる。恐らくこの桜をライトアップしたといっても、1年ぐらいはええね、ええねと言うけども、二、三年すると、もうなれっこになって、球が切れようがついていようが全然意識をしない。その点についてどのような構想を持って、こういうふうに64万円でありますけども、あの近辺をつくろうとされているのか。ただ、場当たりの予算のような感じがしますけども、その点どのようなお考えを持っておられるかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 移動販売の中身でございますが、実証実験のときもそうなんですけれども、実はケーブルテレビを使って、例えばお店屋さんの本日のお勧め品といいますか、そういうふうなものをして双方向で、注文ができて、それで届けてくれる。これは配達になるかと思うんですが、そういうふうなことも含めてできないだろうかということで、実は少しビジュアル的にやった部分もあるんですが、結果的には議員さん言われるように、やっぱり自分の目で見て買いたいという方が圧倒的に多いと、これはもういたし方ないことだとは思いますが。

ただ、今後本格的に取り組んでいったときに、いわゆる品ぞろえをふやせばふやすほど、いわゆる売れ残りが出たときのリスクがかなり大きくなっていくということで、当然なんですけれども、この移動販売というのはお魚に限らず、いわゆる生鮮食品、食料品が主力で、なおかつ生鮮系が割合が高いと思うんですが、そういうふうな弱点も抱えていると思います。で、当然なんです、それを続けていく中で、やはりどこかで配達、要するに消費者の方がコープ方式で次回来るときにはこれよというような、そのような事業者さんとの信頼関係なり注文体制というのをやっぱりとっていかないと、現に移動販売で品をそろえて行っても、売れなかつたら当然商売にならないわけですから、じゃ、そこまで補助を出してでもやるのかどうかという問題も抱えてくると思います。

したがって、消費者の皆さんもいずれはそういうふうな形でシフトしていったら、お互いロスがないような形のことを考えていかないと、この制度は長続きをしないというふうに考えておりますので、そういう意味では商工会さんのほうが、そういう体制をぜひつくっていきたく思いますし、今の見守りなんかも含めて、そういうふうな地域の人材の方が購入の指導をしてあげるとか、ほかの人も含めて、例えば高齢者の買い物を有

効に支えていくということもあわせてやっていかないと、非常に経営的にもなかなか厳しいんじゃないかなというふうに考えています。

それから、ライトアップの件ですが、あれとい屋さんは全額町が出したわけでもございませんし、これは森鷗外生誕150周年記念事業の実行委員会から10万円ほど補助をするということで、ああして舞姫をあそこに5本、左岸側に植栽しました。そういうことで、皆さんが、あそこは短期的に仮設で、いわゆる投光機のようなものを置けばなるということで、ぜひやりたいということで、それはいいことだろうということで始めました。で、これが全てではないんですが、実はそれをやりましたら向かい側の、対岸のほうの自治会さんのほうから、裏表の論議は別として、うちのほうが表じゃというような御意見もいただいたりしながら、このライトアップについて検討しました。

で、決して場当たりのことではなくて、いろんな意味でのおもてなしの一つの素材、それから夜の魅力といいますか、そういうふうな、夜も歩いてあその、特に大橋下流については左岸側に河川の水辺空間を歩けるように歩道等が整備してあります。そういうところでゆっくり見ていただきたいと思えますし、年がら年中ということではありません。主に桜の時期を意識して、それからいろんなイベントがあるようなときには石垣をライトアップして演出をする、それから郷土館の建物なんかも非常にいい風景になるんじゃないかなということで。これにつきましては、町の皆さんは、私もそうなんですが、殿町、教会も当然のように思ってますけれども、訪れたお客様に対する一つのおもてなしというようなところで考えています。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） しつこいようですが、住み続ける、移動販売車の件ですが、今の話を聞くと、まだどうも計画途中であって、これだという話がないまま、車まで買ってさしあげると。今、島根県の中ではイオンさんがもう既に、限界集落だろうが、島根県内だったらどこでも配達をしますということを始めましたよね。ですから、日原の奥だろうが何だろうが、当然イオンが配達をする、午前中の何時までに注文を受ければするというふうに、そして何キロ以上は100円じゃったですかね、100円か200円の配達賃で大丈夫ですというふうなのを、先日テレビで言っていましたけども。計画の中で、まだ計画段階なのか、それじゃ受ける人がどういうふうな感覚を持ち、また間に入った、まとめ上げている商工会さんがどういうふうなきちとした手順を踏んで、業者さんとも腹を割って腰を据えて頑張っていくんだと。ただ、うろろうろして見守りをするんだったら、今見守りをされる青パトさんたちもいらっしゃるわけですからね。こっちに重きを置いたといっても、余り私、個人的には納得いかない。本気で、その限界集落に住んでおられる方をいかにサポートするかという強い意志で長くいくというんだったら、余りにも計画がずさん過ぎるな、ただ見

切り発車的だなというふうな思いを持っておりますが、その点を商工会さんからどのように計画、全てをお伺いをしているのか、お尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 正直言いまして、自分がやりたいという方がいらっしやいました。で、地域についても、先ほど4番議員さんにもお答えを申し上げましたように、既存の業者さんとは競合しない区域で移動販売をやりたいという御希望でございます。その事業自体がトータルな部分がございますので、ちょっと私が商業以外のことを言い過ぎたのかもしれませんが、あくまでも大半は買い物不便対策ということでございます。

先般も申し上げましたが、配達の方でサービスをするのか、あるいは移動を保障するサービスをするのかという件でございますが、当然ですが、いろんな大手の業者さんが大きなサービスをしていますけれども、地域の商業として、どういうふうに衰退から踏ん張るかというような視点も私は必要だろうと思えますし、計画がないということはございませんで、むしろその方々はいろんなことを考えておられました。例えば、配食サービスも含めてやって、その地域をフォローしたいんだというふうな構想を持っておられる方もおりますし、その地域の商業の、このままじゃあなかなか売り上げも伸びないんで、ひとつそういうふうなところに、来てないところに打って出ても、何とか自分ところのお店を守っていきたいというような意志をお持ちだというふうに私は感じています。

それから、商工会の位置づけとすれば大きな部分はそうなんです、先ほどもちょっと言いましたけれども、益田の、新聞でもごらんになったかと思いますが卸業者さんが、現在、津和野町の小規模商店に7店舗ぐらい配達をしています。それも、もう撤退をせざるを得ないというような状況も起きて、これはもう町内のお店が、自分とかが原因じゃなくて仕入れの商品が届かないということでやめざるを得ないということまで起きてきております。そういうことも一緒にやっていただける方に、益田から津和野町内の商店へ商品の卸を配送代行していただくというようなことも商工会さんのほうで位置づけをしております。実際はそういうことで、詳細はこれからになるんですけども、入っていくとことすれば、そういうふうな構想で現在話をしておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） まず1点目でございますが、51ページの、先ほどと同じであります、商工振興費の津和野町プレミアム商品補助金についてであります。今回、議会のほうにも要望書が出ておりまして、その内容も見させていただきました。この週末、大変多くの方々、商工会に加入されている業者の方々や一般の町民の方々からもたくさん御意見をいただきました。

その中で、例えば先ほどの前段の議員さんにもありましたように、お年寄りのひとり暮らしなどは大変使いにくいと。1回500円というそういう買い物をするのも、なかなか自分1人では食べきれないという、そういうこともあります。非常に使いにくいと。で、車を買ったり車検をしたり、大きな買い物をする人には非常に有利で再販もあり前回でありますけれどもこれはお金を持っている人に非常に有利な制度ではないかという、そんな声もいただいております。

先般、業者の方なども、例えば仕入れを納めたとき、仕入れの代金をこれで納めていただくと、仕入れはかなり安く納入している、その上また0.6%の手数料がかかるということで、これは大変厳しいという御意見も聞いております。

また、業者の方がそのまま、自分で買ったり、人に買ってもらったのをそのまま持ってくると。これは2割近いもうけになるのではないかと、こういうことは絶対にやめてほしいというそういう意見もありました。で、例えば町税の滞納があればチャイルドシートも借りれないというそういう中で、町税の滞納、私たちは本当にないお金をやりくりして町税等の税金を、まず納めている。その中で滞納の業者等についてはどのように扱うのか、そのようなことがありました。

それは、これは補助金でありますので、最終的には商工会が考えることではありますけれども、当然理事会を開いて、理事の皆さん方のさまざまな意見をいただいて、ここにこうして要望書が出たと思えますけれども、その理事会の中での御意見等がわかりましたら、その点についてお知らせいただきたいと思います。

あと、2点目であります。57ページであります。道路新設改良費のところではプラットフォームで2,060万の今回増額になり、また柵井谷線が2,050万の減額で補正になっております。プラットフォームにつきましては総額1億2,000万円、約1億2,000万円という金額を投入して、そしてつくられた。一般の町民からしましたら、自分たちは、自分の前のところの町道というのは穴があいて、バイクで通ったとき、こけそうになった。それを建設課に言うと、予算がないのでできませんという、すぐにはできませんということであったといえます。それはもう仕方がないんで諦めるけれども、1億2,000万円かけて改良したこのプラットフォームについて、どのような費用対効果を考えているのか、その点についてどうしても聞いてくれという町民の声が多々ありましたので、その点について2点、お伺いします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） なかなか、最後に使うときに、今のような問題が起きているというのは重々わかっておるところでございます。

商工会的な手続はどうだということですが、同様に商業者の各店舗にアンケートをとっておりますが、ちなみに効果があったかなかったかというのが、「あった」が42%、「なかった」が31%ということで、意外と近づいているというふうな気はしていますが。これにつきましては、やはり利用される業種によって、自分のところには

全然買いにきてもらえなかった、使ってもらえなかった皆さんは効果がなかったという
ような分析をされているんだろうと思います。

これも、先ほどおっしゃいますようないろんな有利な使い方、あるいはこれじゃうまく
いかないというようなことも、ある面、この事業者の皆さんのアンケート結果にも、
一つは反映されているのではないかなというふうに思っています。

それから、いろんな意味で経済的に余裕のある方のほうが便利じゃないかというふう
なことも、私どもも消費者のほうのアンケートからいろいろお聞きをしております。

繰り返しになりますけれども、これは私どもの商工部署でやる以上は、これは経済対
策ということで考えています。2カ月の間に1億という消費を確実に生んでいくという
のが、我々のサイドでの、まずは基本的な考え方でございます。効果も、例えば売掛金
の回収が早く済むというような、事業者の皆さんにとってメリットもありますし、早目
の売掛金の回収をすることによって次の仕入れがどんどん進んでいくというようなこ
とも思っております。

なかなか消費者の皆さん方の御意見というのが、具体的にじゃあどういふふうに反映
していくのかということについては、今言ったような代理でも買えますとか、例えば5
00円も買い物しないというようなこともそうなんですけれども、実は500円の買い
物をしていただきたいから、この20%をつけているということもあるんですが。それ
はそれとして、もう少しちっちゃい金額のチケットが、本当そのようなことが大部分あ
れば、本当に考えていかなきゃいけないというふうには思っているとこです。

商工会さんのな手続きにつきましては、まずは商業部会さんのほうでこの商品券につ
いての御論議をして、これは、ぜひことしもやっていただきたいということで理事会のほ
うに諮ったというふうに聞いております。要望書に書いてありますようなことで、私、
理事会の中の論議は承知しておりませんが、そのような手続きで町のほうに、最終的
に商工会長さんより要望があったということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（伊藤 博文君） 議員御指摘の平台線でございますが、この平台線につ
きましては、左鐙の一の谷奥山集落から京村牧場を結ぶ1,231メートルの路線でご
ざいます。集落数1戸の生活路線及び産業路線となっております。このため生活交通
量はもとより、牧場への研修生及び視察団が年間平均250から300件の実績があ
り、頻繁に通行している状況にあります。そのような中、この路線は道路幅員が狭小、
なおかつ不線形のため、生活路線及び産業路線としての機能を十分果たしていない状
況でありまして、この路線が44年、45年当時にできたんですが、のり面処理が行
われてないために、のり面の小崩落及び落石の危険が極めて高く、毎年、落石が頻繁
に発生している路線であります。こういう状況を、県のヒアリングを受けまして事業
認定をしていただいた路線でございます。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 51ページのプレミアム商品券について2点ほど伺いますが、昨年より予算が300万程度減額になっておりますが、その要因は何か。また、毎年であります、プレミアム商品券は1回目では販売ができないということで、再販売を毎年行っておるようでございますが、そういった点はどのように今後対処していくのか、お聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 従来より金額がダウンしている分については、これは商工会のほうで行いました事務費相当額でございます。これにつきましては、昨年までは印刷代が一番主になるんですが、とか、その版、そのチケットを売るための販売員を雇用する賃金、そういったようなもので大体二百五、六十万前後ぐらいだったと思うんですが、を予定をしておりましたけれども、ああして昨年から0.6%の換金手数料をいただくということ。それから、ことしにつきましても、やはり今年度負担ということがございますので、何とか努力をしていただきたいということで、事務費についてはもう80万円で、ほぼ印刷代で消えていきますけれども、これだけで賄っていただきたいということでこれぐらいの、昨年より金額が減っている部分でございます。

それから、販売スタイルですが、ことしにつきましては商工会のほうより12月末まで販売はすると。で、利用期間については11月から1月いっぱいまでということでございますが、いわゆる売れ残った券については、再販売はことしからは行わないということで考えておられます。それで内容は、今までは町民1人について1万円相当だったと思うんですが、これを倍にしまして2万円というふうなことで、従来より中身を変えております。そういうふうなことで、早く購入をしていただいて早く使っていただきたいというような趣旨でございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほど岡田議員の質問に対しまして、担当課長は商工部門には諮られてといて、それが理事会に上がってきたらという御返答でございました。きょうも商工会の副会長に聞きましたら、正式に議題として上がったんじゃないかねと聞いても、そねえなものは上がとらんということになります。商工会として1億円近い大きな事業をやるのに、理事会が知らんようなものを行政が安易に受け取ったということは、私としてはいかがなものかなと。あれだけいろんな形の中で問題が多々発生している案件でございました。そういうような形をして、我々はもちろんそのチェック段階において、これは理事会に諮っての、理事会の皆さんの総意のもとに要請書が出ているんでしょうねというような確約はやってほしかったわけですが。理事会も知らんようなものを、町が簡単にこれだけのものを取ったというのは、私としてはいかがなものかなと言わざるを得ない。

商業の発展のためには必要な事業というのは重々わかっております。それで今回の要望書の中にも事務費も大幅に削減されておるといこともわかっております。前回のときには大方100%近い、若干の事務費の部分が削られてましたけど、事務費まである程度組んで、九十数%、約100%近い金が組まれたんですけども、今度やるときにはせめて、職員の方が大変忙しいかもしれませんけども、券の販売ぐらいやりなさいやというような形を前回の反省会の際に言っときましたけども、それは改善されました。

また、要望書の中で、先ほど村上議員が言われたときに再販はしないということで、不用額が出たらそのまま返すということも改善されとるわけですけども。そもそも私の言いたいのは、ここで理事会も決定してない大きな事項を簡易に組んだというのが非常に不満があるんですけど、その点に関しまして、担当課長もう一回、本当に理事会に聞いたというのが、推測で言ったのか、聞いてやったのか、その点ちょっとはっきりしてください。

もう一点、今度は農林水産業に聞きます。がんばる事業を、45ページの新農林水産がんばる事業で1,088万3,000円という事業が組まれております。その事業内容と対象者は幾らなのかという点についてお知らせ願いたいと思います。

もう一点、衛生費の中で、発熱外来の診察で備品を131万3,000円計上されております。あれは、せっかくああいう建物ができたのだから遊休にしちよくのはもったいないと、いろんな格好で、健康相談等いろんな形で今後使いたいというような思いで、そういうような予算を計上してやっておると思うわけですけども。それは多分、本日認められることになると思いますけども。それなら、いつから備品を購入して、いつからその思いをいろんな多様な使用にもっていくのか。でき次第というような、多分答弁になると思うんですけども。どういうような形のもので、健康相談室とかいろいろな形があると思いますけど、もう一度、こういう形に使って、今のあいている診療所を発熱外来を有効利用とすると、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 理事会開催についてということでございますが、私は何日に理事会が開催されたということまでは把握をしておりませんが、少なくとも8月17日に商工会長より御要望いただきました。で、内部の手続については商業部会で検討し、理事会で決定をして、本日、町長のほうに要望したいということで、私はそういうふうに、この要望の席にも同席いたしましたので、そのように私はここにメモがあるんですが理解しております。

内容について、商工会さんの理事会の中についてどのような論議をしたということは、私は当然知るべき由もございませんし、そこまでについては申しわけございませんが把握をいたしておりますが、少なくともそのような手続を踏まえて、17日に御要望においでになったということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、がんばる地域応援総合事業の関係の説明をさせていただきます。従来、当初予算でがんばる地域応援総合事業ということで250万円ばかり計上しておりましたが、事業名が変わったというふうなことで、今回、当町として新がんばるの関係で1,088万3,000円計上しております。当初の計画のもので事業が縮小されたということで、事業費としては当初分が36万円、それから新規就農の関係で601万4,000円、それから自営就農の後継者対策事業というふうなことで333万3,000円というふうになっております。で、新規就農者の関係で対象者は今4名おられます。安見真司さん、田中懸志朗さん、渡邊幸恵さん、廣瀬智之さんということで、ハード事業の関係でございます。

それから、自営就農後継者対策事業ということで、渡邊シゲトシさんところに息子さん、幸恵さんも奥さんなんでありますが、それが帰ってくるということで、その関係で新たに加工施設をつくりたいというふうなことで、今回計上をさせていただいておるというところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（齋藤 等君） 発熱外来施設の備品購入についての御質問でございますが、このたび計上させていただきます備品購入につきましては、先般、一般質問の6番議員さんの質問でも町長答弁しておりますとおり、これにつきましては、あくまでも発熱外来の診療をするための基本的には備品でありまして、本来でありますと施設ができた段階で先生が座る机とか、それから患者さんが座る椅子とか、そういったもろもろの物等を準備しておくのが当然であります。そうしたものが一切ありませんでしたので、今回計上しております。

先ほど健康相談等の話もありましたが、基本的にはこの診療体制ができ上がりましたら、健康保険課としましては健康相談等も、その施設で支障がない程度で使っていきたいとは考えておりますが、その健康診断に使うものにつきましては相談を受けられる方の椅子とか、そういった簡単なものしか要りませんけども。ということで、基本的には今回計上させていただきましたのは、インフルエンザが起きたときの対応の最低限の機材ということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 9番、齋藤君。

○議員（9番 齋藤 和巳君） 先ほど観光課長が8月に理事会に諮ってのことというて、課長はそのように素直に受けとめたことと思います。それは、確実にそのような商工会の事務局長、あるいは要望に来られた会長さんがおっしゃったこと、それはもう一度確認しておきます。本当にそのように言ったのかどうかという分を。そりゃ言ったと言うていただければ、そのような対応をとらせていただきますので、もう一回確約で、またお願いします。

それで発熱外来につきまして、今回は感染症のための最小限度の備品を購入したということでの備品だけということで、もしほかの用途に使う場合にはこういうようにまた

備品が要るちゅうと、その開始前になって新たなものが出たら、また買うという形のものですね。そうしますと、発熱外来というと、実際に猛毒のひどいような、とてもここじゃ対応できないという形になるんですけども。普通、そういうことがないごしょうには、当分使うことはないちゅうことになってくるんですけども、何とかそれを、せっかく建てた建物でありまして、裁判までやって建ててる建物ですので、何とかそういうような備品ができたんなら、ほかの用途を、一般質問の中にありましたように、今後やっていくということでもありますので、必要な備品はある程度早目に購入して、いろんな施設の中の有効利用を一日も早いことをやっていく必要があるんじゃないかと思います。今回、ほかの有効利用するためにも、こういうような備品が要るいうのを一緒に計上されたら、すぐゴーサインができたんじゃないかと思うんですけども、改めて、また次の備品が要るから予定を出して、それじゃなけりゃ次の施設が使えないということになりかねますので、そういうような思いがあるんなら、先にやっていただきたいというような思いがしております。

先ほどの確約のための答弁、商工観光課長、お願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 録音をしておるわけではございませんので、確約といたしますか、私のメモを見る限り、ここに書いてありますし、そのようにおっしゃったんだろうとしか、あえて今の時点では申し上げることはできませんけれども。

加えまして、少なくとも商工会を代表する会長さんから町を代表する町長へ要望をいただいたと、我々はその機関に要望をいただいたということでございますので、町長の答弁もあろうかと思いますが、じゃ町は理事会を経てないものについては受けないんだというようなスタンスをとるべきかどうかというのは、また別な問題だろうと思います。済みません、私のメモでは商業部会で検討して、理事会で決定して、本日要望に伺ったということで理解をしております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 健康保険課長。

○健康保険課長（齋藤 等君） 先ほども御説明しましたけども、今回、県のほうへ協力機関ということで発熱外来施設のほう、同意をしております。ということで、今までは、そういった県のほうにも意思表示はしてなかった状況ですので、箱が、箱というか建物だけあればそれで終わっていったんですけども、そういった形で町が協力機関として県のほうへ協力するということになれば、あくまでもやっぱり診療ができるような体制にしなくてはならないということで、このたび最小限の機材を準備させていただきました。

先ほどからも議員さん質問されておりますけども、今後は一応診療のための準備が整いました後は、先ほども言いましたけども健康相談、それから今のところ健康相談しか考えておりませんが、その他今の施設の中で利用できる内容につきましては、課のほう

で検討していつて進めていきたいとは思いますが、あくまでも診療施設ですので、できるだけ備品等を準備をしなくてもできるような内容の物事を進めていきたいとは考えております。

○議長（滝元 三郎君） 質疑の途中でありますが、ここで後ろの時計で10時45分まで休憩いたします。

午前10時34分休憩

.....
午前10時45分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続けます。質疑はありませんか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 2点ほどお伺いをいたします。

最初に、ページ数の若いほうから33ページに、母子施設入所措置費ということで、この資料によりまして、ある女性の方から御相談があって、母子施設に入所する。そういうふうを受け取らせていただきますけども、この際、参考としてお聞きするわけですけども、こういうふう施設に入所する。どっかの津和野町内の母子施設に入所する際に、国、県並びに町からそれぞれ応分の拠出をしながら、その方がそういう措置を受けられるというふうには私は受けとめますけども、こういう事例というのは、現在もこの1名の方なのか、とりあえず何人の方がこういう形で相談があってこういう措置がなされるのか、そして、今日までそういう事例はもうたくさんあって、予算書の中でも既に相当含まれているのか、せつかくの機会ですから、この際、お聞かせをいただきと思います。

それともう1点は、先ほど同僚議員からも農林関係の質問がありましたが、ページ数が44から47ページにまでまたがろうかと思っておりますけども、事業名が変わった、さらに、新規事業として、新規の就農支援等も加わって、事業名並びに事業費が変わったというふうな説明でございました。さらに、個別のお名前まで上げていただきましたが、もう少し、説明が不十分というか、理解に少し、私、できておりませんので、お聞かせいただきたいんですけども、全体のそれぞれの4名の方がどのような事業を展開され、さらに、その事業もくろみ。経営は、どういう作物をもって経営を将来される、そういうもくろみの中でこの事業が対象になったかどうか、さらに、少し、新規就農の産業後継者育成資金を取り崩しての4名の480万円の予算もこれと関連があるのかどうか。そして、県からは、また新規就農総合支援事業とかということで、県費で75万円がまた上積みされておられますが、これらの全体の事業の詳細について、私にわかるように説明をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 33ページの母子施設入所措置費の関係なんですが、これはDVの関係で、そういう関係の方が施設のほうへ入所されておるという状況であります。他の例ももう1件ございます。

今回、予算措置をさせていただいたものについては3名でございます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、新規就農の関係で御説明をさせていただきます。

新がんばるの關係の事業で、個別の内容がどうかというふうな御質問に対してのものです。安見さんについては、施設、ハウスの關係の整備がしたいというふうに聞いております。田中さんについては、房総半島のお茶の關係で整備がしたいと。それとあと、コンバインとかというふうなことで聞いております。それから、渡辺さんについてはブドウ園を今後経営をしたいというふうなことで、その造成の關係で計画をしておられます。それと、広瀬さんについては施設園芸を今後中心に展開をしたいということで、そのハウスの關係でございます。

それから、担い手支援センターのほうで負担金補助及び交付金のところで、新規就農者支援事業の關係でございますが、關係してまいります。ただ、広瀬さんについては、今、準備型というふうな形でございますので、準備型は事業実施主体が島根県というふうなことになりますので、町の關係の予算を通過してまいります。それで、新規就農の支援事業の關係、町単の關係であります。想定しておりますのが、田中さん、渡邊さん、広瀬さん、この3名を想定しております。半年分ということでございます。60万円かける6カ月の3名で180万円と、広瀬さんの關係で、施設整備の關係の補助金ということで300万円乗せておまして、480万円ということでございます。

それから、新規就農総合支援事業、国の事業でございますが、150万円1年間で出るというふうなことでございますが、今、土地の名義等が本人になってないというふうなこともあって、国のその採択要件にのるためにそのあたりの切りかえをするということで、半年分を、今計上しておるところでございます。150万円の2分の1ということで、これは安見さんになります。今、就農後5カ年対象になるというふうなことで、来年の11月までは対象になるというふうなことでございますので、そのように対応しておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 3名の方が施設に入所されるということで、非常にシビヤな議題というか、非常に微妙なあれですから、特別養護老人ホームのようなどころへ入所されるということですか。施設は、あちこち町内じゃないところにも入所されるとか、いろいろあるんだと思いますが、差しさわりのない範囲でお答えいただいたらと思います。

それと、今の農林課の関係の予算は、基本的には従来から県の事業は2分の1が県費補助で、あと、町村の上積みがあるかというようなことで、全体の事業費というようなものが把握しておられれば、個別に、少しお聞かせいただいたらと思います。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） 場所については公表できませんが、町外でございます。そうしたDV関連の、そうした専属といいますか、そうした関係の施設でございます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） 補助率の関係でございますけども、以前から、がんばる事業もそうでございますが、ソフト事業が2分の1、ハード事業が3分の1という補助率でございます。

今回の新がんばるも同じくというふうなことでございます。新規就農者の関係の全体の事業費としては、4名合わせて1,822万円ばかりになります。一番大きいところが、広瀬さんの約1,277万円でございますが、これがかなり大きいもので、そのほかの方については、100万円から200万円。渡辺さんが200万円ちょっとでございますが、そういう状況でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） それでは、3点ばかりお伺いします。

まず、17ページの企画費ですけども、ここで一番下のルネッサンス事業248万円ですが、わざわざ予算をここで組み替えられて、補助金として支出するという意図。それと、支出先はどのように変わったのかということ。

それから、39ページで、委託料のところですが、健康情報管理システムと、これですが、医療対策課は、多分、住民の方の健康情報と思うんですが、これを誰と情報を共有するか。町内の病院、あるいは医院なのか、それとも、町外、益田日赤あたり、医師会病院あたり含めての共有化か、ということでございます。

それから、51ページで、観光キャラクターで40万円を事務費のほうへ回して減額するというようなことなんですが、今、40万円が減るということは、ここで変更契約したのか、それとも、まだ、契約はしておられないのか、お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 営業課長。

○営業課長（大庭 郁夫君） 御質問いただきました津和野ルネッサンス事業の補助金関係でございますけども、ルネッサンス事業というのは、町外に在住いたしております町の出身者の方々との交流といいますか、町内関係者との継続的な交流ということを目指して、過疎のソフト事業で計画しているものでございまして、去年は、ああやって、ふるさと会ということで、東京、関西、広島の方々に帰っていただいて、地元との交流をやりました。

そういった中で、ことしは鷗外150周年の関係等もございまして、東京近郊に在住の方ということで当初考えておりまして、その中で町内の方々を公募という形で交流

を、ということで計画をしたとこでございますけども、いろいろと、今回、東京の文京区でイチョウまつりというのがございまして、本郷地区でやるわけなんですけども、そこが10周年ということで、津和野をある程度、前面に出した企画をやっていただけるといって、この計画を具体化するに当たって、この事業を少し組み合わせたような企画にしたいということにしまして、ここでの、津和野のいろんな特産品の販売等もするわけなんですけども、行政の職員が行って売ったりするんでなしに、事業者の方に直接行っていただくほうがいいじゃないかというようなことで、商工会、それから、観光協会にある程度といいますか、そういった事業をやってる方々にある程度絞って、そういった中で、ふるさと交流会をやっていきたいということにいたしました。

そういった関係で、商工会あるいは観光協会にお願いをして、事業者の募集をしたということでございまして、そういったことで切りかえをさせていただきました。また、要綱にも、そういった団体への補助金という形の要綱にもなっておりますので、そういった意味でも、そういう形にするのが正当であろうということもございまして、あわせてそういったことで、商工会なり、観光協会からの呼びかけとさせていただいたところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 39ページの委託料の内訳でございますが、健康情報及び地域包括システムのライセンスセットアップの委託料であります。

目的としましては、まず、病院内にある医療対策課のほうが、健康保険課のいわゆる特定健診の結果を、状況を把握して介護予防の事業の低栄養素等の展開を図るためのシステムを医療対策課のほうでも見れると。

それと、地域包括支援センターの、いわゆる65歳以上の情報を、今の健康保険課の予防係、保健師さんを中心とした部分が状況を把握できるということで、住民にとって医療対策課並びに健康保険課のほうが、両方に共有ができるという状況の中で、今回39万5,000円を計上をさせていただきました。議員さんが言われるような日赤あるいは医療機関等の、このたびはそういう情報ではありません。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） キャラクターの件でございますが、これにつきましては、ちょっと当初の見方も、若干まずかったかなというおわびも申し上げなければいけないんですが、丸投げの形から、募集、それから入選者作の皆さんへの褒章等、直営でやるということで40万円落としました。

それで、おかげさまで550件の応募をいただきまして、現在、最終に残る候補を絞っているところでございます。これから、契約をするところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宏文君） 民生費で29ページ、備品購入費で社会福祉協議会の消火設備。これは、屋内消火設備とありますが、130万円となるとかなりの高額で、消火器ではないと思いますが、どのようなものでしょうか。

農林水産費49ページで、林業振興費貸付金で、津和野町有害鳥獣被害対策協議会貸付とありますが、この貸付とありますからには、これはいずれ返ってくるのでしょうか。

それから、教育費で65ページ。木部中学校校舎改修工事とありますが、この改修工事後の用途としては何か考えておられるのでしょうか。

以上、3点。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（右田 基司君） これは津和野町の福祉センターで、平成16年に一部増築したんですが、そうした集会施設では、延べ面積が544.07平米になりましたんで、消防法で500平米を超えた場合には、屋内消火設備の設置またはパッケージ型の消火器の設置が必要であるということが判明いたしまして、今回、パッケージ型の消火器の設置を提案をさせていただいたところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（田村津与志君） それでは、林業費の關係の、林業振興費の貸付金の關係でございまして、49ページのところに600万9,000円というふうに書いてございまして、歳入のほうの12、13ページのほうをごらんいただいたらと思います。貸付金元利収入ということで、600万9,000円が最終的には返るというふうな形になっております。当初予算で600万円予算を計上させていただきましたが、国のほうの要望額は2,000万円ちょっと超えて要望しておりましたが、最終的には、1,200万9,000円ほど予算がついたというふうなことでございます。

その内容のふえた要因といいますのが、有害鳥獣の被害防止総合対策支援整備交付金というものでございまして、農家3戸以上の方で、希望者に対してほぼ10分の10の資材費が出ると、設置については個人がしていただくような形でございまして、昨年、11月から12月に募集しまして、2,000万円ばかり出しました中で、995万9,000円ばかり、お金が半分ぐらいついたというふうなことで、今回、補正増額というふうな形を取らせていただいております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 65ページの教育諸費の設計管理委託料の木部中学校の校舎の改修工事のこととありますが、一応、地域説明会を学校統合のときにしておりまして、その中で、地域の要望として、中学校を小学校に変えられないかという御意見をいただいております。それに基づきまして、現在、その改修が可能かどうかということをご設計士さんに事前調査をしていただいております。その結果をもとに、その改修の内容について設計をしてみようということでご予算を組んでおるところであります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 三つばかり伺います。

もとに戻って申しわけありませんが、51ページの移動販売車ですが、ちょっとよくわかりませんが、具体的に、この事業主体というのは商工会がというようなお話が先に先行して業者の話もございましたが、誰が事業主体なのか、あるいは事業主体と実施者と違うのか。つまり、だれが移動車をもってこの事業をやるのか、業者ということでございましたが、町内業者がありましたということで過去形でお話がありましたが、なくなったのか、業者がありましたということでしたが、今もあるのか。それは誰なのか、ちょっとお聞かせください。

それから、77ページ教育費で、安野光雅とこれは桑原史成館の修繕費が出てございますが、具体的に、何をどうするのか、お聞かせください。

それから、79ページ教育費の諸費の中で、修繕費が楽山荘の門だというふうにお聞きをいたしました。私の認識が違つたらいけません。楽山荘そのものは、個人の持ち物じゃなかったのかというふうに思いますが、そこだけちょっと確認したいのでお知らせください。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 事業につきましては複合事業になりますので、いわゆる、どなたか、どこかの商店さんが移動販売車を買うので補助金を出すと。最終的にはそうなるんですが、といったものではなくて、あくまでも事業主体が、市町村が直営でやってもいいことになっていますが、先ほど申し上げましたように商工団体、社会福祉協議会、あるいは地域のコミュニティー、自治会になるんでしょうか。そういうふうな組織が事業主体になってまいります。

実際、誰がやるのかということでございますが、前段に開催した説明会では4人もしくは4団体と申しますか、そのような方がお見えになりました。本当に一番にやりたかったのは、大変残念なんです。だいまるさん、大庭さんがもうここと、こことやりたいということで、まずは優先順位を大庭さんということで考えていたんですが、大変残念ながら、事業そのものはやめられるわけではございません。一番の経営のトップの方がああしてお亡くなりになられたということでございますので、これは当面第1優先順位でございますので、その後の事業展開も含めて商工会さんのほう、我々も当然なんです。今後の協議をしていきたいと思っています。

それがどうなるかということになりますと、また、事前にお考えがあったような方に、またそういうふうなお話を持っていかなければいけないと思います。最終的には、商工会が、まずは事業主体になっていくだろうというふうに思っています。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 77ページの安野光雅美術館の修繕料であります。これにつきましては、1階のエントランスの内側の窓の修理が1点、それから、アトリ

エとプラネタリウムの排煙坑が故障をしております、その修繕が1点であります。それから、桑原史成の写真美術館につきましては、非常用のバッテリーの交換が2カ所、それから、横側の出入り口がありますが、その場所の上が雨漏りをしております、その修繕を行います。

それと、79ページの修繕の件であります、堀庭園の施設は、本宅のほうは町のほうへいただいております。言われますように、庭側のほうについては個人所有になっておりますが、管理委託を町が受けておるという関係の中で、こういった予算措置をさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず初めに、19ページの総務費諸費の中にあります住宅用ペレットストーブ等購入補助金ということで上がってるんですが、このペレットストーブというのは津和野で手に入れることができるものなのか、もしくは、町外の業者に委託してるものなのか、お尋ねします。

それと、51ページ商工振興費、個別商業包括的支援補助金なんですが、こちらも議案の説明の際に若干説明があったと思うんですが、こちらの300万円について詳しくお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） ペレットストーブ等の取り扱いでございますが、町内業者の方でも代理店として取り扱っていると聞いております。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 個別商業包括的支援補助金でございますが、これはいわゆる新規で、商工会さんのほうから御要望いただいたところでございます。

その前にも、町の産業振興審議会でも、こういったような議論をしていただきまして、今回の提案をさせていただくものであります。従来は、制度をつくって大きく商工業界全体に支援する。例えば、利子補給でありますとか、信用保証料の一部負担といったような部分で広くということがあるんですが、これにつきましては、趣旨は具体的に個別の事業者さん、企業さんへ自助努力を行っていただくことに対して、経営の支援の一部にさせていただきたいというのが大きな目的でございます。

そうは言っても、何をやってもいいということではないんですが、今一番求められておりますような、例えば、新商品を開発をしていくためにある程度の機械、器具等が必要な場合、あるいはそういったようなものをリースをしていこうというふうな新商品を開発するための意欲を持たれておる事業所さんでありますとか、そういうことに関連しますけども、例えば、知的財産権を有するようなどころまで持っていけば、当然そのような特許権などの維持費用等がございますが、そういったようなことも一つあるだろうと。

それから、販路につきましても、従来、大きな意味でも支援をしていますが、個別の企業さんみずからが販路を開拓していくというようなことについても、商談会等の出張費もそうなんです、そういうふうな支援をしていこうと。それから、一番考えているのは、デザインというふうなものも、非常に商品パッケージの開発についても、売れるものをつくっていきたい。そういうことがありまして、ネーミングも含めてそうなんです、従来からの各事業所さんのそういったようなパッケージの改良をされる場合、あるいはホームページ、リーフレット等の作成をする場合。

それぞれ限度があるんですが、そういったような自主的な意欲のある取り組みについて支援をしていこうということをごさいます、手続的には、それぞれ商工会さんのほうに各事業者さんから御要望を上げていただきまして、町の産業振興審議会で審議をするといったようなことをごさいます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 51ページの商工振興費。皆さんが随分聞かれましたが、商品券のことについてちょっとお尋ねをいたしますが、この商品券については津和野町民が全部対象になりますね。8,380人ぐらいおられるわけですが、町内企業の従業者、これも対象にされておりますね。津和野へ130名ばかりが来ておられるようでごさいます、この販売対象として、津和野町民及び町内に住所を有しない町内の企業従業者を対象というふうにあるんですが、町内に住所を有しない町内の企業と従業者は代理購入ができないというふうにありますね。これは、去年のあれを持ってありますが、去年のもことしのも恐らく同じ条件になろうと思います。

そうしますと、町外の方で町内に勤めておられる方は、町内企業に従事しとることの確認ができる書類を持って来いというふうになっております。そうしないと、町内に住所を有しない町内の企業等の従業者は代理購入ができないということになりますと、購入をいつすりゃいいのかという問題が出てきます。

この期間中、朝9時から夕方5時までは販売をします。ただし、日曜・祭日はお休みですと。販売をしないということになります。そうすると、企業に時間で勤められておる従業員がどのような購入をすればいいのか。平日休んで買いに来いというような形になるのか、そこのところは課長さん、商工会と、こういう条件付ちゅうのはどうでございませぬか。話されたことがあるんですか。あるかないか、ちょっと聞かせてください。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 話したことはありません。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） そうしますと、今回、このような要望も出てきております。予算もつけておられますが、それなら、この町内企業に勤めておられる方は、あっさり対象外にするというふうな文言ならまだわかりますが、ここでは、本人が来

りゃ売ってやるが、代理人じゃ絶対に売りませんというふうなことでございまして、ちいっと矛盾しちゃおりませんか。どうでしょうか。

これは、助成金を出す津和野町としてどのように考えておられるか。せつかく、よそから津和野の企業に就職、通勤して来られる方。これも、113名か、対象にしましてうちゅうような基本方針が出ておるんですが、そんな人がこれじゃあ、いつ、この券を買いに行きゃいいんか。朝9時から5時ごろまでで閉められたら、普通の役場の職員でも、時間中でなけりゃ買いに行かれんと思いますが。まあ、家族がおられる方はいいですけど。そういう矛盾したことが、ここにも上がっておるんですが、これをどのように理解をされておるか、その点をお聞かせいただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長嶺 清見君） 企業と従事者は代理購入はできないものとなっておりますので、町外から通勤されておられる方については代理購入はできませんよということですので、町民の方が、この企業へ町外からお勤めになっておられる方々の分を町民の方が買って代理購入することは可能でございますので、全く、そのちょっと理解の問題だろうと思うんですけども、代理購入はできないというのは、町外から通勤されておる方が、誰かの代理購入することはできませんということですので、町民の方が、その町外から通われている方の代理購入は可能ですので、例えば、事務所の事務員さんとか、そういうふうな部分、あるいは、正式には、本当はきちんと商工会と詰めていかなきゃいけないと思いますけども、ある程度、取りまとめたいただければ、当然、事業所のほうに出張販売に行くということも、対応しなきゃいけないというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） これから、まだ、お話をされる何があろうと思いますが、それでありましたら、文言を課長が言われたとおりに、一言追加して入れられるとか。この文言を見ますと、当然、私らはそういうふうな理解をしますからね。

町内に住所を有しない、町内の企業と従業者は代理購入ができないものというふうなことが書いてあるから、誤解を、私自身そういうふうな解釈をしましたんで、もっとそこらから鮮明な表現をされたほうがいいんじゃないかと思いますが、そのように御配慮をひとつお願いをしておきます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 財政課長にお尋ねをいたします。

補正予算の審議ですから、どうかと思いながら質問するんですが、歳入を見ても、歳出を見ても、本町が、今、定住教育、こういうことに対して町長は力を入れて本年度は進めると、こういうふうなことで施政方針を頂戴しておりますがね。

けさ、山陰中央新聞を見ると、U・Iターンが昨年、11年、75名ということで、松江市や出雲やら、3番目にランクされておるんですね。ごらんになったかどうかわか

りませんが、非常に、津和野町は75名のU・Iターンを本町へ迎え入れておると。こういう記事が載っておりましたので、興味があったんですが、そこで、歳入を見ても定住に関する補助金やその他が全然出てこない。歳出を見ても全然、そういうふうな奨励金というふうなものが本町にもあるけども、それが一向に出てこない、補正に全然かからないというのが、いささか不思議でやれんから、お尋ねするの、財政課長に。

全く今回、対象になってないから、補正に乗らないというんなら、それでいいんだけども。Uターン、Iターンは奨励金を出すようになってとりますわな。必ず、あるんじゃないかと思って、質問する。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（島田 賢司君） 御指摘のとおり、奨励金がございます。

現在、当初予算で予算づけしている範囲内で、まだ、足りてるという状況でございますので、今後出てくれば追加補正が出てくるものと思われま。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） したがって、ことしの現時点でつかんどの。これは担当課長はちょっと違うんかもわからんけど、I・Uターン者が何人になつとるかという、それ、わかりますか。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） 申しわけありませんが、今、資料を持ち合わせておりませんので、人数のほうはわかっておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 今回の予算案に対しまして、賛成の立場で討論を申し上げます。非常に、地域振興等につきまして考えられた予算であると思ひます。

ただし、先ほど、質問のところでもありましたけれども、ほかほか商品券、プレミアム付商品券に関しましては、同僚議員の申されることと、そして、答弁が若干の違いが出ております。その点はきっちりと確認をしていただいて、また、理事さん方の意見をきちっと聞かれまして、そして、このものがより有効に活用されるように、残された時間はわずかではあるとは思ひますけども、商工会のほうに伝えていただくことを申し添えまして、今回の賛成の討論といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第99号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第99号平成24年度津和野町一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第100号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第9、議案第100号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第100号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第100号平成24年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第101号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第10、議案第101号平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 13ページ報償費でありますけども、講師謝金43万円がありますけども、これは、御説明によりますと食事等々のいろいろな指導をするというふうに御説明がありましたけども、どういう資格を持った人が、津和野町で

いけば誰が当てはまり、そして、そういう人たちがどこの場所で、例えば、介護を受けている在宅においての指導をするのか、それとも、どこで、そういう指導をされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 報償費43万円ですが、介護予防事業として65歳以上の要介護、要支援認定以外の方へチェックリストを送付しております。

その中で、低栄養予防あるいはQOL（クオリティオブライフ）生活の質の維持・向上のために、健康増進の増大を図ることを目的として、専門である栄養士さんが在宅のほうへ1日約5件、半年間かけて一応行うというような状況であります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案101号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第101号平成24年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第102号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第11、議案第102号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。はい、4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 非常に、低額な補正ではあるんですけども、制度そのものに賛成できませんので、反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第102号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第102号平成24年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第103号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第12、議案第103号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 11ページ工事請負費ですが、さらっとした説明のみで、日原2台取りかえ等々、森村追加工事がというふうなことでありましたが、日原のポンプ等の取りかえというのはわかりますけども、森村の追加工事というのはどういう工事なのか、お尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 工事請負費の追加補正分について、御説明申し上げます。

金額は508万3,000円でございます。これにつきましては、現在森村、町田地区で行っております下水道管工事に伴いまして、当初予算でも計上させていただきましたけれども、その計上額に対して、実際に実施設計組みましたところ、不足が生じたということになります。

不足分につきましては、前の75ミリのパイプ管が55メートル、それから、パイの50ミリが30メートル、パイの25、直径のことではありますが、20ミリから25ミリが225メートル、これが概略の経費として、不足が生じたということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 500万円からの追加ですが、当初において、なぜそれがわからなかったのか、掘って見たら、これも腐っとたとか。そういうのだったらわかりますけども、何で500万円もの追加がここで発生するのか、その辺を少し詳しくお話をください。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 説明不足で申しわけありません。まずは、下水道の工事区域、これも概略でいたしておりまして、範囲が確定をされていなかった部分も多少ございます。全部じゃないですが、幾らかは実設計と当初予算を立てる時点での相違もございました。

それから、水道管の埋設位置につきましても、若干、詳細に現地を歩いて確認をした部分と、それから町が持っております管理台帳とで調べたものとの相違が、幾らかあったということが原因でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第103号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第103号平成24年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第104号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第13、議案第104号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 雷の落雷で、保安器やら端末やら故障があつて、これも修理ということでございますが、昨今、路上で温度計なんかが表示されてる部分もつい最近の落雷で、電気がつかなくなったりしておりますが、実際、雷の事故で、まだ、この予算に上がってない、まだ、修理が、機器が届かないとかいろいろ聞いておりますが、今回、この予算で全てが賄われるのか、まだ残された故障等々があるのではないかと思います、その辺について、今後の見通しも含めて、現在残りがどのぐらいある、さらに、この残りを修理しようとするれば、どのぐらいの期間がかかる。その辺をお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、雷のことですから、特に地域が特定されるものではないかと思いますが、町内で、よく雷が発生するというようなところがあれば、その落雷に対する方策というものはないのか。そんなところをお聞かせいただいたらと思います。

○議長（滝元 三郎君） 地域振興課長。

○地域振興課長（久保 睦夫君） このたびの落雷によって、告知端末で30台とか、ケーブルモデムが24台とか、そういう機器が壊れたわけですが、事前に予備機として持っておいたものを、それを交換のために全て使っておりまして、現在、年間通して150台の機器を保有することにしておりまして、後期分の75台を、今、発注をかけております。

これは、10月中旬から11月にかけて、その機械が入ってくるようになっておりまして、現在ふぐあいを起こしておるものは、そのころまでちょっとお待ちいただかなければならない場合もございます。

それから、雷の発生ですが、これはケーブルのほうから入って壊れるばかりではなくて、電気のほうから入って壊れる場合がございます。こういった場合、ケーブルのほうから入るのを防ぐのが保安器であるんですが、電気のほうから入られますと、これはなかなか防ぎようがない。それから、場所的にも特定されることはありませんで、たまたま津和野地域で1カ所に2年にわたって雷が多かったということはあるんですが、雷自体はどこに落ちてもおかしくない状態でありまして、特定されることはなかなか難しい。

ただ、京村議員がいらっしゃいますけど、京村議員のところは毎たんび雷で被害を受けられることは多いです。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第104号を採決いたします。本案件は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、議案第104号平成24年度津和野町電気通信事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 経済常任委員会の請願審査報告について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第14、経済常任委員会の請願審査報告についてを議題といたします。

経済常任委員長の報告を求めます。2番、村上君。

○経済常任委員長（村上 英喜君） それでは、経済常任委員会請願審査報告書。

平成24年第4回6月定例会において、付託された請願を審査した結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

受理番号、第3号。付託年月日、平成24年6月27日。件名、町道高田線の改良新設について。審査結果、採択。

1、審査事件、側溝整備に関する請願。本請願は、町道高田線は地域住民にとって生活道路であり、また、県道田万川線の迂回路として重要な路線であるが、高低差が大きく離合も困難な状況で、冬場の凍結時にはスリップ事故が多発している状況であり、道路の改良新設をしていただきたいとの趣旨の提出されたものである。

2、審査年月日及び出席者。審査日、平成24年8月6日月曜日午前9時。出席者、経済常任委員会5名及び議長。板垣敬司議員（紹介議員）。木村建設課課長補佐。

3、審査方法。議場審査及び現地調査。

4、審査結果。今回、100メートルの新設工事の請願が出された。現地調査を実施したところ、町道高田線の当該箇所は、高低差並びにカーブが大きく、幅員も狭く、事故防止のためにも早急な改良が必要であると認められた。この路線は、県道田万川線の迂回路としても重要であり、地元地権者も土地を無償提供を行ってでも実施したいという強い熱意もあり、新設工事を行うべきである。

以上、本委員会は全員賛成で、本請願を採択すべきと決した。平成24年9月24日、津和野町議会議長、滝元三郎様。経済常任委員会委員長、村上英喜。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。それでは、委員長の報告について、質疑に入ります。質疑はありますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 何にもないというのも気の毒やけ聞きますけども、審査事件の中に、側溝の整備に関する請願という活字があります。審査事件の中に。そして、最初の物件には、改良新設についてちゅう格好でやっとなんですけども、中には側溝整備に関する請願といたっても、報告書の中には側溝に関するものが一つも見えないんですけども、その点、ここの上の字が違うとるちゃそれまでなんですけど、その点ちょっとお聞かせ願えたらと思います。申しわけございません。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○**経済常任委員長（村上 英喜君）** ただいま指摘された点について、こちらの間違いということで、素直に受けたいと思いますので、側溝整備というのを新設改良整備に訂正をよろしく願いいたします。

○**議長（滝元 三郎君）** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（滝元 三郎君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**議長（滝元 三郎君）** 起立全員であります。したがって、町道高田線の改良新設に関する請願については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第15. 経済常任委員会の所管事務調査報告について

○**議長（滝元 三郎君）** 続きまして、日程第15、経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題といたします。

経済常任委員長の報告を求めます。2番、村上君。

○**経済常任委員長（村上 英喜君）** 経済常任委員会の所管事務調査報告書。

平成24年第4回6月定例会において、許可をいただきました調査事件について調査の件を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

1、調査事件。津和野町観光協会の観光事業の現状把握。

2、調査目的。現状を把握調査し、議会活動に生かすため。

3、調査日。平成24年7月25日午後2時。津和野町庁舎会議室。机上調査及び現地調査。

4、出席者。経済常任委員会4名及び議長。財間章観光協会会長、斉藤謙一事務局長、商工観光課長長嶺清見。

5、調査報告。観光客の状況。ことしの観光客の状況は、1月から5月までの入り込み数は前年度対比102%である。ほたるバスの利用数は660名で、前年度比より330名減少している。最近の観光客の傾向として、東北方面に向いている。また、円高傾向で海外旅行が伸びている。

事業方針（1）営業体制構築事業。ことしの秋、9月から10月をめどに旅行業に参入をする。形態としては、第3種旅行業として民間旅行会社ウインズとも提携し、その会社の支店として業務を行う。

（2）観光開発事業。まちあるき整備事業として、観光客用ショッピング券を（観光振興券）を作成し販売する。インバウンド事業として、新たに観光パンフレット韓国版を作成する。観光ガイド事業として、津和野ボランティアガイドの会と連携しながら新

しい観光ガイド組織を立ち上げる。新しい観光アイテムを造成し、販売する。特に、SL に関するお土産を開発していく。

津和野町観光協会事務所移転計画。駅前SL館の土地及び建物購入費340万円、不動産取得税62万円予算計上されている。町が建物改修費100%の補助金が条件付の計画である。構造耐久調査は河田設計事務所と調査契約を結び、8月24日に報告書ができ上がる。

6、調査意見。(1)観光客の入り込み数は、大手の業者の協力を求め、正確な数値を望む。

(2)旅行業参入は、自主財源を確保するための、また、新しい観光企画を進めるためにも、大いに期待したい。

(3)事務所移転計画は、河田設計事務所の報告書を待つて議論すべきであるが、改修計画が長引けば、駅舎利用も含めて検討すべきである。

以上、平成24年9月24日津和野町議会議長、滝元三郎様。経済常任委員会委員長、村上英喜。

○議長(滝元 三郎君) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(滝元 三郎君) ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第16. 議員定数等調査特別委員会の調査報告について

○議長(滝元 三郎君) 続きまして、日程第16、議員定数等調査特別委員会の調査報告についてを議題といたします。

委員長の調査報告を求めます。15番、沖田君。

○議員(15番 沖田 守君) 議員定数等調査特別委員会調査報告書。朗読をもって、お知らせをいたします。

平成23年第8回12月定例会において設置された議員定数等調査特別委員会において、議員定数等について調査を行いましたので、その経過並びに結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、調査事件。議員定数等調査。

2、調査年月日。第1回議員定数等調査特別委員会、平成23年12月14日午前9時から机上調査。出席者は委員15名並びに議長。欠席者なし。内容は発議の理由。人口減少率が11.4%と高い水準になってきており、2020年には6,000人台になるのではないかと示されており、そうした中、社会情勢といろいろ鑑みて、議員定数を審議すべきと思ひ、提案されたものであります。委員長、副委員長の決定をしております。

す。結果、委員長、沖田守、副委員長、板垣敬司、議長を除く15名で特別委員会を設置することが決定をいたしました。

第2回議員定数等調査特別委員会、平成24年2月7日午前9時から机上調査。出席者は、委員13名並びに議長、欠席者は村上英喜委員、斎藤和巳委員。内容は議員定数の調査・検討。調査・検討の方法は、町民との意見交換会、委員のみで検討する等々の議論。23年の地方自治法の改正により、議員定数の上限数が廃止された。

全国、平均議員は1町村当たり、13.2人。首長サイドのパワーに対し、議会の存在意義を示すのに必要な討議できる人数はどのぐらいか検討する必要がある。委員より出された意見であります。町民との意見交換会の開催をしたらどうか。資料の提出がないと困る。定数減には反対である。

2番目、その他の項目。議員定数等の調査。議員定数以外に何を調査検討するのか。定数を減にするのであれば、報酬を増額する。休日、夜間議会の実施等の意見。委員会の調査スケジュールについて協議をいたしました。今後のスケジュールをどうするのか。2年後までに結論を出せばよい。6カ月後に出すべきである等の意見でありました。結果、次回までに、資料収集を行い検討することを確認。定数以外に報酬、休日夜間議会について検討することを確認。調査決定の結論は次回に検討する。

第3回議員定数等調査特別委員会、平成24年4月11日全員協議会終了後、9時30分からでありました。机上調査。出席者は委員14名、議長。欠席者は道信俊昭委員。内容は資料の提出。資料一つ、中国地方の議員定数調査票。資料2、類似団体の議員定数。資料3、国勢調査による人口高齢化率限界集落。資料4、行政区ごとの人口高齢化率限界集落。資料5、報酬について。県内町村の報酬。資料6、休日夜間議会の実施状況等の資料提出をして、前回の委員会と同様、各委員の議論による意見は次のとおりでありました。

削減意見。本町の人口は減少しているため、議員定数は当然下げるべきである。議員定数を下げるかわりに、報酬を上げるべきである。仮に、定数を12人にした場合、議員一人当たり707名の町民となる。委員会のあり方についても考えるべきである。委員会、全員協議会での回数をふやし、議会が活動していることをアピールするべきである。委員会、全員協議会の回数をとということですね。

結果、議論及び討論を終結したが、いろいろな意見が出ているので、次回にはある程度の方向性について考えていく。住民への意見の聴取についても考える。

第4回議員定数等調査特別委員会は、平成24年6月27日、6月定例会閉会后でありましたから時間がなく、次回開催日を7月17日9時からということを決断をして散会をしております。

第5回議員定数等調査特別委員会、平成24年7月23日、臨時議会閉会后10時からでありました。机上調査。出席者は委員14名、議長。欠席者は河田隆資委員。内容は、定数削減の方向で検討する。あるいは、奇数にして、議長の権限を発揮させること

が大事なのではないかという意見。議員に一人ずつの定数人数を聞いた結果、15名が1人、14名が1人、13名が5人、12人が6人、8人が1人という結果でありました。

したがって、定数は討論にした結果、削減の方向で、次回開催に決定をしていく。休日・夜間議会については、この特別委員会では結論は出さず、全員協議会で検討する。次回開催は、盆明けに行い、結論を出し、9月議会に報告をする。

第6回議員定数等調査特別委員会、平成24年8月20日、全員協議会閉会后午前11時53分から机上調査。出席者は委員全員と議長。欠席者はなし。内容は、報酬を増加させる意見書を町長に提出すべき。奇数人数にして、議長権限を発揮させるべき。一人ずつ定数人数を聞いた結果、16人1人、14人1人、13人5人、12人7人、8人1人という結果で、結果、定数は4名減とし、12人とする。適用は、次回の一般選挙からとする。報酬に関しては議会からの具申はしない。

3、最終調査結果として、現在の議員数16名を4名削減し、議員定数を12名とする。適用時期は、次回の一般選挙時からとする。

以上であります。平成24年9月24日。津和野町議会議長、滝元三郎様。

議員定数等調査特別委員会委員長、沖田守。

以上であります。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

お諮りをいたします。この委員会は、議長を除く全議員での構成でございます。したがって、委員長に対する質疑は省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議ないようでございます。委員長に対する質疑は省略いたします。

ここで、追加日程がございます。決算審査委員の、若干変更の申し出がございましたので、追加日程といたしますので、暫時休憩といたします。

午後0時02分休憩

.....

午後0時16分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、決算審査特別委員会の米澤委員より、辞任願が提出をされております。よって、これを決算審査特別委員会米澤委員の辞任の件についてという形で日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っておりますけれども、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決しました。ペーパーを配付いたします。

追加日程第1. 決算審査特別委員会米澤委員の辞任の件について

○議長（滝元 三郎君） 追加日程第1、決算審査特別委員会の米澤委員の辞任の件についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、米澤議員の除籍を求めます。

〔米澤宥文君 退席〕

ただいまも申し上げましたように、先ほど決算審査特別委員会の米澤委員より、一身上の都合により辞任いたしたいとの申し出がございました。

お諮りをいたします。本件は、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） ちょっとお伺いをいたしますけども、文書でもって出されたのかどうなのかという件が1点。そして、普通ですと、もう、特別委員会が設置されておりますので、それが委員長宛に出されたのか、また、議長宛に出すべきものなのか。この点を、少し御説明をお願いをいたします。

それと、辞任の正当理由というものをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 議長宛に辞任願が出されております。議長宛にすることになっております。文書で出されております。

それから、理由は健康上の理由というふうにお聞きをしております。診断書は出ておりません。ほかにございますか。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほど、河田議員から、特別委員会が設置されておるのにかかわらず、そういうようなときに、万が一こういう形で辞退したいと、途中で辞退したいというようなことが起きたら、特別委員会とか、そういう委員長には関係なしに議長へ提出するという確認ですけど、決まってるんですかいね。

私らとしては、特別委員会があれば委員長に行くべきだろうと。各委員会の委員長に先に行くべきだろうという感じを受けるんですけども、議長がなっておりますと言いましたので、もう一回確認するためにお聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 考え方として、特別委員を決定するのは、本会議ですしておりますから。本会議で特別委員を決めておりますので。したがって、辞任の場合も本会議で申し出るということは、議長宛に申し出ると。そういう考え方になろうかと思えます。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 本会議で決めるのはわかっておりますけども、流れ的に見たら、まず、委員長へ、こうこうでどうでしょうかという形を委員長のほうから、本会議で決定することだから、それから議長へやっていただきたいというのが、私の流れだろうと思うんですけども、決定は本会議で決めるだけでいいんですよ、それは。その提出のやり方というのが、この際従来どおり、いろんな委員会があったとしても、委員長において、全て議長のほうへ出せば済むものかということですよ。

○議長（滝元 三郎君） もちろん、相談はされておりますが、特別委員長にですよ、委員長に。手続としては、あくまでやろうと。委員長がすべきものでなくて、本人から議長に向けて申請手続がされるのが形でございますんで、そういう手続になっておりますんで、特別委員長に相談はされておられますよ、もちろん。ただ、委員会が決定することではないということですよ。おわかりです。

先ほども、申し上げましたように委員の決定は本会議でしております。あくまで、皆さんに本会議で決定をしていただくということです。よろしゅうございますか。5番、道信議員。

○議員（5番 道信 俊昭君） 手続的には、本人が委員長に申し出て、委員長名で議長に申し出ていくというのが筋だろうと思うんですけども、それはいかがなもんです。

○議長（滝元 三郎君） 本人が、議長宛に申し出をするということになっておりますんで。問い合わせをした、いろんな調査をした結果でございます。よろしゅうございますか。いろんな調査をしてですね、手続とかいろいろ書物にもあります。そういうことを調査をした上でございますんで、御理解をください。

それでは、御異議なしということに認めます。したがいまして、米澤委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議ありですか。先ほど、異議なしと。それでは、もう1回確かめます。御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議あり。

○議員（10番 河田 隆資君） 簡素化された委員会ではありますけども、あくまでも各常任委員会において慎重に協議をして互選をされた人であります。ただ、体調不良といいましても、診断書もない。そして、審議に非常に差し支える。例えば、入院等で、どうしても議場に出席できないんというなら別ですけども、単純なもんだと、そのときにおいて特別委員長に申し出て、欠席及びそのときの通院等もできるわけですから、私は、正当な理由にはならないと思っておりますけども、どのような、あくまでも、私個人は足を引きずってでもできる範囲内で努力すべきだと思っておりますが、どうも、今のただ辞表を出しさえすれば通るというのは、議員として納得がいきません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ここで、採決をいたしたいというふうに思います。辞任について、認めるという方の起立をひとつお願いをいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 賛成多数でございます。したがいまして、米澤委員の辞任を許可することに決定をいたしました。米澤議員の除籍を解き、入場を許可いたします。

〔米澤宏文君 着席〕

○議長（滝元 三郎君） 米澤議員に申し上げます。先ほど、提出をされました決算審査特別委員会委員の辞任願いにつきましては、ただいま許可されましたので、この旨、この際申し上げておきます。

ただいま決算審査特別委員会に欠員が1名生じました。

お諮りをいたします。この際、決算特別委員の補欠選任の件について、日程に追加し、追加日程第2として、議題といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがいまして、これを日程に追加をして、追加日程第2として、議題とすることに決しました。

追加日程第2. 決算審査特別委員会委員の補欠選任の件について

○議長（滝元 三郎君） それでは、追加日程第2、決算審査特別委員の補欠選任の件についてを議題といたします。決算審査特別委員の新たな委員として3番、板垣議員を指名したいと思っております。これに、御異議ありませんでしょうか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 本来ですと、委員会が開かれ、その中で互選をされてるわけですが、その手続を踏んでの互選なのか、それとも、もう、そういうのが出されれば議長が指名をできるのか、その辺、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 常任委員会から2名ずつと。委員長が出るところは3名というふうな申し合わせがございますので、もちろん、辞められた委員さんの所属をする常任委員会で相談をされた上で、3番、板垣議員が前もって相談はされておられます。よろしゅうございますか。

○議員（10番 河田 隆資君） 委員会は、開かれたちゅうことやね。

○議長（滝元 三郎君） はい、相談はされております。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） それでは、御異議なしと認めますが、よろしいですか。したがいまして、3番、板垣議員を決算審査特別委員の補欠委員として選任することに決定をいたしました。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の本会議は10月3日でございます。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後0時33分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 24 年 第 6 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 5 日)

平成 24 年 10 月 3 日 (水曜日)

議事日程 (第 5 号)

平成 24 年 10 月 3 日 午前 9 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 町長提出第 117 号議案 平成 24 年度津和野簡易水道整備事業瀬戸浄水場機械設備工事請負契約の締結について

日程第 3 町長提出第 118 号議案 公の施設の指定管理者の指定について (津和野町駅前医療従事者住宅)

日程第 4 町長提出第 105 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 5 町長提出第 106 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 町長提出第 107 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 町長提出第 108 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 町長提出第 109 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 町長提出第 110 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 町長提出第 111 号議案 平成 23 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 町長提出第 112 号議案 平成 23 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 町長提出第 113 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 町長提出第 114 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 町長提出第 115 号議案 平成 23 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 町長提出第 116 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 発議第 8 号 竹島の領土権確立のために国の早急な対策を求める意見書(案)の提出について
- 日程第 17 発議第 9 号 米海兵隊垂直離着陸機MV 22 オスプレイ国内配備と低空飛行訓練の中止を求める意見書(案)の提出について
- 日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 117 号議案 平成 24 年度津和野簡易水道整備事業瀬戸浄水場機械設備工事請負契約の締結について
- 日程第 3 町長提出第 118 号議案 公の施設の指定管理者の指定について(津和野町駅前医療従事者住宅)
- 日程第 4 町長提出第 105 号議案 平成 23 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 5 町長提出第 106 号議案 平成 23 年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 町長提出第 107 号議案 平成 23 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 町長提出第 108 号議案 平成 23 年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 町長提出第 109 号議案 平成 23 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 町長提出第 110 号議案 平成 23 年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 町長提出第 111 号議案 平成 23 年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 町長提出第 112 号議案 平成 23 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 町長提出第 113 号議案 平成 23 年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 町長提出第 114 号議案 平成 23 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 町長提出第 115 号議案 平成 23 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 町長提出第 116 号議案 平成 23 年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 発議第 8 号 竹島の領土権確立のために国の早急な対策を求める意見書(案)の提出について
- 日程第 17 発議第 9 号 米海兵隊垂直離着陸機MV 22 オスプレイ国内配備と低空飛行訓練の中止を求める意見書(案)の提出について
- 日程第 18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員 (16 名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 京村まゆみ君 | 2 番 村上 英喜君 |
| 3 番 板垣 敬司君 | 4 番 竹内志津子君 |
| 5 番 道信 俊昭君 | 6 番 岡田 克也君 |
| 7 番 三浦 英治君 | 8 番 青木 克弥君 |
| 9 番 斎藤 和巳君 | 10 番 河田 隆資君 |
| 11 番 川田 剛君 | 12 番 小松 洋司君 |
| 13 番 米澤 宏文君 | 14 番 後山 幸次君 |

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	長嶺 常盤君
教育長	本田 史子君	参事	右田 基司君
総務財政課長	島田 賢司君	税務住民課長	楠 勇雄君
まちづくり政策課長	内藤 雅義君	営業課長	大庭 郁夫君
地域振興課長	久保 睦夫君	健康保険課長	齋藤 等君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	田村津与志君
商工観光課長	長嶺 清見君	建設課長	伊藤 博文君
環境生活課長	長嶺 雄二君	教育次長	世良 清美君
会計管理者	山本 典伸君		

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） おはようございます。引き続きお出かけをいただきましてありがとうございます。

ただいまより、平成24年第6回定例会5日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちにこれより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、3番、板垣敬司君、4番、竹内志津子君を指名いたします。

日程第2. 議案第117号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、議案第117号平成24年度津和野簡易水道整備事業 瀬戸浄水場機械設備工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。9月定例議会最終日ということでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今定例会に追加をお願いいたします案件でございますが、契約案件1件、指定管理者指定案件1件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議案第117号平成24年度津和野簡易水道整備事業 瀬戸浄水場機械設備工事請負契約の締結についてでございますが、去る9月13日に一般競争入札を執行いたしました結果、施工業者が決定をいたしましたので、議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第117号 平成24年度津和野簡易水道整備事業 瀬戸浄水場機械設備工事請負契約の締結について
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 特殊な機械ですので、ちょっとわかりませんが、一般競争入札に参加をした業者が何社あったのか、ということがまず第1点、そして、先ほど町内業者等々の説明がありましたけども、それはどういったことなのか、少し詳しくお話をしていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） ただいま2件についての御質問でございますが、まず1件目、この入札に参加した業者は4社でございます。

それから、先ほどの説明で、町内業者がやった部分と、今回の契約案件と分けたという理由でございますが、この施設につきましては、全体を一括発注あるいは分割発注という2つの選択肢がございましたが、町内業者でできる部分についてはできるだけ町内業者でやっていただくということで、建屋と、今までも町内業者さんがやった経験がある部分については、分けて町内業者で行いました。そういうことで、一つの案件を分割して発注したということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 4社の入札ということですが、この紫外線装置なるものが、その4社とも特殊な機械を持っていて、そして性能が違うものを4社とも持っているのか、それとも、もうこれは限られた、あるメーカーの1機種を設置するための入札なのか、ということをお伺いをします。

そして次に、今、地元業者等々の、話されましたけども、私が考えますに、地元業者がタッチするということは大変いいことで、ちょっとしたメンテナンスといいますか、そういったものが地元の業者さんがわかれば、トラブルの解消もスムーズに行くと思っておりますが、その辺を加味した、そういった地元業者の参入なのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 関連質問の後の分ではありますが、町内業者さんでやっていただくのは、建屋あるいは一部配管、こういったものでありまして、この施設の管理、要するに照射施設の管理、今からのメンテについては町内の業者さんがタッチしている部分ではないということでございます。

それからもう一つ、メーカーあるいは機種を選定でございますが、これは機種を指定をしてございません。で、業者の今回の入札要件としまして、紫外線、今回本町が出しましたような紫外線照射設備を過去にやった経験のある業者ということ、それからメンテナンスの関係がありますので、すぐ近くで、範囲としまして島根県、広島県、山口県内の業者、要するに近くにおいて、町のふぐあいが出たときに早急に対応ができる範囲内での施工業者ということで選択を要件といたしました。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 今の御説明の中で、町内業者でできる部分は、町内業者にやっていただくということなんですが、逆に申しますと、この紫外線装置というのは、町内業者では扱えないものなのかどうなのか、それともう一点が、過去に扱ったことがあるという、入札の要件が出てくると思うんですが、これは今回の入札に限らず、さまざまな入札で過去の実績を問われると思うんですが、そうすることによって、新規の業者が入ってこれないと思うんですけれども、その点についてはどういうお考えでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 今、町内業者の育成ということで、これは、私よりも町長さんのほうからお答えいただくほうが正しいかと思いますが、できるだけ町内業者の育成ということで、新規のものについても、町内でできる範囲のものは町内業者にしていこうというのが、きょうの町のスタンスというふうに私も理解しております。

ただしながら、大きな施設につきましては、やはり町も、これも、初めて、津和野町においては水道施設で初めての施設でございます。ということは、私たち職員も管理運

営についてなかなか不勉強なところもありますので、そういった過去に経験を持たれた業者で、しっかりした施工能力のある業者に設置をお頼みして、お願いして、できるだけリスクを少なくするという意味合いで今回そのような選択をしたものでございまして、これを全てにおいて経験を有するものということである、ということではなくて、この案件につきましては、そのようなことを重視した選択方法をしたものでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。（「町内業者はできないの」と呼ぶ者あり）環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） このクリプト対策の施設につきましては、町内業者では、施工管理が経験がないというふうに思いますし、できないというふうに判断を、あくまで判断でございしますが、したものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） そうしましたら、この建屋と新規につくられる部分の金額の割合はどれくらいのものでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） これは別件でございしますが、建屋につきましては、契約金額は2,136万8,550円でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございしますか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 今回、次亜塩素酸ソーダでは死滅できない、そのクリプトスポリジウムというものの対応として、紫外線処理施設ということでございしますが、初めて町内の水道施設に設置されるというふうに、今、回答があったかと思えますが、それぞれ今日、何方所か給水施設が分散しておりますが、今後、このような施設を設置をしなければならない、そういう施設もあるのかなと思えますが、これからのそれぞれの分散している施設に、このようなものを取りつける予定があるのかなのか、つけなければいけないのかどうか、たしか直地の簡水もこのような事態があったようにも聞いておりますが、その辺をお聞かせいただいたらと思えますが。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） ただいまの質問であります。まずこのクリプトスポリジウム、要するに塩素性の病原生物、これが今対応できる分は緩速ろ過、砂ろ過をする分、あるいは上向式等のろ過器がついているものについては、これは厚生労働省も浄化できるというふうに認めております。で、ないのは、直接井戸からくみ上げている、あるいは笹山水源のように、湧き水を直接皆さんのほうに滅菌だけでお配りしている水、これが対象となるものでございまして、この津和野地区簡易水道整備事業、26年度までの3カ年において、一番主要な水源、今年度、瀬戸をやりますが、来年度、笹山、再来年度、戸谷というふうに津和野地区の主たるものを先にやります。その後、日原地域についても大きな水源から順次整備する計画でござい

○議長（滝元 三郎君） 9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） この処理の方法についてですが、紫外線処理と、余り、専門的でない、わかりませんが、私どもが聞くところによると、従来の形の処理方法ではなく、電気によって塩素系のものを除去するという装置が、だんだん普及しつつあるうちゅうように聞いとるんですけども、全然これとは物が違うかもわかりませんが、今後そういう形のものを各簡易水道のほうへ、逐次やっていくということでございますので、その処理方法については、この方法しかないのか、あるいはもう一つ、私が聞いたところによる、電気で作るとかなり安いコストでできるというような話も聞いておりますので、方法はこれしかないのかどうか、その点ちょっと、ほかに方法があるのかどうか、類似したものがあるのかないか、その点をお聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 先ほど3番議員さんのところでお答えをさせていただきましたけども、この除去装置としましては、緩速ろ過とかソッカ装置、それから、これも平成19年に厚労省が紫外線照射についても、長年の実績等からして、やっと厚生労働が19年に認めたというものでございます。それまでは、紫外線での処理は厚労省も認めておりませんでした、そういったことで、今、認められておりますのは、私が知っておる範囲ではろ過装置とこの照射というふうに承知しております。

で、今後その電気とかいうものもいろんな日進月歩、進むと思うんですが、それが厚生労働省が認めたものについては、それを経済比較、あるいは耐久性とかそういったものを比較して、安価でいいものであれば、それを取り入れる、これは指導のもとにやりたいと思っておりますが、今のところは、紫外線照射が経済比較等々によって、ろ過装置をつけるよりは、安価でいいということで採用したものでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 先ほど、建屋の件ですけども、町内業者の育成というのを言われましたけども、この予算の中に、二千何万円が含まれているとなれば、——含まれているんですか。別途。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） （ ）

○議員（10番 河田 隆資君） （ ）それはまた新たな入札をするということですね。（「済んどる」と呼ぶ者あり）済んどる。

○議長（滝元 三郎君） きちんと質疑をしてください。

○議員（10番 河田 隆資君） はい。

○議長（滝元 三郎君） 質疑はいいですか。（発言する者あり）

○議員（10番 河田 隆資君） それは機械設備だけでなしに、別途にまた出されるおつもりですか。その二千何ぼうというのは。

○議長（滝元 三郎君） 環境生活課長。

○環境生活課長（長嶺 雄二君） 説明が不十分だったかと思えますけれども、建屋等については、既に発注済みでございます。で、2,000万というのは建屋部分、図面の中で黒線部分については既に発注して、町内業者で契約を済ましてもう着工をしております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第117号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第117号平成24年度津和野簡易水道整備事業 瀬戸浄水場機械設備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第118号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、議案第118号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町駅前医療従事者住宅）を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第118号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町駅前医療従事者住宅）でございますが、去る9月25日に選定審査会を開催し、候補者を決定いたしましたので、議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしく願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） まちづくり政策課長。

〔担当課長説明〕

.....
議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について（津和野町駅前医療従事者住宅）
.....

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第118号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第118号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町駅前医療従事者住宅）は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第105号

日程第5. 議案第106号

日程第6. 議案第107号

日程第7. 議案第108号

日程第8. 議案第109号

日程第9. 議案第110号

日程第10. 議案第111号

日程第11. 議案第112号

日程第12. 議案第113号

日程第13. 議案第114号

日程第14. 議案第115号

日程第15. 議案第116号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、議案第105号平成23年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、日程第15、議案第116号平成23年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上12案件につきましては、決算審査特別委員長の報告を求めます。8番、青木君。

○決算審査特別委員長（青木 克弥君） それでは、決算審査特別委員会の審査報告を行います。

報告に先だってお手元に配付しました報告書の中の文言が、若干異なっておりますところがございます。読み上げますので、御容赦願いたいと思います。数字その他については、変更はございません。よろしくお願いをいたします。

決算審査特別委員会審査報告書。

平成24年第6回(9月)定例会において本委員会に付託された平成23年度津和野町一般会計、特別会計及び病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査の結果、意見、以下、表のとおりでございますが、読み上げます。

議案第105号平成23年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

全員賛成で認定。意見は別紙のとおりでございます。

議案第106号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

全員賛成で認定。別紙のとおり、意見です。

議案第107号平成23年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

全員賛成で認定。意見は別紙のとおり。

議案第108号平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

全員賛成で認定。意見は別紙のとおり。

議案第109号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

全員賛成で認定。意見は別紙のとおり。

議案第110号平成23年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

全員賛成で認定。意見は別紙のとおり。

議案第111号平成23年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

全員賛成で認定。意見は別紙のとおり。

議案第112号平成23年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について。

全員賛成で認定。意見は別紙のとおり。

議案第113号平成23年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

全員賛成で認定。意見は別紙のとおり。

議案第114号平成23年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。

全員賛成で認定。意見は別紙のとおり。

議案第115号平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

全員賛成で認定。意見は別紙のとおり。

議案第116号平成23年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

全員賛成で認定。意見は別紙のとおりでございます。

1、審査年月日。

平成24年9月18日、25日、26日、27日、28日の5日間。

2、審査の結果及び概要・意見。

議案第105号平成23年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成23年度の歳入総額は80億5,784万498円、歳出総額は80億168万600円で、差し引き収支は5,616万438円の黒字決算である。

(2) 平成23年度基金残高は、一般会計基金27億1,411万7,000円(前年比3億9,079万2,000円増)、特別会計4億8,203万円(前年比1,538万4,000円の減)、土地開発基金3,261万6,000円(前年比2万6,000円増)で、総額は32億2,876万3,000円(前年比3億7,543万4,000円増)である。一方、地方債残高は総額113億8,871万8,000円(前年比9億3,184万3,000円の減)であり、町民1人当たりになると136万円である。

(3) 町税については滞納総額1億198万円(前年比606万830円の減)で、多少減少しているものの、依然として大きい額である。不納欠損総額は1,207万4,000円である。

景気低迷、高齢化等の厳しい社会情勢が背景にあるとはいえ、税の公平性の観点からも、最終的には法的手段も駆使し、より強い徴収姿勢で臨むべきである。

(4) 使用料・負担金について、住宅使用料の滞納額は841万7,000円(前年比99万4,000円の減)、保育料等児童福祉費負担金の滞納額157万3,000円など、総額999万円となっている。

町税等滞納整備対策本部を強化し、引き続き積極的な徴収を行うべきである。

(5) 職員の時間外勤務は8,814時間で、22年度より5,317時間減っているが、依然として、課、担当によって格差が生じている。適切な人員配置とともに課内の連携を強化し、労務管理、人事管理の徹底を図るべきである。

(6) 負担金・補助金については、対象団体の目的や事業内容、決算等をいま一度精査し、見直しを図るべきである。

(7) 不用額については、的確な事務処理に努め、事業の進捗と予算管理を適切に対応されたい。

(8) 委託料は、確認作業を着実にを行った後、予算執行されたい。

(9) ふるさと納税制度については、納税者の意向を十分考慮した運用を図られたい。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第106号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成23年度の歳入総額は10億8,644万7,359円、歳出総額は10億8,413万9,165円で、差し引き収支は230万8,194円の黒字決算である。

(2) 国民健康保険税の滞納額は3,318万3,651円で、昨年より479万1,000円減少しているものの、依然として大きい。

(3) 国民健康保険税の滞納は、世帯家族の受診控えから重大な健康被害につながる懸念があるため、収納強化を図る一方で、対象者との相談を密に行うべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第107号平成23年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成23年度の歳入総額は12億9,188万4,279円、歳出総額は12億7,871万599円で、差し引き収支は1,317万3,680円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第108号平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成23年度の歳入総額は2億8,019万2,283円、歳出総額は2億8,012万2,783円で、差し引き収支は6万9,500円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第109号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成23年度の歳入総額は4億1,471万3,014円、歳出総額は4億1,282万5,916円で、差し引き収支は188万7,098円の黒字決算である。

(2) 水道料金の滞納額は918万287円で、前年度比23万1,019円の増となっている。

(3) 滞納処理は、税の収納対策と連携を密にし、不納欠損処理も視野に入れて対処すべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第110号平成23年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成23年度の歳入総額は3億2,974万671円、歳出総額は3億2,751万2,379円で、差し引き収支は222万8,292円の黒字決算である。

(2) 下水道料金・受益者負担金の未納額が165万5,000円で、前年度より14万9,000円の増となっている。さらなる収納努力が必要である。

(3) 年度末現在の加入率は津和野処理区48.4%、日原処理区83.2%である。津和野処理区では前年比で3.5%増になっているが、加入率を上げるよう今後も努力が必要である。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第111号平成23年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成23年度の歳入総額は573万3,838円、歳出総額は567万2,880円で、差し引き収支は6万958円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第112号平成23年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成23年度の歳入総額は1,386万4,084円、歳出総額は1,386万4,084円の同額である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第113号平成23年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成23年度の歳入総額は8,392万9,036円、歳出総額は8,265万7,493円で、差し引き収支は127万1,543円の黒字決算である。

(2) 使用料の滞納額は118万5,000円で、前年度より136万5,000円の減となっているが、効果的な収納対策を強化すべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第114号平成23年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成23年度の歳入総額は1億1,225万4,326円、歳出総額は9,823万7,098円、差し引き収支は1,401万7,228円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第115号平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成23年度の歳入総額は5億628万2,343円、歳出総額4億8,933万1,140円で、差し引き収支は1,695万1,203円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第116号平成23年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成23年度の収益的事業収入は7億3,870万1,626円、収益的事業支出は7億2,276万8,976円で、差し引き収支は1,593万2,650円の黒字決算である。資本的収入は6,419万6,234円、資本的支出は7,971万2,444円で、差し引き収支は1,551万6,210円の赤字決算である。

(2) 医療従事者の確保対策をより充実させ、療養病棟の再開と今後の方向について検討すべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

以上、津和野町議会議長滝元三郎様、決算審査特別委員会委員長青木克弥。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。質疑は、一般会計、特別会計、病院事業会計に分けて行いたいと思います。

まず最初に、一般会計に対する質疑をお願いをいたします。ありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 監査の立場で質疑というのもちょっとどうかと思いますけども、1点だけお伺いをいたします。

9番に、ふるさと納税制度についてが意見として出されておりますけども、これを入れられた意図についてお伺いをしたいわけですが、特別委員会の中において、執行部等々の御意見等も聞かれたと思いますが、その点についてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 特別委員長。

○決算審査特別委員長（青木 克弥君） ただいまの件につきましては、ふるさと納税は、既に報告されておりますように、一定の金額が積み上げてまいりました。しかし、今までは、そのふるさと納税で入られたものを基金として使っておりませんが、そのふるさと納税に納税されました方々の意向というのは、それぞれいろいろな意見の中で納入されておまして、しかしながら、それがいまだに実行されてないということに懸念があります。そういった意味で、一定の期間、一定の金額が積み上がったならば、できるだけ、納税されました方々の意向を、例えば、これこれに、まあ、観光に使ってほしいとか、あるいは高校の育成に使ってほしいとか、そういう意向に沿って、できるだけ早い時期で執行をしたほうがいいんじゃないかということで意見を述べたわけです。執行部、町長の総括答弁の中にもお話がございましたが、そういうような方向でもって、早急にそういう方向に向けて実行していきたいという返答でございました。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 細かいことかと思うんですけど、決算書の中で、これは、これまでずっとこういうふうな表現をされていたと思うんですが、決算書の58ページ、上のほうから見てもらって、19の負担金補助及び交付金のところで、部落解放同盟県連合会石西支部負担金というようなことで、26万3,000円入ってるんですが、民間の団体に対して負担金という表現が、私はどうも納得いかないんですが、負担金ということになりますと、この会に津和野町が入っているとか、活動の一部になっているとか、そういうふうには受け取れるんですが、その点は委員長としてどのように考えられるか、また、執行部のほうへ尋ねられたかというところをお聞きしたいんですが。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○決算審査特別委員長（青木 克弥君） この件に関しましては、例年若干の質問が出てまいって、決算の議論の中でも今までもあったと記憶しております。

で、今回、この負担金について、執行部に対しての質問、意見等は、ありませんでしたが、今、委員長の考えはどうかということをお求められておりますので、私個人の意見をお話しをさせていただきたいと思っております。

この、負担金としてどうかという、予算書のあるいは決算書の、いわゆる歳出費目につきましては、私がここで述べるあれはないと思っておりますが、ここの、いわゆる負担金かあるいは補助金かです出したこの相手方について、今質問の中にございましたように、津和野町がその中に負担金として出すのなら、津和野町がかかわっているかという御質問だったと思っておりますが、この部落解放同盟の連合会石西支部というのは、既に質問者も御存じだと思いますけれども、同和対策あるいは同和関係の大きな団体というのは、日本には4つございます。その中で、島根県で一番大きく活動している、実績の上がっている活動をしているのは、この部落解放同盟だと私は認識しております。で、その中でこの石西地区において、いわゆる同和対策だとか、あるいはそういうような人権問題だとか、そういったものに対応して、いろいろな事業を行ってございますが、年間、この人権週間というの、この部落解放同盟と各関係市町村が一緒になって催しております。そういうようなことも含めて、この中に何がしかの金額を出しているというぐあいと私は認識をいたしておりますし、基本的に津和野町が全くかかわっていないということではなくて、一緒になってこの一番大きな団体と連携をしながら、そういう人権運動をやっているというように認識でございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。——ないようですので、次に特別会計について、一括をして質疑をお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようです。

次に病院事業会計について質疑をお願いいたします。病院事業会計、ございませんか。——ないようですので、以上で、決算審査特別委員長に対する質疑を終結いたします。

続きまして、議案第105号平成23年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 平成23年度決算について、反対の立場で討論いたします。

私は、この23年度当初予算にも反対をしております。その中の一番大きな理由としましては、森鷗外生誕150周年記念事業の関係で、総額2,404万3,000円、教育費においてそうですね。それから商工観光課、営業課関係の負担金とを合わせて2,654万3,000円という予算が充てられています。で、この予算がほとんどこの予算のとおりには執行されているということで、これだけの予算をこのほうに充てるのではなくて、少しでも、いろんな町民等の参加のもとに工夫しながらこの事業をやるという

ことで、執行に当たっても軽減に努められ、それを教育の関係、また、商工観光、営業、そういう方面の他のことへ使っていくべきではないかなというふうに思います。

で、予算のときの反対討論にも入れましたけども、教育費について、私は一番、これからのことで考えてほしいなというふうに思っているのは、津和野と日原の小中学校の用務員の兼務についてです。この解消を本当に早くやっていただきたいということで、森鷗外生誕150周年記念事業を節約する中で、こういうふうな、用務員の兼務解消というようなところへ振り分けることはできなかったかなということをおもいます。次年度、25年度の予算の編成の時期にもぼつぼつ入りますので、そういうことを考慮に入れて、もう生誕150周年記念事業というのは、これからはもうないというふうに考えますけども、今後いろんな事業をされる場合に、ぜひとも、学校用務員関係が善処されるようにということをお願いをしておきたいと思えます。

それから、先ほど部落解放同盟のことについて質問いたしましたけど、これは毎年、私、述べているんですけど、今回予算書をじっくり見て、これはどうなんかなという疑問を感じたのが、先ほどの負担金という文言です。補助金ならまだわかるんですけども、負担金ということになると、解放同盟の運動に、運動にというか、組織的にかかわるとか、それから運動として大きくかかわるといようなことで、負担金という言葉はふさわしくないのではないかなというふうに考えます。で、審査資料を見せていただいたんですけども、その中の部落解放同盟の会計の中身を見てみますと、収入として会費は13万円です。それから、負担金という形で、益田市、津和野町、吉賀町、合わせて18万8,000円あります。で、全体の収入が213万8,058円の中で、益田市、津和野町、吉賀町が出しているこの負担金なるものが相当高い率を占めているという、こういう負担金で、本当に活動が成り立っているということをおもいますと、民間の一団体が、団体に対して、こういう出し方がいいのかどうか非常に疑問を感じます。あとまだいろいろありますけども、主に以上の2点について私は賛成することができませんので、反対討論といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。——次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決いたします。この決算に対する委員長報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第106号平成23年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第106号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第107号平成23年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。——次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第107号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第108号平成23年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） ずっと私はこの後期高齢者医療制度の会計について反対してきました。この制度そのものが大きな問題を含んでいるということで、認めることができません。現政権は、これを廃止して新しい保険制度をつくっていくというふうな公約のもとに成立したわけですけども、これもなげうってしまっているということで、本当に私は非常に憤慨しております。これは余談でありましたが、以上のようなことで、この決算については認めることができません。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。——次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。——ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第108号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第109号平成23年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。——次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第109号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第110号平成23年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論なしと認めます。

これより議案第110号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第111号平成23年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第111号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第112号平成23年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。——次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第112号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第113号平成23年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第113号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第114号平成23年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。——次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第114号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第115号平成23年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第115号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続きまして、議案第116号平成23年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。——次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第116号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがいまして、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

ここで、後ろの時計で10時15分まで休憩といたします。

午前10時02分休憩

.....

午前10時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第16. 発議第8号

○議長（滝元 三郎君） 日程第16、発議第8号竹島の領土権確立のために国の早急な対策を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本案件につきまして、趣旨説明を求めます。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） それでは、竹島の領土権確立のために国の早急な対策を求める意見書（案）の提出について、提案理由を述べさせていただきます。

韓国の李明博大統領は、8月10日に日本政府の中止要請を無視し、島根県隠岐郡隠岐の島町の竹島へ不法上陸を強行いたしました。竹島は、歴史的事実に照らしても、国際法上も明らかに我が国固有の領土であります。これら韓国側の昨今の挑発的で一方的な言動は、島根県民はもとより日本国民の感情を著しく傷つけたことは、極めて遺憾であります。

日本国政府はもとより衆参両院におきましても、韓国政府に対し、毅然とした態度をとるべきである旨の決議がなされるなど、日本国として竹島問題の解決に向けて新たな動きを見せております。

しかしながら、政府内での専門部署の早急な設置と、問題解決に向け真に機能する強固な体制の整備や、国際社会に向け、我が国の主張の正当性をアピールすること。また、「竹島の日」を国で制定することを初め、日本の将来を担う子供たちへの竹島に関する教育の徹底などによる、さらなる国内世論の喚起など、課題は山積しており、日本国政府は引き続き緊張感を持ちつつ、また、国内世論に対して、領土権の正当性を啓発し、国家の意思を国際社会に明示する必要があります。

よって、政府及び国会に当たっては、竹島の領土権確立のために、以下の事項を実現するため、実現を早急に進めるよう強く求めるものであります。

竹島に対する政府内での専門部署を早急に設置し、問題解決に向けて、真に機能する強固な体制の整備を図ること。

二つ目に、竹島の歴史・領土問題など、日本の将来を担う子供たちへの竹島に関する教育の徹底を図ること。

三つ目に、竹島の領土権を国内はもとより国際社会に向け、我が国の主張の正当性を広く世論に訴えることが理由でございます。

以上、提案理由とさせていただきます。御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 記の一番のところ、問題解決に向けて真に機能する強固な体制整備を図ることというふうにあります。真に機能する強固な体制整備というところが、ちょっとわかりかねますが、例えばどのようなことなのでしょう。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、この問題解決に向けてというところでありませぬけれども、この問題というのは、もちろん平和的に解決することが大前提でありまして、その解決に向けて、現在外務省等初めさまざまな関係機関が設置されていると

と思いますが、この竹島に関する竹島を含めた領土に関する問題、例えばこのたび国際司法裁判所への提起がなされておりますけれども、そういった統括的な、こういった領土問題に対応する、機能する部署を設置することが必要ではないかということであり
ます。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 私も、竹島は日本の領土だということを確認しています。ですから、日本国として、毅然とした態度で平和的な解決に取り組むということ、非常に今大事な問題だと思います。ですが、先ほども質問しましたけども、真に機能する強固な体制整備というところが、どうもひっかかります。

この強固な体制整備という中に、自衛隊の配備とかそれからアメリカ軍の力をかりた軍事的な脅威になるようなこととか、そういうようなこと。そういうこの言葉の中にそういうものが含まれていくんじゃないか。今後、そういう動きが出てくるのではないかと
いうことで懸念するわけですが、やはりそういうことをやればやるほど、今領土で本当に問題が起こっております韓国にしても中国にしても、やはりそういうことに敏感に反応してくると思います。ますますその関係がぎくしゃくしてくるというふうに思いま
す。

ですから、本当にすぐぱつとあしたには解決するということにはならないかもしれま
せんけども、気長にきちっと話をしていくべきだというふうに思いますので、ここの強
固な体制整備というところがある限り、私は賛成することができません。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 賛成の立場から。

まず、島根県は隠岐の島を含めると、約海岸線が1,000キロあります。それか
ら、津和野町からすれば端から端になるわけですけども。ここで日本の将来を担う子供
たちへの竹島に関する教育の徹底とあります。これは国に求めるばかりではなく、この
津和野町においても関連があると思っております。というのも、森鷗外という文学者が
津和野から出ておりますけども、その弟で潤三郎さんという方がおります。それが、島
根県の所属と明治政府から告示される前の年1904年になりますけども、そのときに
朝鮮年表という著書を執筆刊行しております。その中に掲載されている朝鮮全図とい
う地図の中で、現在の竹島は描かれてないという事実があります。この島を国土とする認
識が、当時なかったのではないかと
思っております。これは韓国側にです。

それともう1点は、1965年これは写真家の桑原史成さんですけども、韓国の反日
デモの取材の帰りに竹島のことを憂えて、小型飛行機をチャーターして軍事レーダーを

避けるコースを飛びながら竹島に近づき撮影しております。今、島根県が桑原さんからそのときの写真を借用して使っております。こういった事実が津和野にもあるわけです。そういったものをもっと津和野の子供たちにも知らせる機会を、教育委員会は持ってほしいなと思っております。あくまでも賛成の立場で申します。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第8号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、発議第8号竹島の領土権確立のために国の早急な対策を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。各関係機関に津和野町議会の意見書として提出をいたします。

日程第17. 発議第9号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第17、発議第9号米海兵隊垂直離着陸機MV22オスプレイ国内配備と低空飛行訓練の中止を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

本意見書につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本案件につきまして、趣旨説明をお願いいたします。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 最初に訂正をお願いいたします。一番最後のページに意見書提出先というのがありますが、衆議院議長の名前の横道の道が間違っておりますので、訂正をお願いします。道路の路のほうにお願いします。

それでは、米海兵隊垂直離着陸機MV22オスプレイ国内配備と低空飛行訓練の中止を求める意見書について、提出をしていただきたいという趣旨を説明いたします。

皆さん連日の報道でも御存じだと思いますが、10月1日、2日に沖縄へ岩国から移されました。きのうの段階で9機移されたということなんですけども、それに対して沖縄の人々のあの大きな反対運動、これも報道されたので皆さん御存じだと思います。

なぜ反対するかと言うと、やはりオスプレイが開発段階から墜落事故を繰り返していたり、それから、民間空港等に緊急着陸をしたりというような事故が多発しているからです。普天間基地そのものを早く撤去してほしいという沖縄の県民の皆さんの切実な願いがあるにもかかわらず、その普天間基地に非常に危険であるこのオスプレイを配備するということが自体に、大きな怒りが沸き起こっております。アメリカ側はいずれも「人

為的ミス」と言っていますが、人為的ミスならこれほどの、今までの輸送機に比べてこれほどの多くの割合での事故は起こらないと思います。やはり、欠陥があるからこういう事故が多発しているということです。

この配備の後、今後どうということが起こるかと言いますと、全国、東北、北信越、近畿・四国、中国、九州、沖縄・奄美の六つのルートで150メートルの低空飛行を含む訓練など、沖縄と本土のあらゆる場所で訓練を想定しています。

これまでも米軍の訓練機が津和野町を飛行しているので、私も何度か一般質問等でお話いたしましたけども、このオスプレイが飛行する可能性は非常に高いわけです。そういう危険を及ぼすということと同時に、このルートの下には絶滅危惧種であるイヌワシやクマタカ、ライチョウの生息域があることも今明らかになっております。騒音や風圧でこういう生き物のほかに、自然環境、植物等あらゆる自然環境に深刻な影響を与えます。

アメリカでは、例えばハワイでは風圧によって遺跡が破壊されるおそれがあるということで、住民の反対運動が起こり、配備を予定していたのが中止されたということもあります。米国において中止されるものが、なぜ日本の国内で中止されないのか。これほどあらゆる面に危険や被害を及ぼすこのオスプレイの配備が中止できないのか。

これは、日本の政府の強い態度も必要だと思いますし、アメリカの余りにも日本の国民の人権を無視したこのやり方に、非常に怒りを覚えます。これは、私一人ではありません。本当に沖縄の人々、そのほか全国の7割、8割の人たちが反対してるという状況の中で強行されています。そういう強行された、本当にここで諦めるのではなくて、これからのいろんな訓練ももとよりですけども、配備そのものを中止するよう米国に政府は強く訴えてほしい。そして、中止しますというふうなことを米国に伝えてほしい、そういう意見書です。

皆様の御協力をぜひともお願いして、本当に全国各地からこういう反対の声を出し、実質中止というふうなところへもっていければというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま説明がありましたが、日米安保条約では飛ぶ飛行機やヘリコプターの機種というものを、こちらから決めるということとはできないというふうにも聞いております。日米安保条約がある限りは、この配備そのものに反対することはできかねるのではないかとはい思いますが、その点をお聞かせいただきたいことと、実際に先日来テレビで、中国の国内において日本の企業などが打ち壊しや、そして謀略等、奪略等いろんな場面がテレビで流されております。法治国家として統治できていない、そういう姿も感じるわけではありますが、非常に今、中国の脅威ということも言われている中で、日米安保条約というものがやはりそのような中から国を

守るという意味でも、重要な役割を果たすのではないかとも思えます。その点について、お聞かせいただきたいと思います。

私は、住宅の上で飛ぶということはやめてくれということは賛成しますが、しかし、配備そのものということを今、国の防衛ということを考えたときに、それは一概にどうなのかなという、そういう疑問を感じることであります。その点について質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 日米安保がある限り、国内配備とかそういうことに対しては日本は何も言えないという、そういう立場そのものがどうかなというふうに思います。日本国民として、何かやっぱりアメリカに本当に主権を奪われているというふうに私は感じます。

日米安保も日本がやめると言えば、それでやめられるわけです。

今この日米安保云々についての論議ではありませんけれども、日米安保があるから何でもかでも許すということは、それは、やはり日本国民としてあってはならないことだと思います。私たちの命や安全が、今脅かされてるんです。それで、本当に豊かな自然が脅かされているわけです。ですから、安保があるから認めなきや仕方がないというのは、やはり私たちは憲法で主権を守りますというふうに保障されていながら、外国によって憲法、私たちの主権が今脅かされてるというその事実をきちっと認識しなければいけないと思います。

今このオスプレイの配備、「はい、そうですか、どうぞ」では、本当に私たちの命も安全も守ることはできません。それから、中国での暴動等いろんな大変な行動が起きましたけれども、これについてやはり日米安保のもとでの、アメリカに守ってもらうという、そういうことはどうかなというふうに思います。

中国やさっき竹島のことが出ましたけど、韓国にしてもやはり、ああいうことが起こる根底には、日本が戦後の処理をきちっとしていなかったというそういう思いがあるわけです。かつて侵略されてひどい目に遭った。それに対して日本がきちっとした処理をしていないということ、それがやはり一番大きなことではないかなと。かつて日本軍によってひどいことをされたその思いというのは、ずっと教育の中でも伝えられております。ですから、やはり何かあると、日本が再びそういう危険な国になっていくのではないかと、そういうおそれも多分にあると思います。

ですから、私たちは軍事力で強くなるというのではなくて、やはり本当に友好的な方法で、話し合いでいろんなことを解決していくべきであります。ですから、オスプレイの配備は必要ないというふうに思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はございますか。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） 大変、オスプレイは事故多発している印象が強いですが、オスプレイは機種は3機種あります。今回運用されるのがMV 22といわれる人員・物資輸送、それとほかにCV 22という特殊作戦、それと空軍仕様のCV 22の特殊作戦、それがあつたわけなんですけども、モロッコで墜落したのがMV 22ですが、フロリダの事故は空軍仕様のCV 22となっております。

今回の運用はMV 22でありまして、大体10万飛行時間当たりの重大事故の件数を示す事故率ですけども、海兵隊が所有する回転翼や回転翼の航空機の平均事故率より低いのが実態です。オスプレイの事故率は1.93と、運用されるMV 22は1.93にとどまっております。

そして、この事故率ですけども、大体配備当初は事故が多発するが、その後低下し、老朽化して再び多発するU字となるというもの、これはバスタブ曲線というんですけども、今この運用する以前に、米軍はCH 46をもう半世紀近く運用しております。この老朽化するほうが、むしろ危険ではないかとも言われております。その点どう考えておられるかお聞かせ願います。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 老朽化する危険はもちろんです。そういうものを飛ばしていただければ困りますし、そもそも米軍の訓練機が日本の上空を飛ぶこと自体が危険なことだというふうに思います。事故率云々というよりも、実際に今あのオスプレイMV 22は、回転翼プロペラの垂直に回ると、それから水平になるとその転換のときに事故が起こりやすいというふうに言われております。それを慎重にやるから大丈夫だというような、政府もそのような安全宣言を出しておりますけども、そういうものが出たから安心だということではないと思います。現に事故が起こっているわけですから、やはりこういう危険な物は排除するというのが、やはり空を飛ばれる、上空を飛ばれる人間として認めないというのが、本当に真情じゃないかというふうに思います。

私は、やはりあの沖縄の人たちがあれだけの怒りをもって反対をするということは、今まで沖縄の人たちが、随分いろいろとアメリカ軍の航空事故等でも苦しめられていますし、それからこの近くでもアメリカ軍の訓練機によっていろんな被害が出ているということもあつて、オスプレイがさらにそれを上回るような事故率、それから騒音被害、風圧の被害、そういうものがあるからこそ認められないというふうに沖縄の人たちも私たちも考えているわけです。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ほかに質疑はありますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 今までいろんな質疑に対して、紹介議員である竹内議員の答弁を聞きますと、なぜ今回の意見書にオスプレイというのを固有名詞で上げてるのか。今までの説明を聞いてると、戦闘機自体が全部いけないというふうに考えら

れるんですけども、なぜオスプレイに限ってあったのか。それも言うなら、あっさり米軍の戦闘機一切が配備してはならないと、日本から撤去してくださいというような請願のほうが、あなたが言ってることに対して正当性が生まれるんですけども、オスプレイに限ったのはどういうことなのか、ちょっとお知らせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 米軍の戦闘機全般の配備をやめてほしいというのは、それは当然です。ですが、現に今オスプレイが多くの国民の反対を押し切って配備されたという、現時点においてこういう声を上げることが大事だということでオスプレイに限定したわけです。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 私は、この沖縄に何度も行っております。それで、この10万人規模のデモがあったときも沖縄にいました。そのときに、沖縄の町の中をずっと歩いてみて、プラカードやら立看やら何やらかんやらという形で、一斉にこれに対して反対してるという雰囲気はありません。現場を見ております。

それで、この10万人規模の云々と書いてありますが、これは私が取材したわけじゃないんですけども、かなりの部分が動員がかかっております。ですから、やっぱり現場に立って見て、一体沖縄ってというのがどういう位置に置かれているのかということを知った上で、私はこれを判断すべきだという思いがありましたので、当然普天間基地の周辺、中には入れませんから、それから、宜野湾市の市役所の屋上からも見せてもらったりとか、それから、周囲の町々の中もずっと歩いてみたりとか、それから、反対をする人の意見も聞いたりとか、自衛隊員の意見も聞いたりもしました。

そういうことを踏まえたことと、それから、先ほどあったあの中国の脅威っていうことを見たときに、やっぱり怖いですよ。何をするかわからんっていう怖さがやっぱり一番あると。ですから、アメリカ軍アメリカと中国を、どっちにしてもベストっていうのはないわけですから、ベターな状態というものを見たときには、やっぱり今の中国のあの状況を見たときに、我々としたらやっぱりアメリカに頼っていかざるを得ないっていうことが現実です。

そして、海兵隊のところもずっと見て歩きましたが、海兵隊もこれをいきなり日本の自衛隊にぽんとシフトするということは、まずできない。だから、こういう現実で中国がまた尖閣諸島んところでするずる入って来るものを、やっぱりそれに対して日本の意思を示すということは、ある程度のものはやむを得ないというふうに思っております。

普天間は周囲が全部人家ですから、だからこれを避けて飛ぶっちゃうことはもう現実問題できないわけです。それで、移転を早急にすることが一番いいんでしょうが、現実の中ではこれが、もう今の日本の置かれた立場ではないかというふうに思っております。

したがって、オスプレイが危険か危険じゃないかということを私がここで申すわけにはいかないんですが、今のアメリカのヘリコプターが非常に老朽化して、次にこれに対してオスプレイを持って来るっていうことは、時代の流れだろうし、それから中国に対する一つの防波堤にもなるということ考えたときには、これはある程度やむを得ないというふうに思っております。

それで、私は、当然沖縄へ行くときには福岡から飛ぶわけですけども、福岡上空からおりて行ったり上がって行ったりするときには全部民家ですよ。こっちのほうが危ないでよっていう感じがせんでもないわけなんですけど。それと比較するのはここでは言えませんけども、今やっぱり日本が置かれた立場っていうようなものは、私はオスプレイを認めざるを得ないだろうというふうに思っております。

最後につけ加えます。条件としてつけ加えるとしたら、これは、現地の現場の声なんかも聞きますと、訓練はできるだけ海の上でやってくれと。訓練はです。最短距離として人家の上を飛ぶのはいいけども、やむを得ないけども、訓練は海の上が望ましいという声も聞いております。

それと、あの沖縄の人たちっていうのはやっぱり沖縄を出ていかないっていうことは、沖縄に対する愛着が非常に強いですんで、ですから、オスプレイが沖縄島民が全員で反対してるとは、私は沖縄に何度も行って見て、そういうふうには感じておりません。ですから、これは日本の新しい方向性を定める意味でも、日本とアメリカとの協調というのは必要じゃないかというふうに思って、この意見書には反対をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 賛成の立場で物を申すわけではありますが、その前に、我々この地方議会の特に町村議会の議会の場で、こういう先ほどの竹島問題も含めてであります。さまざまな意見書を提出してきた経過がございます。運動の一つとして地方議会も真剣に取り組んでいくっていうことについては、まことにいいが、こう思います。しかし、賛成の立場とはいえ、今回もオスプレイはまことに賛成をしながら、反対する意見に賛成しながら、まことにむなしい思いをするわけではありますが、それは、領土問題にしても今回のオスプレイの飛行訓練の話にしても、要は沖縄のあの仲井眞知事を初めとする沖縄県民の気持ちというものを、我々は非常に大事にせにゃならんのではないかと。日本の立場としてやむを得ないではないかという議員もいたり、あるいは甚だしい、私は若干、竹島の件で議員の発言を聞いて、人間的道理を説かにはならない立場にあるような職にある者が、果たしてあのような発言が許されるかというほど憤りを感じたわけではありますが。

私が言いたいことは、沖縄県民挙げて仲井眞知事を初めとして、普天間の市長さん等々の、テレビ報道でありますから我々は部分的にしか報道されたもので議会をしたり、共鳴をしたり、怒りを覚えたり、もろもろするわけではありますが、何はおいても沖縄県の知事を初めとする県民が、今回のオスプレイには大多数の方が、中には今賛成の人もおるといふ。それ確かにおいでになるかもわかりませんが、それを基本にせにやならんと、こういうことでありまして、飛行機の技術的なことや何かを論議しても、我々の素人段階で判断できるものでは決してない。

したがって、沖縄県民が知事を初めとして反対する、こういうような訓練飛行や何かを中止せにやあならんということが、強く我々も訴えるべきである。このように思って、本意見書に賛成するものであります。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） この意見書提出に対しまして、反対の立場で討論いたします。

2009年4月に北朝鮮が長距離弾道弾ミサイルテポドン2号を発射した経緯があります。これは、日本を越えて太平洋へ着弾した経緯があるわけではありますが、4月の15日にも北朝鮮は銀河3号、これは長距離弾道弾ミサイルテポドン2号か何かかわからないと、改良型と見られているものを発射をするというふうに報道されておりましたが、このときも日本は地対空誘導弾パトリオットPAC3を配備をされております。が、これは米国によりまして迎撃準備体制が入ったわけではありますが、このときには何事もなく終わっております。今、尖閣諸島をめぐる領有権を主張する中国、また韓国とは竹島問題、ロシアとは北方領土問題と、島国であります日本が抱える問題は余りにも多過ぎるわけであります。

日本国憲法第9条にも「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては永久に放棄する」というふうになっております。「陸海空軍その他の戦力は保持しない。国の交戦権はこれを認めない」このように憲法9条にあるわけではありますが、日本の有事が起こった場合には、どこの国が日本を防衛してくれるんでありましょか。日米安保条約は何であるのか。オスプレイを海兵隊の普天間飛行場に配備することに、米政府は日本防衛や自然災害への海兵隊の対応能力を格段に高めるために、また普天間に配備の意義は、高速で長い距離を飛行できるオスプレイは広大なアジア太平洋地域で鍵となる役割を果たせると、このように判断をしておるわけであります。

野田総理も「我が国の安全保障に大きな意味があり、安全性と地域住民の生活に最大限配慮し理解をお願いしたい。そのためには沖縄県だけでなく本土への訓練移転を具体的に進め、全国でも負担を分かち合っていくよう努力する」と、このようなメッセージを出されております。そういった政府の方針を信じまして、私は本意見書の提出には反対をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 反対の立場で意見を言わせてもらいます。

四方を海に囲まれた海洋国家の日本国土を守るには、アメリカとの連携は当分の間、避けられないものと考えております。特に、尖閣諸島における中国の脅威、もう新聞でも皆さん御存じとは思いますが、自衛隊また海上保安庁の力では、今のところ中国に対抗し、戦争とか何とかじゃなくて、抑えるような力ではないのではないかと考えております。したがって、オスプレイの配備も沖縄県民の感情もありますとは思いますが、日本国土のための配備には仕方がないのではないかと考えておまして、反対といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので討論を終結いたします。

これより発議第9号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立少数であります。したがって、発議第9号米海兵隊垂直離着陸機MV22オスプレイ国内配備と低空飛行訓練の中止を求める意見書の提出については否決されました。

日程第18. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（滝元 三郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

平成24年第6回津和野町議会定例会を閉会をいたします。お疲れでございました。

午前10時57分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員